

生物多様性 ふくおか戦略 (改定)



自然の恵みが日常にあるまち、ふくおか。

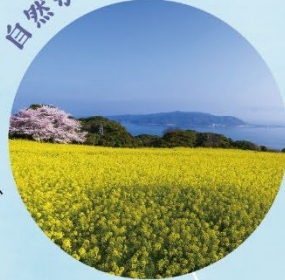
生物多様性は、いろいろな生きものの“個性”と“つながり”。
福岡市では、その恵みが日常の中に息づいています。

P11～P18で
詳しくご紹介しています

自然がいっぱい！

⑧ 能古島

天神から14.6km、
車でフェリー乗り場まで
21分、フェリー航路29分、
車で島内目的地まで6分



2億年を
生き抜いた
“生きた化石”
カブトガニ



⑦ 今津干潟

天神から17.8km、
車で28分

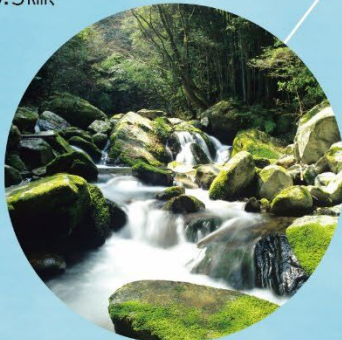


脊振に舞い降りる、
世界的に珍しい
蜂の巣ハンター
ハチクマ



⑥ かなたけの里公園

天神から15.5km、
車で29分



⑤ 野河内溪谷

天神から29.2km、車で44分



④ 室見川上流域(石釜のホタル)

天神から24.9km、車で43分



清流にだけ輝く、
夜を彩るいのちのひかり
ゲンジボタル

⑨ 志賀島

天神から24.3km、
車で36分



⑩ 和白干潟

天神から12.6km、車で22分



東アジアを旅する、
数千羽の奇跡の渡り
クロツラヘラサギ

⑪ 舞鶴公園

天神から1.6km、
車で9分



① アクロス福岡

階段状の大規模緑化により
200種以上の植物が育つ
“都市の森”。
落ち葉や雨水を活かした循環
の中で、昆虫や鳥が生息し、
生態系が形成されています。



② 東平尾公園

天神から9.6km、
車で20分



③ 油山

天神から22.7km、車で38分



福岡限定、
ひっそり生きる
幻のドジョウ

ハカタスジシマドジョウ
写真：福岡県保健環境研究所



写真提供：福岡市

※天神からの距離・所要時間は、福岡市役所付近を起点とし、フェリー区間を含む車利用時の標準的なルート(有料道路を含む)に基づく目安です。

福岡市の魅力を支える生物多様性。 都市と自然が近い環境の中で、守られ、育まれ、次の世代へとつながっています。

魅力① 自然が身近で住みやすい

➡福岡市は、中心部から30分ほどで、海や山、島の豊かな自然に出会えるまちです。特別な遠出をしなくても、ふだんの暮らしの中で気軽に自然を楽しめる環境が広がっています。



※1:「自然環境基礎調査」(環境省)をもとに集計及び作図
※2:「令和7年度水浴場(開設前)水質調査結果」(令和7年6月、環境省水・大気環境局)をもとに集計



※市街化区域は「暮らしや産業を支えるまちの区域」、市街化調整区域は「自然や農地を守る区域」を指します。」

魅力② 自然の恵みが豊かで住みやすい

➡新鮮な魚が並ぶ市場や、近くで育てられた野菜や果物など、福岡市には自然の恵みがたくさんあります。季節ごとのおいしい食べ物を身近に感じながら、毎日の食卓を楽しむことができます。



第2位

「かき日本一決定戦ランキング」

唐泊恵比須かき



鮮魚市場



潮干狩り



シロウオ



ごまさば



あまおう



博多雑煮

魅力③ 自然を大切にする心が息づく

➡放生会に代表される「いのちを大切にする心」や、寺社の多さが守ってきた緑。福岡市では、自然を大切にする想いが、文化とともに今も大切に受け継がれています。



放生会



櫛田神社



ラブアース・クリーンアップ

— 目次 —

第1章 戦略の基本的事項	1
第1節 生物多様性ふくおか戦略の改定	1
第2節 戦略の位置づけ	2
第3節 対象地域と戦略の期間	3
第4節 戦略改定のポイント	3
第5節 戦略の構成	4
第2章 生物多様性に関する現状と課題	5
第1節 上位計画の概要	5
第2節 国内外の動向	7
第3節 福岡市の生物多様性を取り巻く状況	11
第4節 福岡市の生物多様性に係る変化と課題	19
第3章 戦略の目指すべき姿・方向性	27
第1節 目指す将来像	27
第2節 基本的方向	28
第3節 施策体系	32
第4章 基本施策の展開	34
第1節 基本的方向1 知る・学ぶ	35
第2節 基本的方向2 守る・増やす	39
第3節 基本的方向3 活かす・つなぐ	45
第5章 推進体制・進行管理	51
第1節 各主体の役割	51
第2節 推進体制	53
第3節 進行管理	53
資料編	
資料1 用語	56
資料2 福岡市の生物多様性に関わる基礎情報	61
資料3 生物多様性に係る市民・事業者の意向	126
資料4 福岡市の生物多様性を取り巻く国内外の現状	136
資料5 Eco-DRR 情報の整理	141
資料6 戦略策定までの流れ	165
資料7 前戦略の評価	167

SDGs (Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)*は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現をめざす、2015(平成 27)年の国連サミットで採択された、2030(令和 12)年を期限とする 17 の世界共通の目標です。福岡市では、総合計画に基づく各施策の推進により、SDGs の実現に取り組んでいます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



※資料編の用語集(56～60 ページ)に解説を載せている用語には*を付記(本文初出のみ)

第1章 戦略の基本的事項

第1節 生物多様性ふくおか戦略の改定

1 生物多様性とは

生物多様性*とは、生きものたちの豊かな個性とつながりを意味します。

地球上の生きものは 40 億年という長い歴史の中で、様々な環境に適応して進化し、未知のものも含めると 3,000 万種¹ともいわれる多様な生きものが生まれました。私たちの暮らしも、森や里、川、海、豊かな農水産物など、生物多様性の恵みに支えられています。また、生物多様性は、心の潤いや多様な文化をもたらすほか、自然災害の防止や軽減にも寄与します。

しかし、人間活動の影響により、過去 50 年間ににおける種の絶滅は、過去 1,000 万年平均の少なくとも数十倍、あるいは数百倍の速度で進んでおり、適切な対策を講じなければ、今後さらに加速すると指摘されています²。

「生物多様性条約」*では、生物多様性は「生態系の多様性」、「種の多様性」、「遺伝子の多様性」の 3 つのレベルで構成されているとしています。

「生態系の多様性」は、森林、里地里山、河川、湿地、干潟など、様々な自然環境があることです。「種の多様性」とは、動植物から細菌などの微生物まで、様々な生きものが存在することを意味します。そして「遺伝子の多様性」とは、同じ種でも異なる遺伝子を持つことにより、形や模様、生態などに多様な個性があることを指します。

これら 3 つの多様性は相互に影響し合い、生態系が多様であれば種の多様性が高まり、さらに種内の遺伝的多様性を支える基盤となります。

2 戦略改定の目的

「生物多様性ふくおか戦略」は、生物多様性の保全と持続可能な利用を目指し、「生物多様性基本法」第 13 条に基づく地域戦略として、2012（平成 24）年 5 月に策定されました。福岡市では、生物多様性の健全性や生態系サービス*の低下を受け、戦略に基づき、自然環境のモニタリングや保全・再生、市民への普及啓発などの取組みを進めてきました。

しかし、土地利用の変化や気候変動*、外来種の侵入などにより、生物多様性を取り巻く状況は世界的にも、そして福岡市でも深刻化しています。一方で、社会全体への生物多様性の重要性の浸透は十分とは言えません。

¹ 環境省自然環境局「生物多様性国家戦略 2023-2030」2023（令和 5）年

² 生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム（IPBES）「生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書」2019（令和元）年

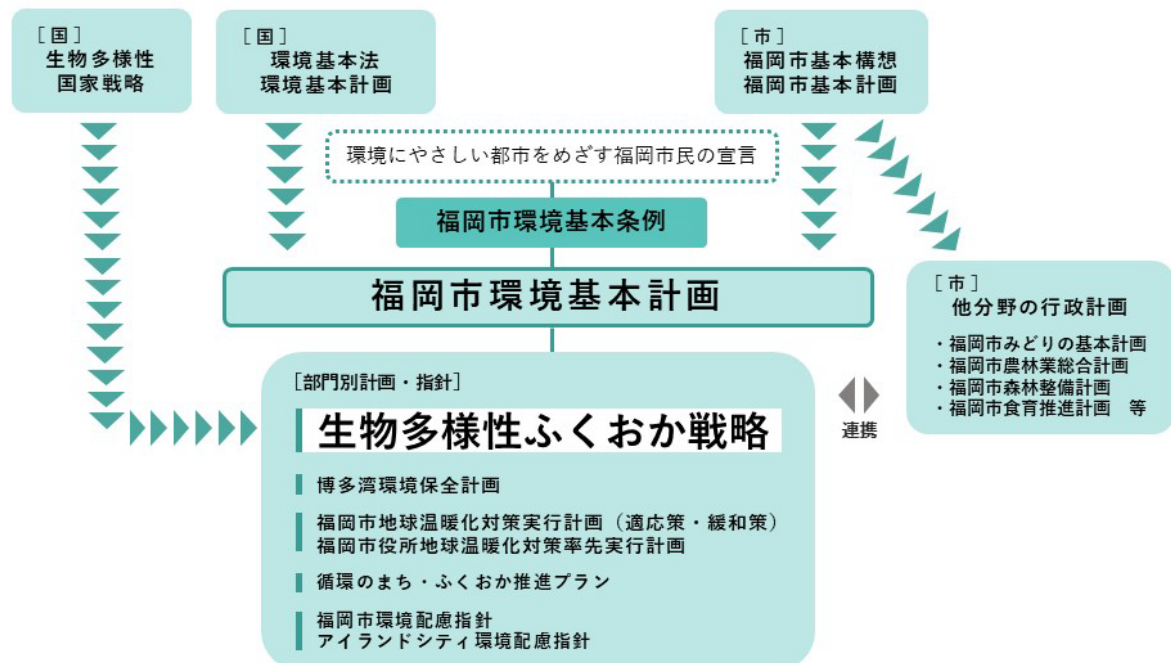
このような状況下で、「生物多様性国家戦略 2023-2030」などの国の新たな方針のもと、生きものや自然環境を守るための取組みが始まっています。福岡市も、こうした流れに遅れずに対応し、生物多様性の保全が社会や経済の中で当たり前になるよう、これまでのやり方を見直す必要があります（詳細は P28～29 基本的方向をご覧ください）。

こうした状況を踏まえ、市民や事業者など多様な主体による連携のもと取組みを加速し、自然と共生する都市の実現と継承を図るため、生物多様性ふくおか戦略を改定します。

第 2 節 戦略の位置づけ

- 本戦略は「生物多様性基本法」第 13 条に定められた生物多様性地域戦略であり、「生物多様性国家戦略」を踏まえて策定するものです。
- また、上位計画である「福岡市環境基本条例第 7 条」に基づく「福岡市環境基本計画（第四次）」の部門別計画として位置づけられます。
- 福岡市の生物多様性の保全と持続可能な利用を促進することで福岡市の魅力を増進するという観点から、行政・まちづくりの基本的方向を示すものです。

戦略の体系図



第 3 節

対象地域と戦略の期間

対象地域

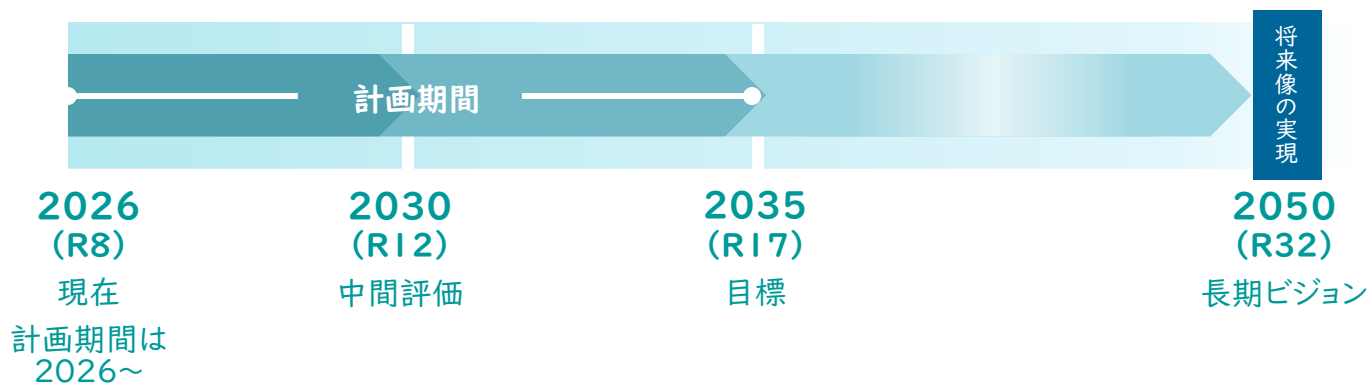
本戦略の対象地域は、福岡市環境基本計画の対象地域である福岡市全域とします。

ただし、生物多様性に関する問題は、山地の連なりや河川の流域など市域の外側とも密接な関係を持つほか、野生生物、人、ものの移動を介した国内外の生物多様性への影響なども考慮する必要があるため、対象地域を越え、広域的な視点にも配慮します。

戦略の期間

計画期間は、2030（令和 12）年を中間評価、2035（令和 17）年を目標とする 10 年計画とし、2050（令和 32）年は長期ビジョンとします。

生物多様性国家戦略の目標年である 2030（令和 12）年、2050（令和 32）年及び福岡市環境基本計画の「2050 年の理想の環境都市像」を見据えたものとします。



第 4 節

戦略改定のポイント

戦略改定のポイントを以下のように定めます。

- ◆ 国内外の動向や市を取り巻く状況の変化、前戦略の評価を踏まえ、改定戦略が担うべき新たな課題を抽出し、その課題を解決すべく新たな基本的方向を設定します。
- ◆ 施策の成果を適切に評価するための指標を設定します。
- ◆ 上位計画である「福岡市環境基本計画（第四次）」や市のお他計画との内容の整合を図ります。

第5節

戦略の構成

第1章 戦略の基本的事項

- 生物多様性ふくおか戦略の改定
- 戦略改定のポイント
- 戦略の位置づけ
- 戦略の構成
- 対象地域と戦略の期間

第2章 生物多様性に関する現状と課題

- 上位計画の概要
- 福岡市の生物多様性を取り巻く状況
- 国内外の動向
- 福岡市の生物多様性に係る変化と課題

第3章 戦略の目指すべき姿・方向性

- 目指す将来像

自然の恵みに感謝し、未来へ受け継ぎ、
人と自然が調和した持続可能な暮らしを営む都市ふくおか

- 基本的方向と基本施策

基本的方向1 「知る・学ぶ」

基本的方向2 「守る・増やす」

基本的方向3 「活かす・つなぐ」

- 施策体系

第4章 基本施策の展開

- 基本的方向1 「知る・学ぶ」 ビジョン、指標、主な施策（取組み例）
- 基本的方向2 「守る・増やす」 ビジョン、指標、主な施策（取組み例）
- 基本的方向3 「活かす・つなぐ」 ビジョン、指標、主な施策（取組み例）

第5章 推進体制・進行管理

- 各主体の役割
- 推進体制
- 進行管理

第2章 生物多様性に関する現状と課題

第1節 上位計画の概要

1 生物多様性国家戦略 2023-2030

2023(令和5)年3月に閣議決定された第六次国家戦略で、生物多様性条約と生物多様性基本法に基づく基本計画です。生物多様性の損失と気候危機という2つの課題に統合的に対応し、2030年までに「ネイチャーポジティブ*」(自然再興)の実現を目指しています。生態系の健全性の回復などの取り組むべき5つの方向性を基本戦略として定め、「30by30*目標」(陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全)や、自然を基盤とした社会課題の解決(NbS)*の推進、ネイチャーポジティブ経済への移行、基盤整備と国際連携の強化など、多面的な取組みを包括的に示しています。

2 第六次環境基本計画

2024(令和6)年5月に閣議決定された環境基本法に基づく政府の環境政策の大綱です。環境保全とそれを通じて国民の「ウェルビーイング*/高い生活の質」を目的として、環境・経済・社会の統合的な向上を目指し、経済システムや地域、暮らし、科学技術など6つの重点戦略を掲げています。生物多様性分野では、「生物多様性国家戦略 2023-2030」の5つの基本戦略に沿って施策を推進し、2030年までにネイチャーポジティブを実現することとしています。

3 第10次福岡市基本計画(令和7年～令和16年度)

福岡市基本計画は、福岡市の将来の健全な発展のために策定する総合計画の一部で、基本構想に掲げる都市像の実現に向けた方向性を、まちづくりの目標や施策として総合的・体系的に示した10年間の長期計画です。2024(令和6)年12月に第10次計画を策定しました。

都市像の実現に向けた8つの目標の1つとして「人と自然が共生し、身近に潤いと安らぎが感じられる」を掲げ、実現に向けた4つの施策「都市と自然が調和したコンパクトで個性豊かなまちづくり」、「花や緑などによる潤いや安らぎを感じるまちづくり」、「持続可能で未来につながる脱炭素社会の実現」、「循環経済の確立に向けた資源循環等の推進」を設定しています。

また、市民生活や都市活動の場となる都市空間を、どのように形成し、どのように利用するかを空間構成目標として示しています。

4 福岡市環境基本計画（第四次）

福岡市環境基本計画は、福岡市環境基本条例第 7 条に基づき、環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的施策の大綱を定めるものであり、2025（令和 7）年 9 月に第四次計画を策定しました。

環境に関しては、中長期的な視点で施策を推進することが重要とされており、同計画では、2050 年の理想の環境都市像を設定し、将来像の実現から逆算し、バックキャスト*で今後 10 年間の取組みの方向性を定めています。理想の環境都市像の実現には行政だけでなく、市民、事業者などあらゆる主体の行動・連携が不可欠であることから、将来像を「みんなでめざすまちの姿」としています。また、その実現に向け、全ての環境施策を進めていくうえで大切な統合的・横断的な 3 つの行動指針を設定しています。

<みんなでめざすまちの姿>

人・まち・自然が調和し、心豊かに住み続けられる アジアのモデル都市

～みんなでめざすまちの姿に向けた行動指針～

日々の暮らしや営みの中に環境への配慮が浸透しているまちを目指します

豊かな自然の恵みや都市資源を活かした循環のまちを目指します

環境への取組みが都市の魅力を高め、持続的に発展するまちを目指します

生物多様性に関連する分野については、「【生物多様性】多様性にあふれた自然共生のまちづくり」を基本施策としています。

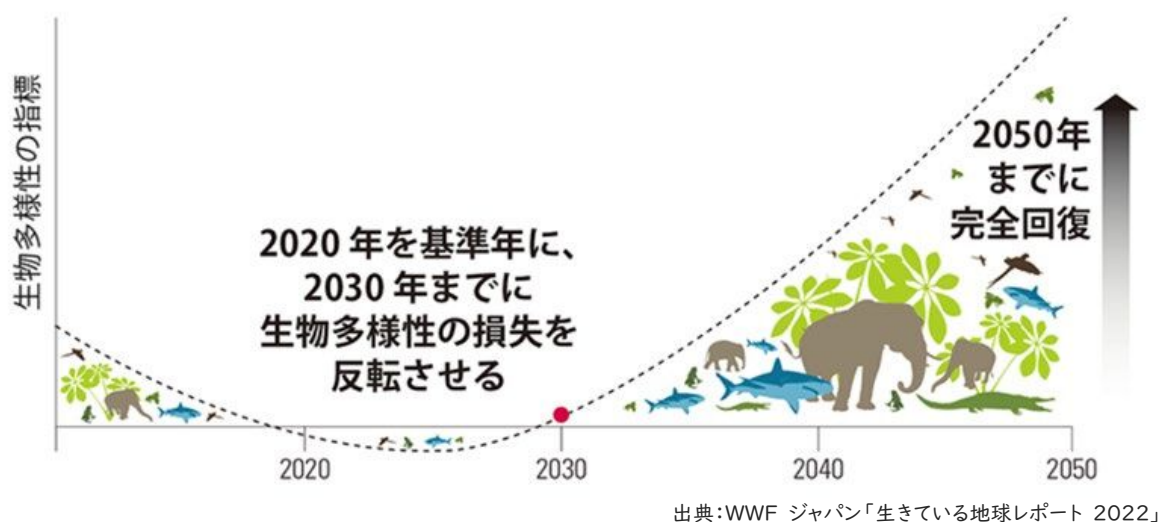
ふくおかの豊かな自然と多様な生きものから受ける恩恵を将来にわたって享受するため、多様な主体と連携・共働して、環境負荷の低減や多面的機能の活用、生物多様性の保全・回復・創出に取り組みます。また、豊かな自然の恵みをもたらす博多湾や、市民に潤いと安らぎを与えるみどりを保全するとともに、豊かな水や緑を活かし、自然と共生した魅力的なまちづくりを進めます。

1 国際目標「ネイチャーポジティブ」の設定

生物多様性の国際的な議論は、気候変動や持続可能な開発と密接に結びつき、科学的根拠に基づく統合的な解決策が求められています。2010（平成 22）年の COP*10 で愛知目標*が採択され、以降 SDGs やパリ協定*などの枠組みが進展しました。

2022（令和 4）年の COP15 では「昆明・モンテリオール生物多様性枠組*」が採択され、2050 年ビジョン「自然と共生する世界」と、2030 年までに生物多様性の損失を止め、反転させるネイチャーポジティブの実現が掲げられました。

■ ネイチャーポジティブ



具体的には、30by30 目標（陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全）や、この目標の実現のために世界全体で取るべき緊急の行動として、「生物多様性への脅威を減らす」、「人々のニーズを満たす」、「実施と主流化のためのツールと解決策」の 3 つのグループから成る 23 のグローバルターゲットなどを定めました。

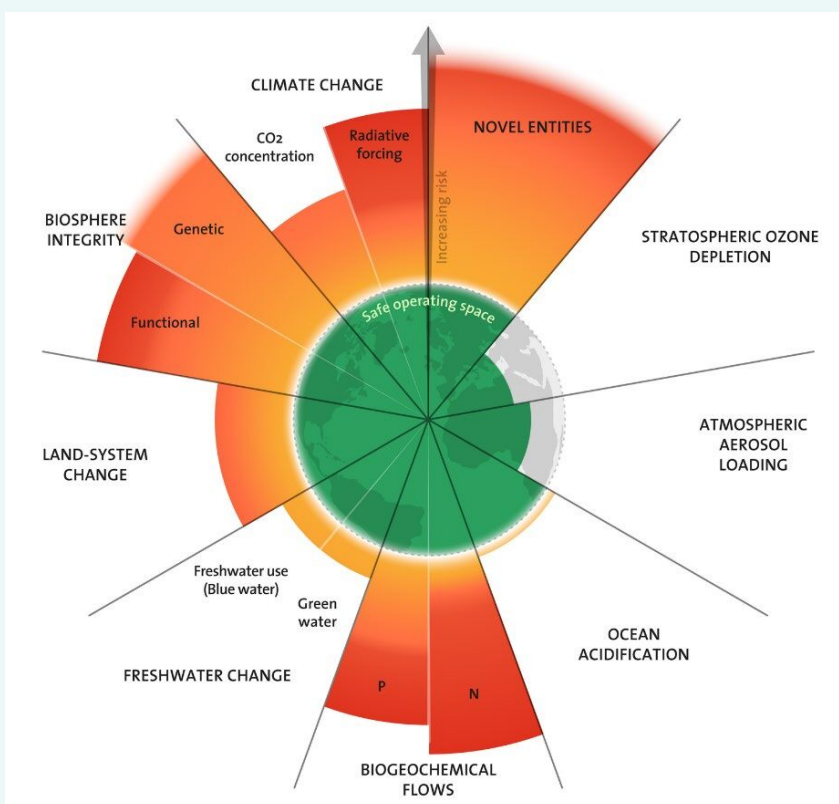
この中で、生物多様性と気候変動対策の連携や、自然を基盤とした社会課題の解決（NbS）の重要性も強調されています。

コラム①

プラネタリー・バウンダリー（地球の限界）

「プラネタリー・バウンダリー（地球の限界）」は、地球環境の持続可能性を守るために、人類が越えてはならない境界を科学的に示した概念です。スウェーデンのストックホルム・レジリエンス・センターが提唱し、気候変動、生物圏の健全性、土地利用の変化、窒素・リン循環、淡水変化、新規化学物質等など9つの領域が設定されています。これらは地球システムの安定性を維持するための「安全な作動空間」を示しており、境界を超えると不可逆的な変化が起こるリスクが高まります。

■ プラネタリー・バウンダリーを示した図



用語和訳表(上から時計回りに)

NOVEL ENTITIES	新規化学物質等
STRATOSPHERIC OZONE DEPLETION	成層圏オゾン層の破壊
ATMOSPHERIC AEROSOL LOADING	大気エアロゾルの負荷
OCEAN ACIDIFICATION	海洋酸性化
BIOGEOCHEMICAL FLOWS	生物地球化学的循環
N	窒素
P	リン
FRESHWATER CHANGE	淡水利用変化
Green Water	グリーンウォーター(土壌水分として植物に利用される水)
Freshwater use (Blue Water)	ブルーウォーター(河川水・地下水などの取水可能な水)
LAND-SYSTEM CHANGE	土地利用変化
BIOSPHERE INTEGRITY	生物圏の健全性
Functional	機能的
Genetic	遺伝的
CLIMATE CHANGE	気候変動
CO ₂ concentration	CO ₂ 濃度
Radiative forcing	放射強制力

和訳は産業技術総合研究所「産総研マガジン」を参考に作成

<https://www.aist.go.jp/aist-j/magazine/20251015.html>

出典: Azote for Stockholm Resilience Centre, based on analysis in Sakschewski and Caesar et al. 2025 (CC BY-NC-ND 3.0 に基づき使用)

現在、国際的な研究によれば、気候変動や生物圏の健全性、新規化学物質等、窒素・リン循環など複数の領域で既に限界を超えており、地球環境は危機的な状況にあります。例えば、気候変動では温室効果ガスの増加により平均気温が上昇し、生態系や人間社会に深刻な影響を与えています。生物圏の健全性は、食料や水資源の安定供給にも直結する問題です。

プラネタリー・バウンダリーは、地球の健全性を守るための警鐘です。私たちの選択と行動が、未来の安全な環境を築く鍵となります。

2 社会経済システムの変革

新型コロナウイルス感染症の世界的流行を契機に、土地利用や野生生物取引など生物多様性損失が社会課題の根本原因と認識され、社会変革の重要性が指摘されています。国連環境計画*の統合報告書³では、環境悪化が将来世代の幸福を脅かすと警告し、経済・金融システムの変革や環境への責任ある行動の必要性を提言しています。

環境 (Environment)、社会 (Social)、ガバナンス (Governance) の取組みを評価して投資を行う ESG 投資の拡大に伴い、企業活動においては生物多様性への配慮や、その取組み状況に関する情報開示が求められつつあります。あわせて、消費者意識の変化の兆しも見られ、企業にとって生物多様性への配慮は、経営上の重要な課題であると同時に、新たなビジネスチャンスとして捉えられはじめています。

3 国内の潮流

国内では、「生物多様性国家戦略 2023-2030」に基づき、2030 年までに陸と海の 30% を保全する「30by30」目標の達成に向けた取組みが進められています。国立公園などの保護地域に加え、企業や市民団体が自主的に保全を行う区域 (OECM*) も評価・認定する制度が整備されました。これにより、今後は多様な主体が参加し、生物多様性保全の取組みが広がっていくことが期待されています。

「生物多様性国家戦略 2023-2030」では、30by30 目標の達成や生態系をつなぐネットワークづくりのために、生物多様性の重要性や保全の効果を分かりやすく示す「見える化」が重視されています。このため環境省は、自然共生サイト*の認定促進などを通じてネイチャーポジティブな地域づくりを進めるとともに、「生物多様性見える化システム」の整備を進めています。このシステムでは、生物多様性の現状や保全上重要な地域を地図で示したり、地域ごとの生物種リストを提供したりしています。

「生物多様性国家戦略 2023-2030」における基本戦略の 1 つとして、「ネイチャーポジティブ経済の実現」が掲げられ、この重点施策として、2024 (令和 6) 年 3 月に環境省、農林水産省、経済産業省、国土交通省により「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」が取りまとめられました。ネイチャーポジティブの取組みが、企業にとって単なるコストアップではなく、自然資本*に根ざした経済の新たな成長につながるチャンスであることを分かりやすく示し、実践を促すものです。さらに、「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」の一環として、「ネイチャーポジティブ経営推進プラットフォーム」が開設されました。これは、生物多様性に配慮した経営を行う企業と、その取組みに役立つ技術を持つスタートアップをつなぎ、ネイチャーポジティブなビジネスの拡大を後押しするものです。

³ UNEP (国連環境計画) 「Making Peace with Nature (自然との仲直り)」(2021 (令和 3) 年 2 月)

第六次環境基本計画では、目的として「環境保全とそれを通じた国民一人ひとりのウェルビーイング（高い生活の質）」が掲げられています。ウェルビーイングとは、身体的・精神的・社会的に良好な状態を意味し、単なる短期的な幸福にとどまらず、生きがいや人生の意味など、持続的な幸福を含む概念です。この向上には、健全な環境の維持が不可欠であり、気候変動、生物多様性の損失、汚染という地球規模の三大危機に対応するため、経済社会システムの変革が求められています。環境の質を高めることで経済社会の成長を実現する「循環共生型社会*」の構築が目指されています。

生物多様性保全の観点から見ると、ウェルビーイングは自然との共生を前提としています。生物多様性は食料や水資源の供給、気候調整、防災などの生態系サービスを通じて人間生活を支え、文化的価値や心の豊かさにも寄与します。しかし、土地利用の変化や過剰な資源利用により、生態系の健全性は低下し、種の絶滅速度は過去の自然状態に比べ数十倍から数百倍に達していると報告されています⁴。このままではウェルビーイングの基盤が失われるため、保全と持続可能な利用が急務です。

国際的には、2030 年までに生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ経済」が合意され、国内でも企業活動において製品やサービスを通じて自然環境により良い影響を与え、事業活動全体で環境への負荷を減らすことが求められています。さらに、30by30 目標や OECM 認定など、地域レベルでの自然環境保全も重要です。こうした取組みは、単なる環境対策ではなく、企業や地域に新たな価値をもたらし、持続可能な社会の実現に直結します。

ウェルビーイングの実現には、生物多様性の保全が不可欠であり、自然資本を基盤とした社会経済の変革が求められます。個人の行動から企業・行政の戦略まで、自然との共生を重視するライフスタイルと政策が、未来の幸福を支える鍵となるのです。

⁴ 生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム (IPBES) 「生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書」2019 (令和元) 年

第3節

福岡市の生物多様性を取り巻く状況

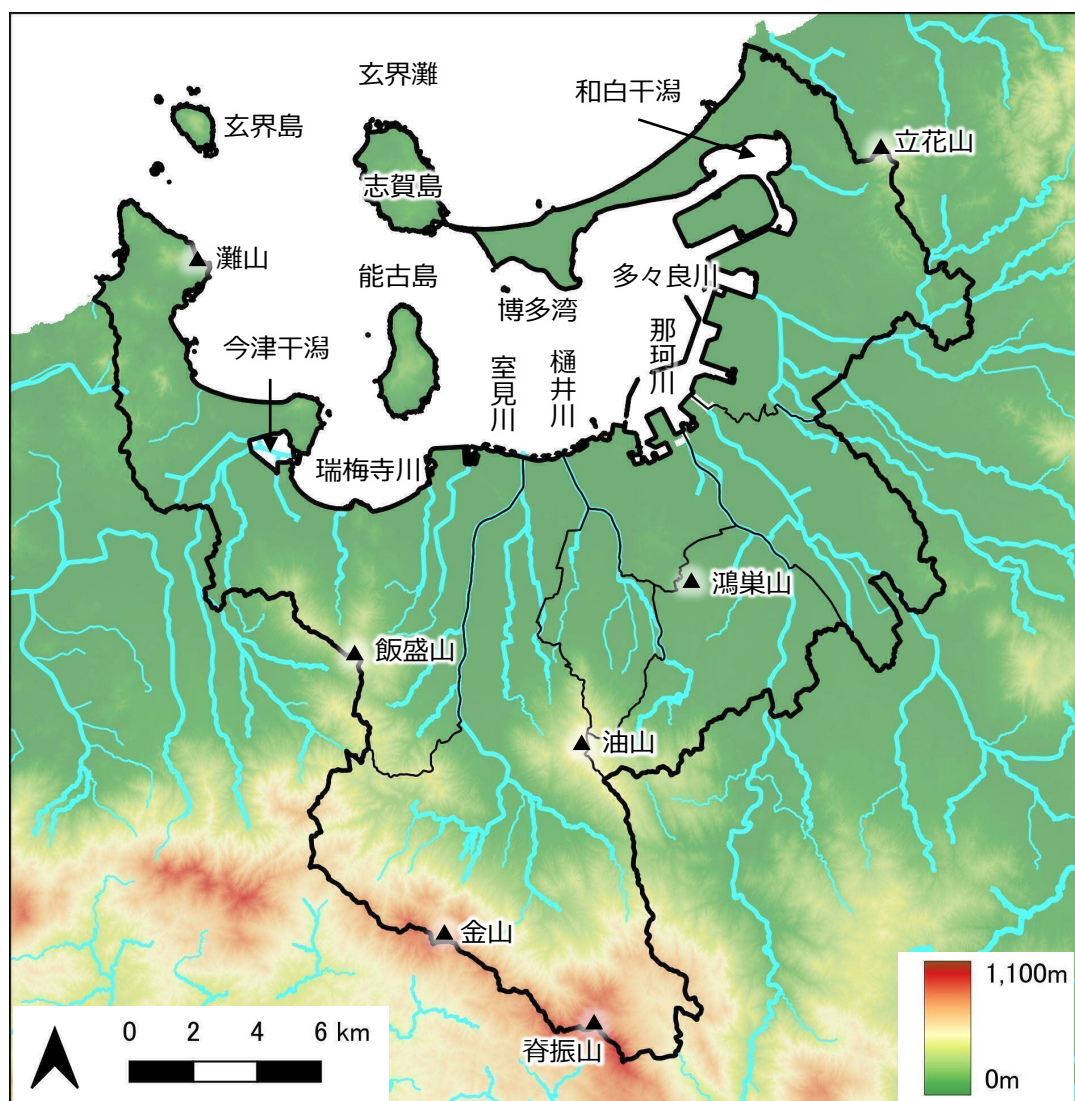
冒頭見開きページでもご紹介しています。

1 地理的特性と生物多様性

福岡市は、山・川・海が連なる多様な地形と温暖湿潤な気候に恵まれ、豊かな自然環境があり、多様な生きものが生息しています。市内には、26 水系、131 の中小河川があり⁵、平野を形成して博多湾に注いでいます。博多湾や周辺の干潟は、渡り鳥や希少種の重要な生息地であり、農地や里山、森林、河川、沿岸域など多様な環境が生物多様性を支えています。

福岡市が実施した 2019(令和元)年度から 2023(令和5)年度までの自然環境調査では、哺乳類 22 種、鳥類 235 種、魚類 61 種、昆虫類 1,523 種などが確認されています。

■ 福岡市及び周辺地域の地形



資料: 基盤地図情報の数値標高モデル(10m メッシュ、アイランドシティ部分は 5m メッシュ)

⁵ 福岡市道路下水道局「福岡市の河川」2024(令和6)年度

森林ではシイやカシなどの成熟した広葉樹林が生きものの暮らしを支える重要な基盤となり、アカアシクワガタやヨコヤマヒゲナガカミキリ、アサギマダラなどの昆虫類や、アオゲラやオオルリなどの森林性の鳥類がみられます。また、油山は、ハチクマなどの猛禽類の渡りの観察スポットになっています。



アカアシクワガタ



アオゲラ



ハチクマ

人の管理がほどよく入った里山が、多様な小動物の生息環境として機能しています。タヌキは田畑や雑木林でいろいろな食べ物を見つけ、ニホンアカガエルやシマヘビも水田や草地を住みかとしています。



タヌキ



ニホンアカガエル



シマヘビ

河川や水路ではカワセミが小魚を狙い、博多湾に流入する河川のみに分布するハカスジシマドジョウが清流域に生息します。カトリヤンマやムカシトンボなどのトンボ類は水草の多い浅い水域を産卵場とするなど、水域の多様な環境が種ごとの生息環境として機能しています。



カワセミ



ハカスジシマドジョウ
(写真:福岡県保健環境研究所)



カトリヤンマ

和白干潟や今津干潟にはハクセンシオマネキなどのエビ・カニの仲間や貝などの底生生物が豊富で、クロツラヘラサギやミヤコドリなどの絶滅危惧種も含め、シギ・チドリ類やカモ類など多くの渡り鳥の越冬地となっています。今津干潟は絶滅危惧種に指定されているカブトガニの産卵地となっています。



クロツラヘラサギ



ミヤコドリ



カブトガニ

博多湾から室見川や多々良川などの河口では、春になるとシロウオが遡上します。初夏には博多湾の浅水域でシャコが、湾に面する干潟や河口ではアサリなどの貝類が年間を通して採れ、ふくおかの食文化を支える食材を提供しています。



シロウオ



シャコ



アサリ

沿岸ではワカメやアマモなどの海藻・海草が育ち、藻場となっています。藻場は「海のゆりかご」と呼ばれ、海の生きものに餌場や産卵場を提供し、また水質の浄化にも寄与しています。

食物連鎖の出発点となるプランクトンが豊富な海域は、カタクチイワシやマサバ、トビウオなどの回遊魚をはじめ、多様な海の生きものを育み、重要な漁場となっています。



カタクチイワシ



マサバ



トビウオ



アマモに産み付けられた
イカの卵

福岡市の生きものに関する情報はこちらから

福岡市では、自然環境保全に関する基礎資料とするため、自然環境調査を実施しています。
詳しくはウェブサイトをご覧ください。



<https://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-chosei/hp/sizenkankyou/fukuokaikimono.html>

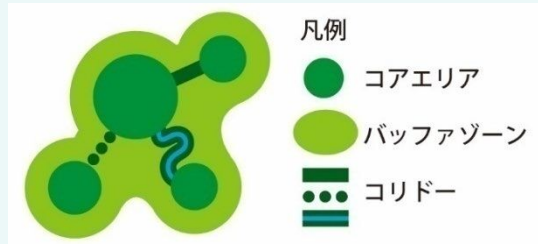
コラム③

エコロジカル・ネットワーク（生態系ネットワーク）

「エコロジカル・ネットワーク（生態系ネットワーク）*」は、生物多様性を守り、野生生物の生息環境をつなぐ空間的な仕組みです。都市化や開発で自然が分断されると、生物の移動や遺伝的多様性が損なわれ、絶滅リスクが高まります。これを防ぐため、国土交通省や環境省は、河川改修や道路整備、都市計画などにネットワークの視点を取り入れることを推進しています。

エコロジカル・ネットワークは、コアエリア（核となる自然地域）と、それらを結ぶ回廊（コリドー）、緩衝地帯（バッファゾーン）が基本となって構成されます。これらを保全し、河川や里山、都市緑地などをつなぐことで生物の移動経路が確保され、防災や水源涵養などの生態系サービスの維持にもつながります。

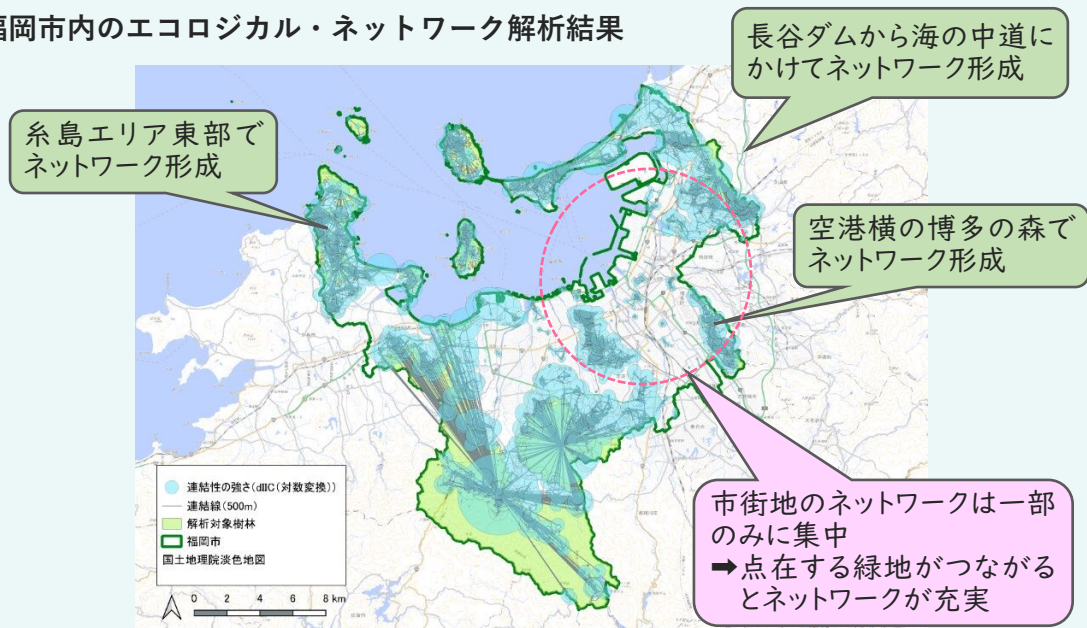
■ エコロジカル・ネットワーク概念図



出典：環境省「全国エコロジカル・ネットワーク構想(案)」
2009（平成 21）年をもとに作成

福岡市では、都心部の緑被率*の低下や生物生息環境の分断が課題となっています。そこで、樹林ネットワークの質や連結性を dIIC (delta Integral Index of Connectivity) という指標で解析し、緑地のつながりを面的に評価しました。その結果、市街地の中でエコロジカル・ネットワークの分断が顕著な箇所において、中継地点となる緑地が存在すれば、ネットワークの充実化が期待できるエリアが明らかになりました。民有地とも連携した緑化や緑地保全を進めることで、生物多様性の向上と都市環境の質の改善が期待されます。

■ 福岡市内のエコロジカル・ネットワーク解析結果



出典：国土地理院 地理院タイルを使用して作成

2 文化・食・暮らしとの関わり

生物多様性の恵みは、食や祭り、伝統芸能など福岡市の文化形成にも深く関わっています。

食については、地元の農産物や水産物といった身近な自然の恵みを活かした多彩な郷土料理が、世代を越えて受け継がれてきました。ごまさばに代表される海の幸をはじめ、シロウオの踊り食いなど新鮮な食材を生かした料理が数多くあります。また、福岡の温暖な気候を活かし、かつお菜、博多蕎麦、博多長なすなど独自の農産物が育まれてきました。

また、生きものを供養し収穫に感謝する東区・筥崎宮の「放生会」をはじめとして、市内で行われている祭りや伝統芸能は、五穀豊穡や豊作祈願など、生物多様性の恵みへの感謝や願いを由来とするものが多くあります。



写真提供:まると福岡・博多(福岡市)

ごまさば(サバのゴマ醤油)



写真提供:まると福岡・博多(福岡市)

放生会(筥崎宮境内の様子)

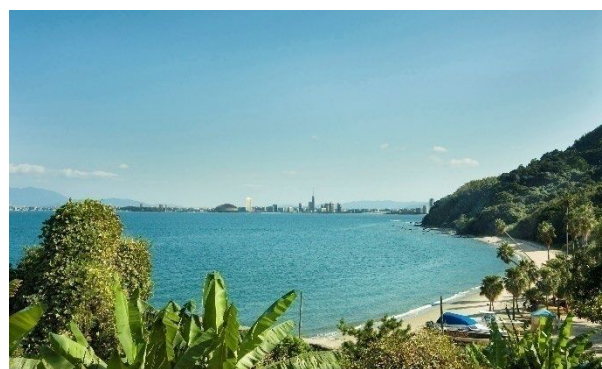
また、生活環境の近くに自然環境があることが、私たちの暮らしを豊かにしています。例えば、自然海岸では釣りや海水浴、潮干狩り、バードウォッチングなど、山地では登山、ハイキング、キャンプなど多様なレクリエーションが楽しめます。市街地の周辺にも、唐津から宗像にかけての玄界灘、佐賀県に接する脊振山地や糟屋郡の三郡山地など、海と山の自然が広がっています。

都市機能が中心部に集約し、郊外の自然環境に容易にアクセスできるコンパクトシティであることが、福岡市の「自然環境の豊かさ」が評価されている⁶要因と考えられます。



写真提供:まると福岡・博多(福岡市)

油山市民の森



写真提供:まると福岡・博多(福岡市)

能古島海水浴場

⁶ 令和6年度市政に関する意識調査結果:2024(令和6)年6月21日から7月12日にかけて、市内に居住する満18歳以上の市民4,500人を対象に実施されたアンケート調査。

3 福岡市の生物多様性保全の取組み

福岡市は、干潟や藻場などの生きものの生息調査と生きものの観察会をはじめ、ふくおかの森・里・川・海のつながりを学ぶネイチャーツアーなどの体験型の学習活動や、地域の環境活動のリーダーとなる「ふくおかレンジャー」養成講座などの人材育成に取り組んでいます。

2025（令和 7）年には、ウェブ上に「生物多様性ふくおかウェブセンター」を開設し、情報発信を行うとともに、市民参加型イベント「ふくおかいきもの調査隊」を実施することで、生物多様性の理解促進と保全行動の拡大を図っています。



ネイチャーツアー(川編)の様子



ふくおかレンジャー研修の様子(野鳥観察)



自然の恵み体験活動の様子



干潟の生きもの調査(春)の様子

市民参加で行う調査・モニタリングには、専門家による確認や、専門的な知見に基づく調査を組み合わせるなど、取組みの内容に応じてデータの信頼性を確保しています。一方で、市民が自然や生きものに親しみ、理解を深める機会としての意義も重視し、科学的な精度の確保と体験的な学びの両立を図りながら取組みを進めています。

また福岡市では、地域住民、漁業関係者、自然保護団体、大学等の多様な主体と連携し、地域の特性に応じた生物多様性保全の取組みを進めています。絶滅危惧種であるカブトガニの貴重な産卵場となっている今津干潟においては、カブトガニの生息調査や産卵場の保全、環境学習を一体的に実施しており、共働による希少種保全を通じて、生物多様性の保全と次世代への継承を図っています。

みどり豊かな拠点づくりとして、都心部をはじめ、舞鶴公園や大濠公園、動植物園などの大規模公園において、みどりあふれる個性と風格のある景観を形成し、憩いや賑わいのある魅力的なまちづくりを進めています。あわせて、「都心の森」万本プロジェクトの推進や、集合住宅・オフィスビルにおける緑化支援、ベランダや壁面の緑化整備なども実施しています。

さらに、地域特性や周辺環境との調和に配慮した植栽や適切な維持管理を通じて、景観性や生態系機能を備えた質の高いみどりの創出を推進しています。あわせて、公園や緑地、街路樹等を面的・線的につなぐことで、都心部から身近な生活空間まで連続性のあるみどりのネットワーク*形成を図り、都市全体の魅力と環境価値の向上につなげています。

加えて、雨水流出の抑制による浸水被害の軽減をはじめ、防風、土砂流出防止、延焼防止、潮害防止など、様々な防災機能の向上を図るため、森林や樹林地、公園、河川、農地などをグリーンインフラとして捉え、みどりの保全・整備および適正な維持管理を進めています。



写真提供:まると福岡・博多(福岡市)

上空から見た大濠公園、舞鶴公園



写真提供:まると福岡・博多(福岡市)

小戸公園と博多湾

農業分野では、市街化区域*において、生産緑地制度を活用し、緑地機能や防災機能など、良好な都市環境の形成に寄与する都市農地の保全に努めています。さらに、市内産農畜産物の消費拡大に向け、情報発信や特産品のPRによる販路開拓とともに、学校給食への活用や、食と農の体験教室、学童菜園などを通じて、市民に分かりやすい食農教育を推進しています。

また、大学や研究機関が集積することによる豊富な人材・技術や、スタートアップが盛んなまちとしての強みを活かし、産学官民が連携して多様な環境課題の解決に取り組んでいます。「Fukuoka City スマート農業マッチングプロジェクト」では、農業生産者と企業との技術マッチングや、効率化に向けた実証実験を実施しています。

コラム④

市民科学（シチズンサイエンス）と 「ふくおかいきもの調査隊」

「市民科学（シチズンサイエンス）」とは、専門家だけでなく一般市民が科学調査やデータ収集に参加する取組みを指します。スマートフォンやアプリを活用し、身近な自然環境で観察した生物や環境情報を記録・共有することで、科学研究や政策形成に貢献する仕組みです。近年、デジタル技術の進展により、誰もが簡単に参加できる環境が整い、世界的に広がりを見せています。

生物多様性保全において、市民科学は大きな効果を発揮します。広範囲かつ長期的なデータ収集は専門家だけでは限界がありますが、市民の参加によって空間的・時間的にきめ細かなデータの収集が可能となります。こうして集められたデータは、生物の分布変化の把握や保全施策の検討など、科学的根拠に基づく意思決定を支える重要な基盤となります。

福岡市では、市民科学の取組みとして、スマートフォンアプリを活用した「ふくおかいきもの調査隊」を実施しています。本取組みでは、市民が市内で見つけた動植物を撮影・投稿することで、生物の分布情報が蓄積され、その結果は「ふくおかいきものマップ」や調査レポートとして可視化されています。これらのデータは、専門家のチェックのもと、市内の生物多様性の状況を把握する基礎資料として活用され、地域の保全活動や自然共生サイトの検討などにも役立てられています。

市民一人ひとりの観察が集積されることで、市内全域を対象とした生物多様性のモニタリングが可能となり、行政による施策立案や市民への情報発信にもつながっています。



ふくおかいきもの調査隊イベントの様子

ふくおかいきもの調査隊 調査レポートはこちらから➡

<https://seibutsutayousei.city.fukuoka.lg.jp/survey/>



第4節

福岡市の生物多様性に係る変化と課題

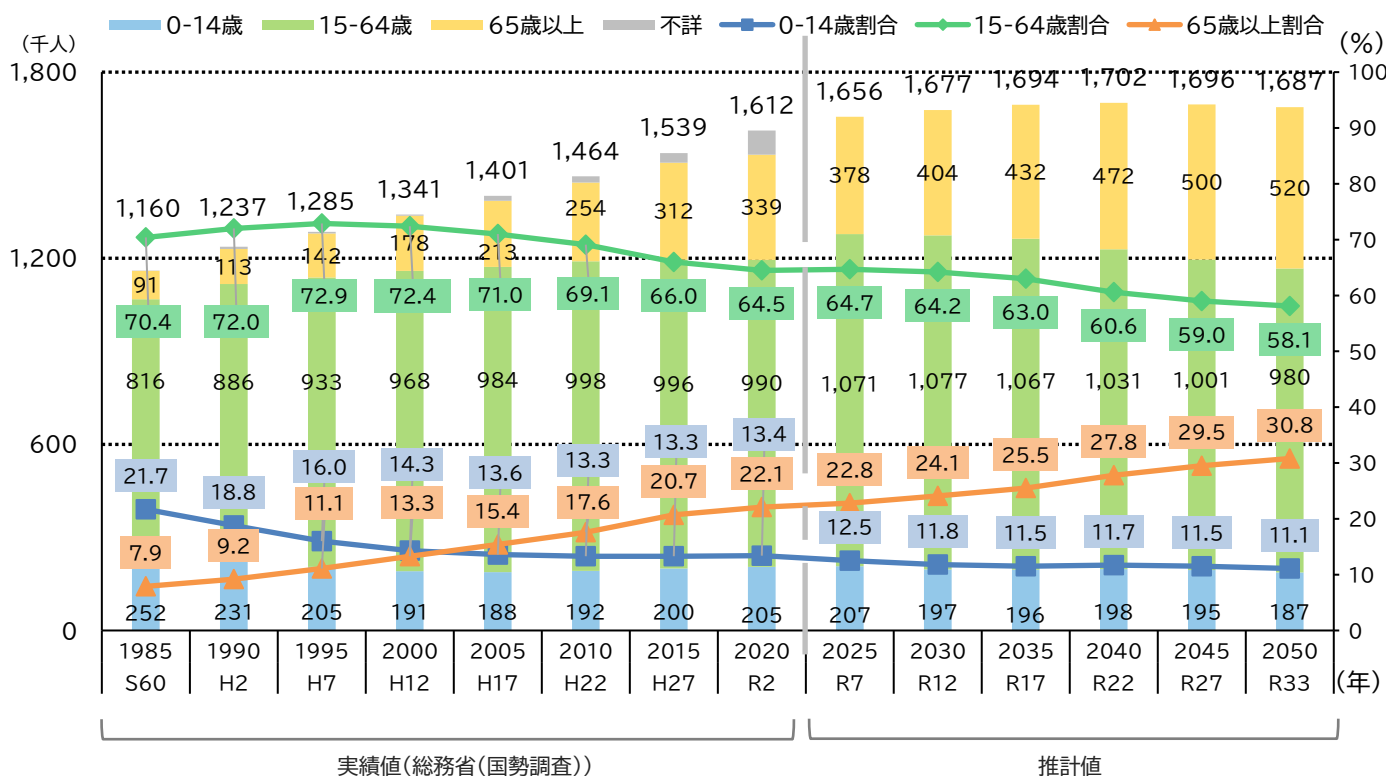
1 福岡市の変化と生物多様性への影響

福岡市では、近年の様々な社会・環境の変化があり、それらが複合的に生物多様性へ影響を及ぼしていることが想定されます。

全国的に人口減少社会を迎える中、福岡市の人口は一貫して増加し続けており、2040（令和22）年頃には約170万人に達し、ピークを迎える見込まれています。

DID（人口集中地区）*は九大学研都市周辺やアイランドシティ*周辺に広がっています。少子高齢化が進行しており、核家族化や人口の流動性の高まりによって、地域コミュニティの希薄化や伝統行事の継承困難化が懸念されます。

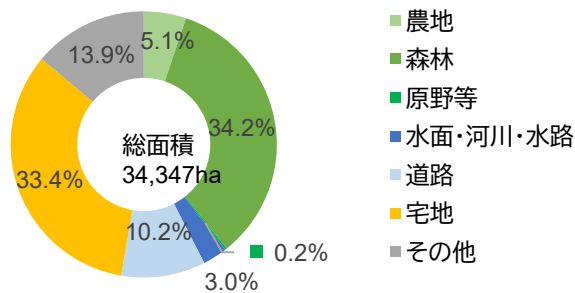
人口推移と将来推計人口



※各年10月1日現在
出典：福岡市の将来人口推計（2024（令和6）年4月）より作成

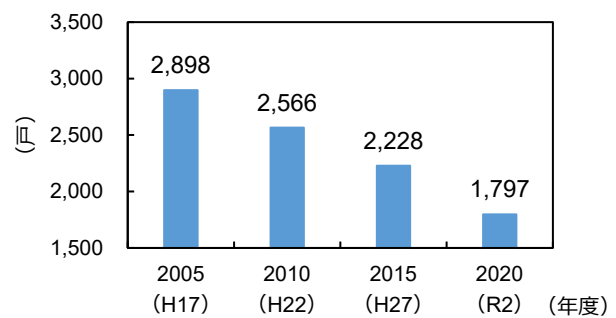
産業面では、第一次産業の割合が0.1%と非常に小さく、土地利用の割合をみても森林と宅地がそれぞれ市域の約30%を占め、農地は5.1%となっています。都市化や高齢化の影響で農家戸数が減少し、農地転用は年間400～500件にのぼり、宅地化が進行しています。農地や山林の減少が生きものの生息地や雨水調整など多面的な機能の喪失につながり、また農林水産物の供給減少は食文化の継承にも影響を及ぼす可能性があります。

2023（令和5）年度の土地利用割合



出典：土地利用現況把握調査（福岡県ホームページ）

市内の農家戸数の推移

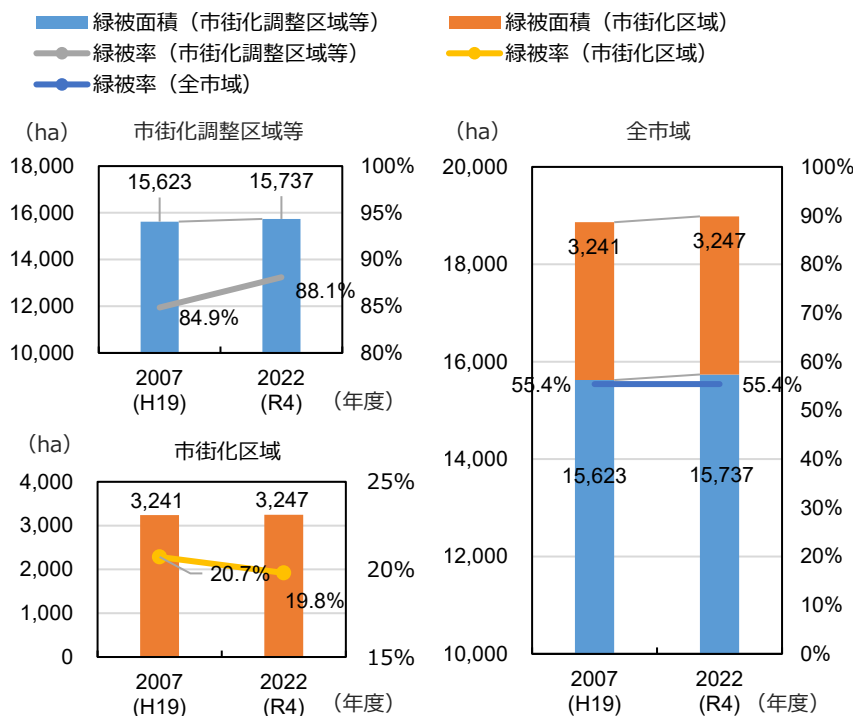


出典：農林水産省 農林業センサス

市全体の緑被面積*はわずかに増加し、緑被率は55.4%を維持しているものの、市街化区域では緑被率が低下しています。

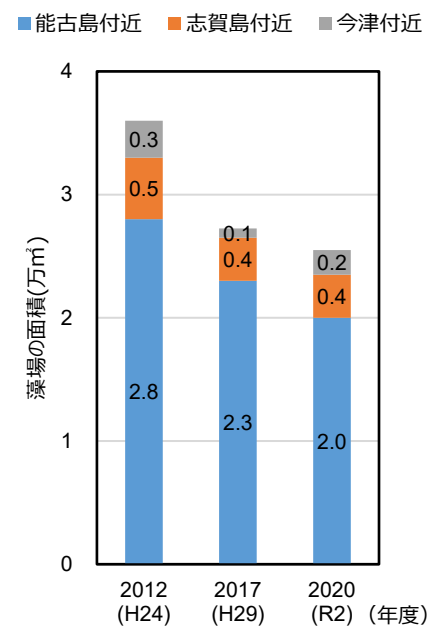
また、臨海部では自然海岸が減少し、生きものの生息地喪失を招いています。沿岸部での藻場の面積も減少しています。

全市域における緑被面積・緑被率の推移



出典：福岡市住宅都市みどり局資料

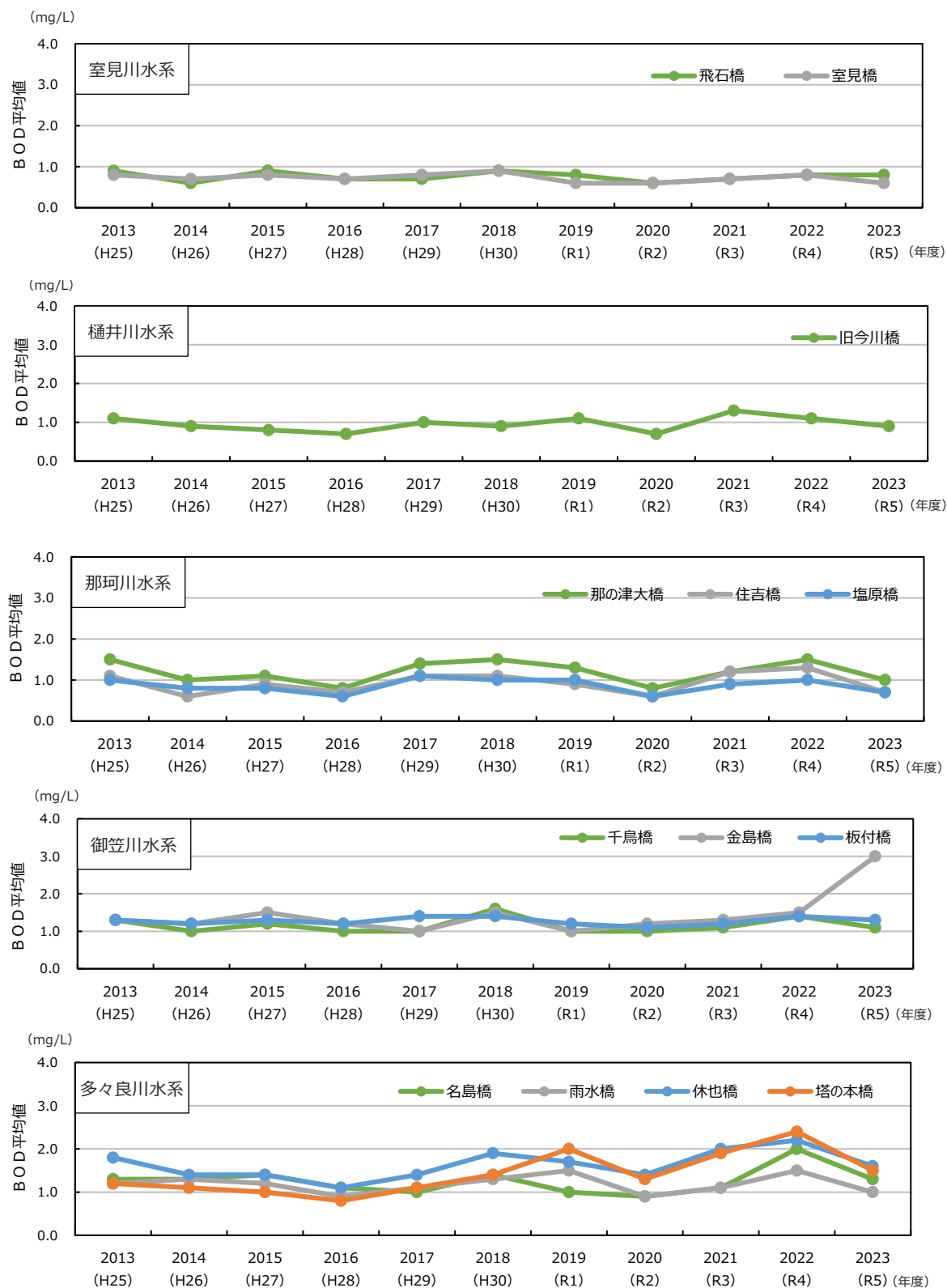
藻場（アマモ場）面積の推移（今津・能古島・志賀島）



出典：福岡市環境局資料

博多湾へ流入する河川では、下水道の普及や高度処理*などにより、生活排水などが下水処理場で処理されるようになりました。その結果、河川及び博多湾の水質は改善されていますが、夏季における貧酸素水塊の発生や海藻養殖に必要な冬季のリン不足などが課題となっており、生物多様性及び生物生産性*を踏まえた適切な水環境の保全が重要です。

■ 河川の BOD* の経年変化

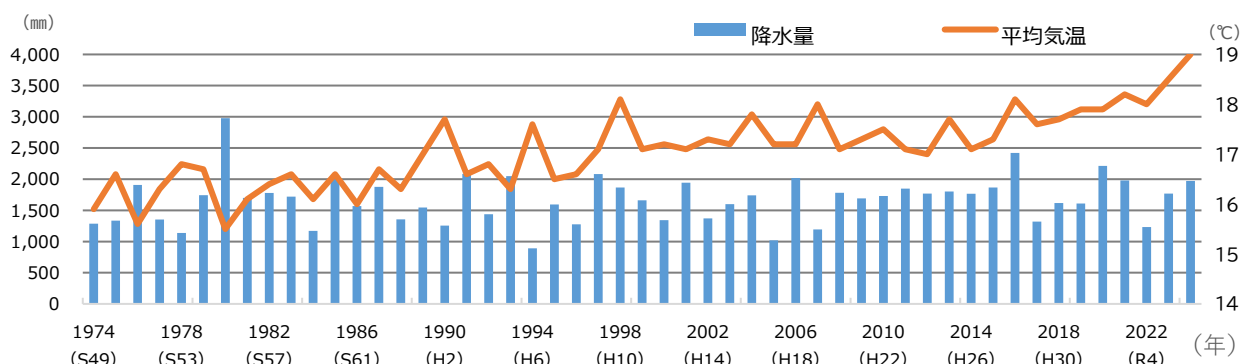


出典:福岡市水質測定結果報告書(福岡市環境局)、令和4年度博多湾水底質調査委託報告書(福岡市環境局)

気候の変化については、年平均気温は上昇傾向にあり、2024（令和 6）年の年平均気温は観測史上最も高い 19.0℃を記録しました。猛暑日の増加が顕著であり、2024（令和 6）年には 39 日を記録しました。こうした気候の変化は、第一次産業や市民の健康だけでなく、動植物の分布にも影響を与える可能性があります。

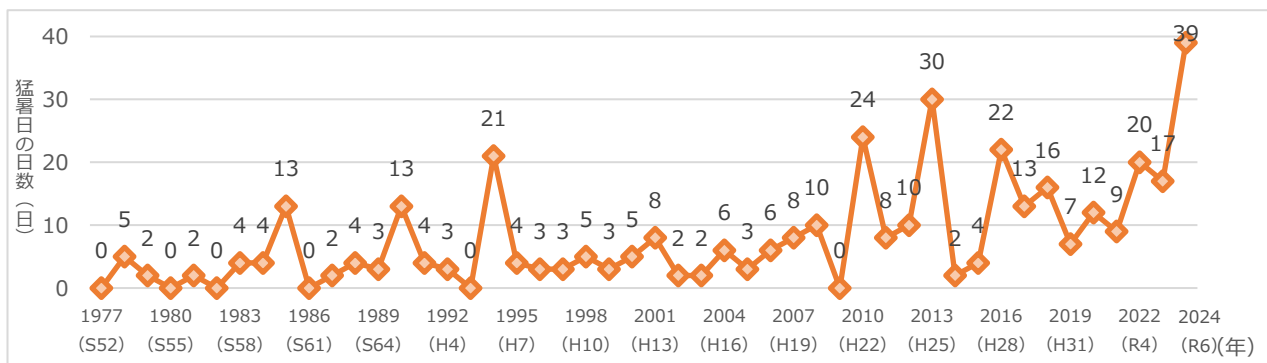
年間降水量に大きな変化は確認できませんが、福岡県における 1 時間降水量 50mm 以上の短時間強雨の年間発生回数が 1980 年前後と比較して約 1.7 倍に増加するなど、大雨や短時間強雨の発生頻度は増加傾向にあります。

福岡市の年別降水量及び気温の推移



出典：気象庁ホームページ各種データ・資料より作成

福岡市の猛暑日の推移



出典：気象庁データ（福岡市中央区観測所）

暮らしの面では、第一次産業の農産物や水産物の生産量が減少傾向にある一方、市内の直売所数は増加傾向にあり、地域産の新鮮な農産物や加工品を求める消費者ニーズの高まりがうかがえます。給水人口*の増加や気候変動による水不足への備えも課題となっており、自然資源の供給サービスが不足する傾向にあります。

2 福岡市の生物多様性に係る課題

① 生態系の健全性

都市部では緑地が減り、沿岸の藻場・干潟などの生息環境も縮小し、生態系のつながりが途切れることが懸念されています。外国からの物流における紛れ込みや観光客の持ち込みなどによる、外来種の定着リスクの高まりも懸念されています。

また、福岡市の農業、水産業ともに戸数、従事者数の減少が続いています。農林水産業は、洪水防止や水質の浄化、地域の景観などの恵みをもたらしており、規模が縮小することはこれらの恵みが失われていくことにつながります。さらに、野生鳥獣の生息環境の改変・分断に伴う行動圏の変化により、農作物被害や人の生活圏への出没の増加といった鳥獣被害が顕在化しています。

こうした人間活動による生息地の改変・分断に伴う攪乱が、生態系の健全性を損なう要因となっています。気候変動や都市化に伴うヒートアイランド現象^{*}、自然海岸の消失なども、気温や海水温の上昇を通じて生物の分布変化や生態系の不安定化を引き起こしており、生物多様性の損失のみならず、人間社会への影響も拡大しています。

近年、新型コロナウイルス感染症や高病原性鳥インフルエンザなど、これまで人間社会で確認されてこなかった新興感染症^{*}の増加が指摘されています。これらの多くは野生動物由来の人獣共通感染症であり、その背景には森林伐採や農地開発などによる生態系の改変と生物多様性のバランスの崩れがあります。野生動物の生息地の破壊・分断により、野生生物と人間・家畜との距離が縮まり、接触する機会が増えることで、病原体が人間へと宿主転換したと考えられています⁷。

こうした状況を改善するため、都市の緑地減少を抑制するとともに、農地や里山、森林、河川、沿岸域をつなぐエコロジカル・ネットワーク（生態系ネットワーク）の確保が求められます。あわせて、里山や農地を含む二次的自然環境の継続的な管理・再生や、海水温上昇への対応として海洋生態系の保全も不可欠です。これらの取組みを進めるにあたっては、中長期的な視点に立ち、多様な分野が連携し、継続的に課題解決を図っていくことが重要です。

⁷ 独立行政法人国立環境研究所 五箇 公一「人獣共通感染症の生態学的アプローチ～生物多様性の観点から感染症リスクを考える」（環境共生 Vol.36 No.2(2020.9)）

環境省が推進する「自然共生サイト」は、日本版 OECM として 30by30 目標の達成を担う制度であり、市内には現在 3 つの自然共生サイトが認定されています（2026（令和 8）年 3 月時点）。

本制度は、企業や地域団体など多様な主体が管理する緑地や森林等を、生物多様性保全の場として位置づけるものであり、保全の担い手の裾野を広げる仕組みです。

自然共生サイトは、保全活動の場であるとともに、生物多様性に触れ、学ぶことができる普及啓発・環境教育拠点としての機能も期待されます。さらに、生態系サービスの維持や防災・減災（Eco-DRR ※コラム⑥参照）、地域コミュニティの活性化など、多様な価値の創出にもつながります。

今後は企業緑地や学校、公園、農地などで認定を促進し、市域における生物多様性の確保と生態系の健全性の向上につなげるとともに、既存の自然共生サイトにおける活動団体とも連携しながら、生物多様性に関する学びの場の提供といった取組みを推進します。

西部ガスグループ油山研修所の森

市街地に近い油山にありながら豊かな自然が残されており、企業が主体となって森林管理や生物調査を行っています。自然を活かした社員研修施設として、都市部で失われがちな自然とのつながりを取り戻す場となっています。



西部ガスグループ油山研修所の森

国営海の中道海浜公園内「環境共生の森」

「ゼロからの森づくり」をスローガンに市民協働による森づくり、里づくりが行われています。森の生長とともに自然を身近に感じられる空間が年々充実し、体験活動やイベント開催など、環境学習拠点として重要な役割を果たしています。



国営海の中道海浜公園内「環境共生の森」

壱岐南小学校ビオトープ

2002（平成 14）年に小学校の中庭に創られたビオトープ空間です。九州工業大学環境デザイン研究室と児童・教職員が共働して整備や生きもの調査、環境学習を継続し、学校教育と地域連携の好事例となっています。2024（令和 6）年度には希少種を含む 129 種の動植物が確認されています。



壱岐南小学校ビオトープ

② 生態系サービス

人間が生態系から得る恵みを「生態系サービス」と言います。「生態系サービス」は、主に「供給サービス」、「調整サービス」、「文化的サービス」、「基盤サービス」の 4 つに分類されます。

「供給サービス」は、農業生態系や海洋生態系、水循環などによって、食料や水、衣類、木材、医薬品などを供給するサービスです。農地の減少や海域の環境変化により、食料などの供給機能の低下が懸念されています。

「調整サービス」は、大気や気候の調整、局所災害の緩和、水質の浄化などに関するサービスです。市街地の緑地減少によって自然被覆が変化し、保水機能や気候調整などの機能が弱まりつつあります。

「文化的サービス」は、人間が自然にふれることで得られる、審美的、精神的、心理的な面での影響や、知識、芸術、レクリエーションなどのサービスです。身近な自然に触れる機会が減り、その低下が懸念されています。

「基盤サービス」は、他のサービスの基盤となる、光合成や土壌の形成、水の循環などを指します。様々な生きものとその生息環境の減少は、これらの土台となる機能の低下につながります。

「生態系サービス」を維持するためには、生物多様性の質と量を確保・向上させる取組みが不可欠です。特に都市部での緑地確保や農地・森林の適切な管理、生態系機能を支える自然資本の保全が重要となります。

③ 保全活動などの取組みの主体

生物多様性の保全をより一層進めるためには、市民や事業者が主体となって取り組むことが必要です。特に事業者にとっては、ネイチャーポジティブ経済の実現に向けて、生物多様性を企業経営に組み込む重要性が高まっています。原材料の調達から取引先まで、事業活動全体で生物多様性への影響を評価し、リスク管理を行うことが求められています。

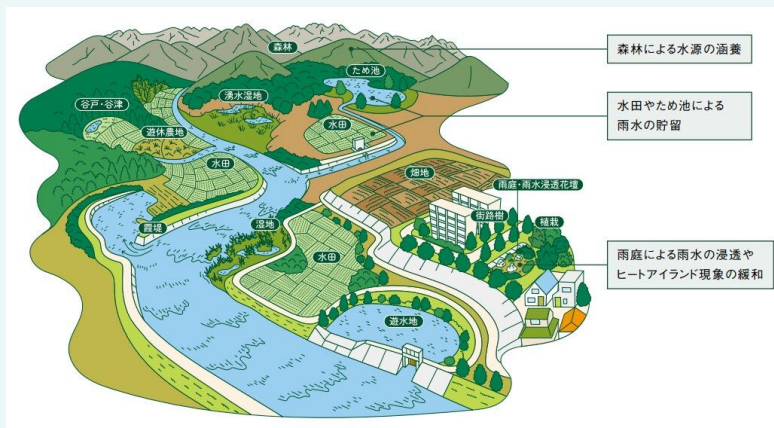
しかし現状では、市民や事業者の生物多様性への関心は十分に高いとは言えず、日常生活や事業活動の中での生物多様性への配慮は広く浸透していません。

このため、生物多様性への市民や事業者の理解や関心を高める環境教育や普及啓発に力を入れる必要があります。また、生物多様性保全の取組みについて、市民の参加機会の拡大や事業者の参画を促進し、生物多様性の保全を組織的・継続的に進める体制づくりが求められます。

生態系サービスの 1 つである調整サービスは、災害リスクの低減に直結する機能を持ち、近年注目される「Eco-DRR (Ecosystem-based Disaster Risk Reduction)」と深く関係しています。

Eco-DRR は、生態系の保全・再生を通じて防災・減災を図る考え方で、単なるハード整備に頼らず、自然の力を活用する点が特徴です。例えば、湿地や森林は洪水時の水を一時的に貯留し、土砂災害のリスクを緩和します。こうした機能は調整サービスの一部であり、生物多様性の維持がその効果を高める鍵となります。生態系が多様であるほど、災害に対する回復力も強化されるため、Eco-DRR は防災と生物多様性保全の両立を目指す取り組みといえます。

■ 水害リスクの軽減に寄与する Eco-DRR イメージ



出典：環境省「持続可能な地域づくりのための生態系を活用した防災・減災の手引き[概要版]」

海外では、フィリピンでマングローブ林を再生し津波や高潮の被害を軽減した事例、インドで森林再生による土砂流出防止などが報告されています。国内では環境省がEco-DRR適地を可視化する「生態系保全・再生ポテンシャルマップ」作成を支援しています。また、福岡県内では、大雨時に水田の排水口を調整し、一時的に雨水を貯留する「田んぼダム」の取り組みが推進されています。

福岡市でも、市街地の浸水リスク軽減のため、河川改修を継続するとともに、治水池の整備や貯留・浸透施設の適切な組み合わせにより、流域の保水・浸透機能を確保し、関係機関と連携して総合的な治水対策を進めています。

気候変動の影響で災害リスクが高まる中、Eco-DRR の重要性はさらに増すと考えられます。また、生物多様性の観点からは、単一の機能だけでなく、多様な生態系を維持することが防災機能の安定性を高めると考えられます。Eco-DRR は「自然を守ることが人を守ること」に直結する戦略であり、持続可能な地域づくりの中核を担う取り組みと言えるでしょう。

第3章 戦略の目指すべき姿・方向性

第1節 目指す将来像

生物多様性国家戦略の目標年である2030(令和12)年、2050(令和32)年及び福岡市環境基本計画の「2050年の理想の環境都市像」を見据え、2050年の将来像を設定します。

前戦略の「100年目標」や福岡市環境基本計画(第四次)の「2050年ビジョン」も参考とし、「自然を未来につなぐ」ことを主眼に、以下の将来像を目指します。

自然の恵みに感謝し、未来へ受け継ぎ、
人と自然が調和した持続可能な暮らしを営む都市ふくおか

福岡市は、博多湾や脊振山をはじめとした豊かな自然と穏やかな風土に恵まれ、魅力ある景観と快適な生活基盤、充実した都市機能がコンパクトに整っている都市です。

近年、都市化の進展などにより自然環境の質が変化しており、生きもの生息・生育に適した自然環境が失われつつあります。私たちの生活は自然の恵みの上に成り立っており、今、一人ひとりが自然との関係性を改めて意識する必要があります。

そのため、自然の恵みを理解、感謝し、将来に受け継ぐための行動を起こすこと、身近に自然を感じ、心豊かな暮らし(ウェルビーイング)を実現することで、人と自然が共生し豊かに発展する都市を目指します。

第 2 節 基本的方向

前戦略では、下記の 5 つの基本的方向を定め、これに基づき取組みを推進してきました。

前戦略の基本的方向

- 1 生物多様性やその恵みに関する認識の社会への浸透
- 2 人と自然の環境を改めて考えながら生物多様性の保全
- 3 生物多様性から享受される恵みの持続可能な利用
- 4 生物多様性に支えられる文化の継承と創造
- 5 より広域な視野をもちながら地域の生物多様性を支える多様な主体や地域との連携

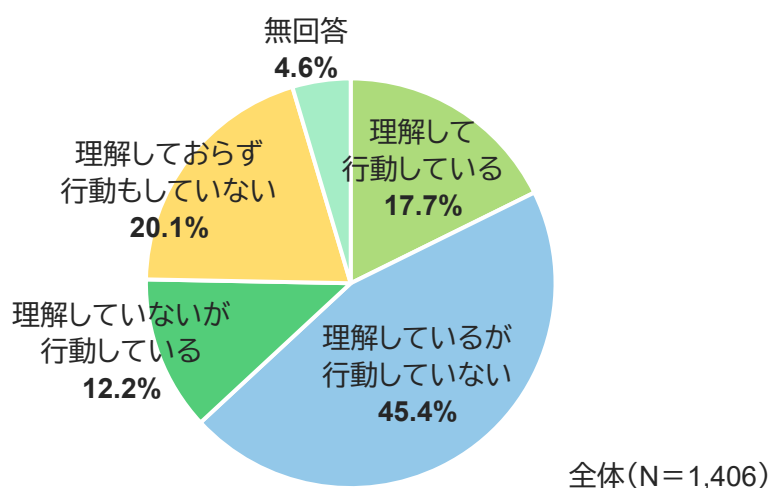
取組みの成果を把握するために、1～5 の基本的方向ごとに達成度をはかる指標等を設定し、評価を行いました（評価の詳細については資料編 資料 7 を参照ください）。

「基本的方向 1 生物多様性やその恵みに関する認識の社会への浸透」については、環境教育や人材育成の取組みにより一定の成果が見られるものの、市民の関心や理解の広がりはまだ十分とは言えません。2024（令和 6）年度に実施した「福岡市基本計画の成果指標に関する意識調査」によると、「生物多様性を理解し、その保全を意識して行動している市民の割合」は 17.7%にとどまっています。

また、環境関連総合学習の実施校割合がやや減少傾向にあるなど、市民が自然に親しみ、生物多様性への理解を深めるための環境教育や体験の機会が十分に提供できているとは言い難い状況です。

■ 2024（令和 6）年度 福岡市基本計画の成果指標に関する意識調査

Q:生物多様性という言葉を理解し、その保全を意識して行動していますか？



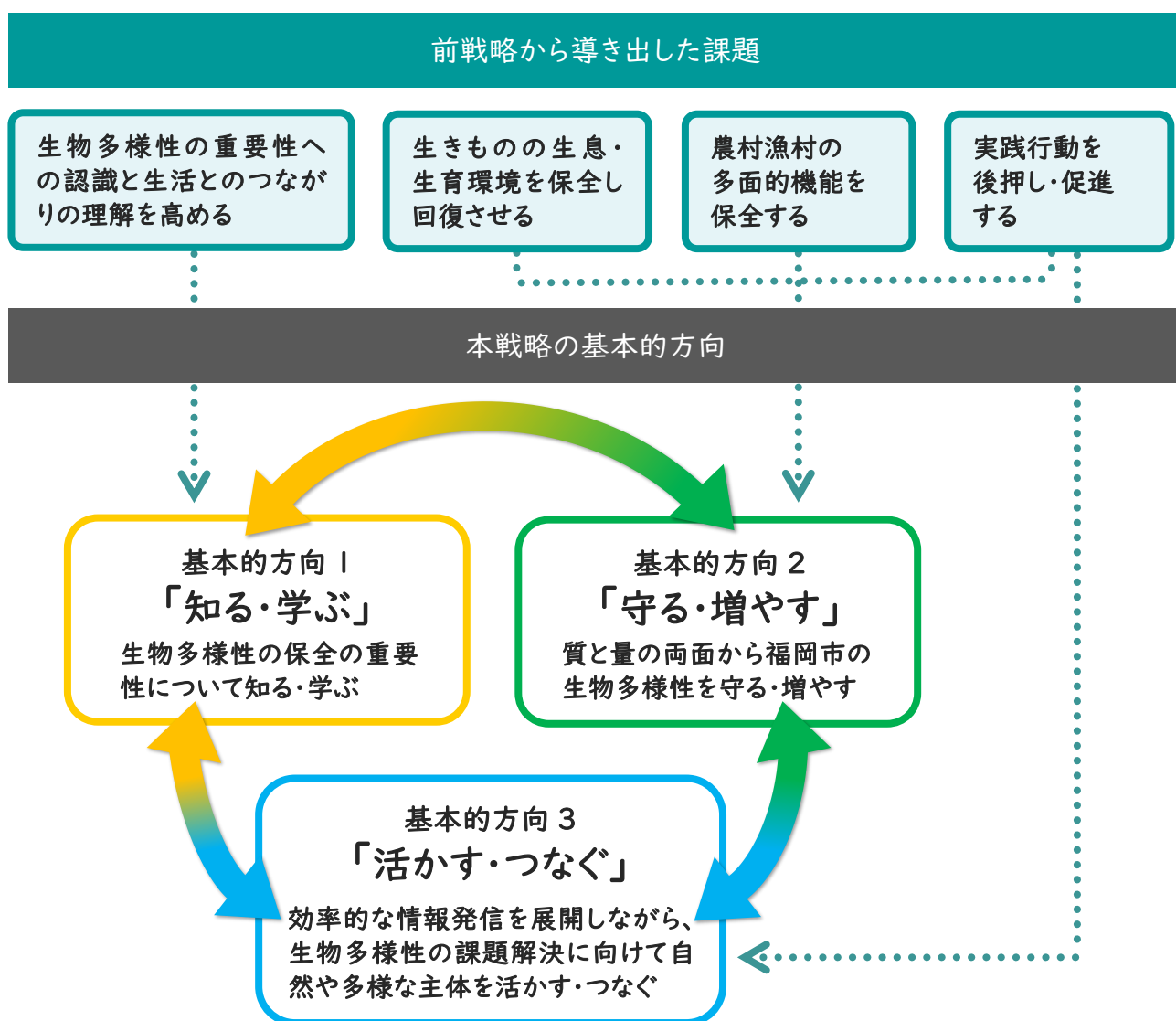
「基本的方向 2 人と自然の環境を改めて考えながら生物多様性の保全」については、市域の緑被面積は維持されていますが、農地の面積は減少していることなどから、多様な生物の生息環境のさらなる保全が必要です。また、貴重・希少種の確認数は横ばいですが、特定外来生物*の確認種数と定着種数が増加しており、対策の強化が求められます。

「基本的方向 3 生物多様性から享受される恵みの持続可能な利用」については、藻場の面積の減少など、海域の生態系の保全が十分ではない状況です。また、地域産物などへの需要が高まる一方で、市内の人口増加、都市開発、第一次産業従事者の減少などに伴い、資源供給が不足する可能性があります。

「基本的方向 4 生物多様性に支えられる文化の継承と創造」については、ふくおかの文化を支えてきた自然資源が減少している一方で、身近な自然に触れ合う自然体験や学習へのニーズは高まりを見せています。

「基本的方向 5 より広域な視野をもちながら地域の生物多様性を支える多様な主体や地域との連携」については、生物多様性や環境の保全に係る活動の規模が縮小傾向にあり、連携促進策が十分に機能していないと考えられます。

これらの評価を踏まえ、本戦略では、①生物多様性の重要性への認識と生活とのつながりの理解を高めること、②生きものの生息・生育環境を保全し回復させること、③農村・漁村の多面的機能（洪水防止や水質浄化など）を保全すること、④多様な主体の実践行動を後押し、促進することを課題とします。これらの課題に対応するため、『知る・学ぶ』『守る・増やす』『活かす・つなぐ』の3つの基本的方向を設定します。



基本的方向 1 「知る・学ぶ」

前戦略の評価からは、環境教育や体験の機会のさらなる充実が必要であることに加え、市民が生物多様性を自分事と捉えていないことが課題であることが明らかになりました。また、自然体験・学習に対する需要が高まっており、これらに対応していく必要があることも示されました。

そこで、生物多様性の重要性への認識と生活とのつながりの理解を高めるために、戦略の基本的方向 1 を「知る・学ぶ」とします。市民が生物多様性の保全の重要性について知り、学ぶことをねらいとし、以下の 3 つの基本施策を展開します。

生物多様性の重要性の社会への浸透

生物多様性に関する調査やモニタリングの実施

企業における生物多様性への配慮の推進

基本的方向 2 「守る・増やす」

前戦略の評価からは、多様な生きものの生息環境のさらなる保全が必要であることに加え、特定外来生物の定着による生態系、人の身体・生命、農林水産業への被害の増加や、海域の生態系の保全が不十分であることなどが明らかになりました。また、地域産物の需要の高まりへの対応が必要であるものの、市内産農水産物などの自然の恵みが減少していることも課題となっています。

そこで、生きものの生息・生育環境を保全し回復させ、農村漁村の多面的機能を保全するとともに、実践行動を後押し・促進するために、戦略の基本的方向 2 を「守る・増やす」とします。質と量の両面から福岡市の生物多様性を守り、増やすことをねらいとして、以下の 3 つの基本施策を展開します。

多様な生きものの生息・生育環境の保全・回復・創出

外来種による被害の防止

ふくおかの貴重・希少種等の保全

基本的方向 3 「活かす・つなぐ」

前戦略の評価からは、生物多様性の保全に関する活動を行っている主体間の連携を促進するための施策が不十分であることや、多様な主体による活動の規模が縮小傾向にあることが課題となっています。

そこで、各主体の実践行動を後押し・促進するために、戦略の基本的方向 3 を「活かす・つなぐ」とします。生物多様性がもたらす自然の恵みを暮らしや地域づくりに活かしていくためには、多様な主体の連携・共働が不可欠です。このため、効率的な情報発信を展開しながら、生物多様性の課題解決に向けて自然や多様な主体を活かし、つなぐことをねらいとして、以下の 3 つの基本施策を展開します。

なお、基本的方向 3 は、基本的方向 1、2 の達成に向けた横断的な取組みとして位置づけます。

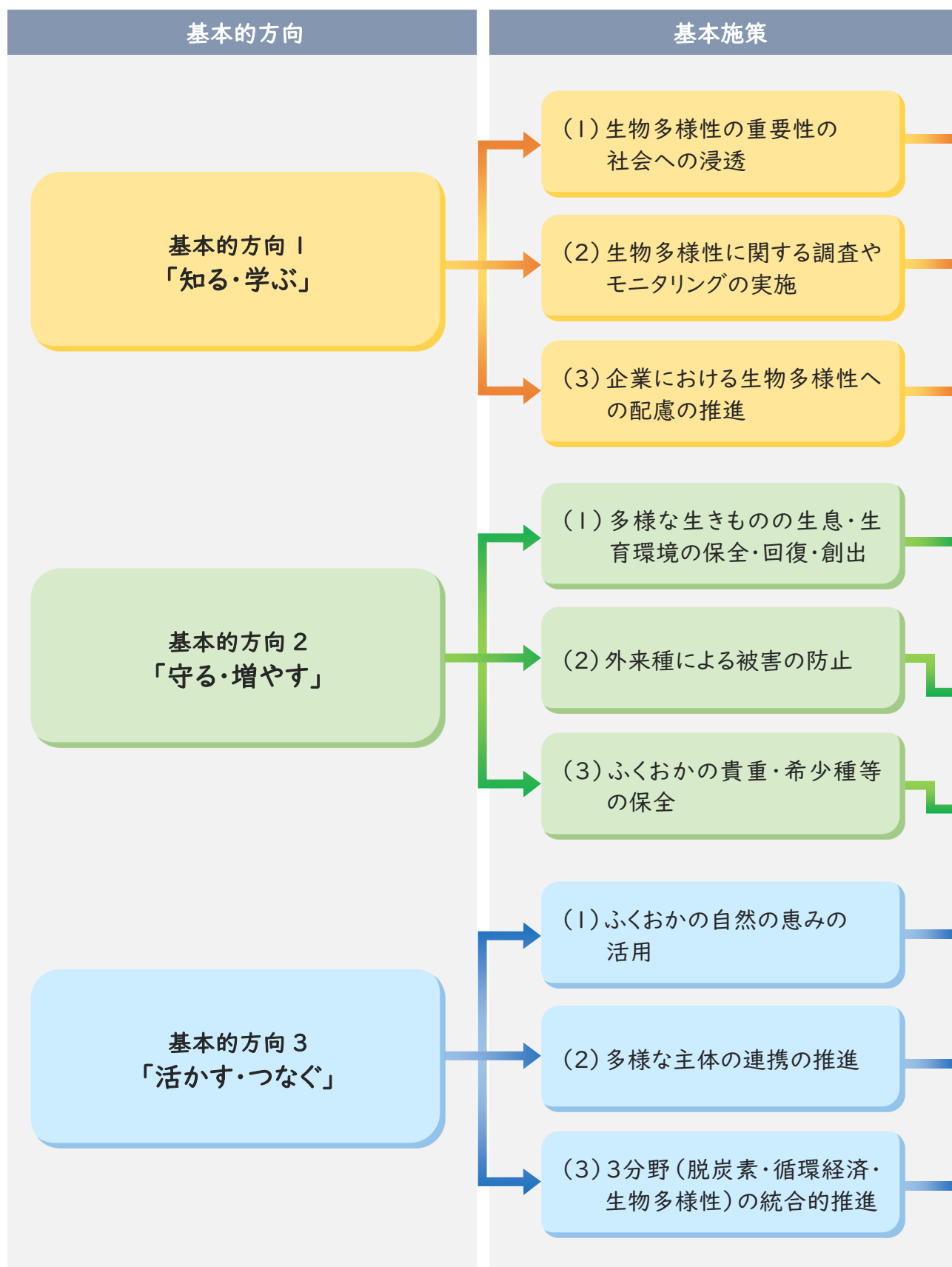
ふくおかの自然の恵みの活用

多様な主体の連携の推進

3 分野(脱炭素・循環経済・生物多様性)の統合的推進

第 3 節 施策体系

目指す将来像の実現に向け、3 つの基本的方向に基づき、施策を展開していきます。



成果指標	取組み例
○生物多様性の意味を理解し、その保全につながる行動をしている市民の割合	①多彩な市民参加型イベントの開催 ②環境教育プログラム・人材育成の拡充・充実 ③生物多様性ふくおかウェブセンターの一新 ④エシカル消費の推進
・市民参加型モニタリングの参加者数	①市民参加型モニタリングの実施 ②博多湾や河川の環境モニタリングの実施 ③大学・市民団体等と連携した生物多様性に関する調査・研究の実施
・環境に配慮した活動を行う企業が増えていると思う市民の割合 ・環境配慮型事業所の認定企業数	①生物多様性を意識した事業活動に関する普及啓発 ②エシカル消費の推進（再掲）
・全市域におけるみどりの面積 ・耕作放棄地面積 ・市内5河川の ASPT 値 ・博多湾海域における魚種数	①森・里・川・海の保全 ②博多湾や河川の環境モニタリングの実施（再掲） ③屋上緑化、壁面緑化などの市街地の緑化推進 ④守りたい種、場所の選定
・特定外来生物の定着種数	①外来種に関する情報発信、普及啓発、防除
○貴重・希少生物等の確認種数	①カブトガニなどの貴重・希少種等に関連する干潟や河川などの生息・生育地の保全 ②市民参加型モニタリングの実施（再掲）
○環境問題の解決には、市民自らが行動することが必要と強く思う市民の割合	①地産地消の推進 ②ふくおかの自然を活用した自然体験活動の推進
・生物多様性ふくおかウェブセンターなどを介したマッチング申込件数	①生物多様性ふくおかウェブセンターなどにおける多様な主体の交流・マッチングの支援 ②生物多様性を意識した事業活動に関する普及啓発（再掲）
・藻場の面積 ・不法投棄回収量	①CO₂吸収量の多い森林や藻場の創造 ②森・里・川・海の保全（再掲）

※「成果指標」の○印は「福岡市環境基本計画（第四次）」において指標とされているもの。

第4章 基本施策の展開

第3章で設定した基本的方向に基づき、目指す将来像の実現に向けた各施策のビジョンと指標、主な施策（取組み例）を示します。

<各施策の表の見方>

<ビジョン>

2050年に実現していることを目指す「都市の状態」を表しています。

<SDGs>

施策に関連するSDGsの目標を掲載しています。

<補完指標>

施策によってどれだけの取組みを実施したかを測る「補完指標」を基本施策ごとに設定しています。

第1節 基本的方向1 知る・学ぶ

ビジョン

- 豊かな暮らしが生物多様性の恵みによって成り立っていることを理解し、多くの人の手によって身近な自然や生きものが守られています。
- 地産地消や旬を意識した消費行動など、環境に配慮したエシカル消費*が主流化しています。
- 食料や商品、材料の調達に当たっては、持続可能で環境負荷の低い経済活動が行われています。
- 環境ラベル*の取得や未利用材の活用など、環境負荷低減に資する商品やサービスの開発に率先して取り組んでいます。

指標

基本施策の達成状況を測るため、4つの成果指標を設定しました。このうち、「生物多様性の意味を理解し、その保全につながる行動をしている市民の割合」が基本的方向1における各取組みの最終的な成果を最もよく表す指標と考え、代表指標と位置づけました。

成果指標	現状値	目標値
○生物多様性の意味を理解し、その保全につながる行動をしている市民の割合 代表指標	28.2% 【2024(令和6)年度】	50% 【2035(令和17)年度】
市民参加型モニタリングの参加者数	258人 【2024(令和6)年度】	1,000人 【2035(令和17)年度】
○環境に配慮した活動を行う企業が増えていると思う市民の割合	76.8% 【2024(令和6)年度】	86.6% 【2035(令和17)年度】
環境配慮型事業所の認定企業数	245社 【2024(令和6)年度】	275社 【2033(令和15)年度】

※○印は「福岡市環境基本計画（第四次）」において指標とされているもの。

35

補完指標

補完指標	現状値	目標値
環境総合学習の実施校割合	81.9% 【2024(令和6)年度】	増加 【2035(令和17)年度】
「ふくおかレンジャー」受講者数	219人(累計) 【2024(令和6)年度】	370人(累計) 【2035(令和17)年度】
「自然の恵み体験」申込者数	434人 【2025(令和7)年度】	800人 【2035(令和17)年度】
市と大学・NPO等が連携して実施した生物多様性に関する調査・研究の実施状況	2件(累計) 【2024(令和6)年度】	33件(累計) 【2035(令和17)年度】
生物多様性ふくおかウェブセンターにおける各主体の取組み掲載数	4件(累計) 【2024(令和6)年度】	225件(累計) 【2035(令和17)年度】

主な施策（取組み例）

基本施策(1) 生物多様性の重要性の社会への浸透

生物多様性がもたらす豊かな恵みを将来にわたって享受するために、市民が生物多様性を理解し、その保全の重要性を認識し、行動できるよう広く社会に浸透させます。

多様な市民参加型イベントの開催

- 福岡市にある様々な自然環境を活用したネイチャーツアーを実施し、森、川、海、田の役割やつながりの大切さを学び体験できる機会を提供します。
- 生物多様性ふくおかウェブセンター内のコンテンツ「ふくおかいきものマップ」と連動した、スマートフォンのアプリを用いた市民参加型の生きもの調査「ふくおかいきもの調査隊」を継続して実施します。
- 多くの野鳥が飛来するエコパークゾーン*の自然のすばらしさを市民に情報発信するとともに、干潟の環境保全に向けたイベントなどを市民団体等と共催で企画・実施します。
- 都市住民のレクリエーションや学習の場の提供などを通して、農業の重要性や魅力など認識の共有を図り、市民への「食」に関する情報発信の充実に努めます。

36

<成果指標>

施策によって最終的に実現したい状態（成果）を測る「成果指標」を設定しています。このうち、「生物多様性の意味を理解し、その保全につながる行動をしている市民の割合」及び「貴重・希少生物等の確認種数」については、本戦略において各基本的方向の取組成果を総合的に示す「代表指標」に位置づけられます。

<主な施策>

各基本施策について、10年間の主な施策（取組みの方向性）を記載しています。

ビジョン

- 豊かな暮らしが生物多様性の恵みによって成り立っていることを理解し、多くの人の手によって身近な自然や生きものが守られています。
- 地産地消や旬を意識した消費行動など、環境に配慮したエシカル消費*が主流化しています。
- 食料や商品、材料の調達に当たっては、持続可能で環境負荷の低い経済活動が行われています。
- 環境ラベル*の取得や未利用材の活用など、環境負荷低減に資する商品やサービスの開発に率先して取り組んでいます。

指 標

基本施策の達成状況を測るため、4つの成果指標を設定しました。このうち、「生物多様性の意味を理解し、その保全につながる行動をしている市民の割合」が基本的方向1における各取り組みの最終的な成果を最もよく表す指標と考え、代表指標と位置づけました。

成果指標	現状値	目標値
○生物多様性の意味を理解し、その保全につながる行動をしている市民の割合 代表指標	28.2% 【2024(令和6)年度】	50% 【2035(令和17)年度】
市民参加型モニタリングの参加者数	258人 【2024(令和6)年度】	1,000人 【2035(令和17)年度】
○環境に配慮した活動を行う企業が増えていると思う市民の割合	76.8% 【2024(令和6)年度】	86.6% 【2035(令和17)年度】
環境配慮型事業所の認定企業数	245社 【2024(令和6)年度】	275社 【2033(令和15)年度】

※○印は「福岡市環境基本計画（第四次）」において指標とされているもの。

補完指標

補完指標	現状値	目標値
環境総合学習の実施校割合	81.9% 【2024(令和6)年度】	増加 【2035(令和17)年度】
「ふくおかレンジャー」受講者数	219人(累計) 【2024(令和6)年度】	370人(累計) 【2035(令和17)年度】
「自然の恵み体験」申込者数	434人 【2025(令和7)年度】	800人 【2035(令和17)年度】
市と大学・NPO等が連携して実施した生物多 様性に関する調査・研究の実施状況	2件(累計) 【2024(令和6)年度】	33件(累計) 【2035(令和17)年度】
生物多様性ふくおかウェブセンターにおける各 主体の取組み掲載数	4件(累計) 【2024(令和6)年度】	225件(累計) 【2035(令和17)年度】

主な施策（取組み例）

基本施策(1) 生物多様性の重要性の社会への浸透

生物多様性がもたらす豊かな恵みを将来にわたって享受するために、市民が生物多様性を理解し、その保全の重要性を認識し、行動できるよう広く社会に浸透させます。

多彩な市民参加型イベントの開催

- 福岡市にある様々な自然環境を活用したネイチャーツアーを実施し、森、里、川、海の役割やつながりの大切さを学び体験できる機会を提供します。
- 生物多様性ふくおかウェブセンター内のコンテンツ「ふくおかいきものマップ」と連動した、市民参加型の生きもの調査「ふくおかいきもの調査隊」を継続して実施します。
- 多くの野鳥が飛来するエコパークゾーン*の自然のすばらしさを市民に情報発信するとともに、干潟の環境保全に向けたイベントなどを市民団体等と共働で企画・実施します。
- 都市住民のレクリエーションや学習の場の提供などを通して、農業の重要性や魅力など認識の共有を図り、市民への「農」に関する情報発信の充実に努めます。

環境教育プログラム・人材育成の拡充・充実

- 教育機関における環境教育プログラムの推進を通して、生物多様性の重要性の浸透を図ります。
- 地域の自然の大切さや楽しみ方を伝えることができる「ふくおかレンジャー」の育成を推進します。
- 自然や水の大切さについての広報活動などに努め、節水意識を含む市民の環境意識の維持・高揚を図ります。

生物多様性ふくおかウェブセンターの一新

- 福岡市の生物多様性を楽しく学べるウェブサイト「生物多様性ふくおかウェブセンター」を生物多様性に係る情報発信の拠点として位置づけます。
- 生物多様性に関する情報の発信や、多様な主体間の連携・協力の斡旋を行うとともに、生物多様性を学べる機会の創出を図り、市民や企業などの行動変容を促進します。

エシカル消費の推進

- 生物多様性の保全に資する「環境ラベル」付き製品や地産地消といった「エシカル消費」に関する普及啓発を行います。

基本施策（２） 生物多様性に関する調査やモニタリングの実施

市民や市民団体、企業などの参加により、市内に生息する生きものや自然環境に関する調査やモニタリングを行い、ふくおかの生物多様性への理解や問題意識を高めるとともに、保全などの活動に参加するきっかけをつくります。

市民参加型モニタリングの実施

- 市民団体や教育機関と連携し、市内の生物種や自然環境に関するモニタリング調査を市民参加で実施します。
- 調査結果に対して市民が興味や関心を持てるように、生物多様性ふくおかウェブセンターのウェブサイトなどにおいて、わかりやすく情報提供します。

- 生物多様性ふくおかウェブセンター内のコンテンツ「ふくおかいきものマップ」と連動した、市民参加型の生きもの調査「ふくおかいきもの調査隊」を継続して実施します。（再掲）

博多湾や河川の環境モニタリングの実施

- 博多湾や河川における環境変化を把握するため、定期的なモニタリング調査を実施します。

大学・市民団体等と連携した生物多様性に関する調査・研究の実施

- 関係団体や関係機関の協力により、自然環境に関する調査や情報収集・整理を継続して行います。
- 国や県・大学の研究機関、専門家、市民団体などと野生生物に関する情報の交換を行うとともに、市域内に飛来し、又は通過する貴重・希少な渡り鳥などの生息環境の保全を図ります。

基本施策（3） 企業における生物多様性への配慮の推進

ネイチャーポジティブ経済の実現を目指し、生物多様性を意識した事業活動の普及啓発や支援を通じて、企業をパートナーとした生物多様性保全を展開します。

市民一人ひとりの環境に対する意識を高め、自主的な環境配慮行動を支援・促進する効果的な情報発信・広報啓発等に取り組み、環境にやさしいライフスタイルへの転換を推進します。

生物多様性を意識した事業活動に関する普及啓発

- 生物多様性に配慮したサービスや、自然環境の保全活動など、生物多様性を意識した事業活動をホームページなどで紹介し、より多くの企業の取組みを促進します。
- 企業が行う生物多様性保全活動に対し、専門家の派遣、情報や技術、市民団体などとのマッチング、市の広報媒体を活用した PR などの支援を行い、活動の拡充を図ります。
- 生物多様性や天然資源へ配慮した環境経営を進める企業への支援を検討します。

エシカル消費の推進（再掲）

- 生物多様性の保全に資する「環境ラベル」付き製品や地産地消といった「エシカル消費」に関する普及啓発を行います。



ビジョン

- 生態系に配慮した花や緑、親水空間にあふれ、質の高い生活空間やビジネス環境が実現しています。
- 森林や農地、都市内緑地や博多湾など、生きものの生息・生育環境のつながりを意識した生物多様性の回復・創出が図られています。
- 自然が有する調整機能を活かした防災・減災や、森林保全による炭素吸収への貢献など、生態系を活用した持続可能なまちづくりが行われています。

指標

基本施策の達成状況を測るため、6つの成果指標を設定しました。このうち、「貴重・希少生物*等の確認種数」が基本的方向2における各取組みの最終的な成果を最もよく表す指標と考え、代表指標と位置づけました。

成果指標		現状値	目標値
全市域におけるみどりの面積		18,984ha 【2024(令和6)年度】	18,984ha 以上 【2034(令和16)年度】
耕作放棄地面積		321ha 【2024(令和6)年度】	減少 【2035(令和17)年度】
ASPT 値*	室見川	7.0 【2022(令和4)年度】	増加 【2035(令和17)年度】
	樋井川	6.2 【2021(令和3)年度】	
	那珂川	6.2 【2019(令和元)年度】	
	御笠川	5.9 【2020(令和2)年度】	
	多々良川	7.0 【2023(令和5)年度】	
博多湾海域における魚種数		69種 【2024(令和6)年度】	現状維持 【2035(令和17)年度】
特定外来生物の定着種数		14種 【2024(令和6)年度】	減少 【2035(令和17)年度】
○貴重・希少生物等の確認種数	代表指標	255種 【2023(令和5)年度】	増加 【2035(令和17)年度】

※○印は「福岡市環境基本計画（第四次）」において指標とされているもの。

補完指標

補完指標		現状値	目標値
都心部の緑被面積		100ha 【2024(令和6)年度】	102ha 【2034(令和16)年度】
博多湾の水質 の環境基準* 達成状況	COD*	2/8 地点	現状維持 【2035(令和17)年度】
	T-N(全窒素)*	2/3 海域	
	T-P(全リン)*	全3 海域	
市内水源かん養林*整備面積		12ha 【2024(令和6)年度】	36ha 【2028(令和10)年度】
藻場の面積		419.4ha 【2023(令和5)年度】	現状維持 【2035(令和17)年度】
室見川河口干潟のアサリ推定資源量		122.7トン 【2024(令和6)年度】	増加 【2035(令和17)年度】
自然共生サイトの認定件数		0件(累計) 【2024(令和6)年度】	5件(累計) 【2035(令和17)年度】
イノシシによる被害面積		8.46ha 【2024(令和6)年度】	減少 【2035(令和17)年度】
アライグマの目撃報告数		146件 【2024(令和6)年度】	減少 【2035(令和17)年度】
カブトガニ産卵数、幼生数、成体・亜成体の個体数		卵塊数 33 卵塊、 幼生数 41 個体、 亜成体個体数 40 個体、 成体個体数 105 個体 【2024(令和6)年度】	増加 【2035(令和17)年度】

主な施策（取組み例）

基本施策（Ⅰ） 多様な生きものの生息・生育環境の保全・回復・創出

多様な主体と連携・共働して、生物多様性の保全・回復・創出に取り組みます。

森・里・川・海の保全

- 市民や市民団体などと連携し、貴重・希少種や身近な生きものの生息・生育環境の保全に取り組みます。
- 自然共生サイトに関する普及啓発を行うとともに、企業などの認定申請を支援します。
- 自然林の保護や森林の適正な管理などにより、多様な生物の生息・生育の場である森林環境の保全と適正な利用を推進します。
- 水源かん養林の整備や市民や企業などとの共働による水源かん養林の保全の取組みを実施し、水資源の安定的な確保に努めます。
- 農地や森林の多面的機能を確保し、それを支える環境に配慮した農林業の振興を推進します。
- 地域ぐるみで行うヤブの刈払い、放任果樹の除去・伐採など、有害鳥獣の出没を減少させ、被害を防ぐ取組みを支援します。
- 河川整備や治水事業、ため池の整備などにおいて、生態系に配慮した自然共生型の水辺の整備を行います。
- 多自然川づくり*により、多様な生きものの生息環境や水質の保全などを図り、自然豊かな河川の形成に取り組みます。
- 市民団体をはじめとする多様な主体との連携・共働の下で干潟保全活動を推進します。
- 藻場の生育環境を保全するとともに、適地への造成などを推進し、生きものの生育環境の保全を図ります。
- 公共施設での雨水利用や雨水貯留タンク助成による普及促進などによる雨水の有効利用を促進します。
- 下水の高度処理や底質改善などの水質保全に取り組むとともに、生物多様性及び生物生産性が確保された豊かな海をめざし、栄養塩類*の管理のあり方を検討します。
- 森林や農地、ため池など保水能力の高い地域の適正な維持管理を促進するなど、生態系が有する防災・減災機能を高める取組みを推進します。

- 福岡市環境影響評価条例などにより、早期の計画段階などにおける環境影響評価*を推進するとともに、環境影響評価に関する技術的指針や情報を整備するなど、適正な環境影響評価制度の運用を図ります。
- 開発事業などの構想・計画段階からの適切な環境配慮を助言するとともに、環境情報などの蓄積に基づく新たな知見や社会状況の変化に合わせて福岡市環境配慮指針を必要に応じて見直し、適切に運用します。

博多湾や河川の環境モニタリングの実施(再掲)

- 博多湾や河川における環境変化を把握するため、定期的なモニタリング調査を実施します。
- 河川の水質の測定や公共用水域の汚濁状況の把握とともに、生きものの生息環境を含めた総合的な水環境の把握、評価を行います。
- 博多湾における漁業振興による健全な物質循環を促進します。

屋上緑化、壁面緑化などの市街地の緑化推進

- 都市に残る緑地、河川などについて、特別緑地保全地区や都市施設としての緑地の指定などにより、適切な規模と配置による生きものの生息・生育地のネットワークの形成を図ります。
- 開発事業の実施に際して、質の高いみどりのネットワークの形成など、取り組みやすい環境配慮の事例や評価手法について検討するとともに、取組み状況を把握・共有する仕組み等の構築を目指します。
- 民有地や公共施設の緑化を行う場合の技術的なマニュアルである「都市緑化マニュアル」を活用し、市民・企業・行政がパートナーシップのもとに自然と共生するみどりのまちづくりを推進します。
- 公園・緑地をはじめ、街路樹や特別緑地保全地区などの保全や創出を図るとともに、適正な維持管理などに取り組み、質の高いみどりを創出します。
- 地域特性等を踏まえて樹木の情報を整理し、関係部局や事業者と共有することで、生物多様性に配慮した緑地整備への活用を促進します。
- 公共施設において、憩いや安らぎが感じられるみどり空間を創出するとともに、多くの市民の目に触れる壁面なども活用しながら、民間建築物の先導となる緑化に取り組みます。
- 良好な都市景観の形成や都市環境の改善を図るため、市民や企業との共働により、都心部をはじめとして全市域における植樹運動を展開し、緑豊かなまちづくりの推進に取り組みます。

- 花と緑により、まちに彩りと潤いを与え、人のつながりや心の豊かさを生み出す「一人一花運動」の輪を広げ、花による共創のまちづくりを進めます。
- 身近な場所やまちなかで憩いや安らぎを感じられるように、集合住宅のベランダや都心部のオフィスビルなどの緑化を助成し、民有地の緑化を促進し、市民や企業との共働により、緑あふれる魅力的なまちづくりに取り組みます。

守りたい種、場所の選定

- 福岡市に生息する生きものや、福岡市内の自然環境について、守りたい種や場所を市民とともに選定し、多様な主体と連携した保全の枠組みを検討します。
- ミツバチなど指標生物*としての役割を果たす身近な生きものを通じて、生物多様性保全への理解と関心を高めます。

基本施策（2） 外来種による被害の防止

特定外来生物による生態系への影響低減を図るため、関係機関などと連携した情報発信や防除の実施などに取り組みます。

外来種に関する情報発信、普及啓発、防除

- 国や福岡県と連携し、アライグマをはじめヒアリやアカカミアリ等の特定外来生物の調査や防除に取り組みます。
- 市民への適切な情報発信を行い、特定外来生物による被害の未然防止を図ります。
- オオキンケイギクなどの外来植物を対象に、市民や事業者と連携し、年間を通じた計画的な駆除活動を推進します。

基本施策(3) ふくおかの貴重・希少種等の保全

貴重・希少種等の保全にあたっては、国や県の施策と整合を図りながら、調査・モニタリング、生息・生育地の保全、普及啓発、開発や土地利用との調整等を通じて総合的に取り組みます。

カブトガニなどの貴重・希少種等に関連する干潟や河川などの生息・生育地の保全

- カブトガニ産卵場である今津干潟において、地域住民などと共働して干潟の保全に取り組むとともに、博多湾のカブトガニ生息数や生息範囲、生活史を把握するため標識調査などを実施します。
- 自然環境調査やレッドデータブック等の情報を踏まえ、乱獲につながらない形での貴重・希少種等に関する情報提供を行い、開発等の際に配慮を求めます。
- 貴重・希少種等の生態や保全の取組みについて環境教育や普及啓発活動を実施します。

市民参加型モニタリングの実施(再掲)

- 市民団体や教育機関と連携し、市内の生物種や自然環境に関するモニタリング調査を市民参加で実施します。
- 調査結果に対して市民が興味や関心を持てるように、生物多様性ふくおかウェブセンターのウェブサイトなどにおいて、わかりやすく情報提供します。
- 生物多様性ふくおかウェブセンター内のコンテンツ「ふくおかいきものマップ」と連動した、市民参加型の生きもの調査「ふくおかいきもの調査隊」を継続して実施します。



ビジョン

- 自然資本の価値を認識し、豊かな自然や生きものとふれあう体験やエコツーリズム*などが盛んになっています。
- 地域の生態系の保全や30by30目標の達成への貢献など、生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ」の実現に向けた活動に積極的に取り組んでいます。

指標

成果指標	現状値	目標値
○環境問題の解決には、市民自らが行動することが必要と強く思う市民の割合 （「そう思う」市民の割合）	51.5% 【2024（令和6）年度】	72.0% 【2035（令和17）年度】
生物多様性ふくおかウェブセンターなどを介したマッチング申込件数	2件（累計） 【2024（令和6）年度】	60件（累計） 【2035（令和17）年度】
藻場の面積 【再掲】	419.4ha 【2023（令和5）年度】	現状維持 【2035（令和17）年度】
不法投棄回収量	9トン 【2024（令和6）年度】	5トン 【2035（令和17）年度】

※○印は「福岡市環境基本計画（第四次）」において指標とされているもの。

補完指標

補完指標	現状値	目標値
市公共施設の木材使用量における地域産木材利用割合	32.0% 【2024（令和6）年度】	増加 【2035（令和17）年度】
室見川河口干潟のアサリ推定資源量 【再掲】	122.7トン 【2024（令和6）年度】	増加 【2035（令和17）年度】
学校給食への市内産農水産物利用割合 （野菜）	26.5% 【2024（令和6）年度】	増加 【2035（令和17）年度】

補完指標	現状値	目標値
背振少年自然の家、海の中道青少年海の家利用者数	73,645 人 【2024(令和6)年度】	87,500 人 【2029(令和11)年度】
スギ・ヒノキ人工林の広葉樹等への植替え面積	17ha(累計) 【2024(令和6)年度】	245ha(累計) 【2034(令和16)年度】
室見川水系一斉清掃参加申込者数	3,445 人 【2024(令和6)年度】	4,000 人 【2028(令和10)年度】
ラブアースクリーンアップ参加人数	24,298 人 【2024(令和6)年度】	44,000 人 【2035(令和17)年度】

主な施策（取組み例）

基本施策（1） ふくおかの自然の恵みの活用

生物多様性がもたらす恵みを活かした衣食住や自然との触れ合いの体験などを通じて、生物多様性の重要性の認識を高め、保全活動などへの参加につなげます。

地産地消の推進

- 新鮮で信頼される農産物の安定供給や、農地の保全・活用、環境への負荷軽減など、身近で安定した産地づくりを推進します。
- 市内産農水産物のブランド化や魅力発信などによる消費拡大に取り組むとともに、学校給食に積極的に使用するなど、市内産農水産物の地産地消を推進します。
- 地域産材（福岡市内及び県内で生育・伐採された木材）を活用した公共施設の整備を推進します。
- 地域の多様な自然資源の活用を推進し、生物多様性に配慮した地域づくりと地域の活性化を図ります。

ふくおかの自然を活用した自然体験活動の推進

- 福岡市にある様々な自然環境を活用したネイチャーツアーを実施し、森、里、川、海の役割やつながりの大切さを学び体験できる機会を提供します。（再掲）
- 背振少年自然の家や海の中道青少年海の家といった市有施設を活用した環境教育カリキュラムの充実を図ります。
- 地域資源を活かしたサステナブルツーリズムを推進します。

- 教育機関などにおいて、地域内の自然資源を活かした環境教育プログラムの導入・充実に努めます。
- 専門知識や技能を持った自然体験のリーダー的人材の育成・活用など、生物多様性に関する人材を育成します。
- 身近に自然とふれあえる場や環境学習の拠点、多様な生きものが生息する環境を創出するため、アイランドシティはばたき公園の整備を進めます。
- 都心部の貴重な海辺空間など、地区の特性を活かし、市民や来街者が楽しめる魅力あるウォーターフロント地区（中央ふ頭・博多ふ頭）のまちづくりに取り組みます。
- 那珂川沿いの公園の再整備など、川に向かって開かれた、水辺を活かしたまちづくりの推進に向け、水辺の魅力づくりに取り組みます。

基本施策（２） 多様な主体の連携の推進

多様な主体の連携・共働による生物多様性の保全の取組みを広げるため、企業と市民団体を結び付けるマッチング支援を行うとともに、交流や共働を促す場や機会を創出します。

生物多様性ふくおかウェブセンターなどにおける多様な主体の交流・マッチングの支援

- 市民、事業者、行政などの多様な主体が参加するシンポジウムや交流会の開催などにより、主体間のマッチングを支援します。
- 樹林地の保全・管理活動や公園緑地などの管理・運営等への市民・市民団体・企業等の参加を促進します。
- 市民・事業者が自発的・継続的に積極的な環境に配慮した行動を推進するための仕組みを構築します。
- 市民・企業・大学と連携した生物多様性の保全活動を促進します。
- 水源地域・流域との交流、水源かん養林の整備支援などにより、水源地域・流域との連携・協力を図り相互理解を深めます。

生物多様性を意識した事業活動に関する普及啓発（再掲）

- 生物多様性に配慮したサービスや、自然環境の保全活動など、生物多様性を意識した事業活動をホームページなどで紹介し、より多くの企業の取組みを促進します。
- 企業が行う生物多様性保全活動に対し、専門家の派遣、情報や技術、市民団体などとのマッチング、市の広報媒体を活用した PR などの支援を行い、活動の拡充を図ります。

基本施策(3) 3分野(脱炭素・循環経済・生物多様性)の統合的推進

生物多様性と脱炭素、循環経済の3分野が関連する施策に取り組み、関係者の輪を広げながら、社会課題の解決につなげます。

CO₂吸収量の多い森林や藻場の創造

- CO₂吸収の役割を担う森林を維持し、その働きを高める間伐などの適正管理を進めるとともに、創出されたクレジットを販売することで市の森林整備に活用します。
- 市民や漁業関係者、事業者などの連携・共働に加え、Jブルークレジット制度の活用などにより、アマモ場等の藻場の保全や創出を推進します。

森・里・川・海の保全(再掲)

- 事業者や市民参加による海岸、河川等の清掃や環境美化活動を支援するとともに、地域の自然に愛着が持てるような啓発活動を進めます。
- 山や海・川等への不法投棄防止のため、パトロールや清掃、啓発活動を実施し、地域の自然環境の保全と市民の環境意識向上を推進します。
- 市民団体による里山保全の活動や、身近な自然環境の保全活動を支援します。
- 限りある水資源を有効に活用するため、配水調整システムによる効率的な水運用や漏水対策、下水処理水の利用などにより、節水型都市づくりを推進します。

コラム⑦

3分野の統合的推進～シナジーとトレードオフ～

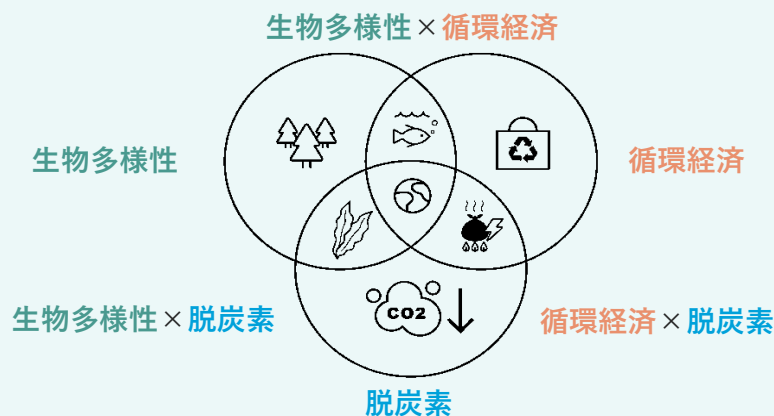
環境施策の「脱炭素」「循環経済」「生物多様性」の分野は、相互に関連しています。

相互に関連とは、ある分野の向上を追求した場合、その他の分野が正の相乗効果によって向上する場合（シナジー）と、ある分野は向上するものの他の分野は低下する場合（トレードオフ）があるということです。

世界の動向としても、シナジー・トレードオフの考え方が重要視されています。

2023（令和5）年のG7広島首脳コミュニケ、G7札幌気候・エネルギー・環境大臣会合コミュニケ（共同声明）においては、気候変動、生物多様性の損失及び汚染という3つの危機に対し、課題の相互依存性を認識してシナジーを活用する旨が盛り込まれています。さらに、第6回国連環境総会（UNEA6）においても日本が提案したシナジー推進決議が採択されました。

直面する環境問題を解決していくためには、こうした相互の関連を考慮しながら、経済、社会、政治、技術全てにおける横断的な社会変革により、総合的・一体的に取り組んでいくことが求められています。



◎ シナジーの例

分野	取組み例	シナジー
生物多様性×循環経済	森林の保全・再生（間伐材の有効利用）	◎廃棄物の減少・高付加価値化
	海洋プラスチックごみ対策	◎海洋生態系の保全
生物多様性×脱炭素	藻場の再生（ブルーカーボン）	◎CO2 吸収量の増加
	グリーンインフラ（ヒートアイランド対策）	◎生物の生息・生育環境の創出
循環経済×脱炭素	廃棄物の分別・削減	◎焼却時の温室効果ガス排出削減
	バイオマス発電（食品廃棄物のメタン化）	◎廃棄物の減少・高付加価値化

▲ トレードオフの例

分野	取組み例	トレードオフ
生物多様性⇔循環経済	バイオマスプラスチックの普及	▲植物資源の減少
生物多様性⇔脱炭素	風力発電	▲鳥類への影響（衝突・生息地放棄）
循環経済⇔脱炭素	太陽光発電	▲パネル・電池等の廃棄物増加

近年、気候変動対策と生物多様性保全を両立する仕組みとして注目されているのが「ブルーカーボン」です。ブルーカーボンとは、海洋生態系が吸収・固定する二酸化炭素のことで、藻場や干潟、塩性湿地などがその担い手です。これらの生態系は炭素を長期的に貯留するだけでなく、魚類の産卵場や水質浄化など、多様な生態系サービスを提供します。

福岡市は、2020（令和2）年10月に全国に先駆けてブルーカーボン・オフセット制度を導入しました。この制度では、博多湾の藻場によるCO₂吸収量を市が算定し、クレジット化して販売し、販売益を「博多湾NEXT会議⁸」でのアマモ場づくり活動をはじめとした博多湾の環境保全創造の取組みに活用してきました。2025（令和7）年度の実績では29.7t-CO₂が認証され、複数の企業にクレジットを購入いただきました。

しかしながら、夏季高水温などの影響により、博多湾の藻場は減少傾向にあります。福岡市は2025（令和7）年9月に「博多湾環境保全計画（第三次）」を策定し、博多湾の藻場面積の「現状維持」を目標として、市民、市民団体、漁業者、企業、学校等の多様な主体と連携・共働して、藻場の保全・再生等に取り組むこととしました。

このため、今後は国の「Jブルークレジット制度⁹」に参画し、国の認可機関が認証したクレジットの販売を通じて、多様な主体による藻場保全・再生活動の活性化を図る方針です。

これらの取組みは、単なるCO₂削減にとどまらず、藻場を核としたエコロジカル・ネットワーク（生態系ネットワーク）の再生を通じて、豊かな海と共生する都市モデルを描いています。企業・行政・市民が一体となった持続可能な社会づくりの事例として、さらに発展していくことが期待されます。

⁸ 市民、市民団体、漁業者、企業、学校などの多様な主体が連携・共働し、博多湾の環境保全に取り組む協議体。福岡市が事務局を務める。（会員数：66団体、28個人（2025（令和7）年11月現在））

⁹ 国の認可機関が創設し、2021（令和3）年3月から取引が開始された制度で、藻場等によるCO₂吸収量を活動者が算定し、第三者委員会による審査を経て、国の認可機関が認証し、クレジット化して販売するもの。

第5章 推進体制・進管理

第1節 各主体の役割

目指す将来像の実現に向けては、行政が率先して環境保全に取り組み、その方向性や考え方を示すとともに、市民・事業者等が環境に対して担うべき役割への理解を促し、主体的な行動につなげていくことが不可欠です。

また、行政による取組みや各主体の個別の努力だけでは課題解決に限界があることから、行政が調整役となって多様な主体をつなぎ、連携・共働を促進することで、地域社会全体で課題に対する共通認識を醸成し、取組みの輪を着実に広げていくことが重要です。

1 市民の役割

私たち一人ひとりの生活が生物多様性に対して様々な影響を与えていることを理解し、地域の自然環境保全活動に参加する、持続可能性に配慮した製品を選ぶなど、環境に配慮したライフスタイルへ転換することが求められます。また、地域や市民グループなどの環境活動に積極的に参加し、自らの学びや活動を家族や友人などの身近な人に伝え、取組みの輪を広げることも重要です。

2 市民団体等の役割

市民グループ、NPO、自治協議会や子ども会などの地域の組織など、規模や活動目的も多様な団体があります。このような団体が率先して生物多様性に配慮した行動を実践するとともに、市民等への情報発信や学びの機会の提供など、積極的に環境啓発に取り組むことが求められます。また、特に自然環境や生きものに関する活動を専門としている団体は、他の主体の環境教育や自然環境保全活動を支援することが期待されます。

3 学校等の役割

幼児教育や学校教育は、子どもたちの生物多様性への理解の基礎を育む重要な場です。教職員等は環境教育の考え方や手法を学び、多様な教材や体験学習などにより、子どもの成長段階に応じた体系的な環境教育を推進することが求められます。また、学校などの活動を家庭や地域に発信することや、地域、市民団体、事業者などとの連携・共働を通して、社会全体の生物多様性への関心・取組みの風土を醸成することも大切です。

4 事業者の役割

持続可能な社会の実現には事業者の生物多様性に配慮した事業活動が不可欠です。事業者は、環境法令などの遵守を徹底するとともに、原材料の調達から消費までのサプライチェーン*全体での環境負荷の低減につながる取組みを主体的に推進することが求められます。また、環境問題の解決につながる先進的な技術や環境配慮型商品・サービスの開発などに積極的に取り組むことや、これまで培ってきたノウハウや人材を活かして、地域社会の一員として生物多様性の保全に取り組むことや、従業員やその家族の環境行動を後押しすることが期待されます。

5 行政の役割

福岡市は、生物多様性の保全と持続可能な利用を、市の総合的なまちづくりの中に位置づけ、都市計画、みどり、農林水産、教育、防災など各分野において、その視点を反映した施策を推進します。また、市が主体的に取り組む事業を通じて、先導的な実践例を示すとともに、市民、事業者、市民団体、学校等の多様な主体をつなぎ、地域社会全体で生物多様性に係る課題に取り組む基盤の形成を図ります。

こうした方針のもと、環境局は、本市の生物多様性の保全に関する目標やビジョンを所管する部局として、戦略の推進における中核的な役割を担います。市が発信・管理する情報については、正確性や信頼性の確保に努め、わかりやすく発信します。また、希少種等を含む生きものの生息・生育環境に関する情報を区域レベルで体系的に整理し、適切に提供することで、開発等の検討段階から生物多様性への配慮が図られるよう調整を行います。さらに、関係部局と連携しながら、施策の企画・立案から実施、進行管理までを横断的に推進します。あわせて、広報や交流・連携の促進、マッチングの仕組みの構築等を通じて、多様な主体による取組みを後押しします。

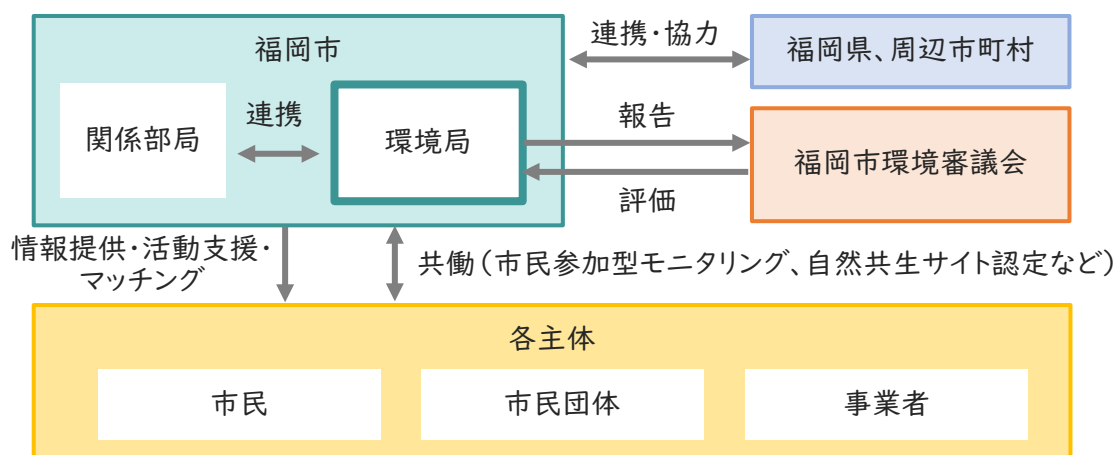
第2節 推進体制

生物多様性分野は、都市計画、産業、観光、健康、教育などの様々な分野に関わっていることから、市内の他分野の部局と連携し、各行政分野との整合・調和を図ることにより、総合的に施策を推進していきます。

環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、環境の保全に関する基本的事項を調査・審議するために設置された「福岡市環境審議会」による第三者評価の結果を踏まえながら、本戦略を着実に推進していきます。

なお、施策の実施状況や福岡市の自然環境や生きものに関する情報は、年次報告書やホームページなどで公表します。

■ 戦略の推進体制

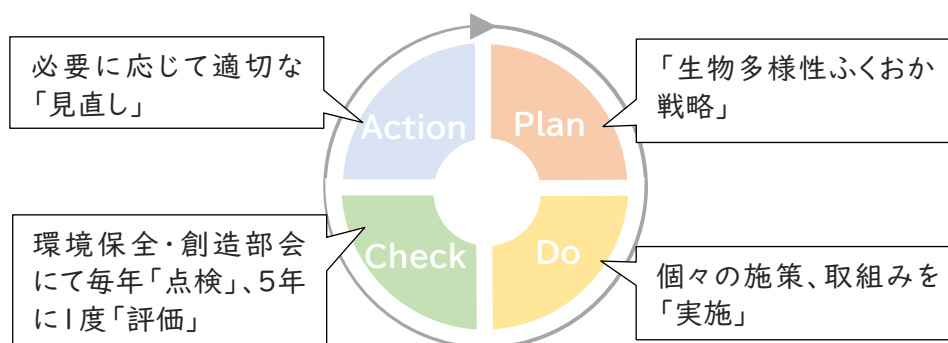


第3節 進行管理

本戦略は、PDCAサイクル（事業の「計画」（Plan）、「実施」（Do）、「評価」（Check）、「改善」（Action）の循環）による進行管理を基本とします。

福岡市環境審議会 環境保全・創造部会において、毎年、施策の進捗の点検を行います。2030（令和12）年には、目標に対する各施策の達成状況を評価し、必要な見直しを行います。

■ PDCAサイクルのイメージ



資料編

資料 1 用語

※各用語には該当するページ数を記載

あ行

愛知目標…7,136

2010(平成 22)年に採択された、地球上の生きものや自然を守るための世界目標。2020(令和 2)年までに達成すべき 20 の項目が定められ、国際社会の指針となった。

アイランドシティ…2,11,19,47,84,111

博多港の港湾機能強化を目的に、大水深の航路整備で生じるしゅんせつ土砂を活用して誕生した都市空間。

ウェルビーイング(Well-being)…5,10,27,139

身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福だけでなく、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含んだ概念のこと。第六次環境基本計画で最上位の目的として掲げられた。

栄養塩類…41,61,79

窒素やリンなど、海藻類の成長や、魚類や二枚貝の生産を支えるプランクトンの増殖に必要となる物質。

エコツーリズム…45,75

自然環境や歴史・文化を体験し、学ぶとともに、地域の自然環境や歴史・文化の保全に責任を持つ観光のあり方。

エコパークゾーン…36

和白干潟を中心とした約 550ha の海域及び海岸域。多くの渡り鳥が飛来するなど豊かな自然環境を有する。

エコロジカル・ネットワーク (生態系ネットワーク)…14,23,50,138

人と自然の共生を確保していくため、原生的な自然地域などの重要地域を核として、生態的なまとまりを考慮した上で、有機的に繋いだ生態系のネットワーク。分断された森や川を緑地などでつなぎ、生きものが移動できるようにする。

エシカル消費…33,35,37,38

エシカル(ethical)とは直訳すると「倫理的な」「道徳上の」といった意味で、エシカル消費とは地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・環境に配慮した消費行動。一人ひとりが社会的な課題に気づき、日々の買い物を通して、その課題の解決のために、自分は何ができるのかを考えてみるのが、エシカル消費の第一歩と言われている。(資源保護等に関する認証がある商品を選択するなど)

か行

カーボンニュートラル…139

省エネの取り組みや、太陽光発電などの再生可能エネルギーなどの活用により、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量をできるだけ減らし、その「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。

環境影響評価…42

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の実施にあたり、あらかじめ事業者自らがその事業が環境に与える影響について予測・評価し、その結果を事業に反映させることにより、事業を環境に配慮したものとするための制度。

環境基準…40,95,98

大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音について、人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として国が定めた行政上の政策目標。

環境ラベル…35,37,38

製品やサービスなどの環境的側面を購入者に伝える文言やシンボル、図形などを幅広く指す用語。

気候変動…1,7,8,10,22,23,26,49,50,117,136,137,138,139

気温および気象パターンの長期的な変化のこと。その要因は人為的な要因(温室効果ガスの増加、森林破壊など)のほか、自然的な要因(太陽活動の変化や大規模な火山噴火など)もある。

貴重・希少生物…33, 34, 39, 169

貴重・希少生物とは固有性、希少性、立地依存性、脆弱性や学術上の重要性などからみて貴重と考えられる生物を指す。開発を含む環境変化に弱い生物が多く、これらを保全することが種の多様性保全につながる。

給水人口…22, 89

水道局などが管理する水道施設から、実際に飲み水などの供給を受けている人の数。地域のインフラ整備の状況を把握するための基本的な指標。

高度処理…21, 41, 93

通常の有機物除去を主とした二次処理で得られる処理水質以上の水質を得る目的で行う処理のこと。

国連環境計画…9, 137

地球環境の保護を目的とし、国際協力を進める国連の機関。温暖化対策や生物多様性の保護など幅広い活動を行っている。

昆明・モンリオール生物多様性枠組…7, 136, 137, 139

2022(令和4)年12月にカナダのモンリオールで開催された生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)で採択された、2030(令和12)年までに達成すべき新たな生物多様性に関する世界目標。

さ行

サプライチェーン…52, 140

商品の企画・開発から、原材料や部品などの調達、生産、在庫管理、配送、販売、消費までのプロセス全体のこと。

市街化区域…17, 20, 91

街を計画的に発展させるため、すでに建物が立ち並んでいる場所や、これから10年以内に優先的に家やビルを建てるように進める区域である。

市街化調整区域…20, 91

都市が無秩序に広がるのを防ぐため、原則として建物の建築や宅地開発を厳しく制限している区域。自然環境や農業の保全を優先するためのエリア。

自然共生サイト…9, 18, 24, 40, 41, 53, 101, 102, 120, 121, 122, 123, 124, 138

民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域。環境省、農林水産省、国土交通省の主務大臣が認定し、環境省が保護地域との重複を除いた区域をOECDとして国際データベースに登録する。

自然資本…9, 10, 25, 45, 136, 140

森林、土壌、水、大気、生物資源など、自然界で発生する資源のストック(資本)のこと。自然環境を市民の生活や企業の経営基盤を支える重要な資本の一つとして捉える考え方が注目されている。

自然被覆面…80

アスファルトではなく、土や植物など自然の状態で覆われた地面。雨水を吸収して洪水を防いだり、気温の上昇を抑えたりする役割がある。

自然を基盤とした社会課題の解決(NbS)…5, 7, 136, 137, 138

健全な自然生態系が有する機能を活かして社会課題の解決を図ること。洪水対策や温暖化などの社会課題に対し、自然が持つ本来の力を活用して解決を図るものである。

指標生物…43

特定の環境条件や生態系の健康状態を示すために利用される生物のこと。

循環共生型社会…10, 139

環境収容力を守り、環境の質を上げることによって成長・発展できる社会。「循環」は環境収容力を守る「循環を基調とした経済社会システム」を指し、「共生」は人・生きもの・環境が密接に結びつき、お互いに影響を与え、人が生態系・環境の健全な一員となっている状態を指す。

新興感染症…23

1970年代以降に新たに確認され、局地的または国際的に公衆衛生上の問題となる感染症を指す。

水源かん養林…40, 41, 47

水源の周辺に位置し、雨水を貯える機能や洪水を緩和する機能、水質を浄化する機能を有する森林。

生態系サービス…1, 10, 14, 24, 25, 26, 50, 71, 72, 79, 138, 139

私たちが生物多様性から受ける恵み(自然の恵み)のこと。栄養塩類の循環や土壌形成、光合成などの「基盤サービス」、気候の安定や水質の浄化などの「調整サービス」、食料、水、木材、繊維、燃料などの「供給サービス」、レクリエーションや精神的な恩恵を与える「文化的サービス」がある。

生物生産性…21, 41

生物の成長や繁殖等の生産過程における生産量や生産力等を概括した語句。

生物多様性…1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 9, 10, 11, 14, 15, 16, 18, 19, 21, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 41, 42, 43, 44, 45, 46, 47, 48, 49, 50, 51, 52, 53, 61, 63, 64, 65, 71, 79, 86, 87, 104, 105, 107, 126, 128, 129, 130, 131, 132, 133, 134, 135, 136, 137, 138, 139, 140, 141, 154, 163, 164, 165, 168, 169, 170

生きものたちの豊かな個性とつながりのことで、多くの種類の生きものが互いにつながり、直接的・間接的に支え合いながら生きていることを指す。

生物多様性条約…1, 5, 136, 137

地球上の多様な生きものを守り、自然の恵みを将来にわたって持続的に利用すること、利益を公平に分けることを目的とした国際的な約束。

生物多様性と気候変動に関する
IPBES-IPCC 合同ワークショップ…
137

気候変動と生物多様性の危機が相互に関連していることを認識し、両問題を統合的に解決するための科学的知見をまとめるために開催された専門家会議。

た行

多自然川づくり…41

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うこと。

特定外来生物…28, 30, 33, 39, 43, 101, 102, 103, 104, 105, 169

外来生物(海外起源の外来種)であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定された生物。

な行

ネイチャーポジティブ…5, 7, 9, 10, 25, 38, 45, 129, 137, 138, 140

自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、回復に転じさせるという考え方。

は行

バックキャスト…6

将来の理想像を描き、そこから今何をすべきかを逆算して考え、戦略的な目標設定を行う手法。現状から将来を予測するフォアキャストと対照される。

パリ協定…7, 136, 137

2015(平成 27)年に採択された、地球温暖化を防ぐための国際的なルール。世界の平均気温の上昇を産業革命前と比べ 2 度未満に抑えることを目標として掲げている。

ヒートアイランド現象…23, 80, 138

人工排熱の増加や緑地の減少などにより、都心部の気温が上昇し、郊外と比較して高くなる現象。

富栄養化…79, 93

閉鎖性の水域において、窒素・リンなどの栄養塩類を含む物質が流入し、栄養塩類濃度が高まること。これらを取りこみ成長する植物プランクトンなどの生物の活動が活性化し、異常増殖などを引き起こしやすくなる。

ま行

みどりのネットワーク…17, 42

野生生物の移動経路を確保し、生息・生育地の拡大や分断された個体群の相互交流を促すことを目的とした、動物の移動に配慮した連続性のある森林や緑地等。

や行

有機汚濁…79, 93

有機物によって汚濁がすすむこと。海域における有機汚濁は、流入する有機物と窒素・リンに起因する植物プランクトンの増殖に由来する有機物から形成される。

ら行

流入負荷…93, 94, 95

流域から海域に流入する汚濁負荷。COD 流入負荷、窒素流入負荷、リン流入負荷などがある。

緑被面積…20, 28, 40, 91, 169

ある一定の区域内で、植物の葉や茎などが地面を覆っている部分の面積。樹木や芝生、農地などが含まれ、自然の豊かさを示す指標の一つ。

緑被率…14, 20, 91, 142, 146

対象となる土地全体の面積に対し、緑（樹木や草花）が地面を覆っている面積が占める割合。一般的に都市の快適さや環境の良さを評価する際に使用される。

英数字

ASPT 値…33, 39

水質状況に周辺環境も合わせた総合的河川環境の良好性を相対的に表す指数。環境省「水生生物による水質評価法マニュアル」（2017（平成29）年3月）において、全国の河川の調査結果をもとに設定された平均スコア階級は、7.5 以上は「とても良好」、6.0 以上 7.5 未満は「良好」、5.0 以上 6.0 未満は「やや良好」、5.0 未満は「良好とはいえない」とされている。

BOD

（Biochemical Oxygen Demand：
生物化学的酸素要求量）…21, 95, 98, 99

水中の有機物が微生物によって分解される際に消費される酸素量のこと。河川の水質汚濁を測る代表的な指標。数値が大きいほど水中に有機物が多く、水質汚濁が進んでいることを示す。

COD

（Chemical Oxygen Demand：
化学的酸素要求量）…40, 93, 95, 96, 97, 99

海水や河川、底泥の有機汚濁の原因となる有機物などによる汚れの度合いを示し、数値が高いほど、水中や底泥中の有機物量が多いことを表す。本戦略における「COD」は水中の COD である、酸化剤の過マンガン酸カリウムを使って水中の有機物を酸化させ、消費された酸素量を測定する CODMn を指しており、一般的に mg/L という単位で表示される。なお、水中と底泥中の COD が区別できるように、底泥中の COD は「CODsed」と記載しており、一般的に mg/g や mg/kg という単位で表示される。

COP（Conference of the Parties：
締約国会議）…7, 136

条約を締結した国々による会議。生物多様性条約や気候変動枠組み条約などの国際条約の最高意思決定機関となる。生物多様性条約の締約国会議は、おおむね2年に1回開催される。

DID（人口集中地区）…19, 84, 85

人口密度が高い地区のこと。4,000 人/km²以上の区域が隣り合い、合計人口が 5,000 人以上の場所を指し、都市計画や統計で街の広がりや測る基準となる。

GX（Green Transformation）…140

温室効果ガスの排出削減と経済成長の両立に向けた社会変革の取り組み。

IPBES…1, 10, 136, 137

生物多様性と生態系に関する科学的知識をまとめ、政策決定者に情報提供を行う国際組織。侵略的外来種や生物多様性の持続可能な利用を含む 18 の成果物の完成を目指し作業が進められている。

IPCC

（気候変動に関する政府間パネル）
…136, 137

地球温暖化について、最新の科学的知識を集めて報告する国連の組織。世界各国の政府が温暖化対策を決める際の重要な根拠を提供している。

OECD (Other Effective area based Conservation Measures)

…9, 10, 24, 138

国立公園などの保護地域以外で、生物多様性保全に資する地域。里地里山、企業林、社寺林、大学、都市緑地など、多様な主体と土地利用形態が30by30目標の達成に向けて貢献できる手法として推進される。

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標)

…7, 34, 129, 136, 137

持続可能な開発目標。2030(令和12)年までに地球上の「誰一人取り残さない」より良い世界を作るための17の目標を掲げている。

TNFD(自然関連財務情報開示タスク フォース) …130, 136, 140

企業が自然環境に与える影響やリスクを調査し、報告するための国際的な枠組み。投資家が企業の環境への取組みを評価する指標になり得る。

T-N(全窒素) …40, 93

無機態および有機態の窒素化合物の総量。総窒素ともいう。水の富栄養化の程度を表す指標の一つであり、環境基準や排水基準が定められている。一般的に mg/L や μM ($=\mu\text{mol/L}$) という単位で表示される。生物に取り込まれた窒素は、底生生物による保持や、プランクトンの沈降および生物遺骸・排泄物の堆積によって底層・底泥へ移行するため、一時的に水中から除去される。しかし、生物の排泄や、底泥中の有機物の分解による無機化によって、窒素はアンモニアなどの形で再び水中へ戻る。

T-P(全リン) …40, 93

有機態および無機態のリン化合物の総量。総リンともいう。全窒素と同様に、有機化することにより生物体として水と異なる挙動を示す。水の富栄養化の程度を表す指標の一つであり、環境基準や排水基準が定められている。一般的に mg/L や μM ($=\mu\text{mol/L}$) という単位で表示される。

30by30(サーティ・バイ・サーティ)

…5, 7, 9, 10, 24, 45, 136, 138

2030(令和12)年までに、陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標。2022(令和4)年12月の「昆明・モントリオール生物多様性枠組」に盛り込まれた2030年グローバルターゲットの一つ。

資料2 福岡市の生物多様性に関わる基礎情報

1 歴史の中で培われてきた福岡市の個性

(1) 地理的概況

福岡市は東経 130 度 24 分、北緯 33 度 35 分にあり、九州の北部、福岡県の西部に位置しています。朝鮮半島とは対馬海峡を挟み約 200km であり、日本の中でも大陸のアジア諸国と近い位置にあります。

対馬海峡は水深が 130m 程と浅く、過去の寒冷期に海水面が低下した際、大陸と陸続きになっていました。そのため、福岡は大陸から日本へ入る北方系の生きものの通り道となっていました。例えば、中国や朝鮮半島に広く分布する魚「ヒナモロコ」が、日本では九州北部にしかいないことは、大陸と福岡が陸続きであったことの証明であると言われています。

博多湾は、東西に約 20km、南北に約 10km、面積約 133km²の内湾となっており、玄界灘とは西浦～玄界島、玄界島～志賀島の 2 箇所の開口部を通じてつながっています。海の中道から志賀島にかけて形成された砂州は、玄界灘の荒波を防ぎ、博多湾を天然の良港としています。

これらの地理的特性は、古くからのアジアとの交流、貿易拠点としての発展に深く関与しているだけでなく、国内有数の鳥類の渡りの中継地・越冬地として機能するなど、生きものにとっても重要な移動拠点となっています。

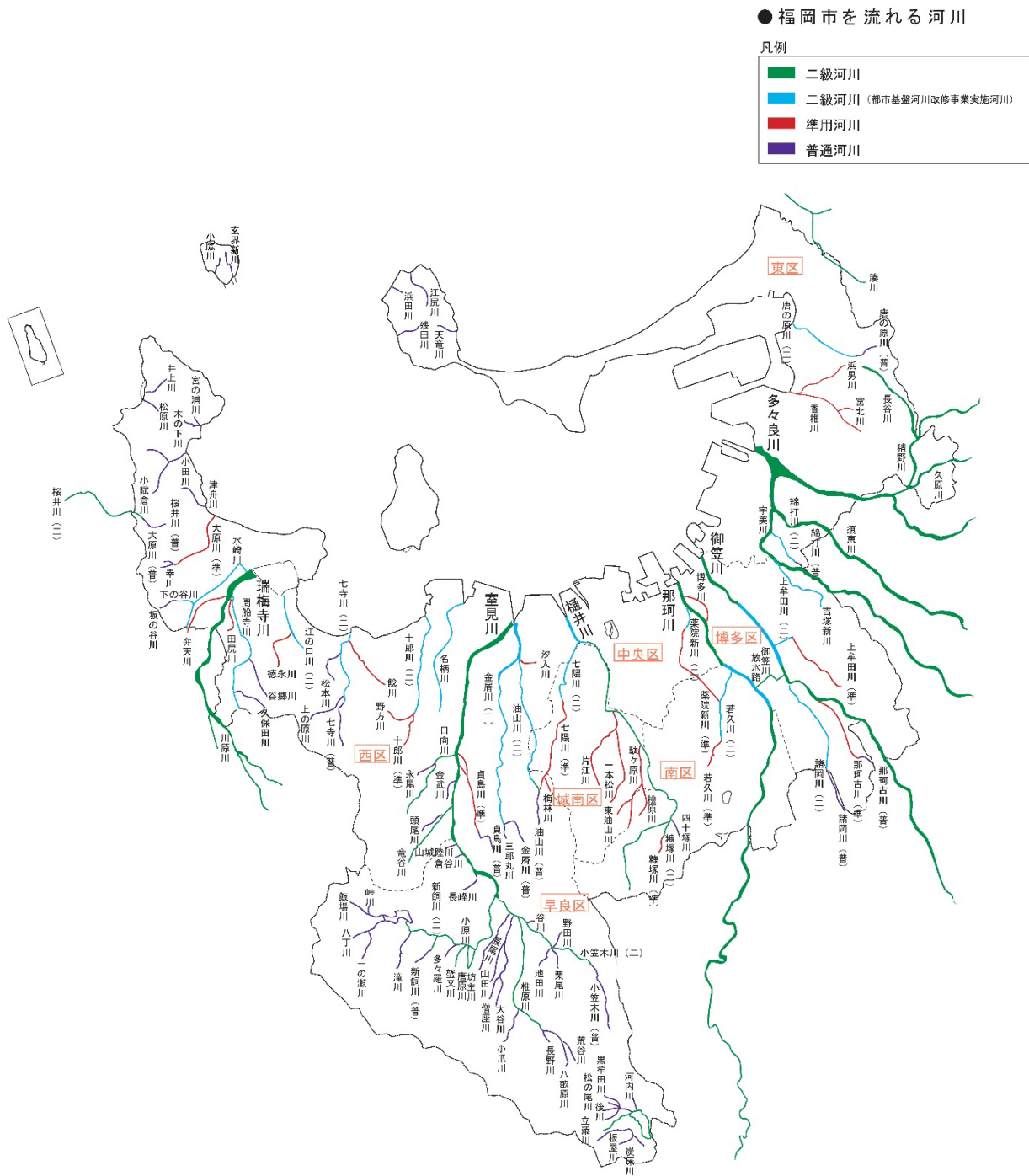
福岡市が位置する九州北部は、浅海が広がり、陸域から豊富に栄養塩類が供給される豊かな海に恵まれています。冬季には季節風が吹き付ける日が多いものの、全般的に温暖で湿潤な気候によって豊富な降雨がもたらされ、山から河川、海への水の循環が、多くの生きものの基盤を形成しています。

また、福岡平野は脊振山地や三郡山地に囲まれ、多々良川、那珂川、室見川など多くの河川が流れる半月型の沖積平野となっています。北は玄界灘に臨む海拔 0m の沿岸部から、南の脊振山地の高地まで 1,000m の標高差がある多様な地形は、気候や植生の異なる多様な環境を形成し、豊かな自然の恵みをもたらしています。



図 1 福岡市の位置

福岡市の河川は、水源から河口までの距離が短く、河川勾配も急なため、降った雨は、海域へと早く流出してしまいます。また、市街地が河口に近く潮の干満の影響を受ける感潮区間であるため、河川の流下能力が潮位の影響を受け易くなっています。



出典:福岡市道路下水道局「福岡市の河川」(2024(令和6)年度)

図 2 福岡市の代表河川位置図

(2)福岡市の成り立ち、歴史

① 縄文時代～弥生時代

瑞梅寺川河口一帯には、縄文時代後期から弥生時代前期にかけての貝塚が分布しており、土器やイノシシ、シカなどの獣骨、ウミニナ、ハイガイ、マガキなどの貝類、アジ、スズキ、イワシ、タイ類などの魚骨が出土しています。土器の底にはドングリの圧痕が残っており、当時の主食はドングリなどの堅果類であったと推測されます。この時代の人々は、春から夏にかけては貝を採取する漁労生活を中心とし、秋から冬にかけてはイノシシやシカを山野で捕獲する生活を営んでいたと考えられます。

本市は、朝鮮半島や中国大陆に近いという地理的条件に恵まれ、古くから大陸文化の受入窓口としての役割を果たしてきました。志賀島で発見された「金印」は、1世紀頃における大陸との交流を示す確かな資料です。

また、本市一帯には弥生時代の遺跡が数多く分布しており、初期の水田や集落の跡を確認することができます。多くの河川や低湿地帯が存在する本市一帯では、大陸から伝わった農耕技術が早くから発達し、集落が形成されていたものと考えられます。

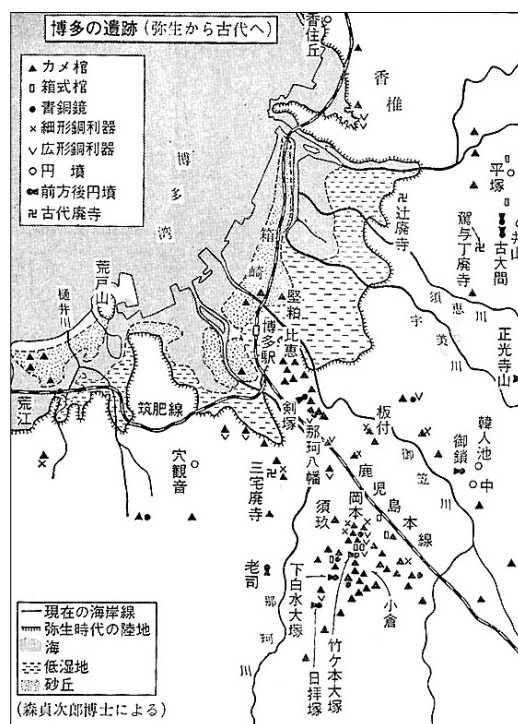
これらの遺跡からは、当時の人々が本市の豊かな自然環境を背景に、その自然を利用・開発しながら、生物多様性の恵みを最大限に活用して生活していた様子がうかがえます。この地が早くから開けたのは、新鮮な食料が豊富に得られ、気候も温暖で、人々にとって暮らしやすい土地であったためと考えられます。

② 古代～近世

大陸との交流が盛んであったこの地は、さまざまな権益を伴う外来文化が伝来する窓口として、古くから政治的に重要な拠点とみなされてきました。

7世紀から11世紀にかけては、アジアの人々をもてなす迎賓館である「鴻臚館」が交流の拠点となり、中世には海外の商人が多く住む、日本を代表する国際貿易都市へと発展しました。16世紀には、博多の大商人が利を求めて海を渡り、海外交易を行っていました。

1587(天正14)年には、九州を平定した豊臣秀吉が博多の町を再興し、「太閤町割(たいこうまちわり)」と呼ばれる都市計画を実施することで、現在の博多の町の原型を築きました。さらに、博多を自由都市「楽市」に指定したことにより、「博多」は堺と並ぶ商都として発展しました。



出典：朝日新聞社「筑紫ものがたり 博多二千年史」
(1967(昭和42)年)

図3 弥生から古代にかけての遺跡の分布

江戸時代になると、武士の町「福岡」が誕生し、商人の町・博多は伝統工芸や芸能の町として、城下町・福岡は武士文化を伝える町として、それぞれの役割を持ちながら、本市は双子都市として発展してきました。

この時代の遺構からは多くの動物の骨が出土しており、人々が生物多様性の恵みを活用しながら生活していた様子がうかがえます。食料としては、近隣の海や河川で採取された貝類が大量に出土しているほか、マダイやクエ、マグロ類などの魚類、イルカやクジラなども利用されていました。また、シカやウシなどの哺乳類や鳥類は、骨や角を加工した骨角器として用いられ、かんざしやへら、ボタンなどの服飾具のほか、刀の柄頭や鍔といった武具、双六の駒などの遊戯具、物差しなどの計量具、耳かきやブラシといった衛生具などが出土しています。

③ 近現代～現在

本市が九州地方で最多の人口を有する都市となったのは、1940（昭和 15）年になってからです。博多湾の築港が 1937（昭和 12）年に完成し、貿易が活発化するとともに、戦時中には大陸に通じる軍需拠点として重要な役割を担ったことから、行政及び経済統制の中心都市として発展しました。

戦後は人口や産業の集積が進み、現在では中央政府機関や大企業の支店、外国公館、金融・サービス業等が集積する九州・西日本の拠点都市となっています。また、九州大学をはじめとする大学・研究機関の集積を活かし、産学官連携による新たな産業創出やスタートアップ支援にも積極的に取り組んでいます。

本市は東アジアに近い地理的特性を有しており、現在もアジアと国内各地を結ぶゲートウェイとして重要な役割を担っています。福岡空港の 2024（令和 6）年度の国際線乗降客数は約 851 万人で国内第 4 位となるなど、国際交流の拠点として高い機能を有しています。

一方で、再開発の進展や経済成長が続くなか、人手不足や後継者不足といった課題も顕在化しています。

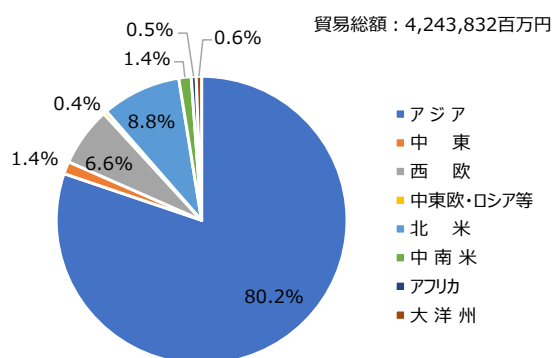


図 4 博多港の地域別輸入先（2023（令和 5）年）

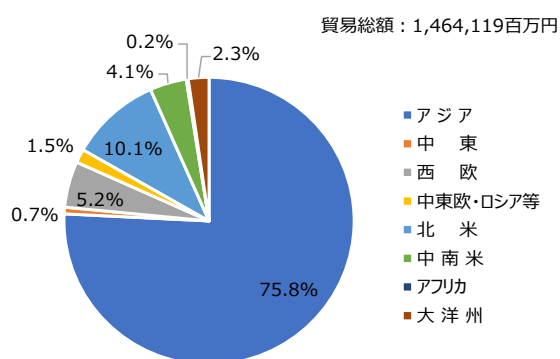


図 5 博多港の地域別輸出先（2023（令和 5）年）

資料：福岡市統計書

(3) 祭り・伝統芸能

生物多様性の恵みを享受しながら暮らしてきた歴史が、福岡市の民俗文化を形成しています。東区の筥崎宮で行われる「放生会（ほうじょうや）」は、「博多どんたく港まつり」、「博多祇園山笠」と並ぶ博多三大祭りの一つとして多くの観光客を集める祭りです。放生会とは、仏教の殺生戒に基づき、文字どおり生きものを放ち供養する祭儀で、実りの秋を迎えて海の幸・山の幸に感謝する、収穫祭・感謝祭の意味も含めた祭りとして、地域に継承されています。その他、福岡市の祭りや伝統芸能の中には、五穀豊穡を祝う奉納舞や、豊作を祈願して行われる行事など、農林水産業が主体であった昔の人々の願いや思いから生まれたものが多数あります。

現在、市内で有形民俗文化財や無形民俗文化財に指定されている祭りや伝統芸能のうち、半数以上の行事が生物多様性の恵みに感謝する、または、生物多様性の恵みを願った行事であると考えられています。

表 1 生物多様性と関連がある福岡市の祭り・伝統芸能

行 事	目 的	概 要	備 考
飯盛神社 祈念地祭 奉納神楽	五穀豊穡、無病息災、子孫 繁栄	豊前市大字久路土の清水八幡神社に伝わる神 楽を伝承した黒土神楽が奉納されている。	指定なし
飯盛神社の かゆ占	豊作の吉凶占い	小正月の朝神前に粥を供えて、半月後にそれを 下ろし、表面に生えたかびの状態によって、その 年の農作の吉凶を占う。現在は、2月14日に実 施。	福岡県指定 無形民俗文 化財
飯盛神社 流鏝馬行事	五穀豊穡・武運長久・無病 息災	旧早良郡一帯で信仰をあつめた飯盛神社で 10月9日の秋季大祭（くにちまつり）において、 五穀豊穡・武運長久・無病息災を祈って行われ てきた伝統行事。	福岡市指定 無形民俗文 化財
石釜の トビトビ	豊作や雨乞いの祈願を込 めた行事ではないかとも 考えられているが、目的は 不明	小正月に行われる来訪神行事。（2023（令和 5）年以降、社会状況等の影響により休止状態 が続いている）	福岡市指定 無形民俗文 化財
今宿青木 獅子舞	五穀豊穡の祭典や落成式 の際の奉納	怡土城を築城した祝いに、青木地区の住民が獅 子舞を奉納したのが始まりと伝えられている。	福岡市指定 無形民俗文 化財
今津の 松ばやし	豊作豊漁	成人の日、貢ぎ物に見立てた張り子の人形や短 冊を山車にのせて各町内を曳き回す。いつの時 代から、神輿や「通りもん」が加わり、神事と結び ついたかは不明。	指定なし
宇田川原 豊年獅子舞	豊作祈願	春に豊作を祈願し、獅子舞が演じられる。	福岡市指定 無形民俗文 化財
草場の 盆綱引き	地獄の亡者を救い出す行 事、豊凶を占う行事、無病 息災を祈念する行事、畠作 の収穫を水神に感謝する 行事などの諸説あり	8月15日に行われる草場の盆行事の一つ。綱 引きの勝敗に特別の意味はなく、その後、精霊 送りを行い、以前は子ども相撲、盆踊りと行事が 続いた。	福岡市指定 無形民俗文 化財

行 事	目 的	概 要	備 考
志賀海神社 神幸行事	無病息災、五穀豊穰	志賀海神社は綿津見（わだつみ）三神を祭り、長く海の守護神として北九州海辺の信仰を集めた古社だが、神幸行事は神社最大の祭礼となっている。	福岡県指定 無形民俗文化財
志賀島の 盆踊り	一般に、精霊をなぐさめ、それを送ることのほか、たたりをする精霊を追いやる目的や、豊作の祈りなども併せて込められていると伝承	20 年ほど前までは志賀島所在の荘厳寺から踊り始め、その後初盆の家を回るなどして、8 月 13 日～17 日まで踊っていたが、現在では島の入り口にある渡船場横の広場で、16 日・17 日に踊られている。	福岡市指定 無形民俗文化財
城の原の 盆踊り		8 月 14・15 日に行われる城の原の盆行事は、かつては盆踊り・盆押し・盆綱引きの一連の行事からなっていたが、現在は盆踊りが行われるのみ。	福岡市指定 無形民俗文化財
住吉神社の 力石	豊凶・天候・武運等の神意を伺う石占の信仰に由来	力石とは力だめしをする石のことだが、その由来は神霊の依坐である石を持ち上げることで豊凶・天候・武運等の神意を伺う石占の信仰に遡ると言われている。住吉神社の力石は、境内の左側に台の上にのせて置かれている。	福岡市指定 無形民俗文化財
田隈の 盆押し・ 盆綱引き	地獄の亡者を救い出す行事、豊凶を占う行事、無病息災を祈念する行事、畠作の収穫を水神に感謝する行事などの諸説あり	8 月 15 日、野芥二・三丁目の町内が中心になって氏神地緑天神社に奉納する伝統行事。	福岡市指定 無形民俗文化財
田島神楽	干ばつ予防のための万年願	早魃予防のため、毎年樋井川沿いの薦ヶ渚に捧げた人身御供に代えて神楽を奉納し、万年願として今日まで伝えられている。	福岡市指定 無形民俗文化財
能古島 白鬚神社 おくんち行事	五穀豊穰	10 月 1 日、4 日、8 日、9 日に島内の江ノ口・東・西・北浦の 4 集落で行われる例祭。	福岡市指定 無形民俗文化財
筥崎宮 神幸行事	無病息災、五穀豊穰	筥崎宮で行われる放生会の期間中に、西暦奇数年 9 月 12 日～14 日に 500 名前後の行列で巡幸する。放生会は「万物の生命をいつくしみ、殺生を戒める」という神事。	福岡市指定 無形民俗文化財
筥崎宮 玉せせり行事	豊作・豊漁の吉凶占い	筥崎宮玉せせり行事は、福岡市東区の筥崎宮で毎年 1 月 3 日に行われる年頭の恒例行事である。遅くとも江戸時代中期以前には実施されていた。筥崎宮一の鳥居から 200 メートルほど北に位置する同末社・玉取恵比須神社に、玉洗いの儀式を済ませた陽珠と陰珠の 2 つの木玉が運ばれた後、競り子と呼ばれる氏子たちが、陽珠に群がり、奪い合うように筥崎宮楼門までの道を進み、回廊内の神職に玉を納める。これを納めた競り子の属す地域は、その年の豊饒に恵まれるという。	福岡市指定 無形民俗文化財

行 事	目 的	概 要	備 考
元岡 祇園ばやし	五穀豊穰、無病息災、家内 安全	7月14日と15日に行われる八坂神社の祇園祭で奉納される。明治初年、拝殿に人形や岩石花木などの飾り付けをして上演していたが、日中戦争以降中断。1965(昭和40)年に囃子だけが復活して現在に至っている。	福岡市指定 無形民俗文化財
元岡獅子舞	五穀豊穰、無病息災、家内 安全	青木・宇田川原と同型の旧糸島・早良郡下に流布していたとみられる演劇的要素の強い獅子舞。7月14日と15日の八坂神社の祇園祭で奉納される。また、不定期に上棟式・厄祝いなどに奉納されている。	福岡市指定 無形民俗文化財
山ほめ祭り	狩漁の御祭	以前は旧暦2月15日、11月15日の春秋2回行われていたが、現在は春を「山誉種時漁獵祭」、秋を「山誉漁獵祭」と称し、4月15日と11月15日に行っている。神功皇后が三韓出兵の途次、対馬豊浦に滞在中、志賀の海士が海山の幸で饗応したという伝説にちなむ行事。	福岡県指定 無形民俗文化財

(4) 娯楽

福岡市では、昔から自然の風景や生きものなどの自然的要素が、都市に住む人々の娯楽の重要な要素となっています。博多湾の広大な松原である千代松原は、古くから筥崎宮の神木の松の木として大切にされ、室町時代の連歌師^{そうぎ}宗祇も旅行記でその美しさを称えた名所です。1587(天正15)年の豊臣秀吉の九州出兵では、博多商人も招かれた千利休の茶会が催されており、江戸時代には福岡藩に保護されていました。

愛宕神社のある愛宕山は、貝原益軒の「筑前国続風土記」に『海陸山川のながめ廣くして勝れたる佳境地。大國に郊たる故に遊覧する人多し。』とされており、江戸時代の人々が多く訪れ、景観を楽しんでいたことがうかがえます。

荒戸山も同「筑前国続風土記」に山頂からの景色が『誠にたぐひすくなき佳境なるべし』として、天橋立や厳島、和歌浦、須磨、吉野などとも『ならべかたし』と評されています。麓には、江戸時代に徳川家康を祀る東照宮が建てられており、奥村玉蘭の「筑前名所図絵」にも描かれています。

能古島、志賀島は、江戸時代まで野生の鹿が生息し、殿様の狩り場となっていました。武士にとって、鹿狩りは、娯楽であるとともに軍事訓練の場でもありました。

(5) 食文化

福岡市は、北は玄界灘に臨み、南には広大な福岡平野がひかえる地理的特性から、海の幸・山の幸が豊富にあり、それらが陸路水路を通じ行き交い、新鮮な食材が毎日手に入る都市として発展しました。古くから庶民、商人は町の中でも季節感をもった食の暮らしを営み、豊かな食文化を築いてきました。

現在も玄界灘の海の幸をはじめとして、もつ鍋や博多ラーメンなどの多彩な食の魅力を備えています。伝統的な食文化としては、博多雑煮、あぶってかも、がめ煮、水炊きなどの郷土料理が

あり、シロウオやごまさばなどの新鮮な食材が手に入るからこそ食される料理も多くあります。

博多雑煮、がめ煮、水炊き、博多うどんなどは、大陸の文化を上手に取り入れ、地元の食材を使用し、日本風にアレンジしたものです。歴史的背景から形成された発想力の柔軟性に富んだ博多の人の特質が表れた料理であるといえます。

農産物については、博多の食文化と密接にかかわりながら地方独特の品種が栽培されてきました。例えば、「かつお菜」は博多野菜の一つで、福岡の雑煮には欠かせない具材です。他には能古島で生産されている「甘夏」や、やわらかく甘みが強い「博多かぶ」、沿岸部の砂地で栽培される「和白白ネギ」などがあります。また、近年では、県内でしかつくられていない希少なイチゴ「博多あまおう」も、福岡を代表する特産品の一つとなっています。

このほか、郷土料理であるがめ煮や水炊きを美味しくするために開発された「はかた地どり」、福岡県産の稲わらや牧草などを主食として育てられる「博多和牛」、福岡市西区・唐泊で養殖される「唐泊恵比須かき」などが福岡の味覚として親しまれています。



写真提供: まるごと福岡・博多(福岡市)

図 6 福岡市産の農産物(左:かつお菜、右:博多あまおう)

(6)人とのかかわりの中で形成された多様な自然

現在、目にする「自然」の多くは、古くから人々が自然環境に働きかけ利用してきたもので、それにより多様な自然が形成されてきました。

① 松並木

現在も、生の松原には、「白砂青松百選」の一つにも選ばれている白砂と松林の美しい景観が広がっています。現在はなくなってしまいましたが、百道の松原や地蔵松原など、かつては博多湾の海岸線に沿って松林が続いていました。

しかし、これらは自然に形成されたものではなく、江戸時代に防砂や防風を目的として組織的に植林が進められた結果、形成されたものです。当時、こうした松原では、付近の住民によって松葉かきが行われ、集められた落ち松葉は燃料として利用されていました。砂浜の背後の松林は自然の景観のように見えますが、これらも人為的に維持されてきたものです¹⁰。

② 里山

現在、市内にある林の多くは、古くから薪炭林として利用されてきた里山です。里山は、木材の供給源としてだけでなく、落ち葉や下生えを田畑の肥料として利用する場、また食料採集の場としても活用され、持続的な自然資源の利用・管理の仕組みが成立していました。

かつてはアカマツ林が薪炭林や用材林として、各地の山麓や丘陵部に広く見られ、植林された林も多くありました。しかし、アカマツの用途がなくなり、手入れもされなくなった現在では、潜在植生である照葉樹林へと遷移が進み、また松くい虫の被害もあり、アカマツ林は衰退してその多くが姿を消しています。林は、里山として人に利用されることで、多様な植生が維持されていたのです。

③ ため池

弥生時代から古墳時代にかけての遺跡からは、井堰や貯水池の構築物などが発見されており、稲作農業の広がりとともに、古くからため池が築かれていたことがうかがえます。現在残っているため池も、農業の発達に伴い、利水・治水を目的として築かれたものと考えられます。

南区にある野間大池は、「筑前国続風土記拾遺」にも記載があり、古くから農業用水や水害対策のため池として利用されていたようです。昭和の初め頃までは見事な蓮が一面に広がり、秋にはそこで採れた蓮根が村祭りのがめ煮に使われ、福岡の町でも販売されていました。また、フナ、ナマズ、ドジョウ、ウナギなどがよく獲れ、子どもたちの格好の魚捕り場にもなっていました¹¹。

このように、ため池は本来の利水・治水の機能だけでなく、さまざまな生きものを育み、人々はそれらを上手に活用して生活してきました。

現在では、これらのため池が利用されることは少なくなり、住宅街の中に取り残されたものも多く見られますが、その中には動植物にとって重要な生息・生育地となっているものもあります。

¹⁰ 日本の自然 地域編 7 九州、1995 年、内嶋

¹¹ ふくおか歴史散歩 第二巻、1982 年、福岡市

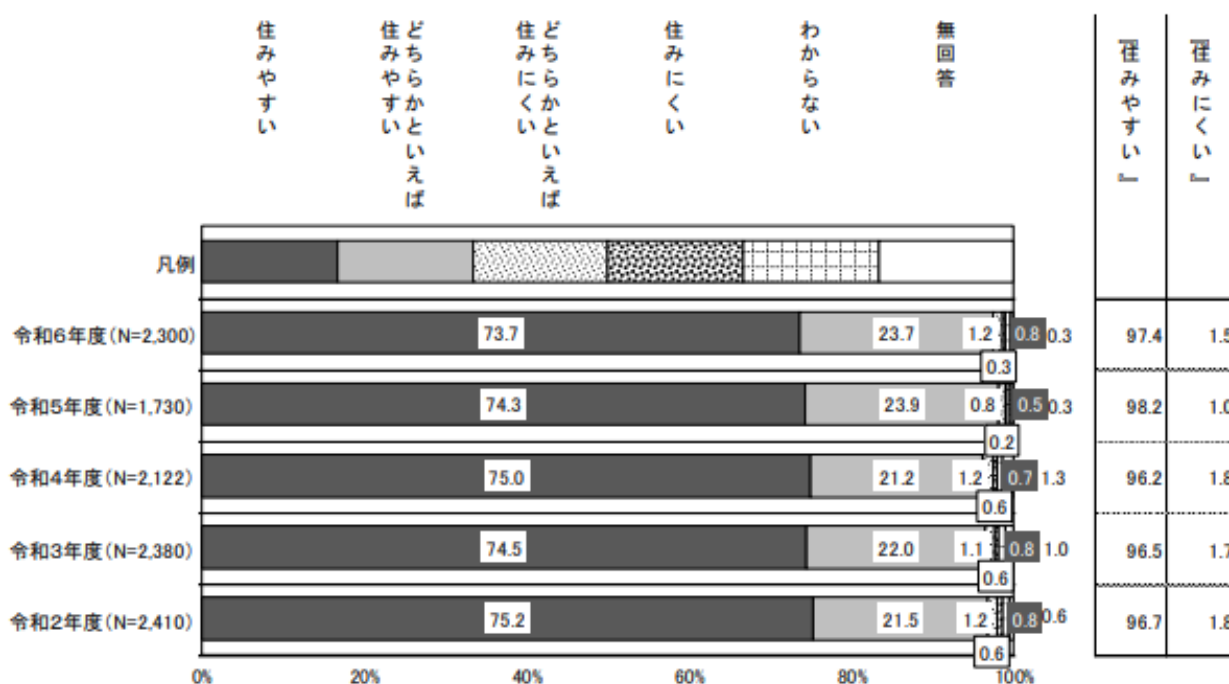
④ 鎮守の森

古くから商都として栄えてきた本市は人口も多く、江戸時代の里山は過剰利用の状況にあり、伐採されてしまった山もありました。

しかし、鎮守の森は信仰の対象であったため伐採されることなく、その時代にも豊かな緑を保ってきました。現在も市内に点在する鎮守の森は、周囲の林よりも一回り大きな大木が茂る林として、市街地における貴重な緑となっています。

(7) 市民にとっての福岡市の魅力

本市は「住みやすいまち」というイメージが定着しています。2024（令和 6）年度市政に関する意識調査¹²においても、市民の97.4%が「住みやすい（どちらかといえば住みやすいを含む）」と回答しており、本市の「住みやすさ」があらためて実証されました。



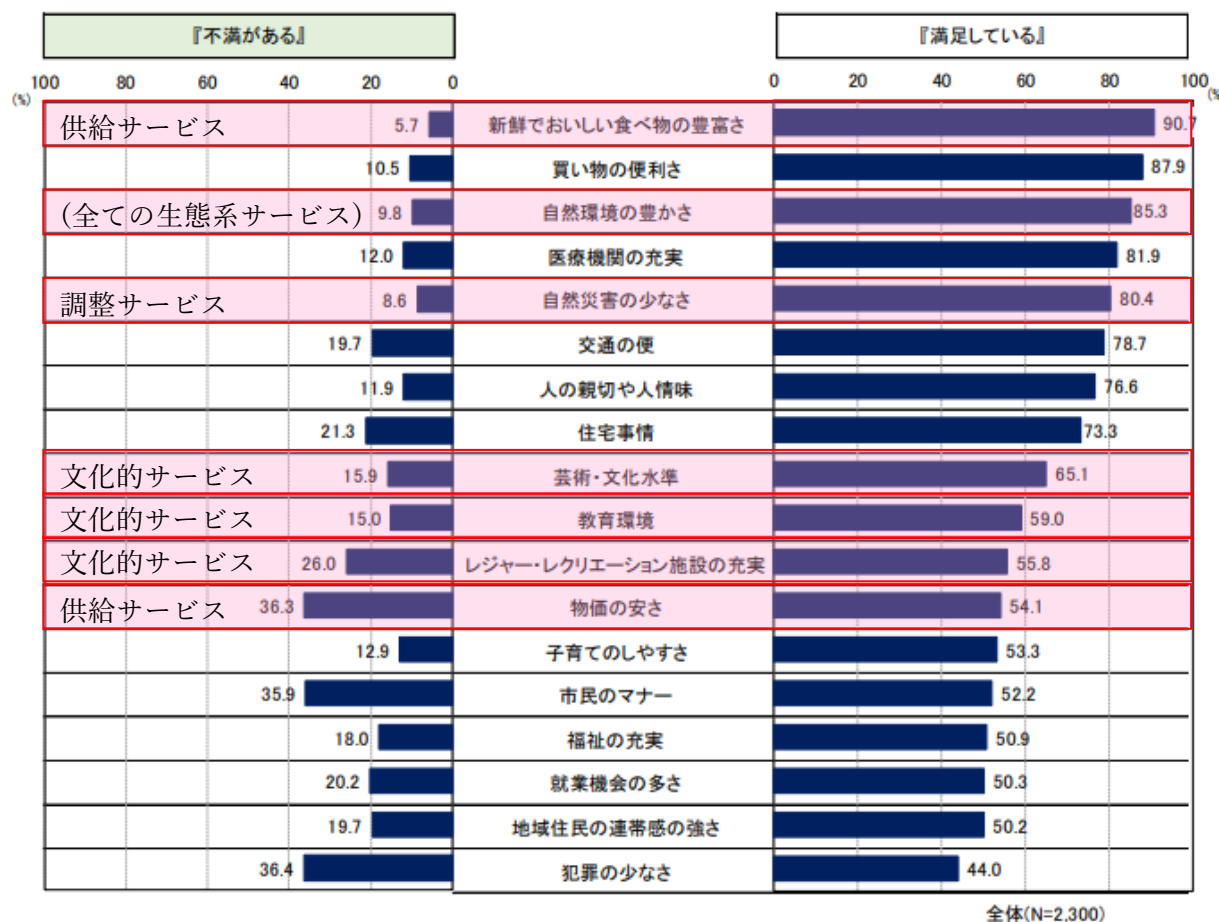
出典：令和 6 年度市政に関する意識調査

図 7 総合的な福岡市の住みやすさ

¹² 令和 6 年度市政に関する意識調査：2024（令和 6）年 6 月 21 日から 7 月 12 日にかけて、市内に居住する満 18 歳以上の市民 4,500 人を対象に実施されたアンケート調査。回収率は 51.1%。

同調査において、本市の都市環境についての満足度が把握されています。設問 18 項目すべての項目において、満足している人の割合が高いという調査結果が示されており、これらの要素が、本市の住みやすさの要因となっていると考えられます。

特に、「新鮮でおいしい食べ物の豊富さ」、「自然環境の豊かさ」、「自然災害の少なさ」、「芸術・文化水準」、「教育環境」、「レジャー・レクリエーション施設の充実」は、私たちが生物多様性から享受する恵み（生態系サービス）との関係性が強い項目です。



出典：令和 6 年度市政に関する意識調査

図 8 福岡市の都市環境についての満足度と生態系サービスの関係

(8)福岡市の魅力を支える生態系サービス

① 供給サービス

私たちは、供給サービスとして、農産物、畜産物、水産物、山菜などの野生の食物といった食料や、木材、バイオマス資源、さらには生活用水となる淡水など、生活に有用なさまざまな生産物を得ています。アンケートにおいて満足度の高い項目として示された「新鮮でおいしい食べ物の豊富さ」は、まさに供給サービスを象徴するものです。「物価の安さ」についても、生活に有用なさまざまな生産物を安価に入手できる環境にあるという点で、この供給サービスと関係しているといえます。

本市の農業は、いわゆる都市型農業が主体となっています。都市部での消費を見込んで鮮度が重視される野菜の生産が行われており、農業生産額では全体の 5,850 百万円(2023(令和 5)年)の約 4 割を占めています。「博多」を冠する博多あまおうや博多のトマトなどは、本市の主要農産物として広く親しまれています。なお、主要穀物である米の農業生産額は、全体の約 2 割を占めています。

さらに、本市から自動車でおおむね 1 時間圏内には、農産物の生産地であり漁業も盛んな糸島地域や宗像地域が位置しています。食料の一大消費地である本市には、これらの地域から新鮮な農産物や海産物が日々運ばれてきます。

また、本市は、九州有数の穀倉地帯である筑後平野(佐賀県、福岡県朝倉地域など)にも近接しており、これらの地域からも多くの農産物が供給されています。

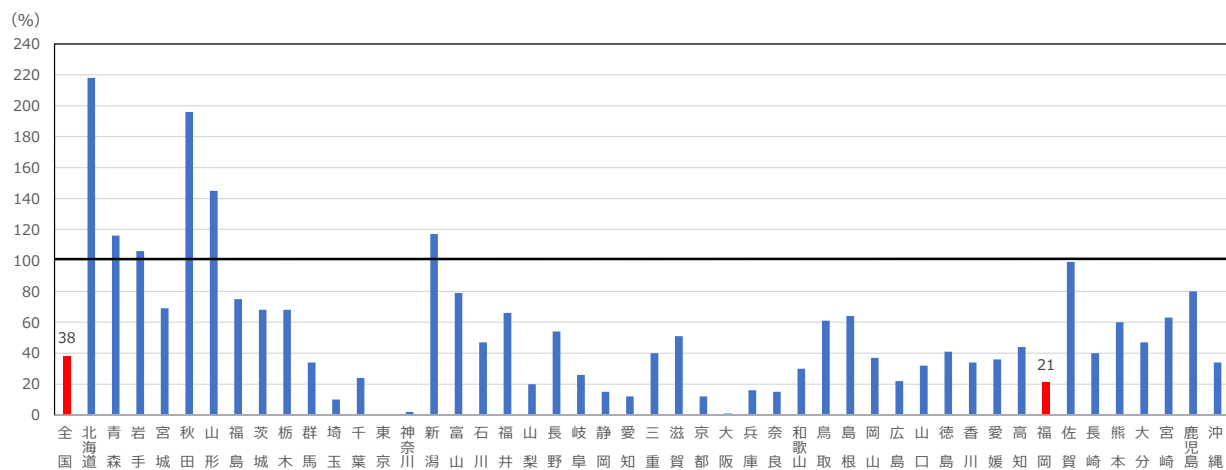
水産物については、本市は全国有数の取扱額を誇る博多漁港と、水産物流の拠点である鮮魚市場を有しています。水産資源の豊かな博多湾および玄界灘に面し、多種類の魚介類を沖合・沿岸域で漁獲しています。二双ごち網や刺網などによる漁業のほか、採貝、採藻、ノリ・ワカメ・カキの養殖も行われており、本市における沖合・沿岸漁業の生産額は 2,615 百万円(2022(令和 4)年)となっています。博多漁港の卸売価格(2023(令和 5)年)は 224 円/kg と、他の漁港と比較して安価であり、新鮮な海産物を手頃な価格で入手できることも本市の魅力の一つです。

「新鮮でおいしい食べ物の豊富さ」や「物価の安さ」という本市のイメージは、これらの農産物や水産物によるところが大きいと考えられます。

しかし、都道府県別の食料自給率(供給熱量ベース)を見ると、福岡県の食料自給率は 2022(令和 4)年度時点で約 21%であり、我が国全体の食料自給率 38%の約半分にとどまっています。福岡県では、県民が消費する食料の約 8 割を移入品や輸入品で賄っている状況にあり、人口集積地である本市では、さらにその割合が高いことが推察されます。

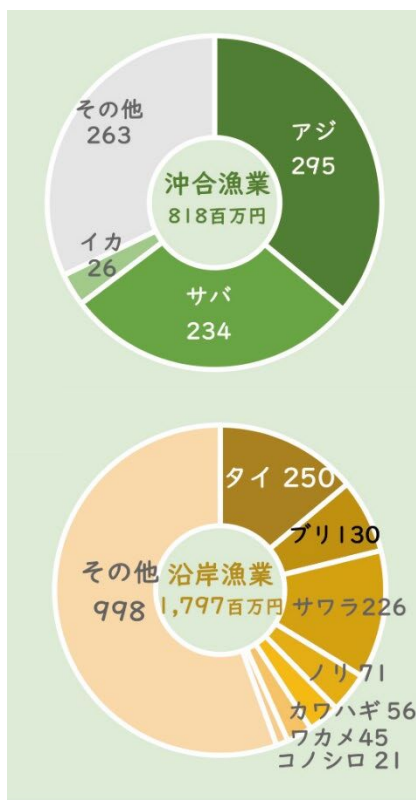
また、博多漁港で取り扱われる水産物についても、現在は他県からの陸上搬入が大きな割合を占めています。

このように、地元で生産される「新鮮でおいしい食べ物」は、必ずしも日常的な消費をすべて賄えるほどの生産量ではありませんが、本市のイメージ向上につながる重要な要素となっています。



出典：農林水産省「2022 年度（推定値）都道府県別食料自給率等について」

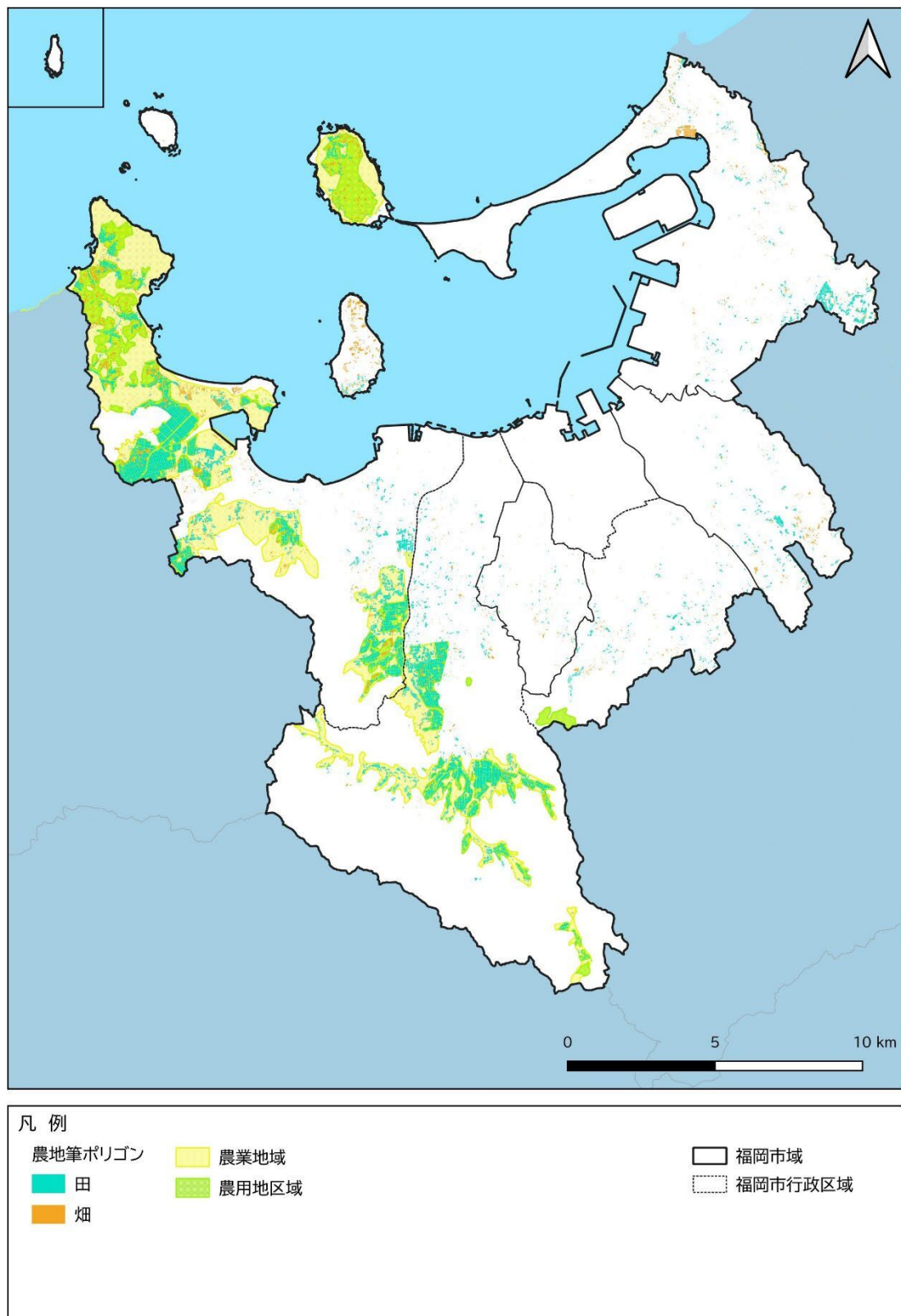
図 9 都道府県別食料自給率（2022（令和 4）年度）



※主な魚種

出典：福岡市の農林水産統計パンフレット（2024（令和 6）年）

図 10 福岡市における水産物の生産額（2023（令和 5）年）



出典：国土交通省「国土数値情報 土地利用細分メッシュデータ」（2021（令和3）年）

図 11 農地の状況（農地筆ポリゴンと農業地域、農用地区域）

② 文化的サービス

私たちは、文化的サービスとして、五穀豊穡を祝う祭り・伝統芸能や食文化などの文化的多様性、鎮守の森などの精神的・宗教的価値、自然とのふれあい活動などによる教育的価値、自然公園・名勝にみられるような審美的価値、天然記念物などの文化的遺産価値、公園利用などを通じたレクリエーションやエコツーリズムといったサービスを受けています。

アンケートによって満足度の高い項目として示された「芸術・文化水準」、「教育環境」、「レジャー・レクリエーション施設の充実」については、この文化的サービスと関係があります。

文化的サービスの海の拠点ともいえる海の中道には、「国営海の中道海浜公園」や水族館「マリンワールド海の中道」、「雁の巣レクリエーションセンター」など多くの施設が集積しており、レジャー・レクリエーション、自然体験などの環境学習が盛んに行われています。

そして、市の南側の山地には、「油山市民の森」のほか、脊振山系の尾根部を中心に複数の登山コースやキャンプ場があり、山の自然を楽しむことができる環境にあります。

また、玄海国定公園に指定されている玄界灘沿岸は、白砂青松の海岸が展開する海岸景勝地であり、博多湾を抱く細長い半島・海の中道とともに、本市のシンボルともいえる優れた自然景観となっています。名所旧跡も多く、本市を訪れる観光客にとっても魅力的な観光スポットともなっています。



写真提供：国営海の中道海浜公園



写真提供：まるごと福岡・博多（福岡市）

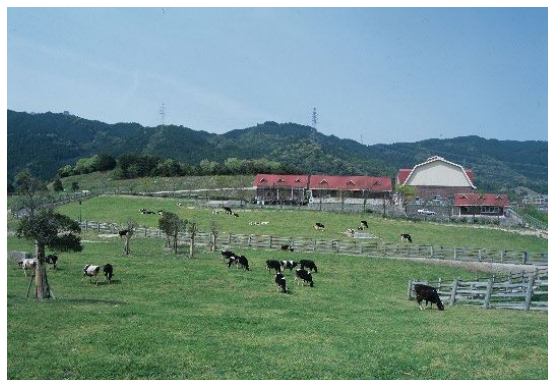
図 12 福岡市のレクリエーション拠点（左：国営海の中道海浜公園、右：油山市民の森）

本市にはレジャー・レクリエーション施設だけでなく、潮干狩りなどを楽しむことができる自然環境が残されている点も魅力となっています。例えば、自然海岸では釣りや海水浴、潮干狩り、バードウォッチングなどを楽しむことができ、山地では登山やハイキング、キャンプなど、多様な自然レクリエーションのフィールドが広がっています。

本市は、市街地と自然環境が近接したコンパクトな都市構造を有しており、海や山といった優れた自然環境や、レジャー・レクリエーション施設へのアクセス性が高く、自然に親しみやすい都市です。また、周辺地域にも、唐津から宗像にかけての玄界灘や、佐賀県に接する脊振山地、糟屋郡の三郡山地など、海と山の自然が市街地から自動車でおおむね1時間圏内に広がっています。

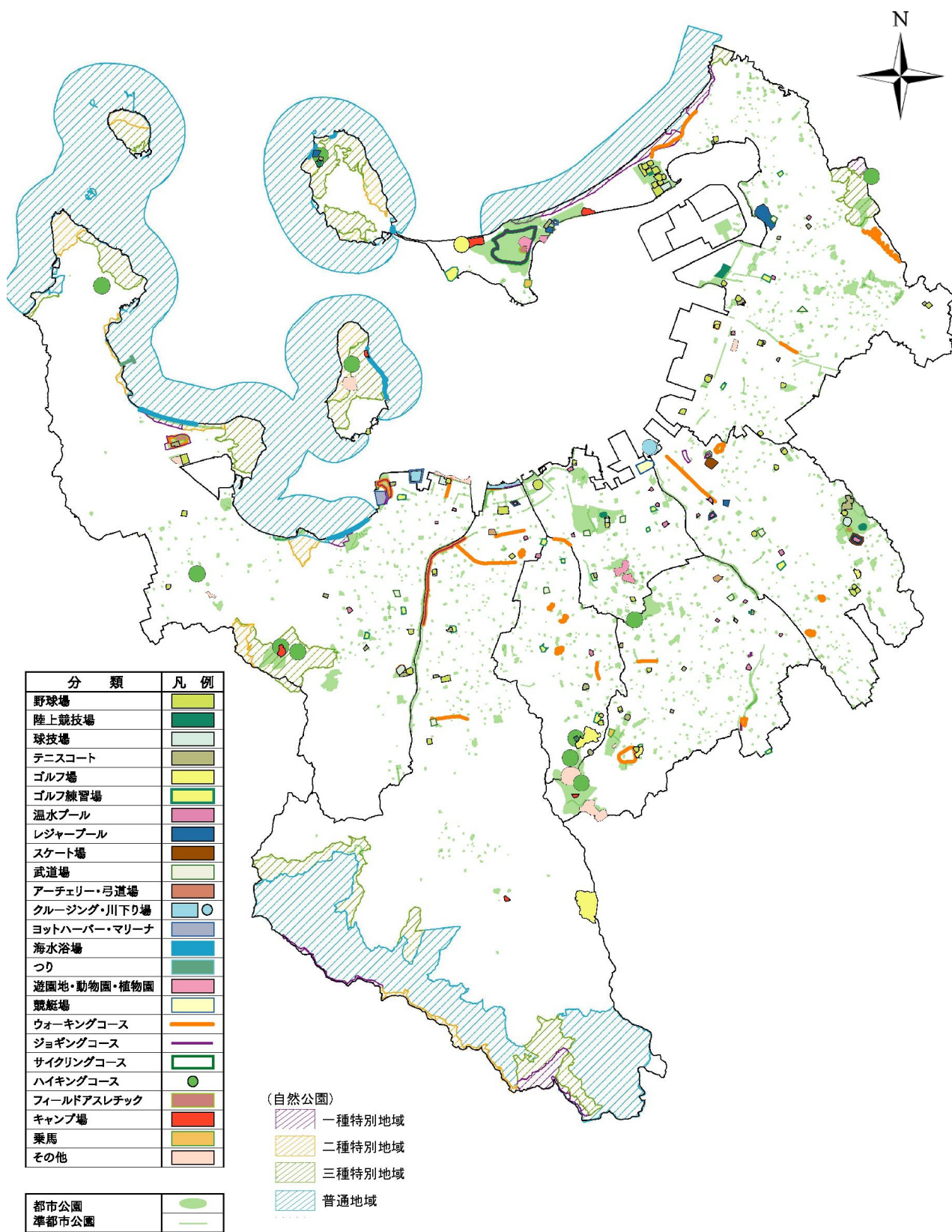
このような都市環境にある本市では、都市的サービスが充実した市街地に居住しながら、身近に自然環境に触れることができる点が、市民アンケートにおいて「自然環境の豊かさ」が評価されている要因の一つになっているものと考えられます。

また、本市はこれまで三次産業に比重を置いた産業構造であったことから、鉱工業を中心に発展してきた他都市と比べて、過度に環境を悪化させる要因が少なく、市域および周辺地域に良好な自然環境が保たれてきました。



写真提供: まるごと福岡・博多(福岡市)

図 13 福岡市の自然環境(左:潮干狩り、右:油山牧場)



資料:福岡市環境局GISデータ、福岡市新・緑の基本計画(2009(平成21)年・福岡市住宅都市局)

図 14 公園・緑地等の分布



[凡例]



資料：福岡市環境局GISデータ、福岡市新・緑の基本計画（2009（平成21）年、福岡市住宅都市局）

図 15 自然レクリエーションが行われている主な場所

(9) 快適な生活を支える生態系サービス

① 基盤サービス

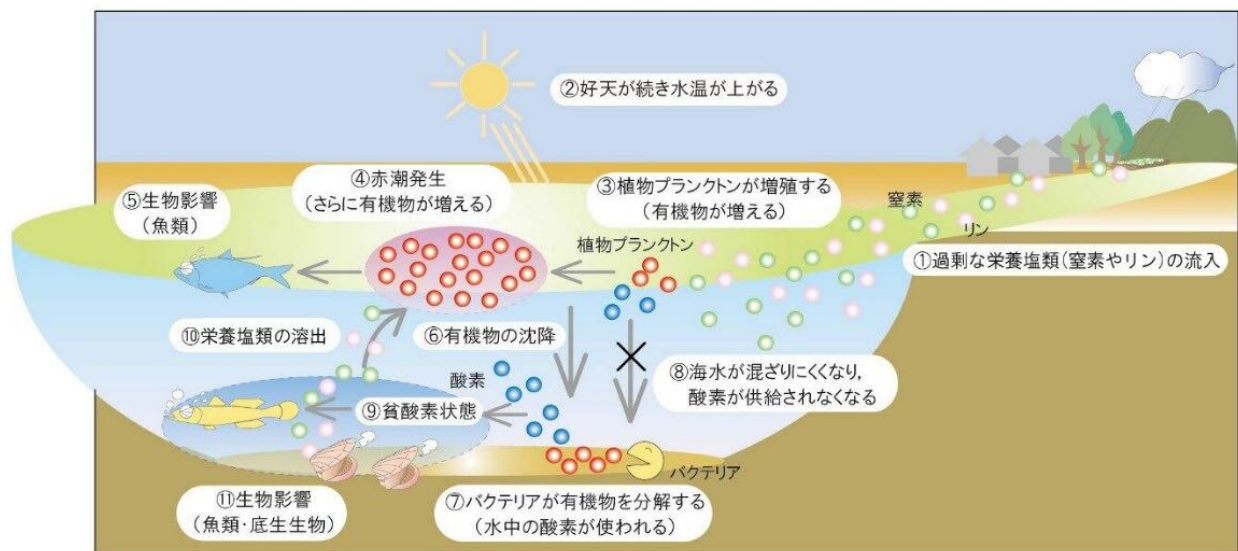
基盤サービスは、他の生態系サービスを生み出すために必要なサービスです。生息・生育地の供給や栄養循環、土壌形成、大気中酸素の生産、水循環といった一次生産や物質循環がこれに該当します。生態系サービスの他の三つである供給サービス、文化的サービス、調整サービスは、すべてこの基盤サービスによって支えられています。

近年の人間活動の拡大に伴う環境問題は、人間活動によるかく乱によって、基盤サービスに含まれる物質循環やエネルギーの流れのバランスが崩れることが、根本的な要因となっているともいわれています¹³。

例えば、本市の地形は、博多湾と、それを取り囲む脊振山地や三郡山地に囲まれた半月型の沖積平野であることが特徴です。このため、山地や平野部における環境の変化は、水循環を通じて博多湾の水質や底質、さらにはそこに生息する生きものに影響を及ぼします。

博多湾では、富栄養化*に伴う有機汚濁*が発生することがあります。これは、梅雨時期などに陸域から流入する栄養塩類が増加し、それに伴って植物プランクトンが増殖し、水中の有機物濃度が高くなるために生じるものです。さらに、水温や日射量の上昇によって植物プランクトンの増殖が活発になると、その密度が高まり、赤潮が発生することがあります¹⁴。

本市を含む博多湾流域では、都市の発展に伴い、土地利用や市民のライフスタイルが変化してきました。こうした流域全体の環境変化が、栄養塩類などの物質循環に影響を与えているものと考えられます。



出典：博多湾環境保全計画（第三次）（2025（令和7）年）

図 16 有機汚濁、赤潮発生、貧酸素水塊発生のおこり

¹³ 平成 22 年版環境・循環型社会・生物多様性白書

¹⁴ 福岡市環境局「博多湾環境保全計画（第三次）」（2025（令和7）年）

② 調整サービス

森林や農地などの自然に覆われた土地があることで、気候がやわらげられたり、洪水が起こりにくくなったり、水がきれいに保たれたり、大気の状態が調整されたりします。これらは、私たちの生活環境を安全で快適なものに保つ大切な働きです。また、海は気候の急激な変化を和らげるとともに、多くの炭素を蓄え、二酸化炭素を吸収する役割を果たしています。この働きにより、地球温暖化の防止にも貢献しています。このように、私たちの快適な暮らしを支える生態系の働きは、「調整サービス」と呼ばれています。

前述のアンケート調査で満足度が高かった「自然災害が少ない」という項目も、この調整サービスと深く関係しています。例えば、緑地には蒸発散作用によって地表の温度上昇を抑え、周囲の空気を冷やす効果があります。そのため、夏の暑い時期でも、緑が多い山間部や島しょ部では気候が比較的安定しています。一方で、緑地の少ない市街地では、郊外に比べて気温が高くなるヒートアイランド現象が起こり、都市の快適さが損なわれることがあります。

また、自然に覆われた土地は雨水を一時的に蓄える働きがあります。山間部や田畑が多い地域では、雨がゆっくりと地面にしみ込むため、川の水位が急激に上昇しにくくなります。しかし、自然被覆面*の少ない市街地では、雨水がそのまま河川に流れ込むため、想定を超える雨が降った場合には、一気に川が氾濫してしまうことがあります。

さらに、河畔にヨシなどの植物が生えている自然護岸の河川や干潟には、汚れた水が直接海へ流れ出るのを防ぐ緩衝作用があります。これにより、有機物などの濃度が急激に高くなるのを抑え、海域の水質悪化を和らげています。

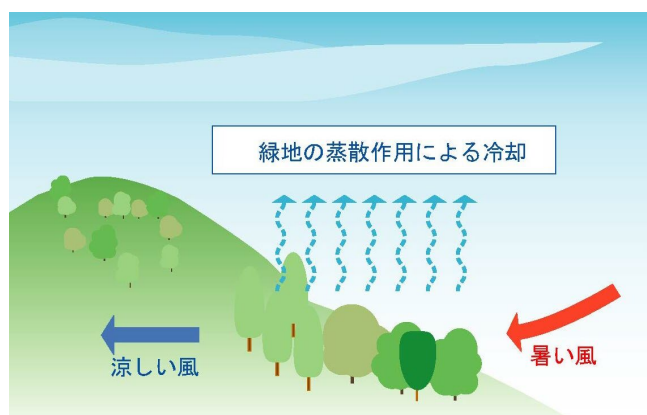


図 17 緑地による気温安定

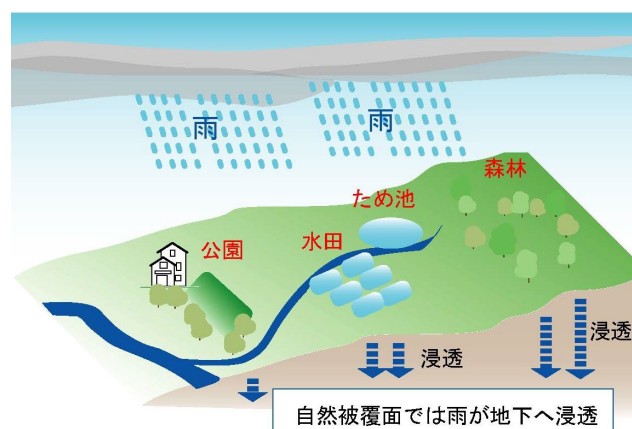


図 18 自然被覆面による降雨の保水

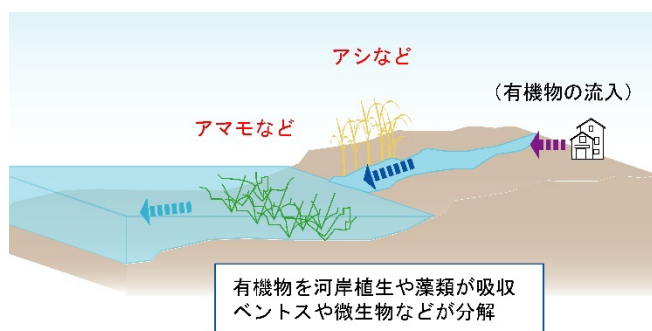
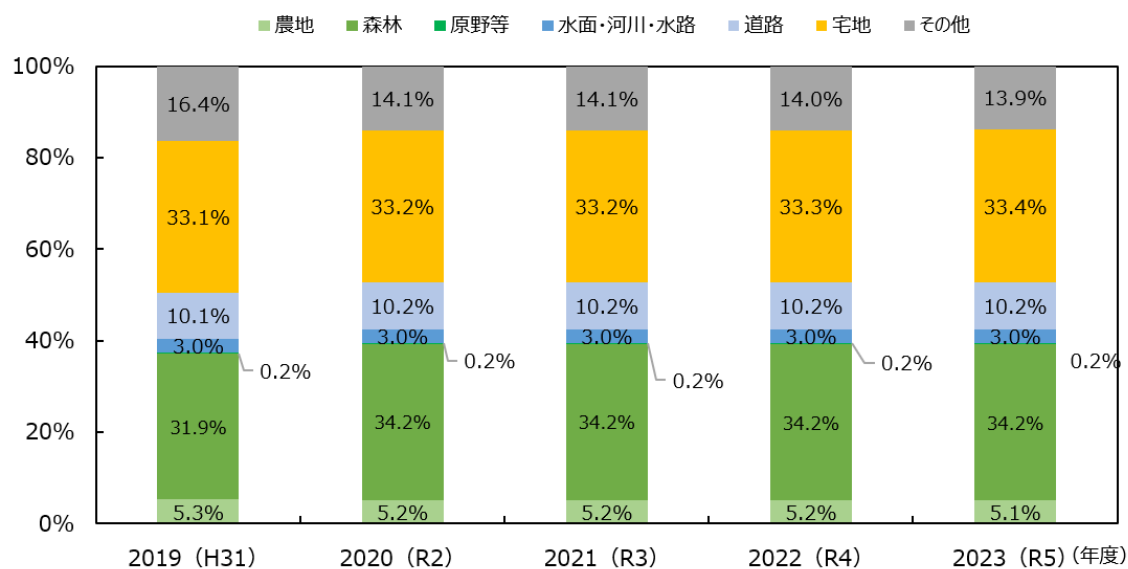


図 19 自然河川や干潟による水質浄化

本市は、耕地面積、林野面積、宅地等の構成比が、政令指定都市の平均的な構成比と同程度となっています。

本市は、都市化が進行したとはいえ、関東圏、関西圏の大都市に比べると耕地面積、林野面積の比率が高く、これらが、調整サービスの機能を高め、快適な生活環境をつくる要因の一つになっているものと考えられます。



出典：福岡県ホームページ「土地利用現況把握調査」

図 20 土地利用面積の推移

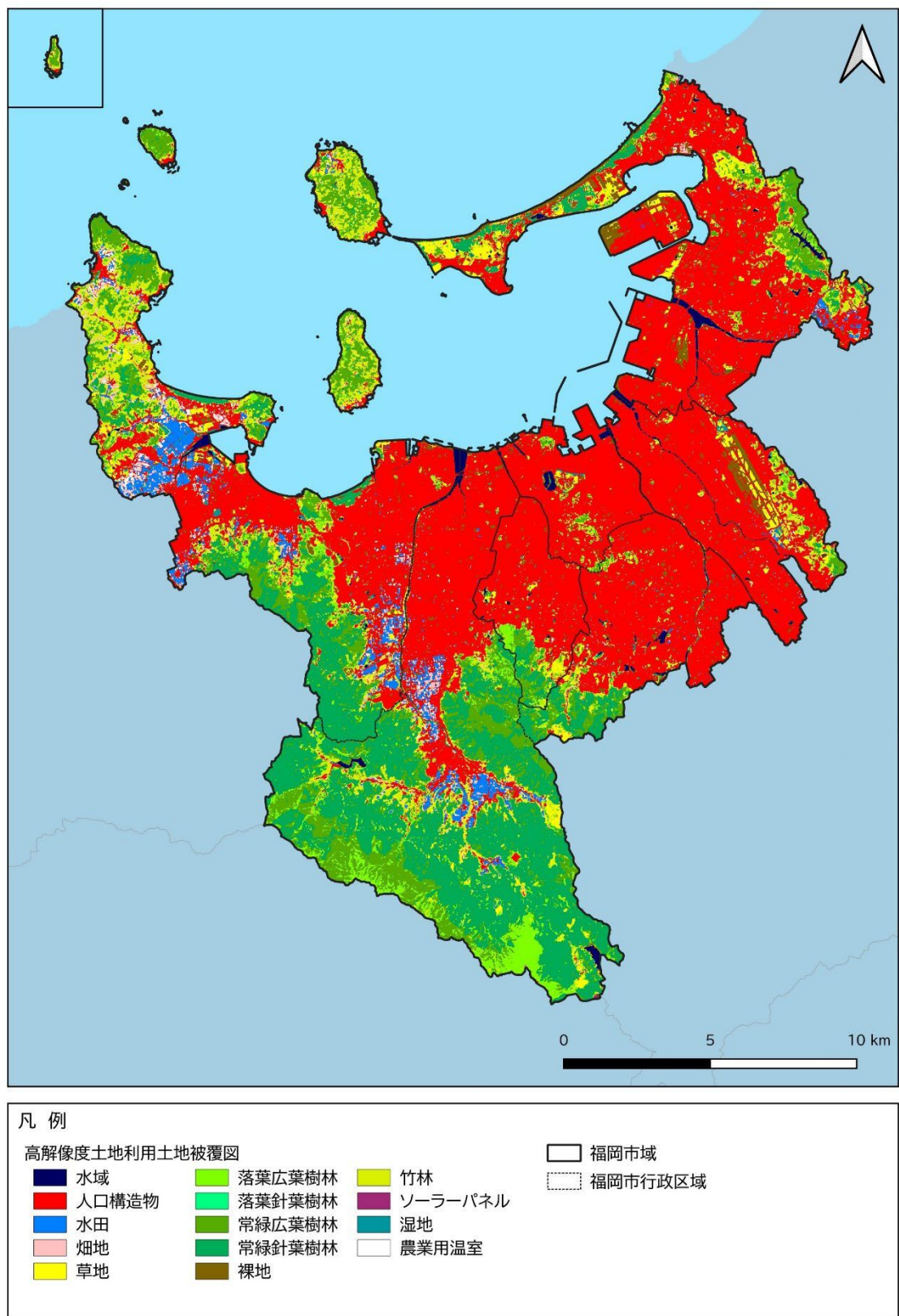
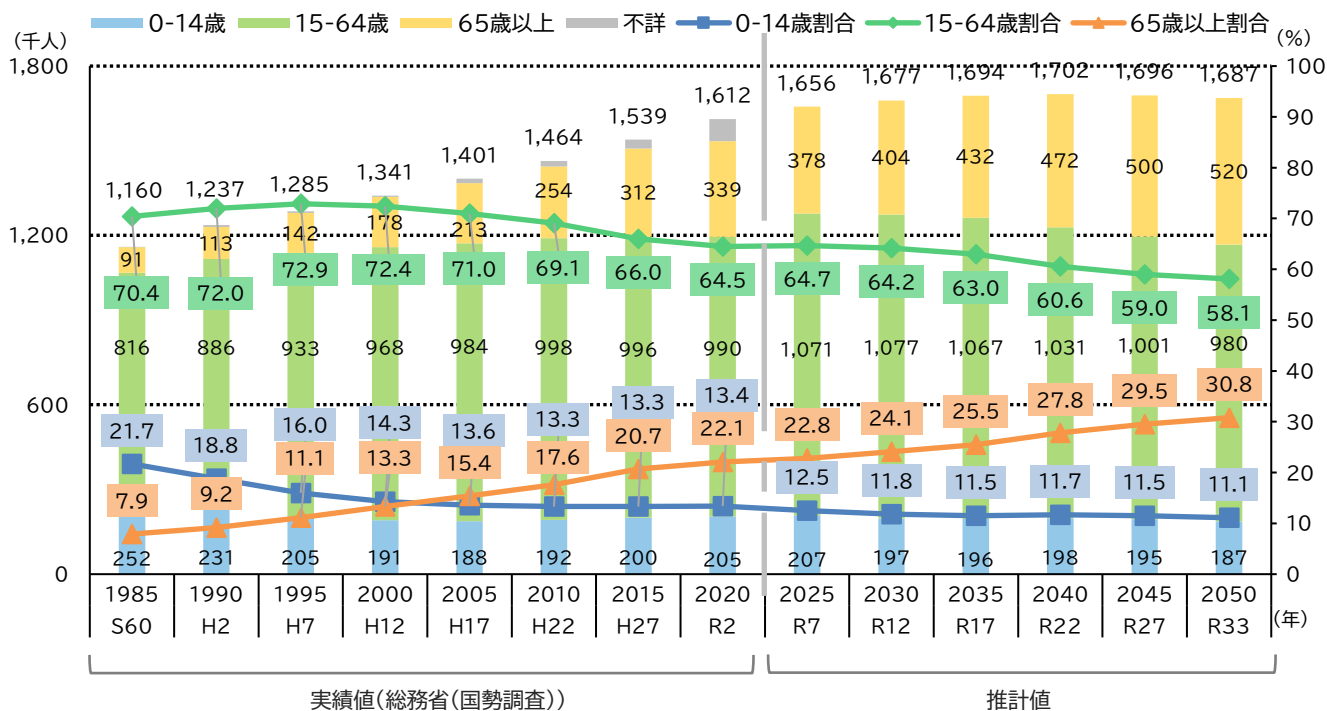


図 21 高解像度土地利用土地被覆図(2022(令和4)年)

2 社会条件の現状

(1) 人口推移

福岡市の 2025(令和 7) 年の推計人口は 165.6 万人で、2040(令和 22) 年頃には約 170 万人に達し、ピークを迎えるの見込まれています。2000～2005(平成 12～平成 17) 年にかけて老年人口が年少人口を上回り、その後も少子高齢化の傾向が続いています。



※各年 10 月 1 日現在
出典:福岡市の将来人口推計(2024(令和6)年4月)より作成

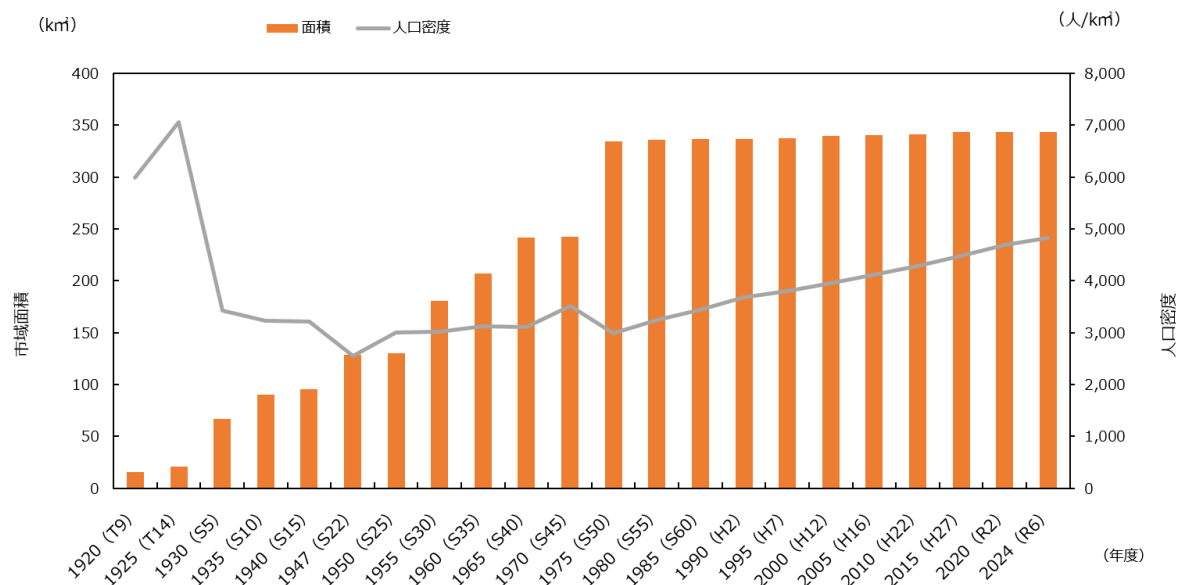
図 22 人口推移と将来推計人口(再掲)

人口・人口密度の増加に伴う開発などにより土地利用が変化していますが、人口増加を踏まえると災害時の避難場所として都市公園などの公共用地の整備が求められます。また、長期的には人口減少にも対応したまちづくりを進める必要があります。

加えて、外国人の増加や世帯当たり人員の減少(核家族化)、少子高齢化をふまえ、地域コミュニティの維持が課題となっています。人口の流動性が高まり地域コミュニティが希薄化することで、祭り・伝統芸能の継承が難しくなる可能性があります。

(2) 市域面積と人口密度

2024(令和6)年度の市域面積は343.47km²、人口密度は4,824人/km²です。市域面積は1975(昭和50)年以降微増ですが、人口密度は増加傾向であり、49年間で人口密度は1km²あたり約1,830人増加しています。

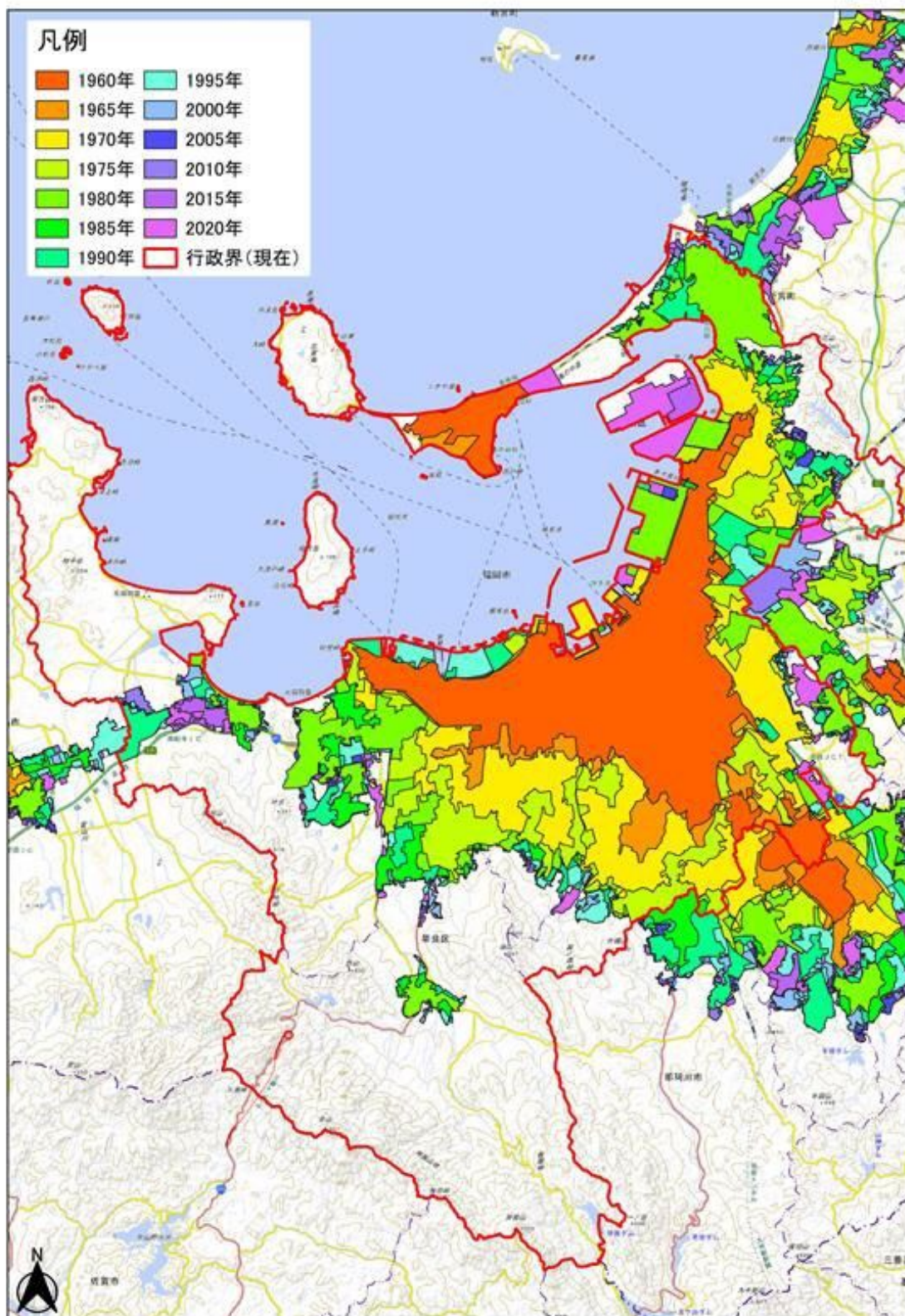


出典:福岡市統計書

図 23 市域面積と人口密度の変遷

(3) DID（人口集中地区）の推移

DID(人口集中地区)は年々拡大し、近年は特に九州大学学術研究都市周辺やアイランドシティ周辺への拡大が顕著で、ベッドタウンとしての整備が進んでいる影響と考えられます。



出典:国土交通省「国土数値情報 人口集中地区データ 2020 年度版」

図 24 DID の経年変化

(4) 産業

福岡市の 2021 (令和 3) 年の産業別事業所数は、第 1 次産業 84 事業所、第 2 次産業 7,694 事業所、第 3 次産業 68,001 事業所です。調査年で多少の増減はあるものの、おおむね同程度で推移しています。

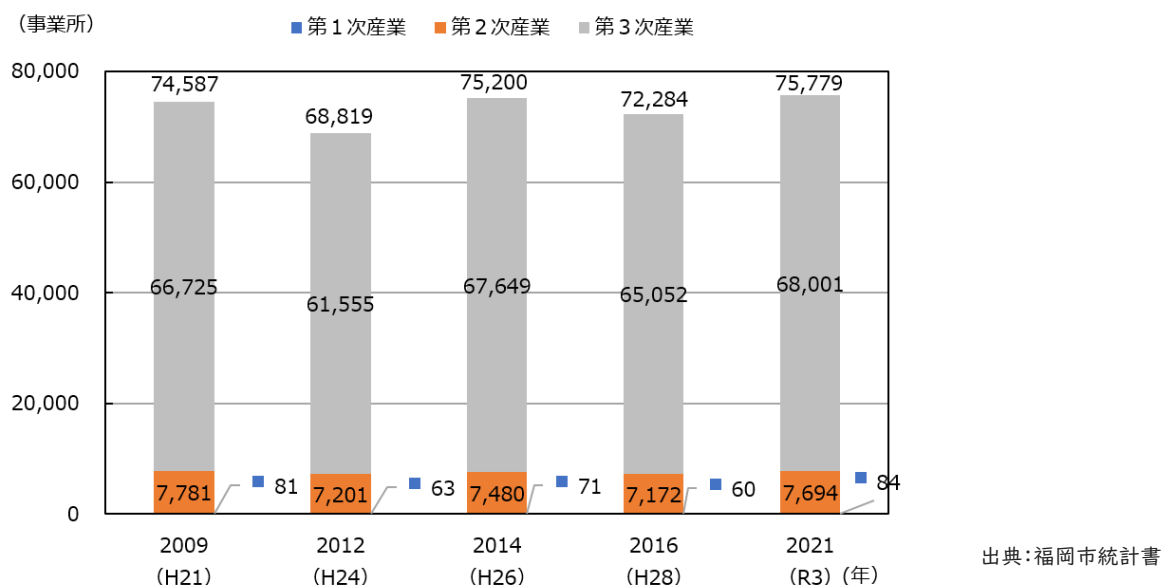


図 25 産業別事業所数の推移

生物多様性と関連が深い第一次産業のうち農業については、都市化の進行や農業従事者の高齢化に伴う市内の農家の廃業などが課題となっています。福岡市内の農家戸数は 2020 (令和 2) 年度が 1,797 戸で、2005 (平成 17) 年度比 62%まで減少しました。また、農地転用は毎年 400~500 件程度行われており、住宅への転用が最も多くなっています。

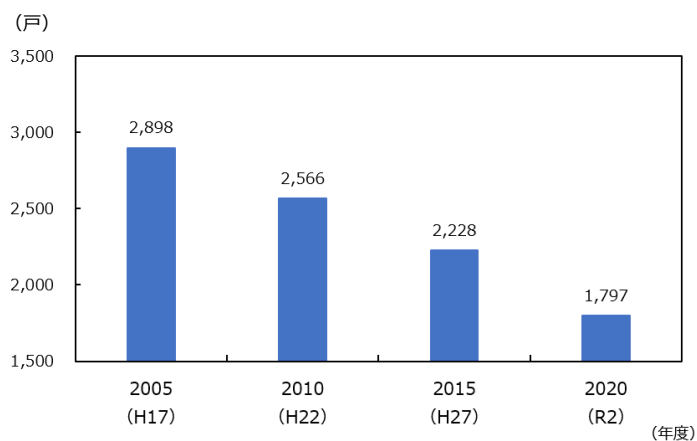
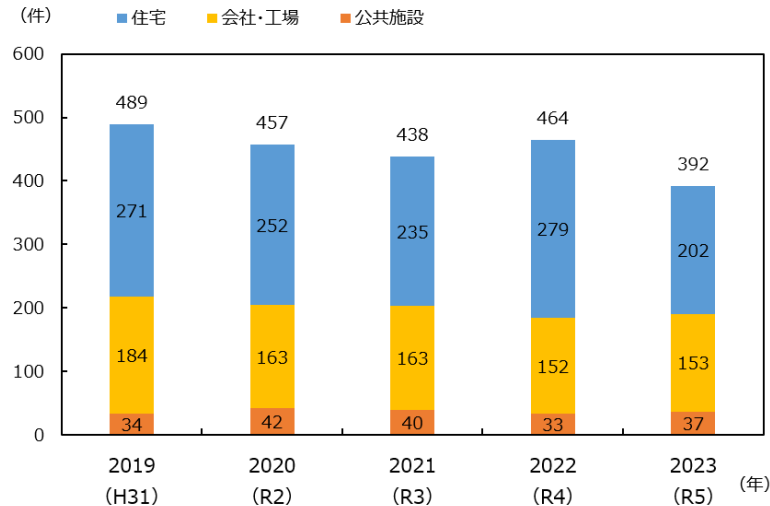


図 26 農家戸数の推移



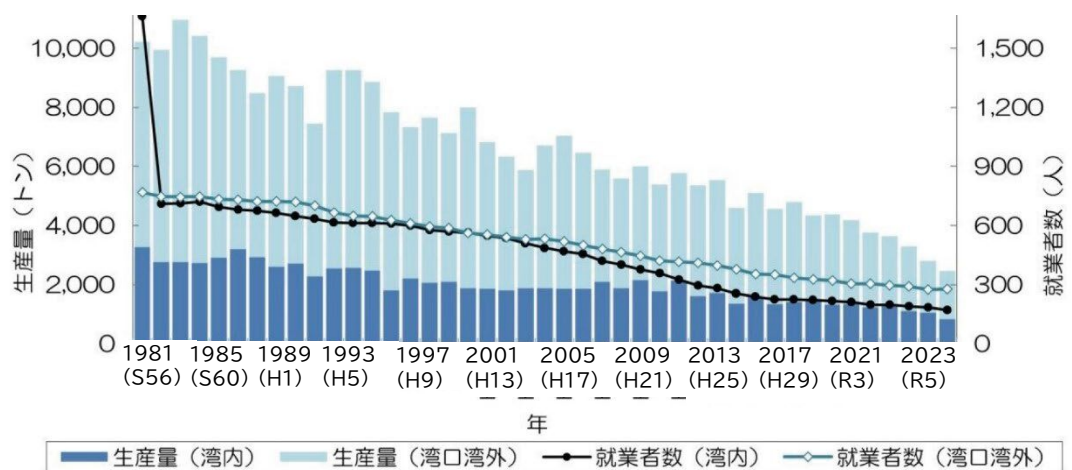
出典：福岡市農林水産統計書 令和 6 年度

図 27 農地転用の推移

また、沿岸漁業の就業者数も減少傾向にあります。2023（令和 5）年では湾内が 169 人、湾口湾外が 277 人となっており、生産量は 2023（令和 5）年において湾内が 832 トン、湾口湾外が 1,632 トンとなっています。

農林水産業などが提供する多面的機能（洪水防止などの国土保全機能、生物多様性等）の重要性が認識されており、機能維持のための取組みが必要です。

また、一次産業の衰退により、福岡市特産の食材・食品の供給が減少することで、これまで育まれてきた食文化の継承が難しくなることが懸念されます。



注 1) 湾口湾外の生産量は小呂島分を含みます。

注 2) 平成 18 年以前の湾内の生産量は、ノリの生産量のみ枚数で集計していたため、枚数を重さに換算して（30 枚を 1 kg に換算）、生産量を再集計しています。

福岡市農林水産局のデータをもとに作成

出典：博多湾環境保全計画（第三次）（2025（令和 7）年）

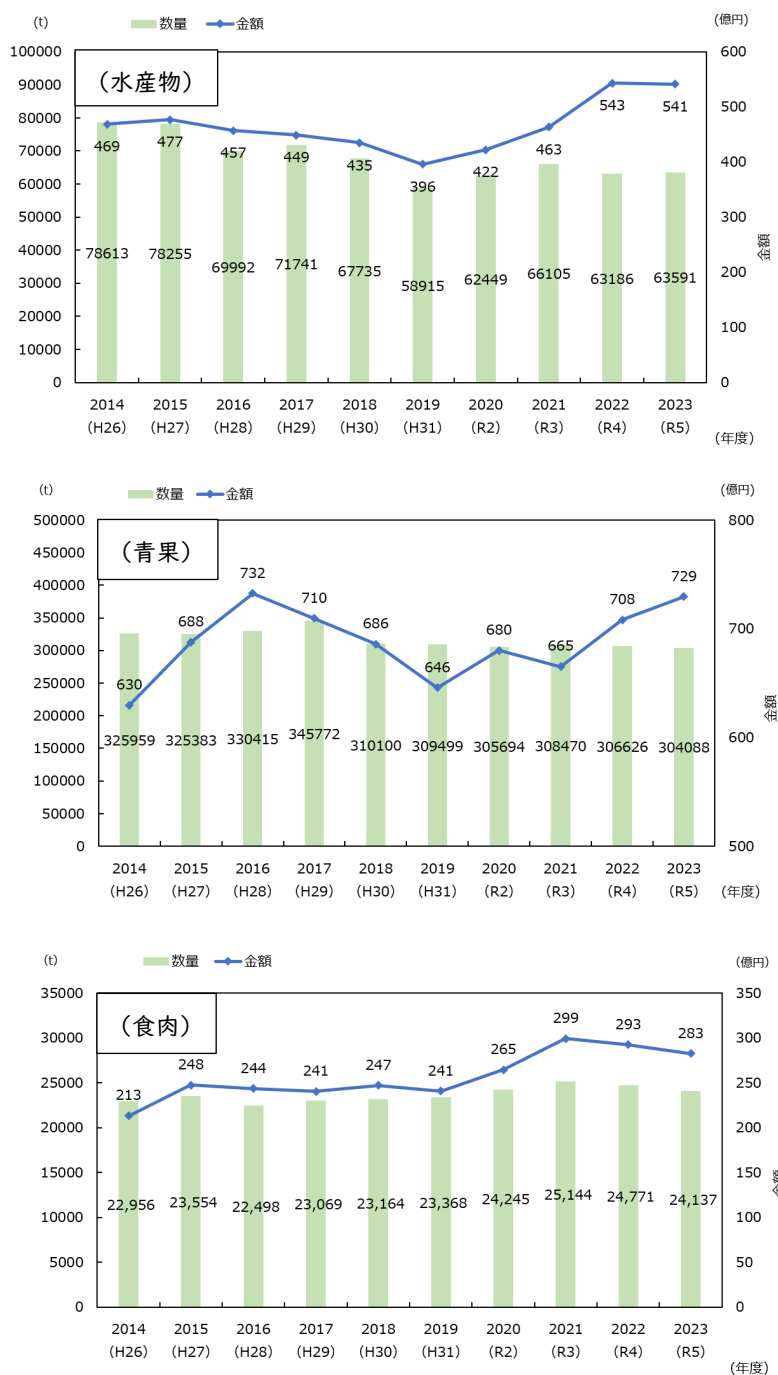
図 28 沿岸漁業の生産量と就業者数の推移

3 暮らしの現状

(1) 中央卸売市場取扱高

2023(令和5)年度の取扱数量は、水産物が6万4千トン、青果が30万4千トン、食肉は2万4千トンでした。水産物と青果は緩やかな減少傾向にありますが、食肉は増加傾向にあります。

その一方で、漁協などが開催する朝市のような水産イベント、農協などが運営する農産物の直売所や地域産品を取り扱う道の駅などは、好評を博しています。

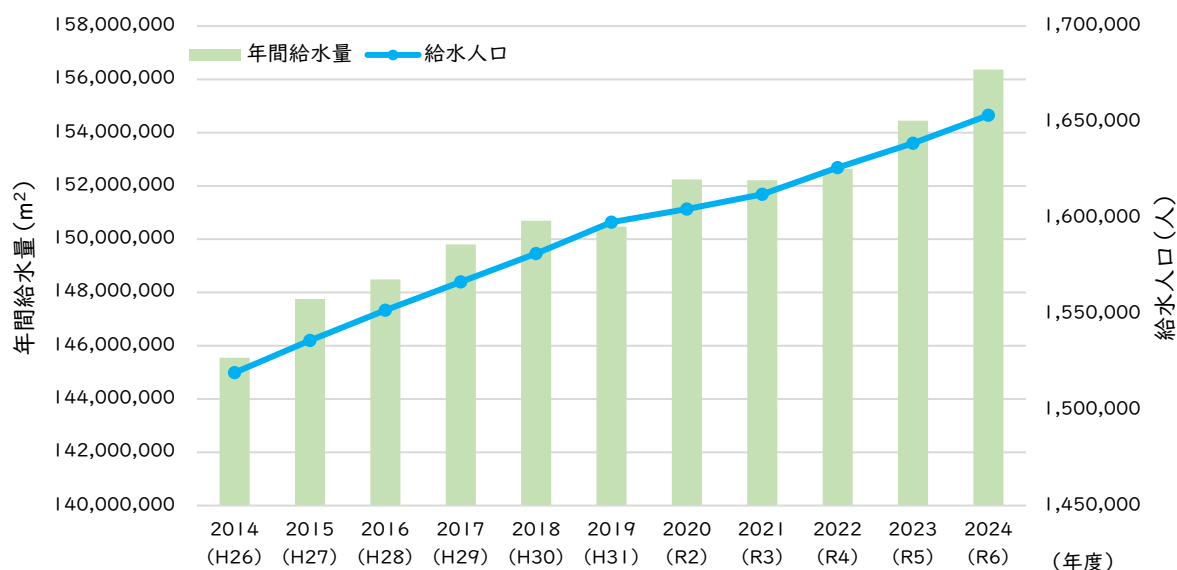


出典:福岡市農林水産局 鮮魚年報、青果年報、食肉年報(2014(平成26)年~2023(令和5)年)

図 29 年度別中央卸売市場取扱高の推移

(2)給水人口、給水普及率

給水人口は年々増加し、2024（令和 6）年度には約 165 万人となり、給水普及率は 99.7%程度と高い割合を維持しています。

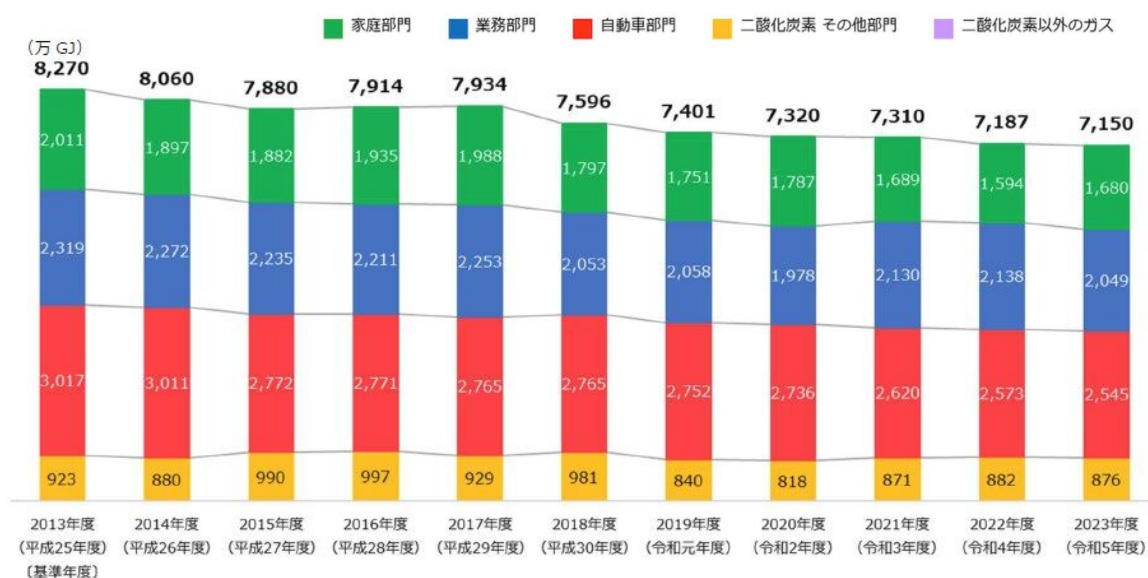


出典：福岡市水道事業統計年報

図 30 年間給水量、給水人口の推移

(3)エネルギー消費量

エネルギー消費量については、2023（令和 5）年度では 7,150 万 GJ で、内訳は自動車部門が最大であり、次いで業務部門、家庭部門、二酸化炭素その他部門と続きます。いずれの部門も 10 年間でなだらかに減少しており、全体では 13%程度の削減となりました。



※四捨五入の関係のため、消費量の内訳と総量が一致しない場合がある

※その他：産業部門（農林水産業、建設鉱業、製造業）、運輸部門（鉄道、船舶）、エネルギー転換部門（熱供給事業）

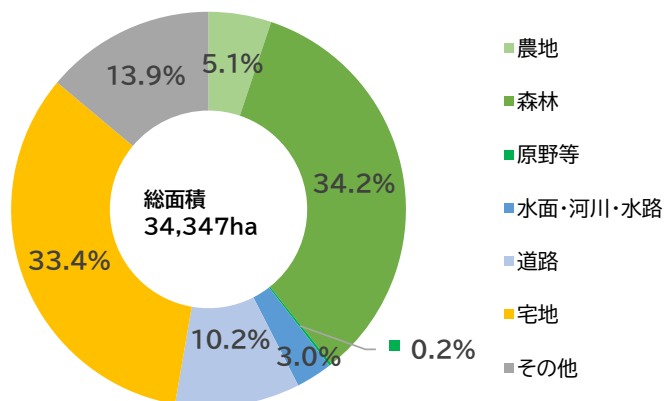
出典：令和 7 年度版 ふくおかの環境（環境に関する年次報告書）

図 31 エネルギー消費量の推移

4 環境の現状

(1) 土地利用

福岡市の総面積は 34,347ha で、2023(令和 5)年度の土地利用割合は森林と宅地がそれぞれ 35%程度、道路 10.2%、農地 5.1%、水面・河川・水路 3.0%の順であり、過去 5 年間で大きな変化は見られません。



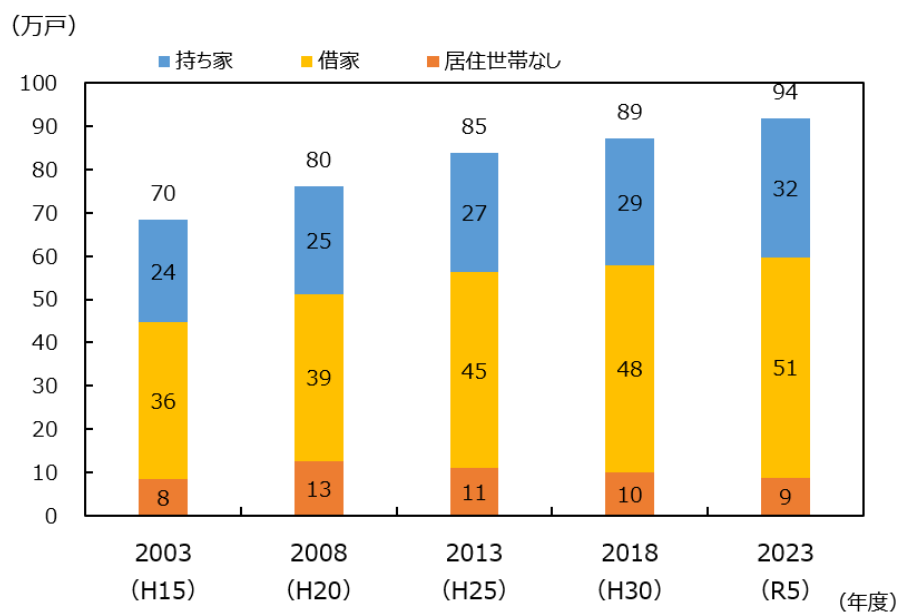
出典：福岡県ホームページ「土地利用現況把握調査」

図 32 土地利用割合(2023(令和 5)年度)

(2) 住宅戸数

2023(令和 5)年度の住宅戸数は 94 万戸で、借家が 55%程度、持ち家が 35%程度、居住世帯なしが 10%程度です。

居住世帯なしの住宅は、2008(平成 20)年度には 13 万戸であったものの、2003(平成 15)年度には 9 万戸となっており、空き家を含む未利用住宅が減少していると考えられます。

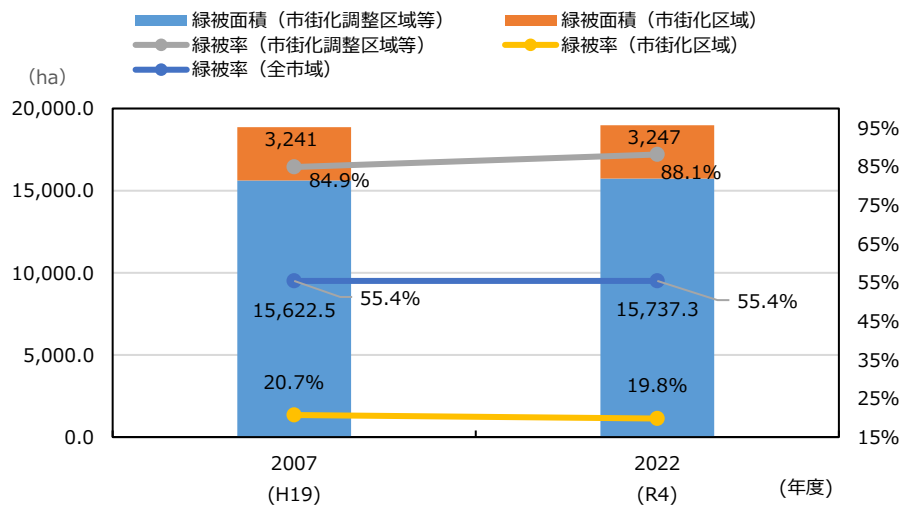


出典：福岡市統計書
(四捨五入のため合計と一致しない場合があります)

図 33 住宅戸数

(3) 緑被面積、緑被率、森林面積、農地面積

市街化区域の緑被面積は 2022 (令和 4) 年度で 3,247ha、市街化調整区域*では 15,737 ha で、全市域の緑被率は 55.4%です。2007 (平成 19) 年度と比較すると、市街化調整区域では緑被率が上昇していますが、市街化区域では低下しています。



出典:福岡市住宅都市みどり局資料

図 34 緑被面積、緑被率の推移

森林面積は 2025 (令和7) 年度は 11,972ha で、2015 (平成 27) 年度から微増しています。農地面積は 2023 (令和 5) 年は 2,343ha であり、年々減少しています。

このような土地利用の変化が、生物の生息環境の減少に影響していると考えられます。

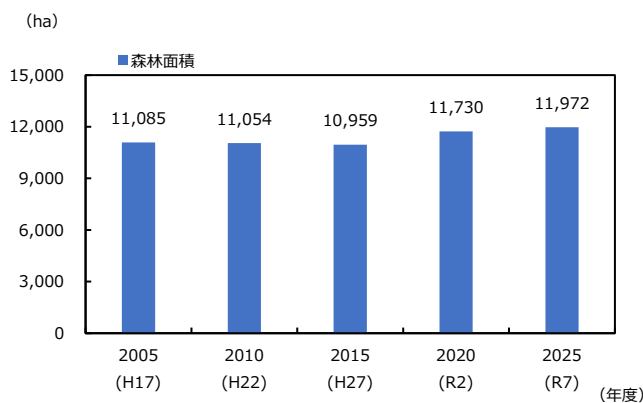


図 35 森林面積の推移

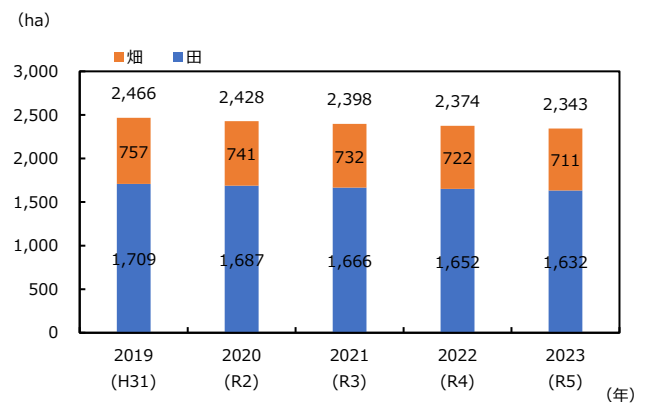
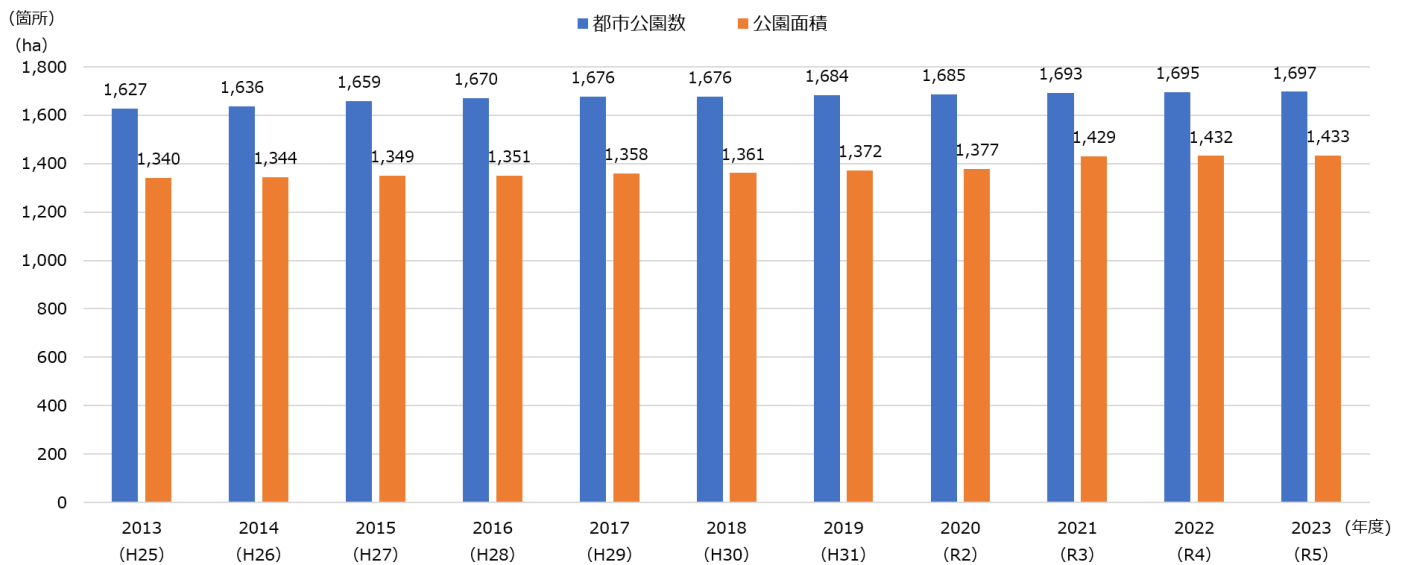


図 36 農地面積の推移

出典:福岡市統計書

(4) 都市公園面積・箇所数の推移

2024(令和6)年度時点で1,708箇所の都市公園が存在し、数・面積ともに微増傾向です。

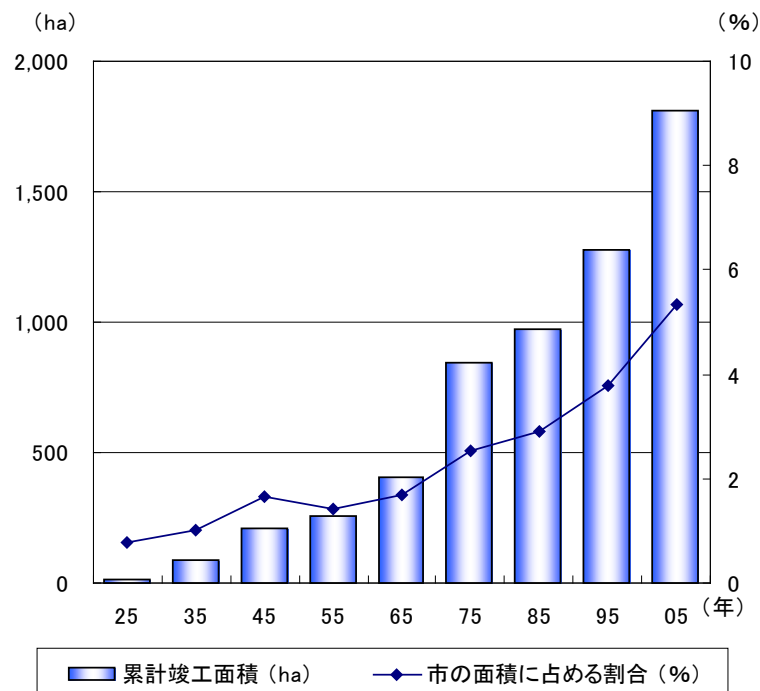


出典:福岡市統計書

図 37 都市公園面積・箇所数の推移

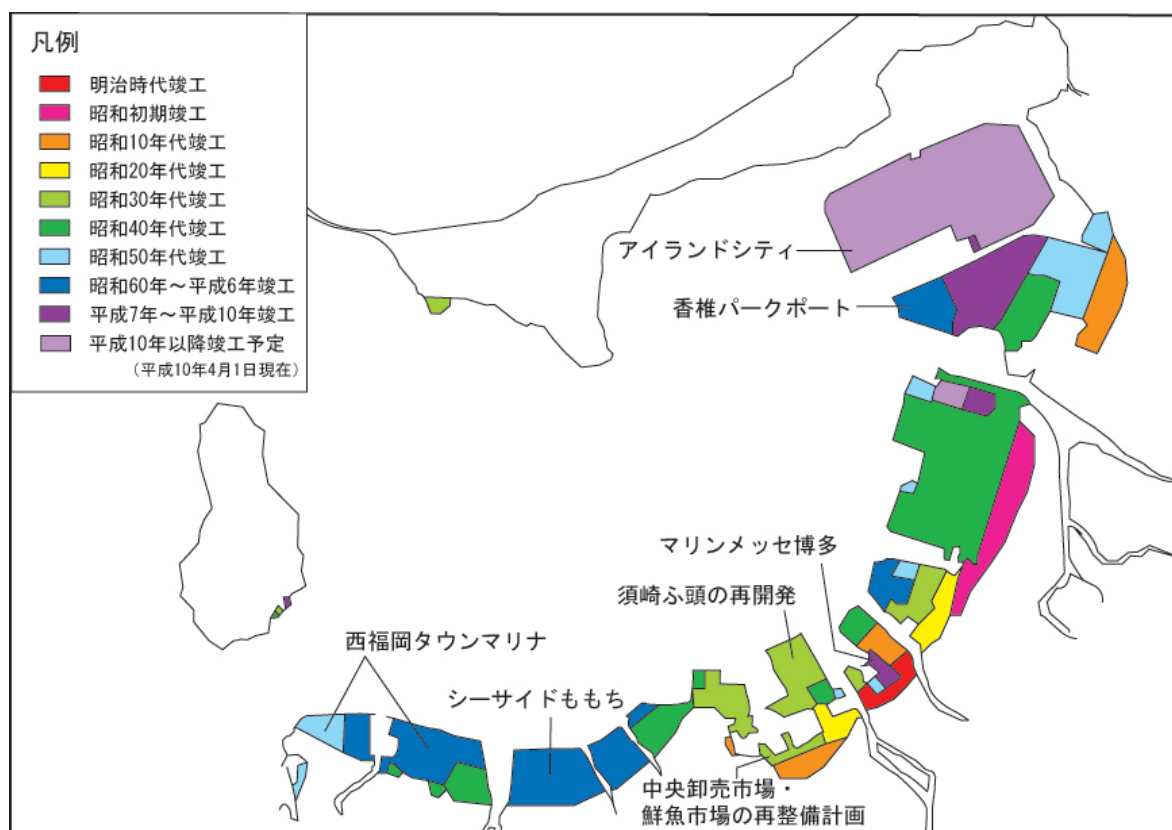
(5) 博多湾の埋立地竣工面積の推移

2005(平成17)年までに約1,800haが埋立地として竣工されました。土地利用は、ふ頭や商業地域が主となっています。



出典:福岡市港湾局資料

図 38 博多湾の埋立地竣工面積の推移(明治時代以降)



出典：福岡市港湾局資料

図 39 博多湾の埋立地造成経緯

(6)水循環と博多湾への流入負荷

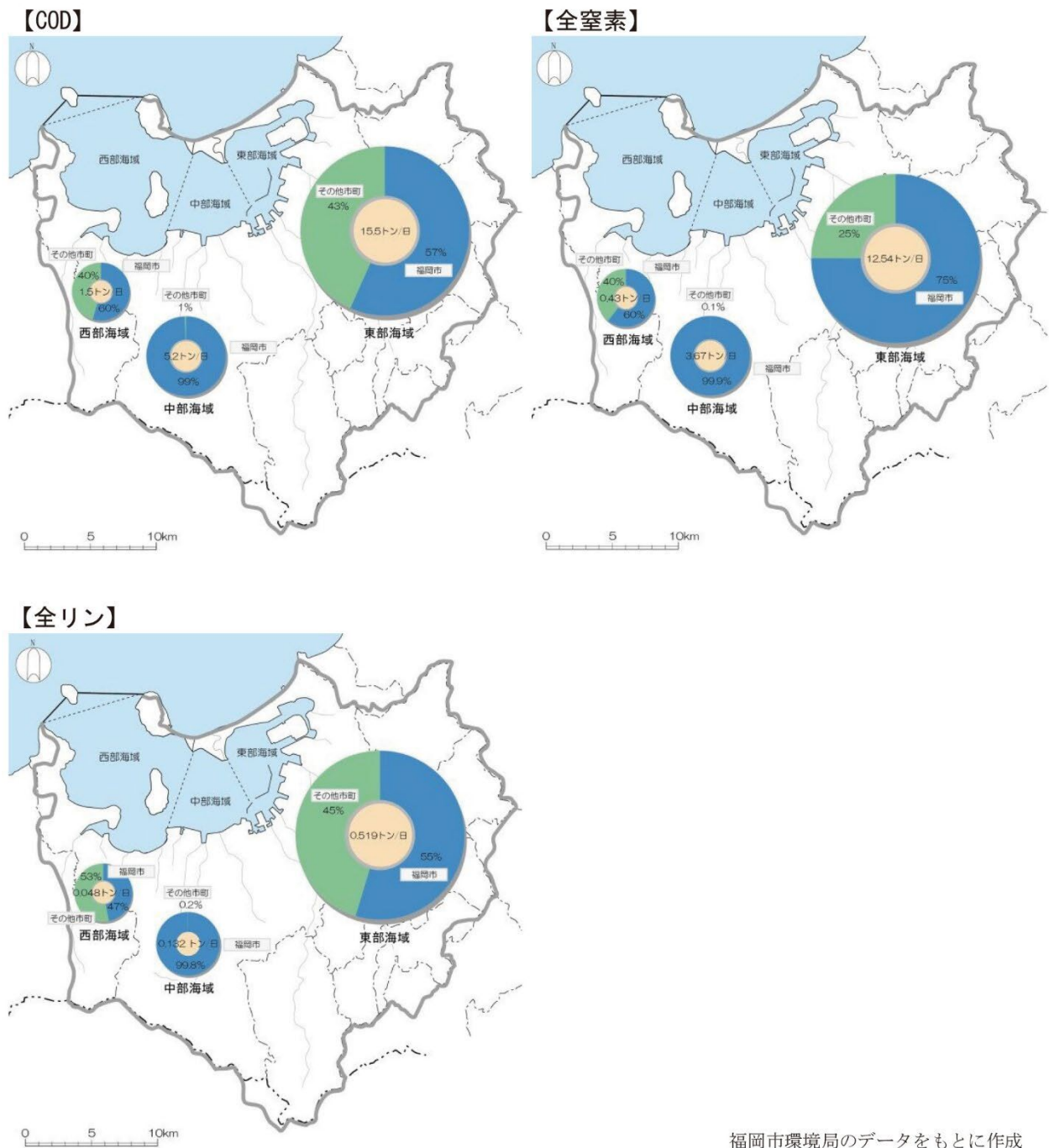
水循環に関しては、現時点では不明な点が多く、そのシステムは解明されていませんが、沿岸域の水循環に関しては、陸域の影響を大きく受けていると考えられます。昭和 30 年代と比較すると、近年では蒸発散量の減少、表面流出量の増加、地下浸透量の減少、河川への地下流出量の減少、上水取水量の増大、下水処理量の増大といった、博多湾とその流域における水収支に変化がみられます¹⁵。これらにともなって、博多湾に流入する河川の水質、水量や流入負荷*量などが変化していると考えられます。

流域から博多湾へ流入する負荷量¹⁶について、2019(令和元)年度は有機汚濁の指標となる化学的酸素要求量(COD)が22.2トン/日、富栄養化の指標のT-N(全窒素)が18.9トン/日、T-P(全リン)が0.77トン/日となっています。博多湾流域の人口は増加傾向にありますが、下水道の普及や下水の高度処理の導入などの負荷削減対策により、流入負荷量は抑制されています¹⁷。

¹⁵ 福岡市総務企画局「福岡市水循環都市づくり基本構想」

¹⁶ 地下水の流入負荷量の推定にあたっては、窒素、リンのみ調査しているため全窒素、全リンのみ算出。

¹⁷ 福岡市環境局「博多湾環境保全計画(第三次)」(2025(令和7)年)

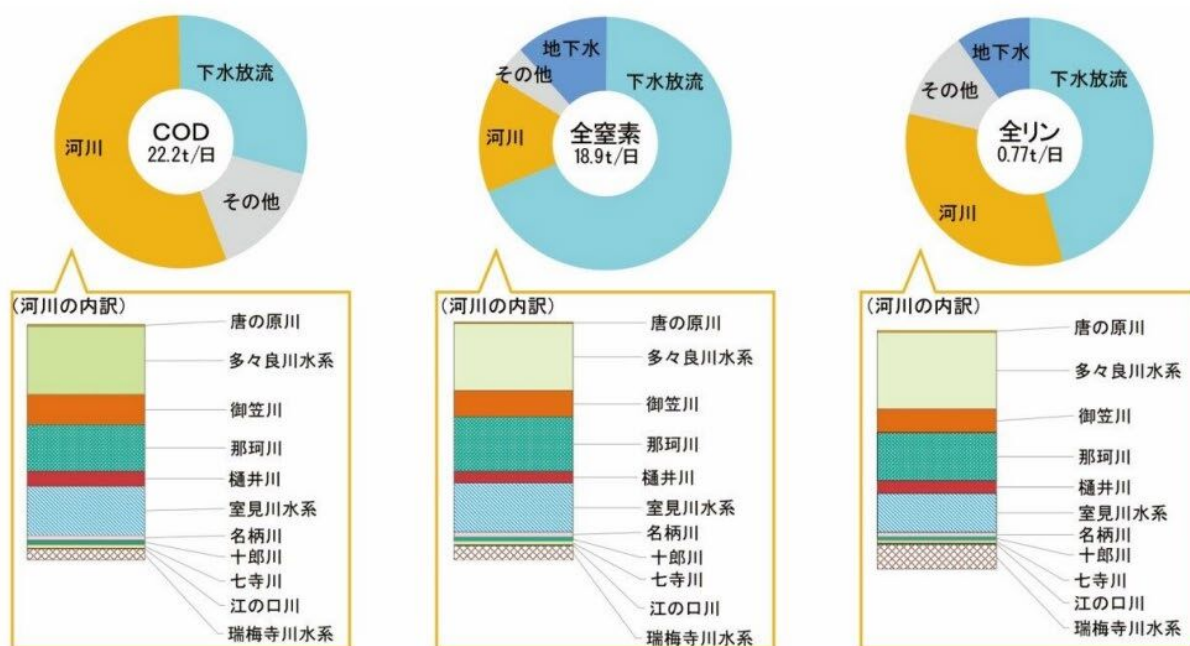


福岡市環境局のデータをもとに作成

出典：博多湾環境保全計画（第三次）（2025（令和 7）年）

図 40 海域別流入負荷量（2019（令和元）年度）

流入負荷の内訳は、主に下水処理場の処理水と河川からの流入です。そのうち、下水処理水に由来する流入負荷の割合は、COD が約 30%、全窒素が約 69%、全リンが約 46%です。また、地下水から流入負荷の割合は、全窒素が約 12%、全リンが約 10%です¹⁸。



令和 5 年度博多湾環境保全対策検討業務委託報告書(福岡市環境局)をもとに作成

出典:博多湾環境保全計画(第三次)(2025(令和 7)年)

図 41 博多湾への流入負荷量の内訳(2019(令和元)年度)

(7)河川、海域の水質(COD)・底質(COD)の変化

2023(令和 5)年に河川で測定された BOD は、全地点で環境基準を達成していました。

海域で測定された COD は、西部海域の全地点で環境基準を上回っており、東部海域と中部海域でも一部地点では環境基準を上回る結果で、湾全域では 8 地点中 6 地点が環境基準を満たしていませんでした。

¹⁸ 福岡市環境局「博多湾環境保全計画(第三次)」(2025(令和 7)年)

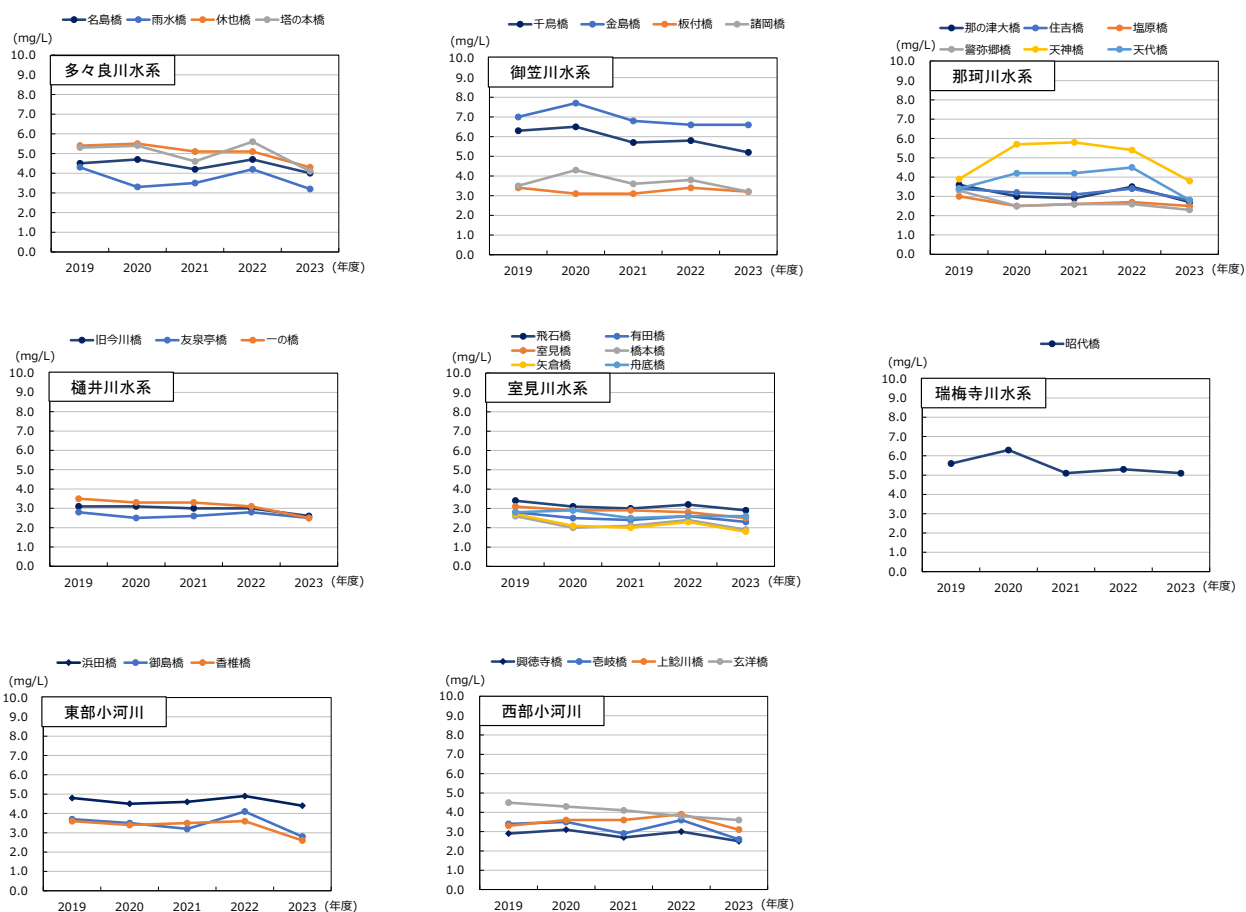


図 42 河川(水質)COD 年平均値の推移

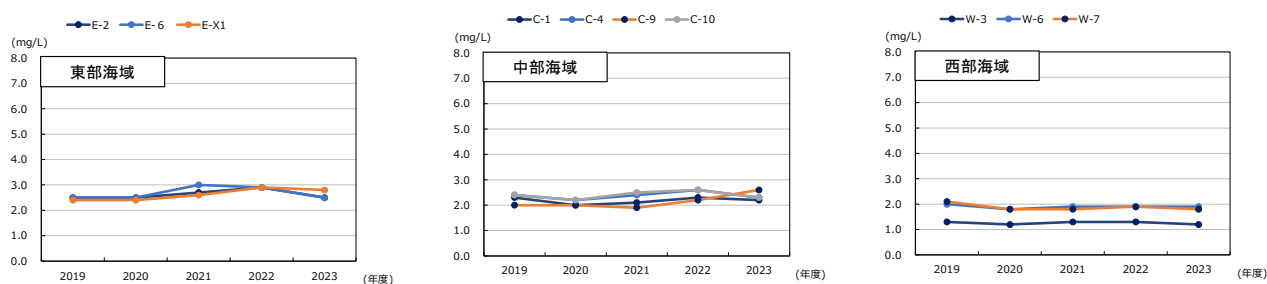
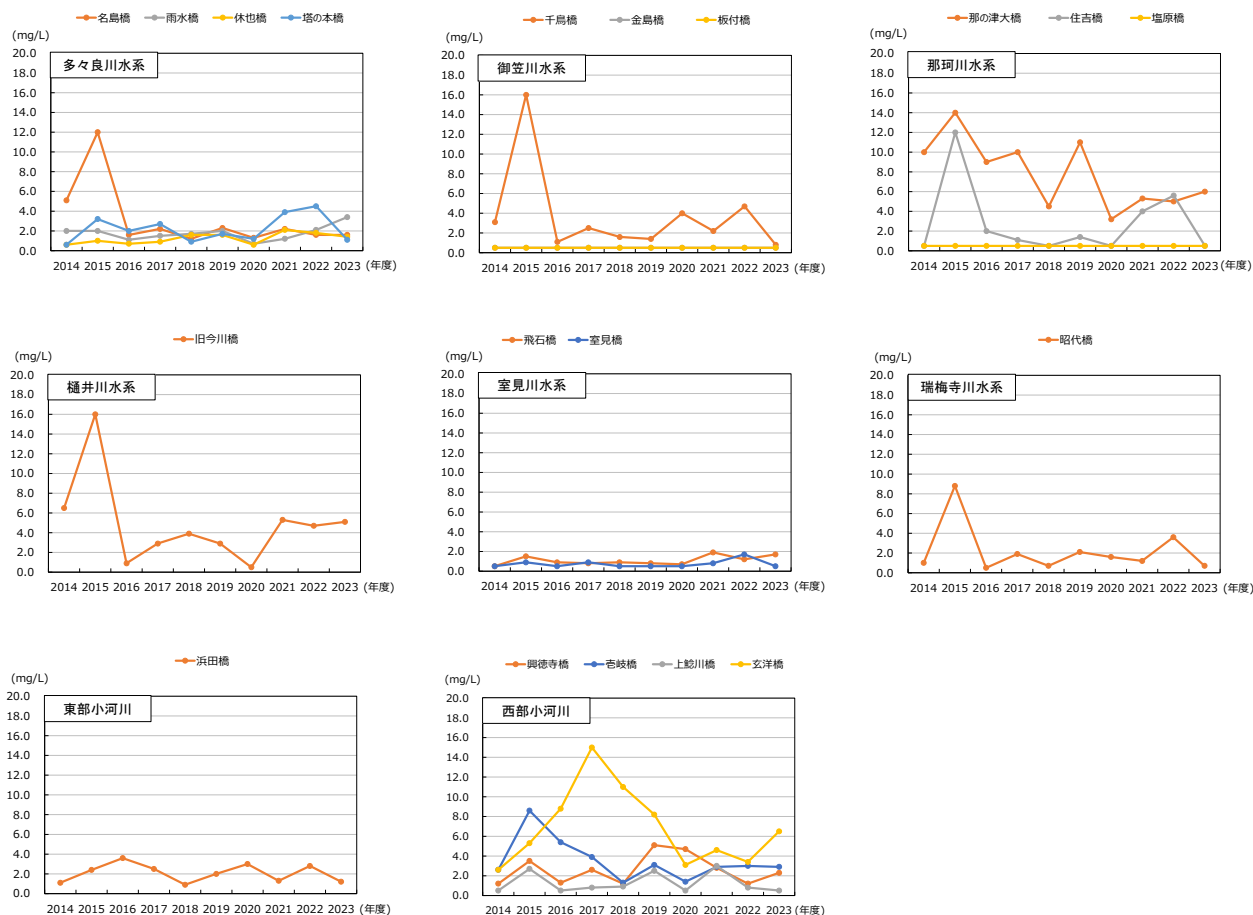
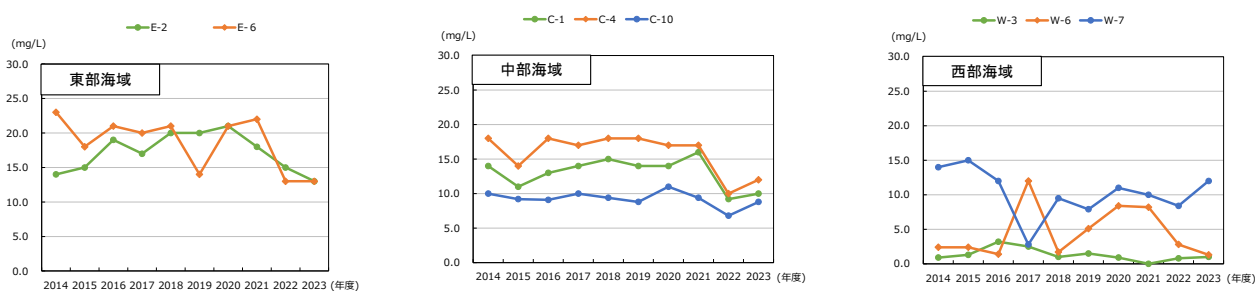


図 43 海域(水質)COD 年平均値の推移



出典:福岡市水質測定結果報告書(2023(令和5)年)

図 44 河川(底質)COD 年平均値の推移



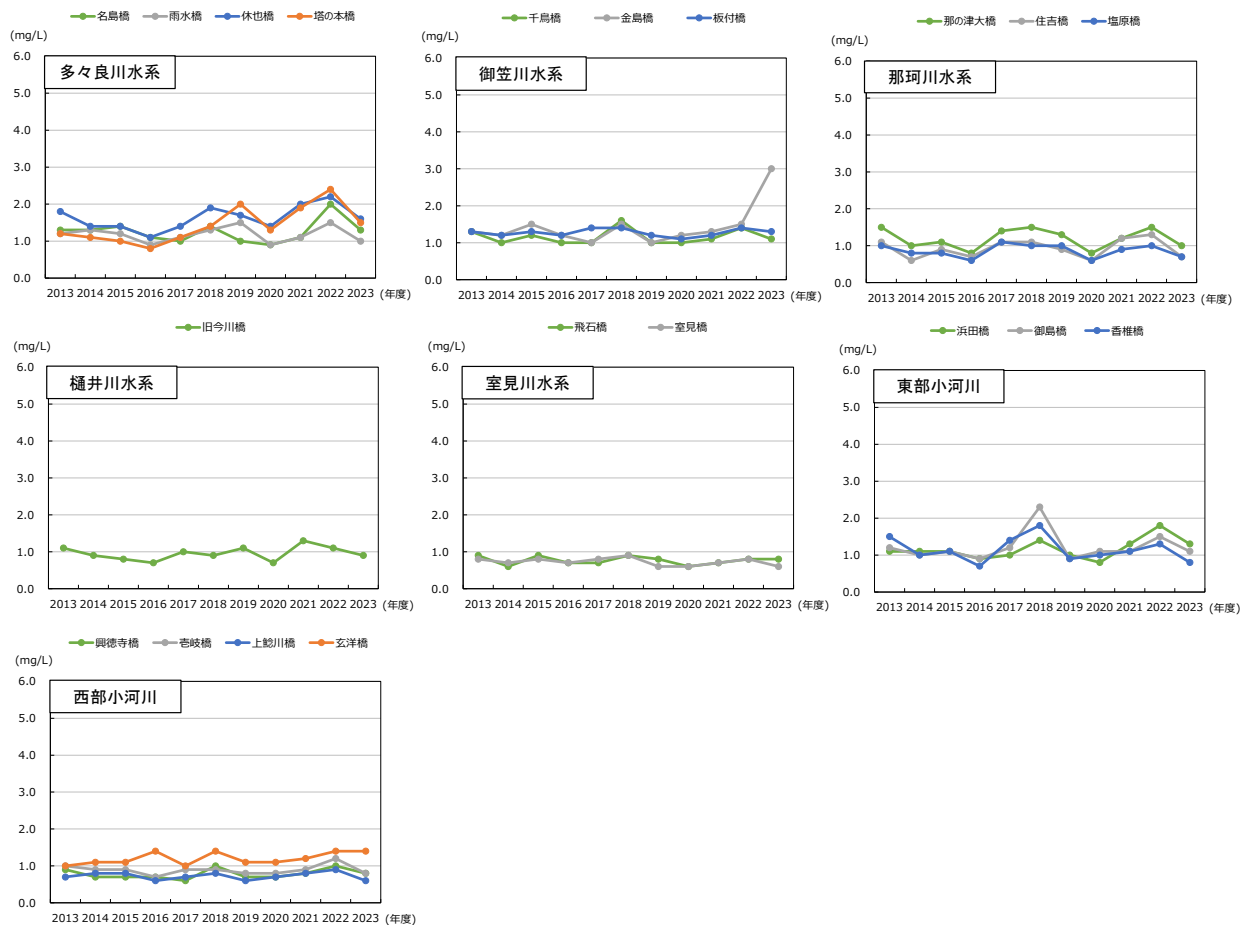
出典:福岡市水質測定結果報告書(2023(令和5)年)

図 45 海域(底質)COD 年平均値の推移

表 2 河川 BOD75%値の環境基準達成状況(2023(令和 5)年度)

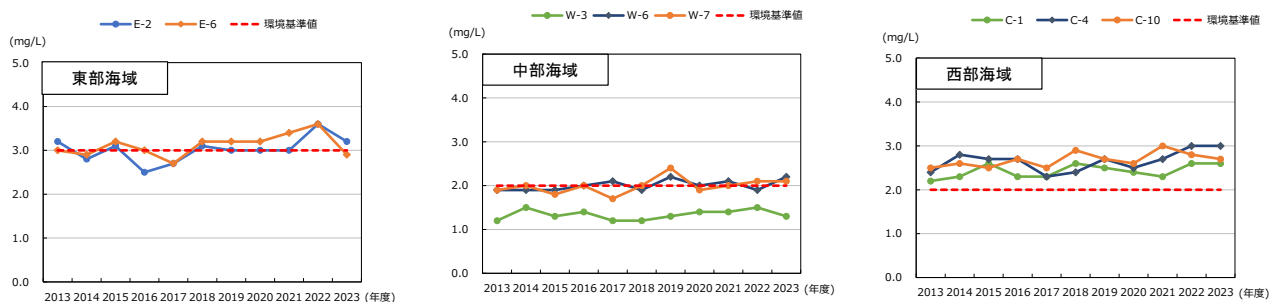
水系	河川名	調査地点	環境基準値 (mg/L)	BOD75%値 (mg/L)	達成状況
唐の原川	唐の原川	浜田橋	5以下	1.4	○
多々良川	多々良川	名島橋	5以下	1.3	○
		雨水橋	2以下	1.1	○
	須恵川	休也橋	5以下	2.0	○
	宇美川	塔の本橋	5以下	1.7	○
御笠川	御笠川	千島橋	8以下	1.2	○
		金島橋	8以下	3.4	○
		板付橋	3以下	1.5	○
那珂川	那珂川	那の津大橋	5以下	1.0	○
		住吉橋	3以下	0.8	○
		塩原橋	2以下	0.8	○
樋井川	樋井川	旧今川橋	3以下	0.8	○
室見川	金屑川	飛石橋	5以下	0.8	○
	室見川	室見橋	2以下	0.6	○
名柄川	名柄川	興徳寺橋	5以下	0.7	○
十郎川	十郎川	壱岐橋	5以下	0.9	○
七寺川	七寺川	上鯰川橋	5以下	0.6	○
江の口川	江の口川	玄洋橋	5以下	1.3	○
瑞梅寺川	瑞梅寺川	昭代橋	2以下	1.6	○

出典:環境監視の結果(2024(令和 6)年)



出典:環境監視の結果(2024(令和6)年)

図 46 BOD 年平均値の推移

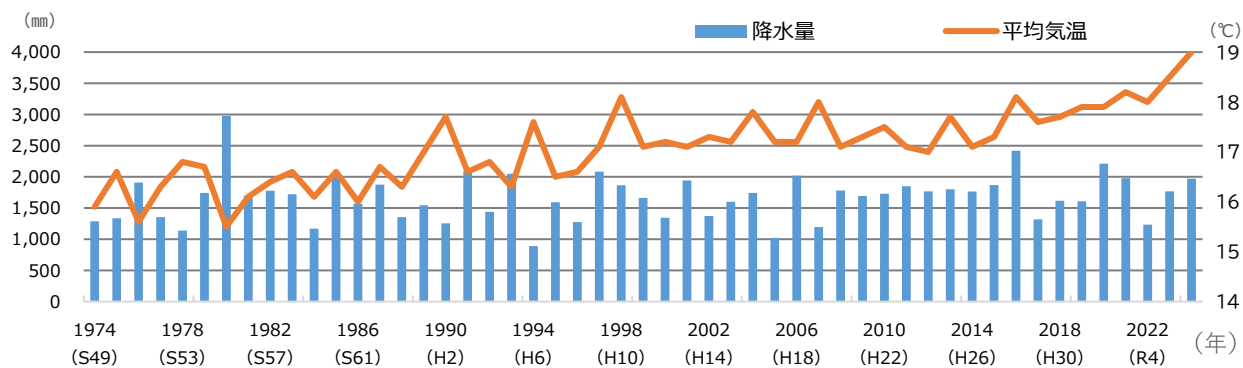


出典:環境監視の結果(2024(令和6)年)

図 47 COD75%値の推移

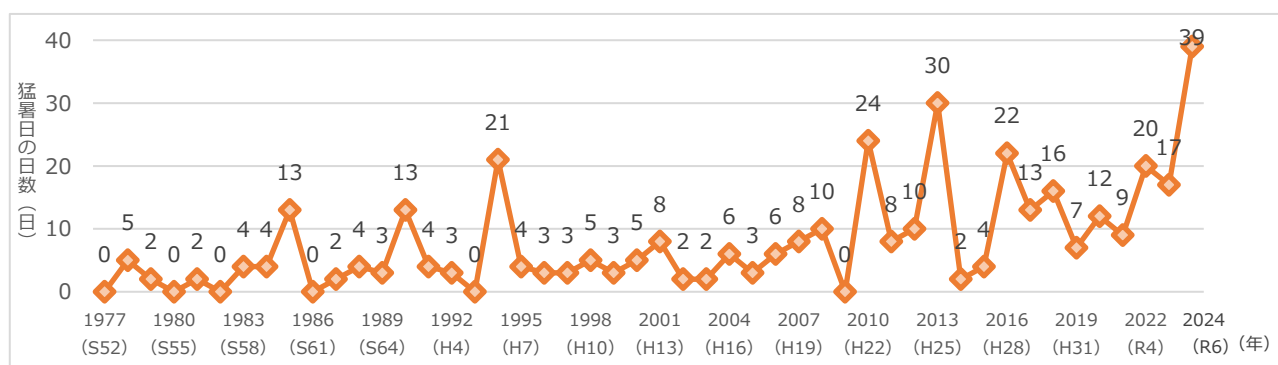
(8) 日平均気温の平年値の推移

福岡市の 30 年間(1994~2023(平成 6~令和 5)年)でみると、年平均気温は上昇傾向にあります。また、2024(令和 6)年は猛暑日が 39 日あり、猛暑日の日数も増加傾向にあります。気温上昇は第一次産業や市民の健康に影響を与えるだけでなく、動植物の分布にも影響を及ぼす可能性があります。



出典：気象庁各種データ・資料より作成

図 48 福岡市の年別降水量及び気温の推移



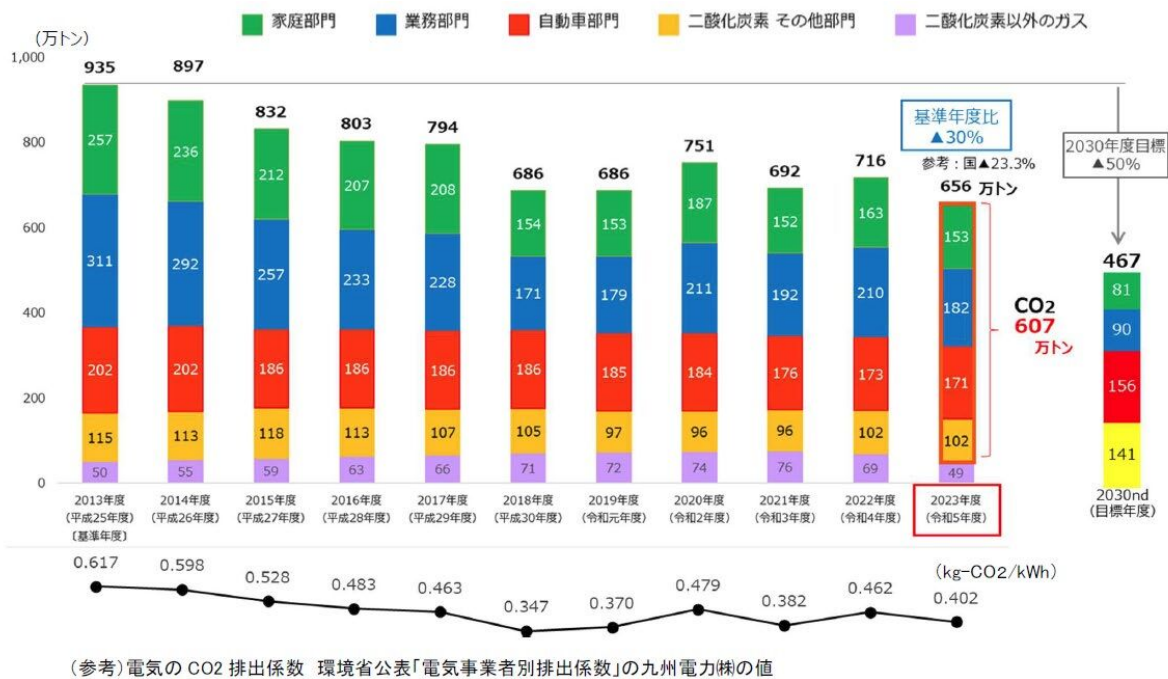
出典：気象庁福岡市中央区観測所データを基に作成

図 49 福岡市の猛暑日の推移

(9) 温室効果ガス排出量

市内の温室効果ガス排出量は減少傾向にあり、2023(令和 5)年度の温室効果ガス排出量は推計 656 万トンで、基準年度(2013(平成 25)年度)に比べて 30%減少しています。

部門別では家庭、業務、自動車部門で、CO₂ 排出量の 83%を占めます。



出典：令和7年度版 ふくおかの環境（環境に関する年次報告書）

図 50 温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算）の推移

(10) 外来種の分布状況

本市内で確認されている特定外来生物は20種です。

本市内においては、河川やため池の水域を中心としてアライグマ、ウシガエル、オオクチバス、オオフサモ等が確認され、臨海部の埋立地や都市域においてセアカゴケグモ、樹林地でアライグマやソウシチョウ等が確認されています。

博多区の東平尾公園や南区の野多目池や那珂川、城南区の西南杜の湖畔公園など、市街地に近い水域付近で多くの種が確認されています。

表 3 福岡市内で確認されている特定外来生物

分類群	該当種
哺乳類	アライグマ
鳥類	ガビチョウ、ソウシチョウ
両生類	ウシガエル
魚類	オオクチバス、ブルーギル、カダヤシ
昆虫類	(ヒアリ)、(アカカミアリ)、(ツマアカスズメバチ)
クモ類等	セアカゴケグモ、ハイイログケグモ、(キョクトウサソリ科)
植物	オオキンケイギク、ブラジルチドメグサ、オオフサモ、(アレチウリ)、ナルトサワギク、ボタンウキクサ、(ナガエツルノゲイトウ)

※ () 内の種は市内で確認はされているが、定着していない種

※ 条件付特定外来生物は除く

出典：令和6年度福岡市自然共生サイト認定支援調査等業務報告書

平成19年度自然環境調査（外来生物の生息状況調査）委託報告書

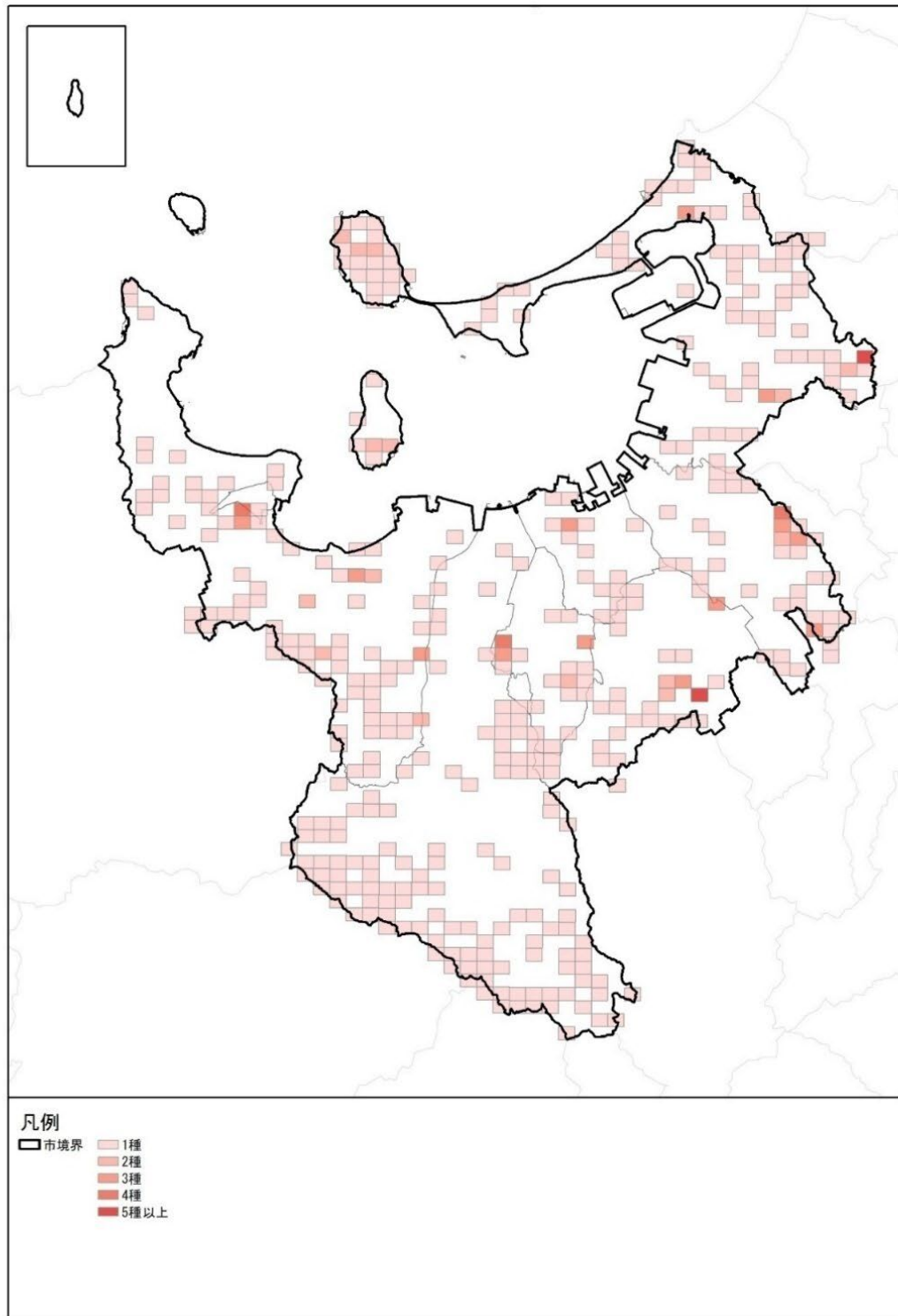
平成20年度自然環境調査（外来生物の生息状況調査）委託報告書

平成25年度自然環境調査（外来生物の生息状況調査）委託報告書

平成31年度自然環境調査（昆虫類）委託報告書

令和2年度自然環境調査（鳥類）委託報告書

令和3年度自然環境調査（水生生物）委託報告書



出典:令和 6 年度福岡市自然共生サイト認定支援調査等業務報告書
 平成 19 年度自然環境調査(外来生物の生息状況調査)委託
 平成 20 年度自然環境調査(外来生物の生息状況調査)委託

図 51 特定外来生物の確認状況

(11) 福岡市内に定着しているもしくは定着リスクの高い外来種

すでに定着していることが確認されている特定外来生物は 14 種、今後定着まん延の危険性のある外来生物は 22 種以上です。

河川やため池の水域を中心としてオオフサモ、アカミミガメ、カダヤシ、水田や用水路等ではスクミリンゴガイ、海岸ではツルニチニチソウが確認されています。

建築資材等にヒアリやアカカミアリ、土砂や植木の運搬などに付随してヤンバルトサカヤスデの混入が確認されています。

ヒアリ、アカカミアリ等のヒアリ類については、2023(令和 5)年 4 月 1 日から「要緊急対処特定外来生物」として、通関後の検査や消毒・廃棄命令等、検査中の対象物品等の移動禁止といったより強い規制の適用が可能となりました。

表 4 福岡市内に定着しており、分布を拡げないよう注意すべき種と対応方法

主な侵入経路	注意すべき種	市内での現況と主な対応方法
物資の輸送、土砂の運搬等に伴い侵入、分布を拡大させる恐れがあるもの	ブラジルチドメグサ(総_緊、特)	市内では瑞梅寺川水系のため池、那珂川で確認されている。 ちぎれた植物体が岸辺に定着して分布を拡げるなど、生育旺盛な水生植物である。デンジソウ等の希少植物と競合する可能性がある。 除草の際に下流に流さない、浚渫土砂を系外に持ち出さないなどの注意が必要。
	オオフサモ(総_緊、特)	市内では西区のため池、那珂川水系で確認されている。 生育旺盛で冬場でも地上部が枯れることなく越冬することから、筑後川水系では水路の水流阻害、希少な水生植物との競合が問題となっている。 除草の際に下流に流さない、浚渫土砂を系外に持ち出さないなどの注意が必要。
	ボタンウキクサ(総_緊、特)	市内のため池で確認されているが、継続して発生しているかどうかの記録はない。 浮遊性の水草で水面を覆い尽くすことから、他の水生植物の生育を阻害することが懸念されている。 種子からの発芽の他、根茎などからの生育も旺盛なことから、除草の際には下流に流さない、浚渫土砂を系外に持ち出さないなどの注意が必要。
	ホテイアオイ(総_重)	市内では西区のため池で確認されている。 浮遊性の水草で水面を覆い尽くすことから、他の水生植物の生育を阻害することが懸念されている。 栄養生殖による生育が旺盛なことから、除草の際には下流に流さない、浚渫土砂を系外に持ち出さないなどの注意が必要。
	ナガエツルノゲイトウ(総_緊、特)	市内では東区の河川で確認されている。 茎切片による栄養繁殖が極めて旺盛で、日当たりのよい肥沃な条件下では急激に増殖することから、在来種との競合、水生動物の生息環境悪化が懸念される。 除草の際に下流に流さない、浚渫土砂を系外に持ち出さないなどの注意が必要。
修景・緑化の目的で導入(侵入)する可能性のあるもの	アカミミガメ(総_緊、条特)	市内の河川、ため池などの水域に広く分布する。 雑食性で、在来の淡水ガメの卵を捕食するほか、佐賀市で希少な水生植物を食害した例も報告されている。 以前は愛玩用、観賞用として販売されていたが、2023(令和 5)年 6 月 1 日から条件付特定外来生物として、販売や頒布の規制が開始された。 ビオトープ整備やため池、河川等の管理において、生息が確認された場合は積極的な防除を進めることが望ましい。

主な侵入経路	注意すべき種	市内での現況と主な対応方法
修景・緑化の 目的で導入 (侵入)する可 能性のあるも の	カダヤシ(総_重、特)	市内では東区五丁川、西区のため池などで分布が確認されている。 本種の生息環境が在来種のメダカの生息環境と重なることから、在来種を駆逐することが懸念される。 ボウフラ退治を主目的として導入された経緯がある。ビオトープ整備の際には積極的な防除を進めることが望ましい。
	スクミリングガイ <ジャンボタニシ>(総_重)	市内では各地の水田や用水路等でみられる。水域より高い位置に赤い卵塊を産み付ける。 田植後のイネを食害するほか、広東住血線虫の中間宿主となる。 水草や雑草を食べることから、水槽や池などの水辺の管理に有用な生物として販売されるが、導入は避け、積極的な防除に努めることが望ましい。
	ツルニチニチソウ(総_重)	市内では海岸に成立する松林の林床に群落を形成する。 西区、大原海岸ではツルニチニチソウ群落に被覆され、カワラサイコ等の希少植物が減少している。 カバープランツとして活用されることが多いが、生物多様性保全上重要な地域での使用は避けることが望ましい。
	オニウシノケグサ <トールフェスク、ケンタッキー 31 フェスク>(産)	市内では市街地、河川敷、農地、道路の法面などに広く分布する。 生育は旺盛で、その他植物の侵入を阻害することから、在来種との競合が懸念される。また、花粉症の原因とされている。 牧草、砂防用、法面緑化用として導入されることが多いが、生物多様性保全上重要な地域へ侵入する恐れのある地域では使用を避けることが望ましい。
	ハリエンジュ<ニセアカシア> (産)	市内各地で確認されている。 種子が風や水に運ばれて河原や海岸に侵入、在来種と競合、駆逐する。 庭木や街路樹、養蜂の蜜源植物等に利用する。生物多様性保全上、重要な地域へ侵入する恐れのある地域では使用を避けることが望ましい。

※代表的な生物種の項の()内は“我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト”のカテゴリー区分を示す。

- ・総_緊:総合対策外来種(緊急対策外来種)
- ・総_重:総合対策外来種(重点対策外来種)
- ・産:産業管理外来種
- ・特:特定外来生物
- ・条特:条件付特定外来生物

出典:福岡市環境配慮指針(更新日:2025(令和7)年11月20日)

表 5 福岡市に今後定着まん延の危険性のある注意すべき種と対応方法

主な侵入経路		注意すべき種	主な対応方法
非意図的導入	建築資材等からの混入	ヒアリ(予_定着、特) コカミアリ(予_定着、特) アルゼンチンアリ(総_緊、特) アカカミアリ(総_緊、特) ツマアカスズメバチ(総_緊、特) ジュウサンボシゴケグモ(予_定着、特) など	輸入物資に付着、混入している特定外来生物等の消毒方法の基準(環境省、農林水産省策定)に基づき、主務大臣より輸入者に対し消毒等の措置を行うよう指示されることがある。 特にヒアリ、アカカミアリ等のヒアリ類については、2023(令和 5)年 4 月 1 日から「要緊急対処特定外来生物」として、通関後の検査や消毒・廃棄命令等、検査中の対象物品等の移動禁止といったより強い規制の適用が可能となった。
	土砂や植木の運搬などに付随して混入	ヤンバルトサカヤステ(総_その他) マダラコウラナメクジ(総_その他) など	埋土種子や植物体が含まれている可能性のある土砂は事業区域内に持ち込まない。 外来生物混入の可能性のある土砂や植木の根鉢は事業区域内に持ち込まない。
意図的導入	修景・緑化の目的で導入する可能性のあるもの	園芸スイレン(総_重) メラノキシロンアカシア<ブラックウッドアカシア>(総_重) 外来ノアサガオ類(総_重) シチヘンゲ<ランタナ>(総_重) フサフジウツギ(総_重) ヒロハオモダカ(総_重) コカナダモ(総_重) アマゾントチカガミ(総_重) 外来セキショウモ(総_重) アツバキミガヨラン(総_重) ナガバオモダカ<ジャイアントサジタリア>(総_重) フヨウ(総_その他) カッコウアザミ(総_その他) 外来クサフジ類(産) など	外来種導入に先立って、生態系への影響がより小さく、同等程度の社会経済的効果の得られる代替措置がないか検討する。 生物多様性保全上の重要地域、特殊な立地環境に侵入する恐れのある場所には持ち込まない。 栽培中止の場合には適切な処置を行う。

※代表的な生物種の項の()内は“我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト”のカテゴリー区分を示す。

- ・予_定着:定着予防外来種(その他の定着予防外来種)
- ・総_緊:総合対策外来種(緊急対策外来種)
- ・総_重:総合対策外来種(重点対策外来種)
- ・総_その他:総合対策外来種(その他の総合対策外来種)
- ・産:産業管理外来種
- ・特:特定外来生物

出典:福岡市環境配慮指針(更新日:2025(令和 7)年 11 月 20 日)

(12) 市内各河川における外来種の確認種数の変化

市内の各河川において、近年、数種の外来種が確認されるようになっており、特に出現頻度が高い外来生物はブルーギル、オオクチバスでした。

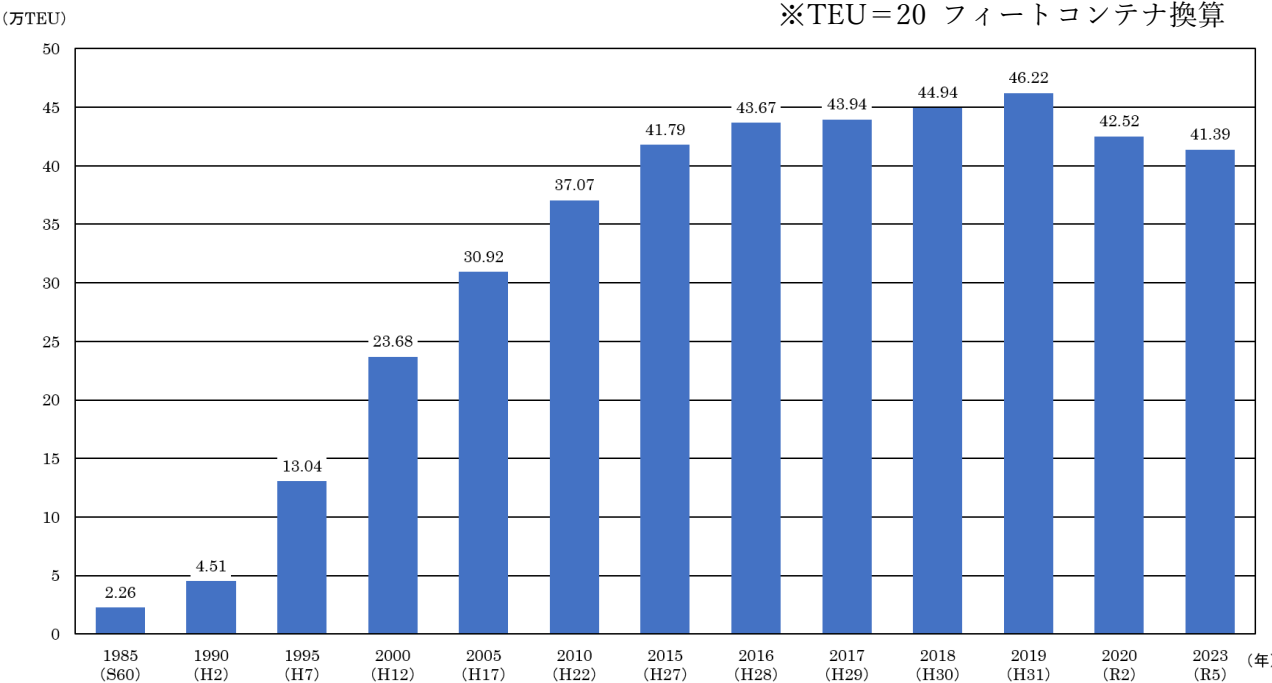
国際港湾である博多港があり、アジアを中心とした国際貨物量が大幅に増加しているため、海外からの外来種侵入リスクは高いものと考えられます。

全国的にも外来種の増加は課題になっており、福岡市も外来種の増加が懸念されます。

表 6 市内各河川における外来種の確認種数の変化

河川	平成 18 年	平成 23 年	平成 28 年	令和 3 年	確認された外来種
多々良川	3	0	0	4	カダヤシ、ブルーギル、オオクチバス、カムルチー
御笠川	4	0	3	0	ゲンゴウウナ、カダヤシ、ブルーギル、オオクチバス
那珂川	2	5	1	1	ゲンゴウウナ、タイリクバラタナゴ、カダヤシ、ブルーギル、オオクチバス
樋井川	2	2	1	2	ゲンゴウウナ、カダヤシ、ブルーギル、オオクチバス
金屑川	1	0	0	1	グッピー、オオクチバス
室見川	0	3	0	1	ブルーギル、オオクチバス、カムルチー
瑞梅寺川	2	0	1	2	ゲンゴウウナ、ブルーギル、オオクチバス

出典：令和 3 年度自然環境調査（水生生物）委託報告書



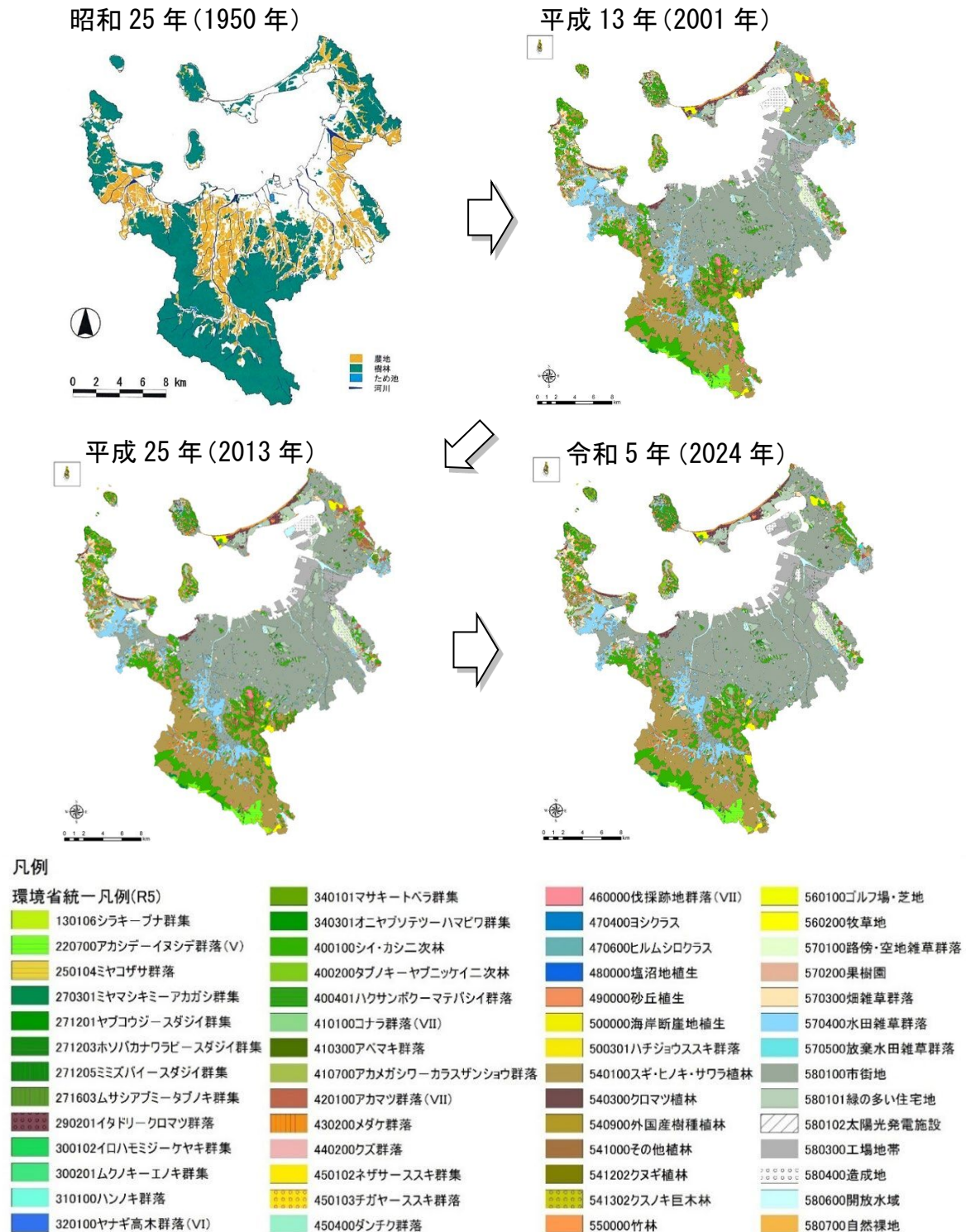
出典：博多港統計年報（2023（令和 5）年）

図 52 博多港の国際海上コンテナ取扱個数(輸入)

5 生物多様性の現状

(1) 樹林地、農地、水辺の分布状況の推移

樹林地、農地、水辺の分布状況の変遷をみると、1950（昭和 25）年頃と比較して、樹林地は市内南部、農地は市内東部で減少が顕著です。2001（平成 13）年には市街地にわずかに点在していた農地がさらに減少し、ほとんど見られなくなりました。



出典：令和 5 年度自然環境調査（植生及び貴重植物）委託報告書（2024（令和 6）年）

図 53 福岡市の植生分布

(2) 植生の遷移（竹林の分布拡大）の状況

植生をみると、各群落ともある程度の増減が確認されましたが、特に松くい虫被害による被害を受けたアカマツ群落の減少が顕著であり、これらはシイ・カシ二次林またはコナラ林に変化したと推察されます。また、竹林の増加率は 135.7%であり、徐々に拡大しているものと考えられます。

表 7 植生面積の変化(2008(平成 20)年度から2023(令和 5)年度)

群落名	平成20年度		平成25年度		平成30年度		令和5年度		増減面積 (ha)	面積比
	面積(ha)	割合	面積(ha)	割合	面積(ha)	割合	面積(ha)	割合		
シラキブナ群集	64.9	0.2%	64.5	0.2%	64.5	0.2%	64.5	0.2%	-0.4	99.4%
アカシデーイヌシデ群落(V)	383.9	1.1%	381.1	1.1%	381.1	1.1%	381.1	1.1%	-2.8	99.3%
ミヤコザサ群落	4.8	0.0%	4.8	0.0%	4.8	0.0%	4.8	0.0%	0.0	100.0%
ミヤマシキミアカガシ群集	51.3	0.2%	51.3	0.2%	51.3	0.1%	51.3	0.1%	0.0	100.0%
ヤブコウジスダジイ群集	38.7	0.1%	36.7	0.1%	36.7	0.1%	36.7	0.1%	-2.0	94.8%
ホソバカナワラビースダジイ群集	7.5	0.0%	7.5	0.0%	6.9	0.0%	6.9	0.0%	-0.6	92.0%
ミミズバイースダジイ群集	32.5	0.1%	29.9	0.1%	29.9	0.1%	29.3	0.1%	-3.2	90.2%
ムサシアブミータブノキ群集	98.8	0.3%	98.8	0.3%	96.2	0.3%	95.4	0.3%	-3.4	96.6%
クロマツ群落	419.7	1.2%	356.4	1.0%	339.7	1.0%	340.1	1.0%	-79.6	81.0%
イロハモミジケヤキ群集	1.1	0.0%	1.1	0.0%	1.1	0.0%	1.1	0.0%	0.0	100.0%
ムクノキエノキ群集	2.8	0.0%	2.8	0.0%	2.8	0.0%	2.8	0.0%	0.0	100.0%
ハンノキ群落	0.0	0.0%	0.3	0.0%	0.3	0.0%	0.3	0.0%	0.3	-
ヤナギ高木群落(VI)	0.6	0.0%	0.6	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	-0.6	0.0%
マサキトベラ群集	33.4	0.1%	39.8	0.1%	41.3	0.1%	41.3	0.1%	7.9	123.7%
オニヤブソテツハマビワ群集	35.0	0.1%	39.3	0.1%	39.1	0.1%	39.1	0.1%	4.1	111.7%
シイ・カシ二次林	3605.0	10.6%	3609.9	10.6%	3791.0	11.0%	3765.7	11.0%	160.7	104.5%
タブノキヤブニッケイ二次林	179.8	0.5%	184.0	0.5%	211.1	0.6%	211.1	0.6%	31.3	117.4%
ハクサンボクマテバシイ群落	247.4	0.7%	245.6	0.7%	297.6	0.9%	300.3	0.9%	52.9	121.4%
コナラ群落(VII)	5.7	0.0%	6.4	0.0%	94.9	0.3%	93.9	0.3%	88.2	1647.4%
アベマキ群落	0.0	0.0%	4.0	0.0%	4.0	0.0%	4.0	0.0%	4.0	-
アカメガシワカラスザンショウ群落	32.0	0.1%	32.2	0.1%	24.5	0.1%	23.6	0.1%	-8.4	73.8%
アカマツ群落(VIII)	398.9	1.2%	395.3	1.2%	78.8	0.2%	77.0	0.2%	-321.9	19.3%
メダカ群落	29.0	0.1%	35.8	0.1%	33.7	0.1%	34.0	0.1%	5.0	117.2%
クズ群落	7.0	0.0%	7.0	0.0%	14.4	0.0%	11.5	0.0%	4.5	164.3%
ネザサーススキ群集	4.9	0.0%	4.3	0.0%	3.3	0.0%	3.3	0.0%	-1.6	67.3%
チガヤーススキ群集	2.4	0.0%	2.4	0.0%	0.6	0.0%	1.2	0.0%	-1.2	50.0%
ダンチク群落	3.7	0.0%	4.2	0.0%	4.2	0.0%	4.0	0.0%	0.3	108.1%
伐採跡地群落(VIII)	188.2	0.6%	149.2	0.4%	99.4	0.3%	99.4	0.3%	-88.8	52.8%
ヨシクラス	13.0	0.0%	15.6	0.1%	15.5	0.0%	15.5	0.0%	2.5	119.2%
ヒルムシロクラス	53.9	0.2%	54.0	0.2%	54.0	0.2%	52.8	0.2%	-1.1	98.0%
塩沼地植生	7.9	0.0%	8.2	0.0%	3.9	0.0%	3.9	0.0%	-4.0	49.4%
砂丘植生	66.6	0.2%	62.8	0.2%	63.8	0.2%	63.8	0.2%	-2.8	95.8%
海岸断崖地植生	3.7	0.0%	5.7	0.0%	5.7	0.0%	5.7	0.0%	2.0	154.1%
ハチジョウススキ群落	17.5	0.1%	18.1	0.1%	23.0	0.1%	23.0	0.1%	5.5	131.4%
スギ・ヒノキ・サワラ植林	5595.5	16.4%	5609.8	16.4%	5689.4	16.5%	5690.8	16.6%	95.3	101.7%
クロマツ植林	5.8	0.0%	37.1	0.1%	37.1	0.1%	37.1	0.1%	31.3	639.7%
外国産樹種植林	1.5	0.0%	1.5	0.0%	1.5	0.0%	1.5	0.0%	0.0	100.0%
その他植林	4.1	0.0%	8.7	0.0%	8.7	0.0%	8.7	0.0%	4.6	212.2%
クスギ植林	10.7	0.0%	10.7	0.0%	10.7	0.0%	10.7	0.0%	0.0	100.0%
クスノキ巨木林	38.0	0.1%	38.5	0.1%	38.7	0.1%	38.7	0.1%	0.7	101.8%
竹林	479.3	1.4%	502.1	1.5%	658.0	1.9%	650.5	1.9%	171.2	135.7%
ゴルフ場・芝地	196.3	0.6%	182.1	0.5%	182.1	0.5%	182.1	0.5%	-14.2	92.8%
牧草地	65.7	0.2%	78.6	0.2%	81.1	0.2%	81.1	0.2%	15.4	123.4%
路傍・空地雑草群落	473.7	1.4%	513.1	1.5%	457.2	1.3%	446.4	1.3%	-27.3	94.2%
果樹園	193.4	0.6%	163.1	0.5%	131.6	0.4%	127.0	0.4%	-66.4	65.7%
畑雑草群落	1022.9	3.0%	970.3	2.8%	894.2	2.6%	892.1	2.6%	-130.8	87.2%
水田雑草群落	2016.1	5.9%	1983.5	5.8%	1912.0	5.6%	1879.1	5.5%	-137.0	93.2%
放棄水田雑草群落	21.2	0.1%	21.2	0.1%	18.9	0.1%	19.2	0.1%	-2.0	90.6%
市街地	12890.8	37.8%	13053.7	38.3%	13303.1	38.7%	13436.9	39.1%	546.1	104.2%
緑の多い住宅地	1917.1	5.6%	2003.7	5.9%	2039.1	5.9%	1995.3	5.8%	78.2	104.1%
太陽光発電施設※	-	-	-	-	-	-	7.4	0.0%	7.4	-
工場地帯	1422.9	4.2%	1444.3	4.2%	1488.7	4.3%	1635.2	4.8%	212.3	114.9%
造成地	902.6	2.7%	808.5	2.4%	811.9	2.4%	651.2	1.9%	-251.4	72.1%
開放水域	634.1	1.9%	565.9	1.7%	557.1	1.6%	533.2	1.6%	-100.9	84.1%
自然裸地	151.7	0.4%	156.1	0.5%	142.0	0.4%	142.0	0.4%	-9.7	93.6%
総計	34084.9	100.0%	34112.5	100.0%	34382.3	100.0%	34354.7	100.0%	269.8	100.8%

出典:福岡市環境局資料

(3) 哺乳類・両生類・爬虫類の確認地点数

多様な種が確認されています。多くの種で確認地点数の増加が確認され、アライグマ等の外来種も同様に増加している傾向にあります。

ネズミ類を中心に、2022（令和 4）年度に確認されなくなった種も何種か見られます。

表 8 哺乳類の確認地点数の変化

分類	種名	確認メッシュ数		
		平成 12 年度	平成 19 年度	令和 4 年度
哺乳類	ジネズミ	0	3	1
	ヒミズ	2	0	1
	コウベモグラ	28	26	70
	キクガシラコウモリ	0	0	1
	モモジロコウモリ	0	0	1
	アブラコウモリ	16	13	34
	ユビナガコウモリ	0	0	1
	ノウサギ	3	8	12
	スミスネズミ	0	1	0
	ハタネズミ	2	0	0
	アカネズミ	8	10	9
	ヒメネズミ	4	2	3
	カヤネズミ	5	5	18
	ハツカネズミ	4	8	6
	ドブネズミ	0	1	0
	ネズミ科	0	5	0
	アライグマ	0	0	34
	タヌキ	12	14	42
	キツネ	0	7	4
	テン	7	11	37
	シベリアイタチ	3	2	3
	ニホンイタチ	0	0	3
	イタチ属	23	28	48
	アナグマ	0	4	7
	ノネコ	0	5	5
	イノシシ	21	26	69
	ニホンジカ	0	0	2
	合計種数	14	19	23

: 前回より減少

: 前回より増加

出典:平成 19 年度自然環境調査(ほ乳類・は虫類・両生類の生息状況)委託報告書(2008(平成 20)年)
令和 4 年度自然環境調査(ほ乳類・は虫類・両生類の生息状況)委託報告書

表 9 両生・爬虫類の確認地点数の変化

分類	種名	確認メッシュ数		
		平成 12 年度	平成 19 年度	令和 4 年度
爬虫類	ニホンイシガメ	2	5	4
	クサガメ	4	6	9
	ミシシippアカミミガメ	8	18	39
	ニホンスッポン	0	0	1
	ニホンヤモリ	18	29	89
	ニホントカゲ	12	9	22
	ニホンカナヘビ	33	30	55
	シマヘビ	13	12	21
	アオダイショウ	5	5	9
	ジムグリ	0	1	1
	シロマダラ	0	0	3
	ヒバカリ	2	3	1
	ヤマカガシ	6	11	8
	ニホンマムシ	2	0	2
両生類	カスミサンショウウオ	2	0	3
	ブチサンショウウオ	3	1	2
	アカハライモリ	6	6	9
	ニホンヒキガエル	2	5	1
	ニホンアマガエル	24	11	17
	タゴガエル	10	15	21
	ニホンアカガエル	6	10	12
	ヤマアカガエル	0	1	1
	トノサマガエル	6	6	4
	ウシガエル	14	14	31
	ツチガエル	3	6	5
	ヌマガエル	25	37	44
	シュレーゲルアオガエル	0	3	3
	カジカガエル	3	3	5
	合計種数	23	24	28

■：前回より減少

■：前回より増加

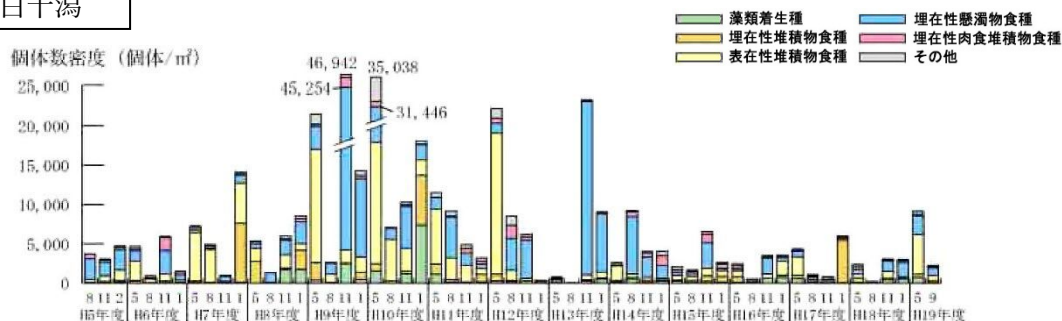
出典：平成 19 年度自然環境調査（ほ乳類・は虫類・両生類の生息状況）委託報告（2008（平成 20）年）
令和 4 年度自然環境調査（ほ乳類・は虫類・両生類の生息状況）委託報告書

(4) 博多湾における底生動物の確認状況の変化

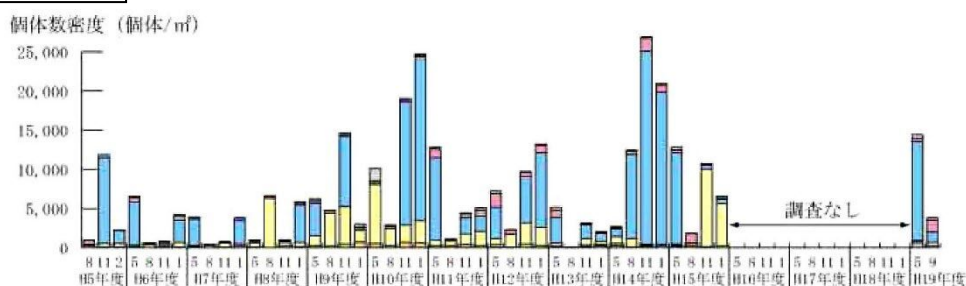
多様な生活型の種が確認されており、種組成について大きな変化は見られませんでした。

個体数密度は年ごと・季節ごとの較差が大きいものの、全体として増加や減少の傾向は見られませんでした。

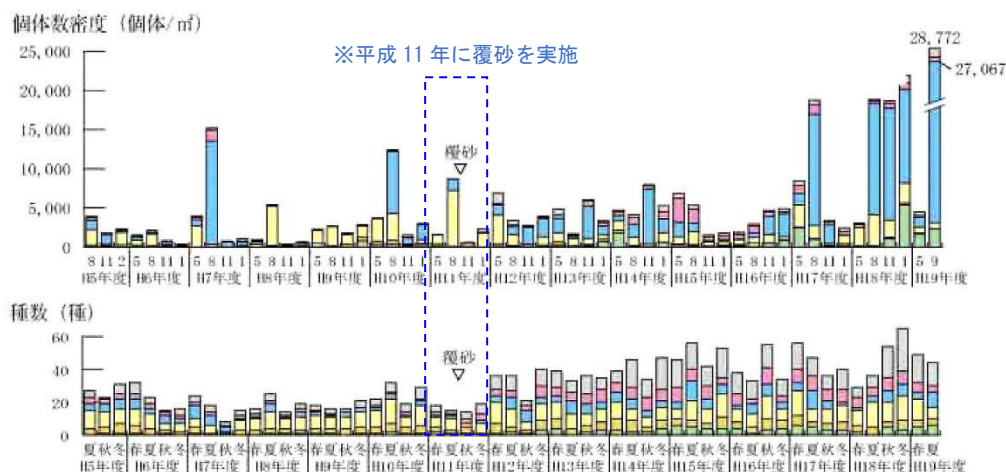
和白干潟



西戸崎東側



御島海域



出典：平成 19 年度アイランドシティ整備事業環境監視結果（2008（平成 20）年）

図 54 博多湾における底生生物個体数密度、種数の経年変化

(5) 絶滅危惧種の分布状況、種数の増減傾向

山地や沿岸域などの自然性の高い地域に加え、人の手で管理が行われている農地や里地里山においても、多くの種が確認されています。

絶滅危惧種の全体的な確認種数は増加傾向にあります。

① 分布状況

本項で示す図は、本市が 1996(平成 8)年度～2023(令和 5)年度に実施した自然環境調査※において確認した種の位置情報にもとづいて、「環境省レッドリスト 2020(令和 2)年、2025(令和 7)年、環境省」及び「福岡県レッドデータブック 2024(令和 6)年、福岡県」に掲載されている種を抽出し、3 次メッシュとして表記したものです。

なお、これらの調査は、調査地点や頻度に偏りがあるため、必ずしも市内全域の状況を均等に把握しているものではないことに注意が必要です。

※使用した報告書一覧

- 「平成 25 年度自然環境調査(外来生物の生息状況調査)委託報告書」(2013(平成25)年、福岡市環境局)
- 「平成 31 年度自然環境調査(昆虫類)委託報告書」(2019(平成31)年、福岡市環境局)
- 「令和 2 年度自然環境調査(鳥類)委託報告書」(2020(令和2)年、福岡市環境局)
- 「令和 3 年度自然環境調査(水生生物)委託報告書」(2021(令和3)年、福岡市環境局)
- 「令和 4 年度自然環境調査(ほ乳類・は虫類・両生類)委託報告書」(2022(令和4)年、福岡市環境局)
- 「令和 5 年度自然環境調査(植生及び貴重植物)委託報告書」(2023(令和5)年、福岡市環境局)

<評価ランクの設定>

図の凡例は下表のように定義し、より希少性の高い種が確認されたメッシュに高評価を与えています。

表 10 評価ランクの設定(植物)

評価 ラン ク	種の内訳				
	環境省レッドデータによる分類			福岡県レッドデータによる分類	
				維管束植物	植物群落
6	絶滅 危惧	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧ⅠA類	絶滅危惧Ⅰ	I類、Ⅰ～Ⅱ類
5			絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧Ⅰ	Ⅱ類
4		絶滅危惧Ⅱ類		絶滅危惧Ⅱ	Ⅲ類
3	準絶滅危惧			準絶滅危惧	Ⅳ類
2	情報不足			情報不足	—
1	絶滅のおそれのある地域個体群			野生絶滅	—

表 11 評価ランクの設定(その他の分類群)

評価 ランク	種の内訳					
	環境省レッドデータによる分類			福岡県レッドデータによる分類		
6	絶滅 危惧	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧ⅠA類	絶滅 危惧	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧ⅠA類
5			絶滅危惧ⅠB類			絶滅危惧ⅠB類
4		絶滅危惧Ⅱ類			絶滅危惧Ⅱ類	
3		準絶滅危惧			準絶滅危惧	
2	情報不足			情報不足		
1	絶滅のおそれのある地域個体群			その他のカテゴリー		

■植物

本市では、草地や明るい林、水田、ため池などの水辺に生息する絶滅危惧種が確認されています。

現在は、山地や農地、ため池、島しょなどでランク 6 や 5 に該当する種が多く確認されています。

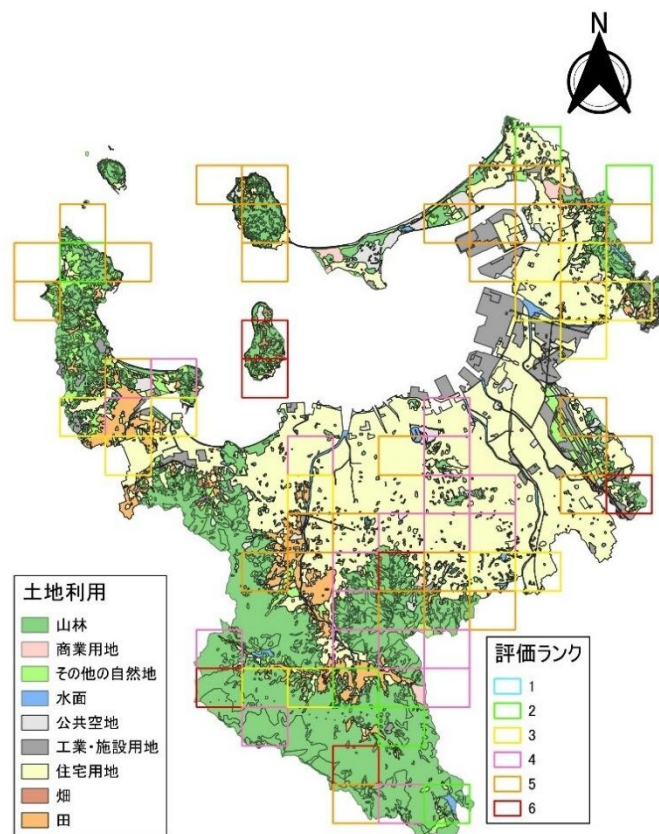


図 55 絶滅危惧種（植物）の分布状況

■哺乳類

本市では、自然性の高い環境や特殊な環境に生息する絶滅危惧種が確認されています。

現在は、沿岸域や農地、山地でランク 5 に該当する種が確認されています。

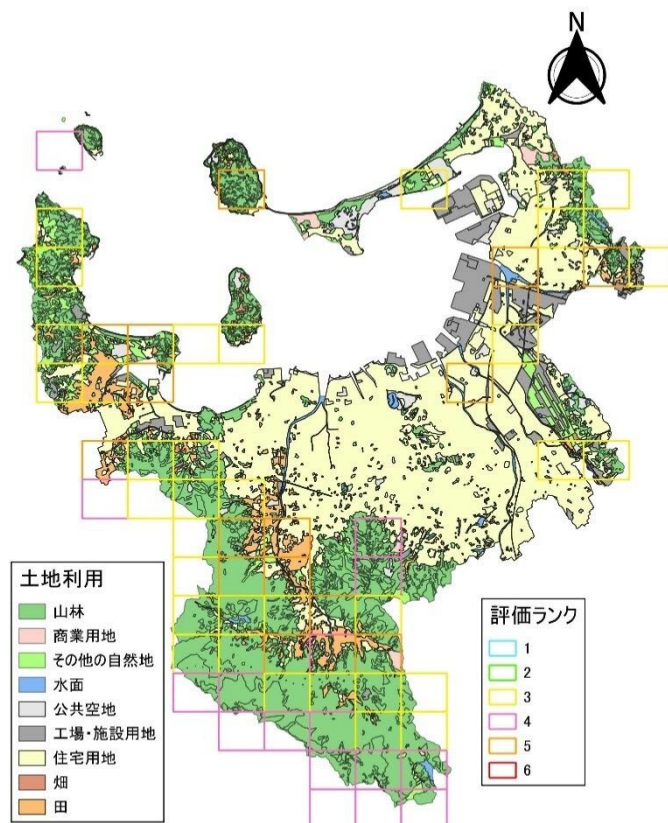


図 56 絶滅危惧種（哺乳類）の分布状況

■鳥類

本市では、シギ・チドリ・カモ類などの旅鳥や冬鳥を中心に絶滅危惧種が確認されています。

現在は、干潟や沿岸域、山地などでランク 6 や 5 に該当する種が多く確認されています。

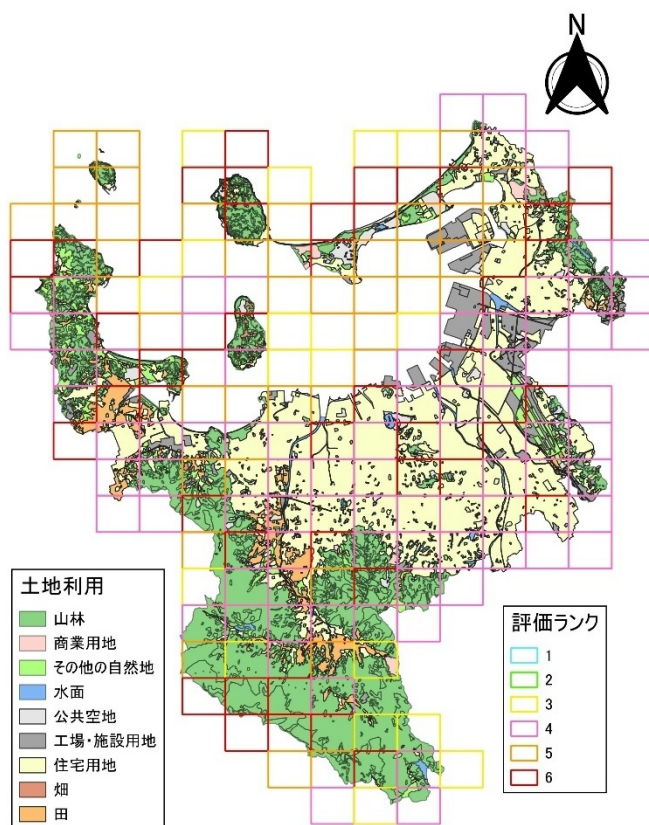


図 57 絶滅危惧種（鳥類）の分布状況

■爬虫類

本市では、海域（アカウミガメが産卵場所として利用）や山地などを中心に絶滅危惧種が確認されています。

現在は、沿岸域や山地でランク 5 に該当する種が確認されています。

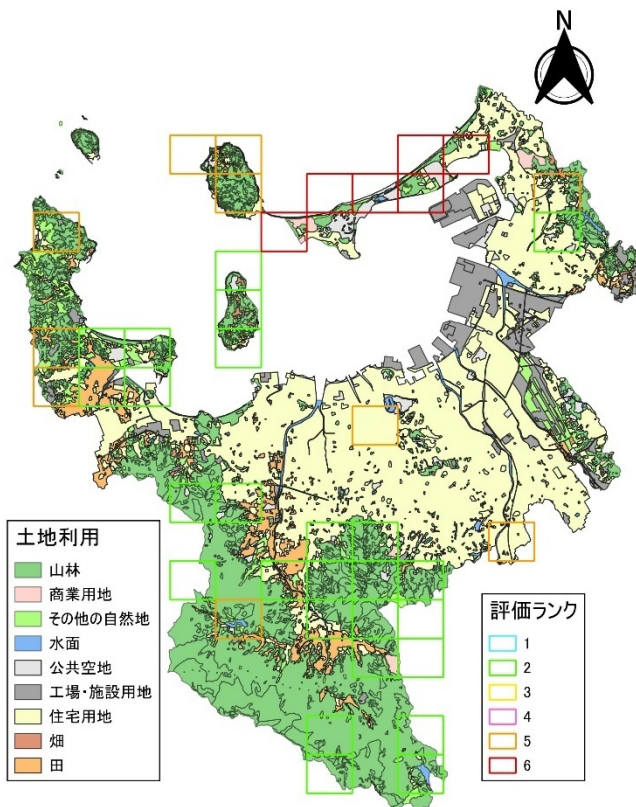


図 58 絶滅危惧種（爬虫類）の分布状況

■両生類

本市では、主に里地里山環境に生息する絶滅危惧種が確認されています。

現在は、山地を中心にランク 4 や 5 に該当する種が多く分布しています。

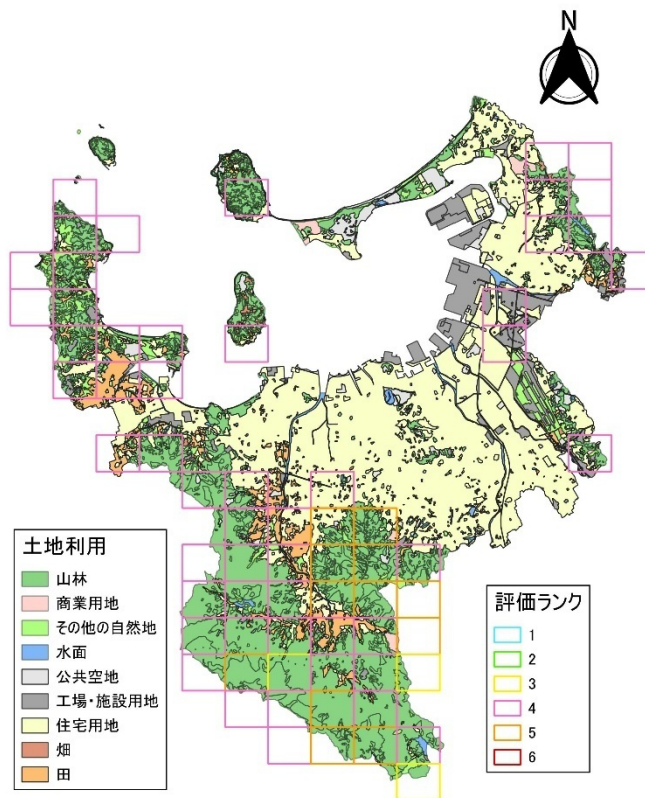


図 59 絶滅危惧種（両生類）の分布状況

■魚類

本市では、主に自然性の高い中小河川や、干潟、汽水域に生息する絶滅危惧種が確認されています。

現在は、市街地の河川や用水路、干潟などでランク 4 や 5 に該当する種が多く分布しています。多々良川水系などでは、ランク 6 に該当する種が過去に確認されていましたが、現在は確認できなくなっており、すでに絶滅している箇所も少なくないと考えられます。

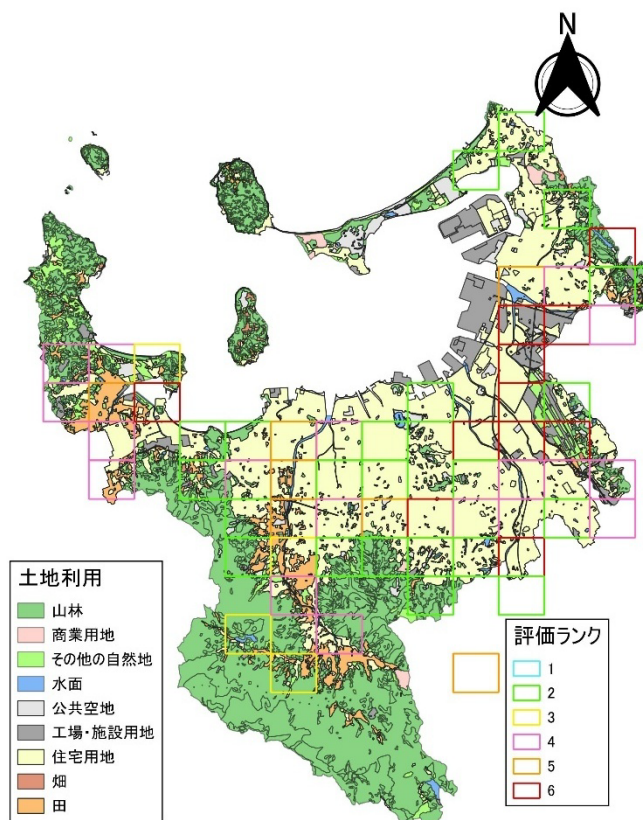


図 60 絶滅危惧種（魚類）の分布状況

■底生動物

本市では、主に干潟に生息する絶滅危惧種が確認されています。

現在は、干潟や海域を中心にランク 6 に該当する種が多く分布しています。

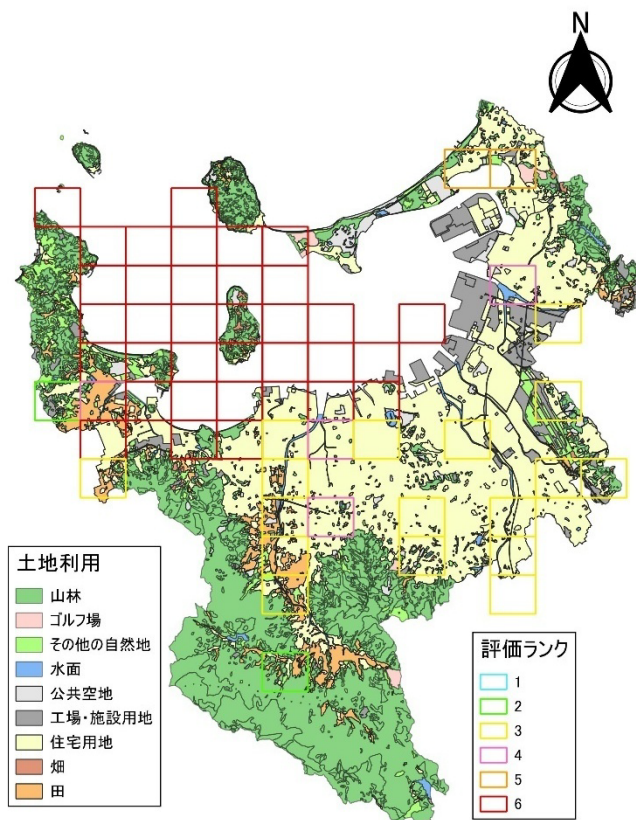


図 61 絶滅危惧種（底生動物）の分布状況

■昆虫類

本市では、主に草地や明るい林、水田、ため池などの水辺に生息する絶滅危惧種が確認されています。

現在は、島しょや山地、ため池を中心にランク 6 や 5 に該当する種が多く分布しています。

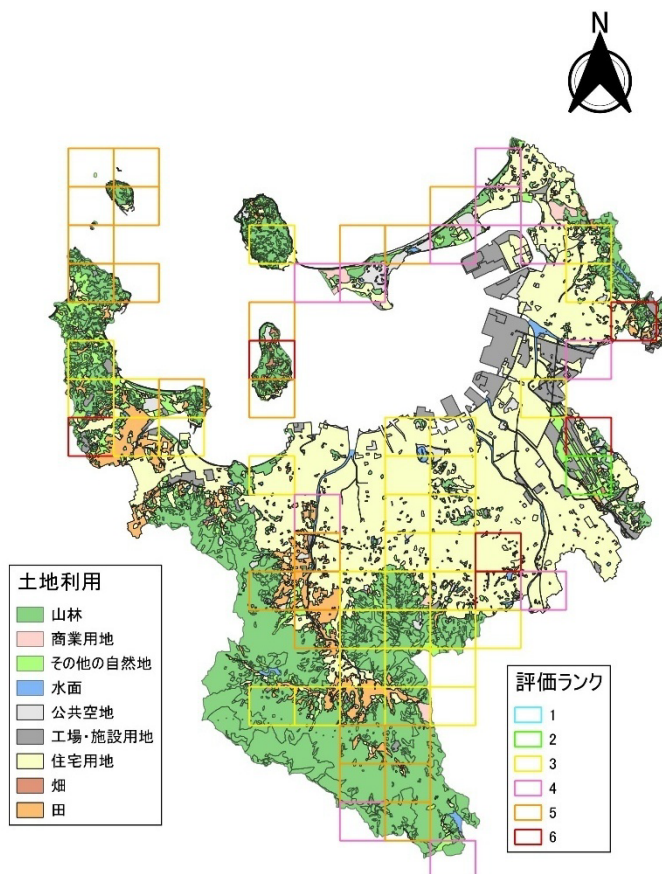
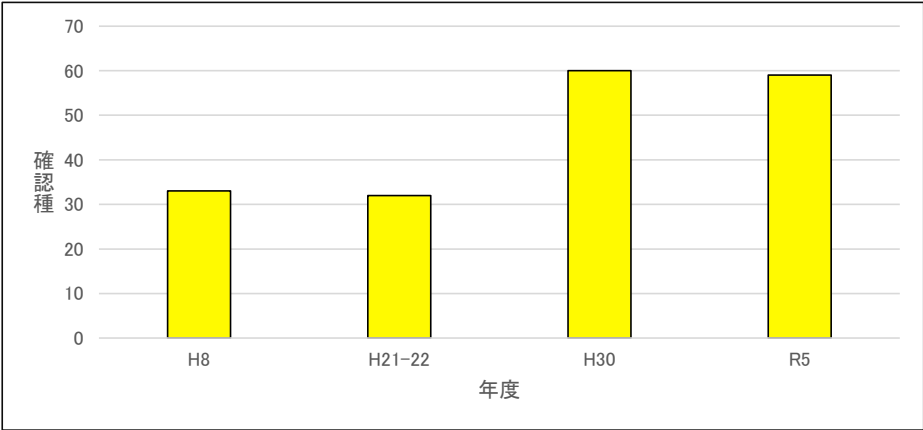


図 62 絶滅危惧種（昆虫類）の分布状況

② 種数の増減傾向

■植物

絶滅危惧種の確認数は増加傾向にあり、過年度から引き続き絶滅危惧種が多く確認されました。なお、増加した要因については、河川を重点的に調査し、貴重な塩生植物や湿生植物を確認したためであると考えられます。



出典：令和 5 年度自然環境調査（植生及び貴重植物）委託報告書（2024（令和 6）年）

図 63 絶滅危惧種確認種数の経年変化（植物）

■哺乳類・爬虫類・両生類

絶滅危惧種の確認状況については、過年度から大きな変化は見られませんでした。哺乳類・爬虫類・両生類は分布域の広い種が多いため、一部の種の確認状況の変化は、気候変動よりも、土地利用の変化による影響を受けているものと考えられます。

表 12 絶滅危惧種の確認状況の経年変化（哺乳類、爬虫類、両生類）

分類	No.	種名	調査年度						希少種選定基準			
			H6年度	H12年度	H19年度	H24年度	H29年度	R4年度	①	②	③	④
ほ乳類	1	モモジロコウモリ						○				NT
	2	ユビナガコウモリ						○				NT
	3	スミスネズミ	○		○							NT
	4	ハタネズミ	○	○								NT
	5	カヤネズミ	○	○	○	○	○	○				VU
	6	キツネ			○	○	○	○				NT
	7	ニホンイタチ	○			○	○	○				NT
は虫類	1	ニホンイシガメ	○	○	○	○	○	○			NT	VU
	2	ニホンズシッパン					○	○			DD	DD
	3	タカチホヘビ				○						VU
	4	ジムグリ			○	○		○				NT
	5	シロマダラ				○		○				NT
	6	ヒバカリ	○	○	○	○	○	○				NT
両生類	1	カスミサンショウウオ		○		○	○	○		国内二種	VU	VU
	2	ブチサンショウウオ		○	○		○	○		国内二種	EN	NT
	3	アカハライモリ		○	○	○	○	○			NT	NT
	4	ニホンヒキガエル		○	○	○	○	○				VU
	5	ニホンアカガエル	○	○	○	○	○	○				VU
	6	ヤマアカガエル	○		○	○		○				VU
	7	トノサマガエル	○	○	○	○	○	○			NT	EN
	8	ツチガエル	○	○	○	○	○	○				NT
	9	カジカガエル		○	○	○	○	○				NT
ほ乳類7種、は虫類6種、両生類9種			10種	12種	14種	16種	14種	19種	0種	2種	6種	22種

【希少種の選定基準】

- ①文化財保護法、②絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律、
③環境省レッドリスト 2020、④福岡県レッドデータブック 2011 及び 2014

出典：令和 4 年度自然環境調査（ほ乳類・は虫類・両生類）委託報告書（2022（令和 4）年）

■鳥類

2024(令和2)年度調査及び前回調査以降の文献調査において104種の絶滅危惧種が確認され、コハクチョウ、ヒシクイ(亜種オオヒシクイ)の2種(1種1亜種)が新たに確認された結果、これまで絶滅危惧種の確認数は134種となりました。1999(平成11)年度の調査では121種、2010(平成22)年度の調査では114種、2020(令和2)年度の調査では104種と、種数は減少傾向にあります。

■魚類

絶滅危惧種の確認状況は、過年度から大きな変化は見られませんでした。2021(令和3)年度に新しく確認された種、また確認できなくなった種については、いずれも確認地点がわずかであり、確認状況には偶発性が伴うため、環境の大きな変化などを示すものではないと考えられます。

表 13 絶滅危惧種の確認状況の経年変化(魚類)

種名	平成18年度	平成23年度	平成28年度	令和3年度	合計
スナヤツメ南方種	1地点(7.1%)	0地点(0.0%)	0地点(0.0%)	1地点(5.9%)	2地点(3.2%)
ニホンウナギ	0地点(0.0%)	4地点(28.6%)	5地点(29.4%)	4地点(23.5%)	13地点(21.0%)
オオキンブナ	3地点(21.4%)	0地点(0.0%)	0地点(0.0%)	0地点(0.0%)	3地点(4.8%)
カネヒラ	1地点(7.1%)	2地点(14.3%)	2地点(11.8%)	1地点(5.9%)	6地点(9.7%)
ニッポンバラタナゴ	1地点(7.1%)	0地点(0.0%)	0地点(0.0%)	0地点(0.0%)	1地点(1.6%)
カゼトゲタナゴ	1地点(7.1%)	2地点(14.3%)	1地点(5.9%)	1地点(5.9%)	5地点(8.1%)
ウグイ	0地点(0.0%)	0地点(0.0%)	1地点(5.9%)	0地点(0.0%)	1地点(1.6%)
カワヒガイ	0地点(0.0%)	1地点(7.1%)	0地点(0.0%)	0地点(0.0%)	1地点(1.6%)
ゼゼラ	1地点(7.1%)	1地点(7.1%)	1地点(5.9%)	1地点(5.9%)	4地点(6.5%)
ツチフキ	0地点(0.0%)	0地点(0.0%)	0地点(0.0%)	1地点(5.9%)	1地点(1.6%)
ドジョウ	0地点(0.0%)	0地点(0.0%)	1地点(5.9%)	0地点(0.0%)	1地点(1.6%)
ハカタスジシマドジョウ	0地点(0.0%)	1地点(7.1%)	1地点(5.9%)	1地点(5.9%)	3地点(4.8%)
ヤマトシマドジョウ	2地点(14.3%)	1地点(7.1%)	3地点(17.6%)	2地点(11.8%)	8地点(12.9%)
アリアケギバチ	0地点(0.0%)	0地点(0.0%)	1地点(5.9%)	0地点(0.0%)	1地点(1.6%)
アユ	4地点(28.6%)	5地点(35.7%)	4地点(23.5%)	1地点(5.9%)	14地点(22.6%)
ミナミメダカ	2地点(14.3%)	6地点(42.9%)	10地点(58.8%)	9地点(52.9%)	27地点(43.5%)
オヤニラミ	3地点(21.4%)	1地点(7.1%)	0地点(0.0%)	2地点(11.8%)	6地点(9.7%)
カジカ	1地点(7.1%)	2地点(14.3%)	2地点(11.8%)	3地点(17.6%)	8地点(12.9%)
カワアナゴ	0地点(0.0%)	0地点(0.0%)	0地点(0.0%)	1地点(5.9%)	1地点(1.6%)
ヒモハゼ	0地点(0.0%)	0地点(0.0%)	1地点(5.9%)	1地点(5.9%)	2地点(3.2%)
マサゴハゼ	0地点(0.0%)	0地点(0.0%)	0地点(0.0%)	1地点(5.9%)	1地点(1.6%)
ウキゴリ	1地点(7.1%)	1地点(7.1%)	1地点(5.9%)	1地点(5.9%)	4地点(6.5%)
エドハゼ	0地点(0.0%)	0地点(0.0%)	1地点(5.9%)	1地点(5.9%)	2地点(3.2%)
集計地点数	全14地点	全14地点	全17地点	全17地点	全62地点

出典:出典:令和3年度自然環境調査(水生生物)委託報告書(2022(令和4)年)

■底生動物

博多湾におけるカブトガニの捕獲個体数に関しては、地点によって年ごとの増減はあるものの、全体では横ばい傾向です。カブトガニは、国際自然保護連合（IUCN）、環境省、水産庁のレッドデータブックで絶滅危惧種に指定されている希少生物であり、国際的な保護が望まれています。

表 14 今津干潟におけるカブトガニの産卵数（卵塊）の推移

年度	四所神社前	瑞梅寺川河口	江の口川河口
令和 6 年度	30	3	0
令和 5 年度	34	14	3
令和 4 年度	18	15	11
令和 3 年度	64	2	5
令和 2 年度	30	7	8
令和元年度	18	8	1
平成 30 年度	25	15	10
平成 29 年度	20	23	12
平成 28 年度	9	15	9
平成 27 年度	1	17	3
平成 26 年度	11	7	20
平成 25 年度	16	12	11

出典：福岡市環境局ホームページ

表 15 カブトガニの生息個体数調査の結果

年度	個体数
令和 6 年度	145
令和 5 年度	232
令和 4 年度	334
令和 3 年度	182
令和 2 年度	253
令和元年度	427
平成 30 年度	132
平成 29 年度	69
平成 28 年度	143
平成 27 年度	88
平成 26 年度	52
平成 25 年度	99

出典：福岡市環境局ホームページ

■昆虫類

2019(令和元)年度の現地調査では、45種の昆虫類の絶滅危惧種が確認されました。また、糸島・能古島・油山・脊振山・今津長浜の5エリアにおけるこれまでの調査結果を累計すると54種、さらに海の中道・金武・立花山・金山の4エリアの既往調査結果も含めると、市内では累計65種の絶滅危惧種が確認されています。

③ 守るべき希少な自然環境

■希少な植物群落等の分布状況

動植物の生息・生育基盤となる植生群落について、環境省の第5回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査に記載されている特定植物群落及び、福岡市自然環境調査において確認されている群落のうち、福岡県レッドデータブックに掲載されている希少群落を抽出しました。

福岡市内では、特定植物群落として「志賀島のマテバシイ林」など16か所が、福岡県レッドデータブックに記載されている希少群落としては、ハンノキ群落やアカマツ群落など20群落が抽出されました。

表 16 福岡市内の特定植物群落一覧

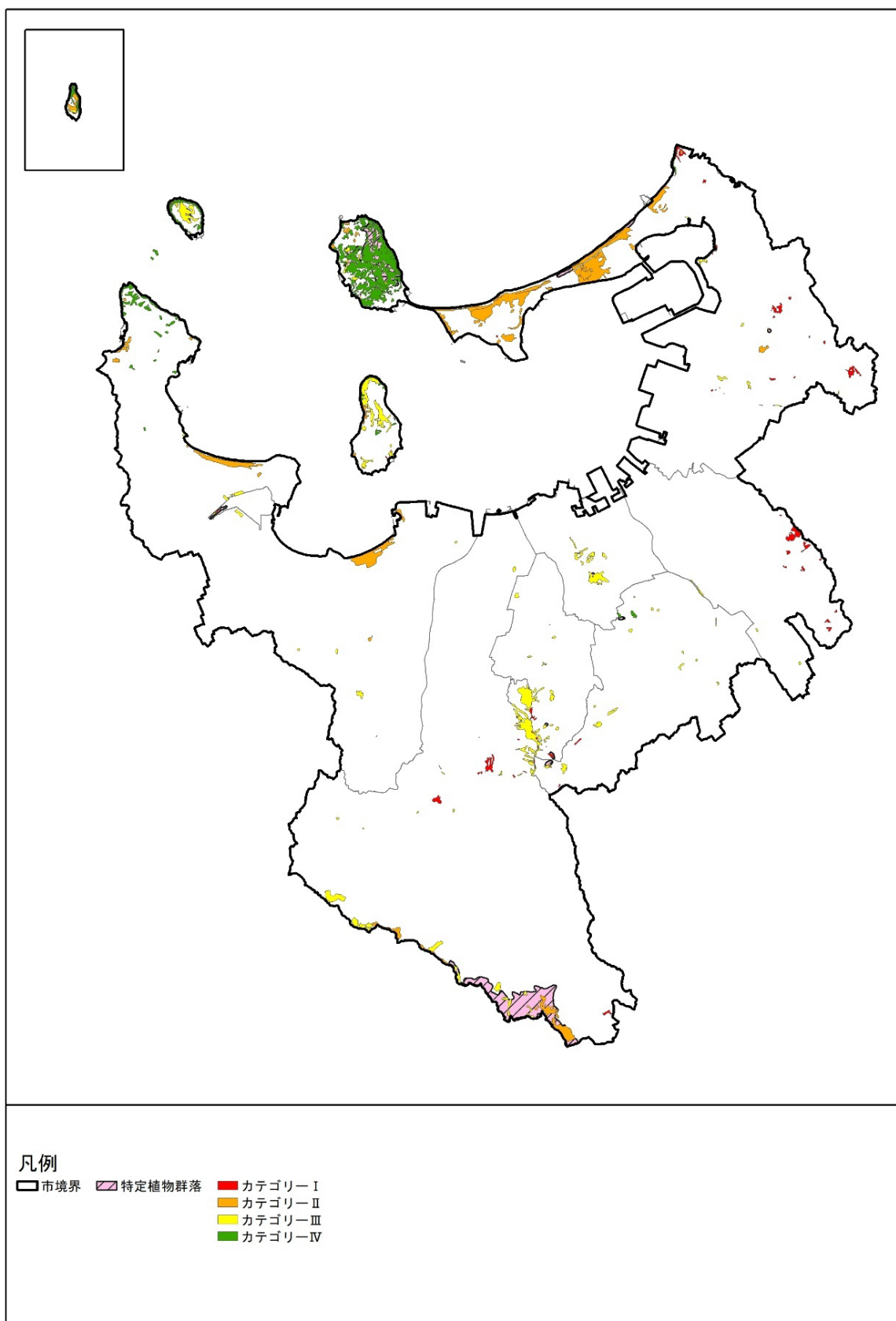
No.	群落名
1	志賀島のマテバシイ林
2	志賀島のスタジイ林
3	雁の巣の海浜植物群落
4	和白浜の海浜・塩沼地植物群落
5	香椎宮のスタジイ林
6	南公園のスタジイ林
7	鴻巣山のマテバシイ林
8	油山のアカマツ林
9	油山観音のスタジイ林
10	脊振山の自然林
11	鬼ヶ鼻のアカガシ林
12	瑞梅寺川河口の塩沼地植物群落
13	玄界島のタブ林
14	玄界島のハマオモトを含む海浜植物群落
15	小呂島のハチジョウススキ群落
16	小呂島嶽宮神社の照葉樹林

出典:令和6年度福岡市自然共生サイト認定支援調査等業務報告書

表 17 希少群落一覧

No.	群落名	希少群落 カテゴリー	備考
1	ハンノキ群落	I	
2	アカマツ群落	I	
3	塩沼地草本群落	I	ハマサジ群落、フクト群落など
4	ブナ - スズタケ群集	II	
5	クロマツ群落	II	
6	ススキ群落	II	
7	海浜植物群落	II	コウボウムギ群落、コウボウシバ群落など
8	ミヤコザサ群落	III	
9	スダジイ - ミミズバイ群集	III	
10	ミヤマシキミ - アカガシ群集	III	
11	タブ - ムサシアブミ群集、タブ群落	III	
12	スダジイ - トベラ群集	III	
13	ケヤキ群落	III	
14	コナラ - ノグルミ群落	III	
15	ヨシ群落	III	
16	オニヤブソテツ - ハマビワ群集	IV	
17	マサキ - トベラ群集	IV	
18	エノキ - トベラ群落	IV	
19	マデバシイ - ハクサンボク群落	IV	
20	海岸風衝地草本群落	IV	ハチジョウススキ群落

出典:令和6年度福岡市自然共生サイト認定支援調査等業務報告書



出典:令和6年度福岡市自然共生サイト認定支援調査等業務報告書

図 64 希少な植物群落等分布図

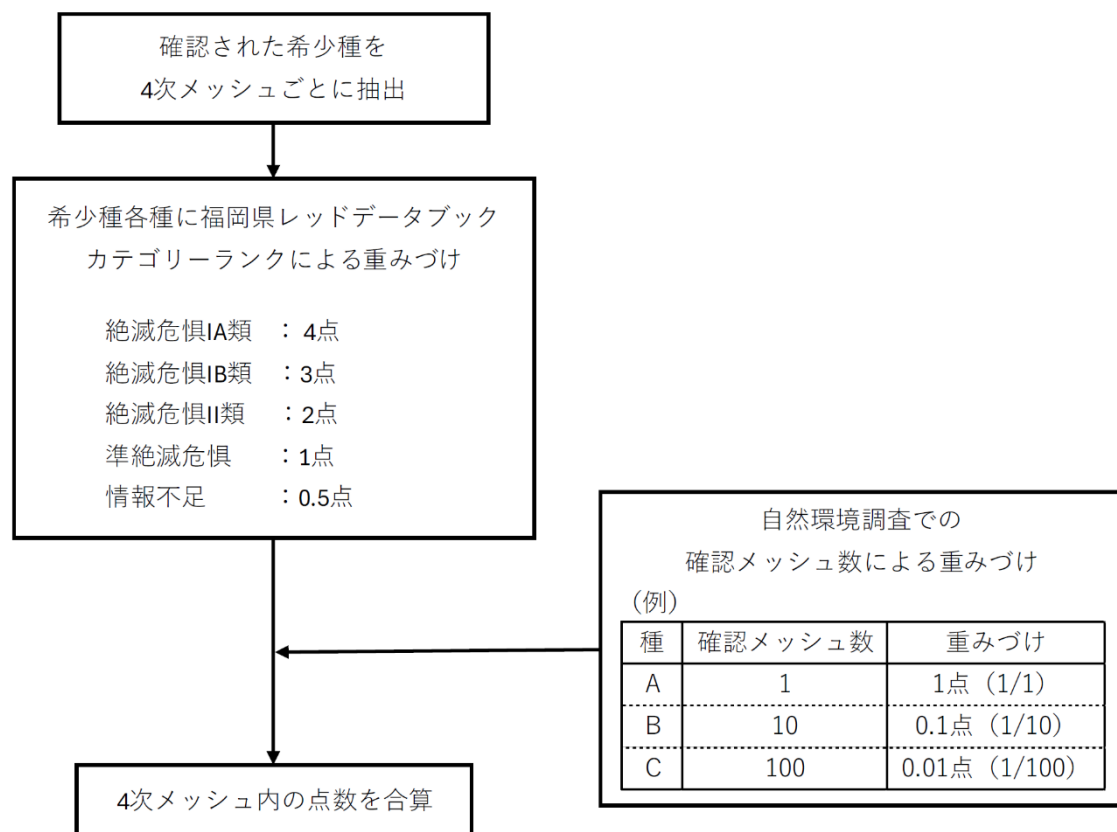
■希少な動植物の分布状況

福岡市自然環境調査のうち、GIS による位置情報が得られた平成 19 年度以降のデータを用い、最新の福岡県レッドデータブックで選定されている希少種の分布状況を整理しました。

分布状況の整理には 4 次メッシュ(500mメッシュ)を用い、各メッシュ内に含まれる確認種数による評価を行いました。あわせて、福岡県レッドデータブックにおける希少ランク(カテゴリー)による重みづけと、福岡市内における確認地点数を考慮した整理も行いました。

これらを踏まえ、福岡市内における希少性を反映した重要箇所の抽出を行いました。確認箇所数における重みづけ方法を図 65 に示し、算出された値に基づき抽出した市内全域での上位 5 か所を表 18 に、市街地周辺部における上位 5 か所を表 19 に示しています。また、主な希少種の写真を図 66 に示しています。

市内全域では、長浜海岸、脊振山のほか、里山環境を有する金武や山地の溪谷である野河内溪谷が抽出されました。市街地周辺部では、多々良川、那珂川、室見川のほか、室見川の支川である金屑川が抽出され、上位 5 か所すべてが河川域となりました。



出典:令和 6 年度福岡市自然共生サイト認定支援調査等業務報告書

図 65 福岡市における希少性を反映した希少種指数の算出方法

表 18 福岡市内における希少性を反映した重要箇所（市内全域上位 5 か所）

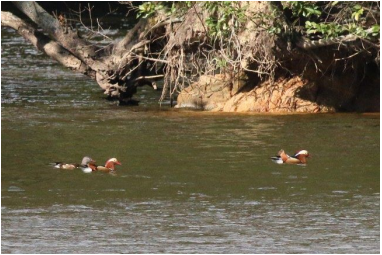
エリア名	希少種 指数	地域特性	含まれる環境
長浜海岸	14.9	沿岸部（自然的地形）	自然草原（砂丘植生）、 二次林（クロマツ林）、 耕作地、自然裸地
金武	12.2	内陸部（里地里山・田園地域）	人工林、耕作地、 開放水域（ため池）
背振山	10.5	内陸部（山地・丘陵地域）	自然林（ブナ林）、 二次林、二次草原
野河内溪谷	9.8	内陸部（山地・丘陵地域）	二次林、人工林、 竹林
多々良川河口域	9.1	河川部	開放水域（河川）、 市街地

出典：令和 6 年度福岡市自然共生サイト認定支援調査等業務報告書

表 19 福岡市内における希少性を反映した重要箇所（市街地域上位 5 か所）

エリア名	希少種 指数	地域特性	含まれる環境
多々良川河口域	9.1	河川部	開放水域（河川）、 市街地
那珂川中流域	8.4	河川部	耕作地、開放水域、市街地
室見川下流域	6.7	河川部	耕作地、開放水域、市街地等
金屑川	6.3	河川部	開放水域、市街地等
室見川中流域	5.6	河川部	耕作地、開放水域、市街地等

出典：令和 6 年度福岡市自然共生サイト認定支援調査等業務報告書

		
ウラギク	ブチサンショウウオ	カヤネズミ (巣)
		
クロツラヘラサギ	サシバ	オシドリ
		
シロウオ	ハカタスジシマドジョウ	カゼトゲタナゴ
		
ハマベウスバカゲロウ	コガタノゲンゴロウ	ベニイトトンボ

出典：「平成31年度自然環境調査(昆虫類)委託報告書」(2019(令和元)年)
「令和2年度自然環境調査(鳥類)委託報告書」(2020(令和2)年)
「令和3年度自然環境調査(水生生物)委託報告書」(2021(令和3)年)
「令和4年度自然環境調査(ほ乳類・は虫類・両生類)委託報告書」(2022(令和4)年)
「令和5年度自然環境調査(植生及び貴重植物)委託報告書」(2023(令和5)年)

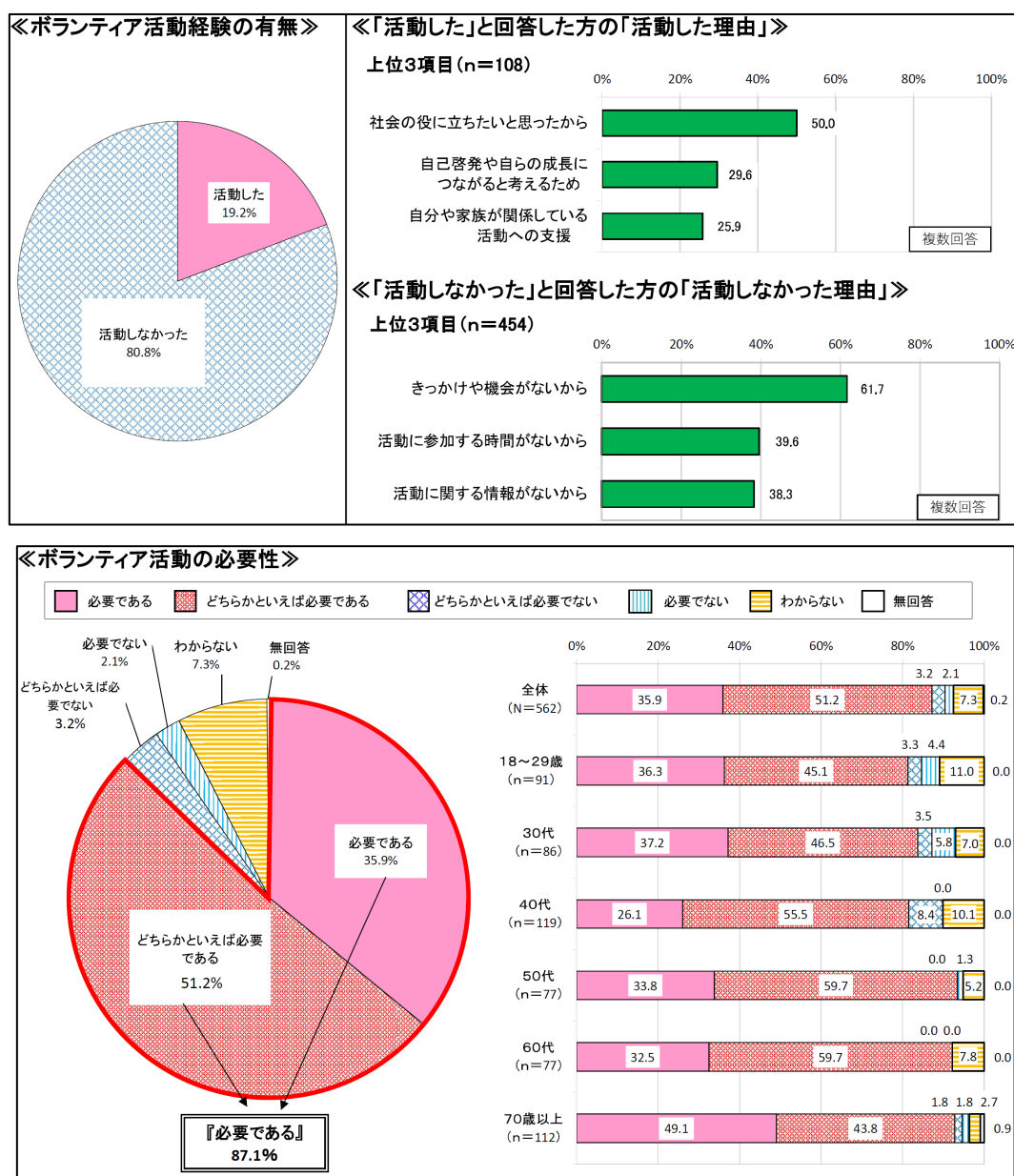
図 66 主な希少種の写真

資料3 生物多様性に係る市民・事業者の意向

I 福岡市民の意向

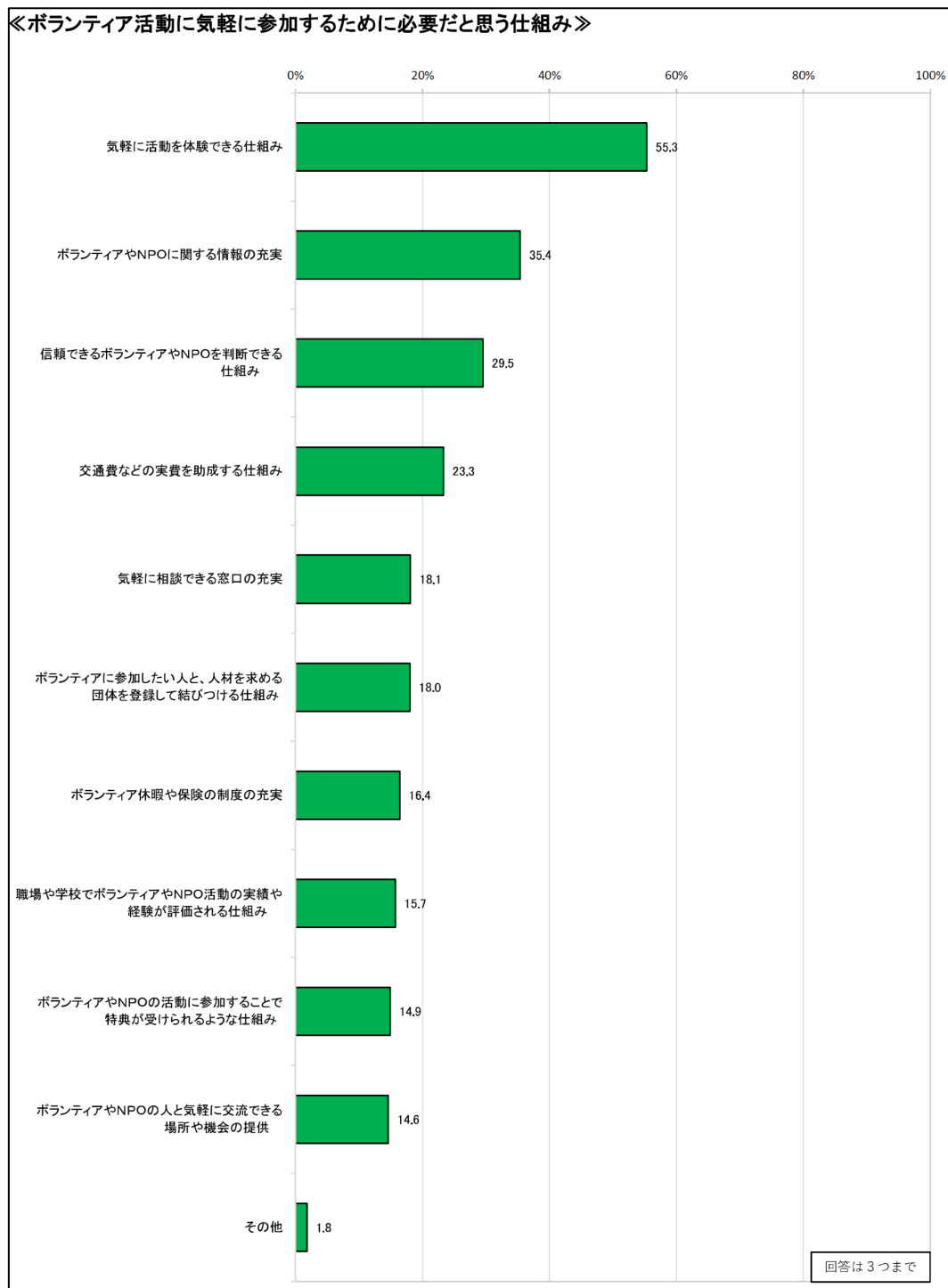
(1) NPO やボランティア活動について

- 2024(令和6)年度市政アンケート調査結果によると、NPO やボランティア活動について、過去1年間にボランティア活動をした割合は19.2%、活動しなかった割合は80.8%であった。
- 活動した理由で最も多かったのは、「社会の役に立ちたいと思ったから」で50.0%であった。一方で、活動しなかった理由で最も多かったのは、「きっかけや機会がないから」で61.7%であった。
- ボランティア活動の必要性は、「必要である」との回答が87.1%を占めており、「気軽に活動を体験できる仕組み」を求める声が最も多かった。



出典:令和6年度市政アンケート調査第1回結果報告(概要版)

図 67 福岡市民のボランティア活動に関する意識(1/2)

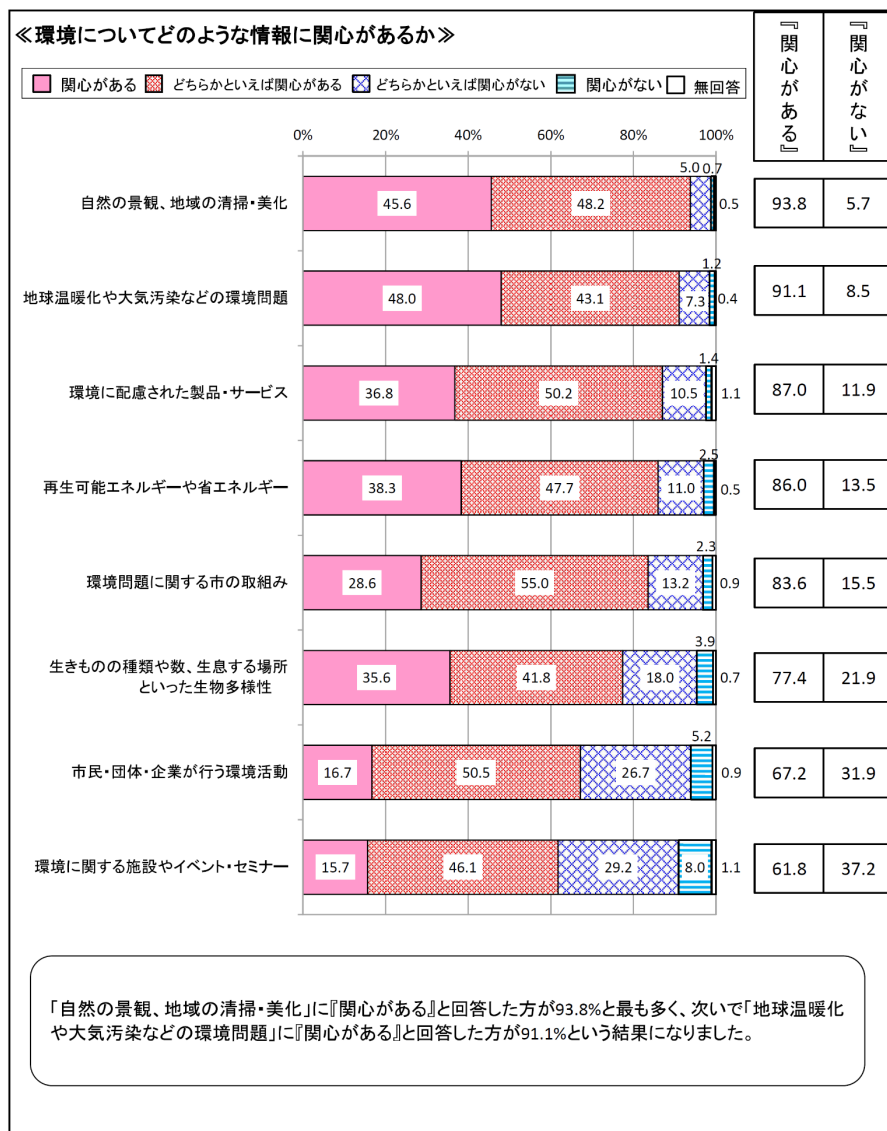


出典:令和6年度市政アンケート調査第1回結果報告(概要版)

図 68 福岡市民のボランティア活動に関する意識(2/2)

(2)環境に関する関心分野

- 2024(令和 6)年度市政アンケート調査結果によると、環境について「関心がある」との回答は「自然の景観、地域の清掃・美化」が93.8%と最も多く、次いで、「地球温暖化や大気汚染などの環境問題」が91.1%と多かった。
- 「生きものの種類や数、生息する場所といった生物多様性」については、「関心がある」が77.4%を占めており、8項目中6番目に多かった。
- 他の項目と比較すると、生物多様性に関する関心は地球温暖化やエネルギーよりも低い傾向であった。



出典：令和 6 年度市政アンケート調査第 1 回結果報告（概要版）

図 69 福岡市民の環境に関する関心分野

2 福岡市の事業者の意向

2024(令和 6)年度に、ネイチャーポジティブの実現に向け、事業者が生物多様性の保全に係る取組みを実施する上で抱える課題や行政に求めるものなどを把握し、今後の施策に反映させるための基礎資料とすることを目的として、事業者アンケート調査結果を実施しました。

本調査結果より、事業者の意向を抽出しました。

【2024(令和 6)年度生物多様性に係る事業者アンケート調査 調査概要】

(1) 調査対象事業者

- ・「福岡市 Well-being&SDGs 登録制度」の登録事業者(660 事業者)
 - ・福岡市 社会貢献優良企業(環境配慮型事業のみ)(205 事業者)
 - ・福岡市および近郊で環境に関する活動を行っている市民団体(市ホームページ)(42 団体)
- 上記から重複等を除いた事業者・団体(699 事業者)

(2) 調査方法

郵送による配付・回収及びWeb調査

(3) 調査実施時期

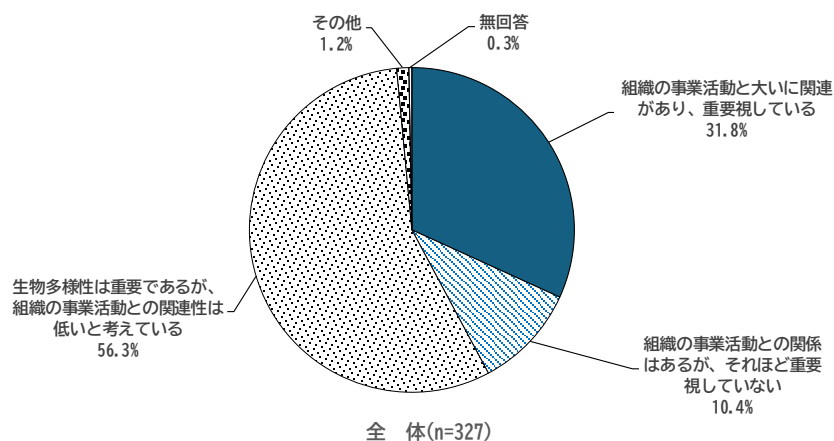
2024 年 6 月 13 日～2024 年 6 月 26 日

(4) 回収状況

有効回収数 327 サンプル(46.7%)

(1) 生物多様性の保全への取組みと事業(企業)活動のあり方

- 生物多様性の保全への取組みと事業(企業)活動のあり方についてみると、「生物多様性は重要であるが、組織の事業活動との関連性は低いと考えている」が 56.3%と最も多くなっている。次いで「組織の事業活動と大いに関連があり、重要視している」(31.8%)、「組織の事業活動との関係はあるが、それほど重要視していない」(10.4%)となっている。

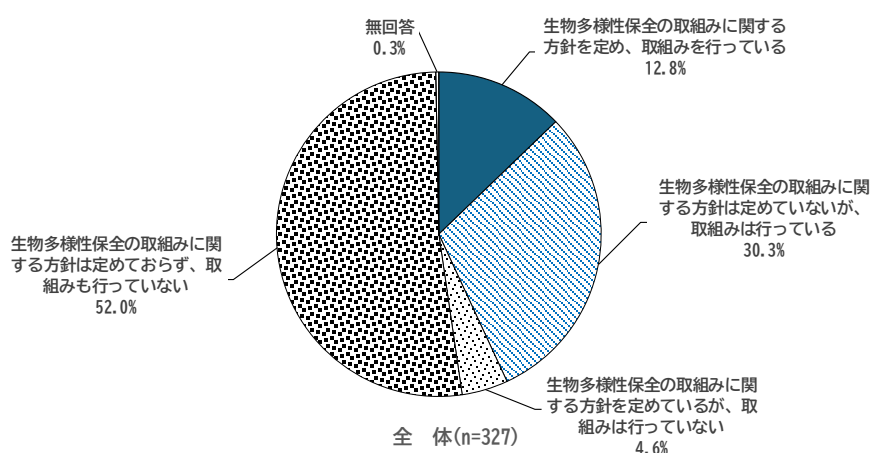


出典:令和 6 年度生物多様性に係る事業者アンケート調査報告書

図 70 生物多様性の保全への取組みと事業(企業)活動のあり方

(2) 環境に対する経営方針または事業（企業）活動の中での生物多様性の保全への取組み

- 組織の環境に対する経営方針または事業（企業）活動の中での生物多様性の保全への取組みについてみると、「生物多様性保全の取組みに関する方針は定めておらず、取組みも行っていない」が 52.0%と最も多い。
- 次いで「生物多様性保全の取組みに関する方針は定めていないが、取組みは行っている」（30.3%）、「生物多様性保全の取組みに関する方針を定め、取組みを行っている」（12.8%）、「生物多様性保全の取組みに関する方針を定めているが、取組みは行っていない」（4.6%）となっている。



出典：令和 6 年度生物多様性に係る事業者アンケート調査報告書

図 71 環境に対する経営方針または事業（企業）活動の中での生物多様性の保全への取組み

(3) 生物多様性の保全に関する具体的な取組み

- 組織の行っている生物多様性の保全に関する具体的な取組み内容についてみると、「自社の社員が、自然環境の保全などの取組みにボランティアとして継続的に参加している」が 40.4%と最も多い。
- 次いで「生物多様性の保全に資する製品やサービスを提供している」（27.0%）、「過度の捕獲・採集など、生物多様性に多大な悪影響を及ぼし生産された原材料を使用しないよう配慮している」（21.3%）と「自社の社員向けに生物多様性の保全に資する研修や啓発を行っている」（21.3%）となっている。
- 「TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）*に基づき、自社の事業活動の生物多様性への影響等を情報開示している」（0.7%）は、最も少ない。
- 従業員規模別にみると、100 人以上で「自社の社員が、自然環境の保全などの取組みにボランティアとして継続的に参加している」が 62.5%と多い。

表 20 生物多様性の保全に関する具体的な取組み

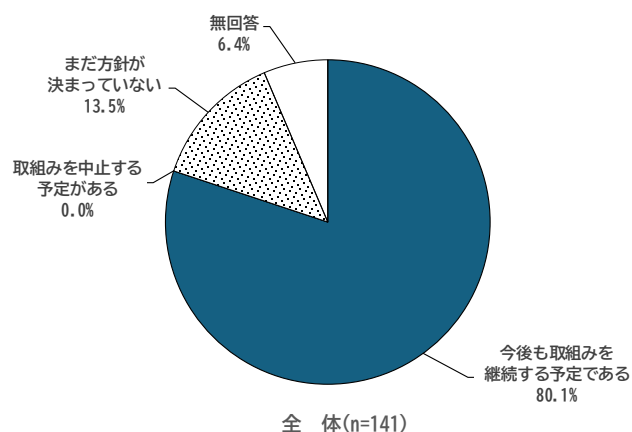
(単位: %)

		サ ン プ ル 数																																																			
		事業所内に生息する代表的な動植物の生息・生育状況について調査し、把握している（希少種、絶滅危惧種に関する調査等を含む）																事業計画を策定する際に、自社の事業活動が生態系や野生生物に及ぼす影響について調査し、評価している		生物多様性の保全を目的として土地を保有、賃借または管理している		生物多様性の保全に資する製品やサービスを提供している		自社の製品、商品やサービスについて、生物多様性の保全に資するエコラベルを取得している		過度の捕獲・採集など、生物多様性に多大な悪影響を及ぼし生産された原材料を使用しないよう配慮している		活動により攪乱された自然環境の保護や修復に取り組んでいる		下した自然環境を管理し、生物多様性の確保に取り組んでいる		放置された人工林や里地里山など、人間活動の低下により生物多様性が低下した自然環境を管理し、生物多様性の確保に取り組んでいる		荒廃地への植林や干潟の再生、絶滅が危惧される野生生物の保護など人間活動により攪乱された自然環境の保護や修復に取り組んでいる		活動により攪乱された自然環境の保護や修復に取り組んでいる		過度の捕獲・採集など、生物多様性に多大な悪影響を及ぼし生産された原材料を使用しないよう配慮している		自社の製品、商品やサービスについて、生物多様性の保全に資するエコラベルを取得している		生物多様性の保全に資する製品やサービスを提供している		生物多様性の保全を目的として土地を保有、賃借または管理している		事業計画を策定する際に、自社の事業活動が生態系や野生生物に及ぼす影響について調査し、評価している		事業所内に生息する代表的な動植物の生息・生育状況について調査し、把握している（希少種、絶滅危惧種に関する調査等を含む）		その他		無回答	
全 体		141	7.1	13.5	5.0	27.0	1.4	21.3	6.4	3.5	7.8	18.4	7.8	21.3	40.4	0.7	14.9	4.3																																			
業 種 別	建設業	71	5.6	14.1	2.8	21.1	1.4	18.3	4.2	4.2	11.3	18.3	7.0	12.7	32.4	-	12.7	5.6																																			
	製造業	10	10.0	20.0	10.0	30.0	-	30.0	-	-	10.0	20.0	-	30.0	40.0	-	20.0	-																																			
	卸小売業	6	16.7	16.7	16.7	66.7	16.7	16.7	-	-	-	16.7	16.7	16.7	33.3	-	16.7	-																																			
	サービス業	28	3.6	21.4	-	32.1	-	17.9	-	-	3.6	10.7	3.6	28.6	46.4	-	21.4	-																																			
	その他	26	11.5	-	11.5	26.9	-	30.8	23.1	7.7	3.8	26.9	15.4	34.6	57.7	3.8	11.5	7.7																																			
規 模 別	29人以下	69	7.2	13.0	4.3	29.0	-	24.6	10.1	4.3	10.1	21.7	5.8	17.4	31.9	-	11.6	2.9																																			
	30～99人	32	6.3	12.5	6.3	28.1	3.1	9.4	-	-	6.3	15.6	9.4	18.8	31.3	-	28.1	3.1																																			
	100人以上	40	7.5	15.0	5.0	22.5	2.5	25.0	5.0	5.0	5.0	15.0	10.0	30.0	62.5	2.5	10.0	7.5																																			
資 本 金 別	資本金なし	13	23.1	-	15.4	15.4	-	38.5	30.8	7.7	7.7	15.4	15.4	46.2	53.8	-	23.1	7.7																																			
	1千万円以下	21	4.8	23.8	4.8	38.1	4.8	19.0	9.5	-	4.8	23.8	-	19.0	23.8	-	14.3	-																																			
	5千万円以下	59	-	11.9	1.7	25.4	-	22.0	3.4	3.4	10.2	16.9	6.8	13.6	27.1	-	16.9	3.4																																			
	1億円以下	17	5.9	5.9	5.9	23.5	-	11.8	-	5.9	5.9	11.8	11.8	11.8	47.1	5.9	23.5	5.9																																			
	1億円超	31	16.1	19.4	6.5	29.0	3.2	19.4	3.2	3.2	6.5	22.6	9.7	32.3	67.7	-	3.2	6.5																																			
事 業 年 数 別	10年以下	10	-	10.0	-	40.0	-	40.0	10.0	-	20.0	40.0	-	10.0	20.0	-	10.0	-																																			
	20年以下	15	13.3	26.7	-	26.7	-	20.0	13.3	-	-	-	-	40.0	33.3	-	20.0	6.7																																			
	30年以下	14	-	14.3	21.4	21.4	-	14.3	7.1	-	-	14.3	7.1	21.4	42.9	-	21.4	-																																			
	30年超	102	7.8	11.8	3.9	26.5	2.0	20.6	4.9	4.9	8.8	19.6	9.8	19.6	43.1	1.0	13.7	4.9																																			

出典:令和6年度生物多様性に係る事業者アンケート調査報告書

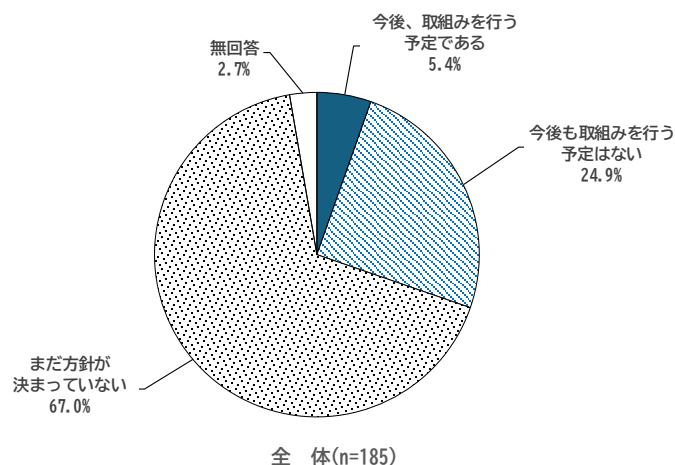
(4) 今後の生物多様性の保全及び利用に関する取組み意向意思

- 既に取組みを行っている組織において、今後の生物多様性の保全及び利用に関する取組み意向意思についてみると、「今後も取組みを継続する予定である」が 80.1%と圧倒的に多く、「まだ方針が決まっていない」は 13.5%と少なく、「取組みを中止する予定がある」事業者は無い。
- 現在、取組みを行っていない組織において、今後の生物多様性の保全及び利用に関する取組み意向意思についてみると、「今後、取組みを行う予定である」は 5.4%と少なく、「今後も取組みを行う予定はない」が 24.9%、「まだ方針が決まっていない」が 67.0%と最も多くなっている。



出典:令和 6 年度生物多様性に係る事業者アンケート調査報告書

図 72 今後の生物多様性の保全及び利用に関する取組み意向意思
(既に取組みを行っている組織)



出典:令和 6 年度生物多様性に係る事業者アンケート調査報告書

図 73 今後の生物多様性の保全及び利用に関する取組み意向意思
(現在、取組みを行っていない組織)

(5) 今後想定される生物多様性の保全及び利用に関する取組み

- 生物多様性に関する取組みを行っている、または今後行う予定である組織における生物多様性の保全及び利用に関する具体的な取組み内容については、「自社の社員が、自然環境の保全などの取組みにボランティアとして継続的に参加する」が45.5%と最も多い。
- 次いで「自社の社員向けに生物多様性の保全に資する研修や啓発を行う」(34.1%)、「生物多様性の保全に資する製品やサービスを提供する」(26.8%)、「事業所内において、積極的な緑化(法令等の基準に従ったもの以外の自主的な緑化)やビオトープの整備など生物の生息・生育空間の創出に取り組む」(26.8%)となっている。

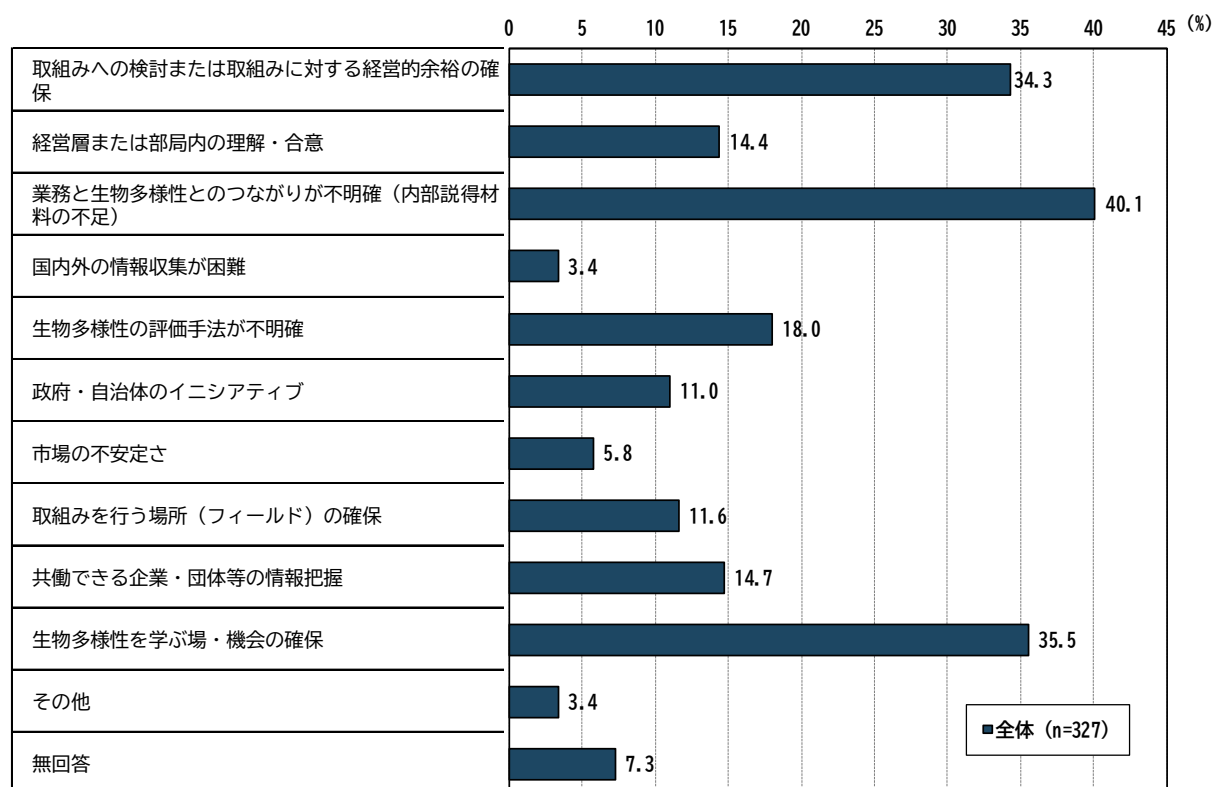
表 21 今後想定される生物多様性の保全及び利用に関する取組み

		(単位：%)																	
		サンプル数	事業所内に生息する代表的な動植物の生息・生育状況について調査し、把握する	事業計画を策定する際に、自社の事業活動が生態系や野生生物に及ぼす影響について調査し、評価する	生物多様性の保全を目的として土地を保有、賃借または管理する	生物多様性の保全に資する製品やサービスを提供する	自社の製品、商品やサービスについて、生物多様性の保全に資するエコラベルを取得する	過度の捕獲・採集など、生物多様性に多大な悪影響を及ぼし生産された原材料を使用しないよう配慮する	人間活動により攪乱された自然環境の保護や修復に取り組む	荒廃地への植林や干潟の再生、絶滅が危惧される野生生物の保護など	放置された人工林や里山など、人間活動の低下により生物多様性が低下した自然環境を管理し、生物多様性の確保に取り組む	原材料の調達などに当たって動植物の移動による生態系の攪乱が引き起こされないよう配慮する	事業所内において、積極的な緑化（法令等の基準に従ったもの以外の自主的な緑化）やビオトープの整備など生物の生息・生育空間の創出に取り組む	自然環境の保全などの取組みに対して、活動資金などを提供する	自社の社員向けに生物多様性の保全に資する研修や啓発を行う	自社の社員が、自然環境の保全などの取組みにボランティアとして継続的に参加する	T N F Dに基づき、自社の事業活動の生物多様性への影響等を情報開示する	その他	無回答
全 体		123	8.1	17.1	4.1	26.8	4.9	17.9	5.7	7.3	15.4	26.8	9.8	34.1	45.5	5.7	13.8	6.5	
業 種 別	建設業	59	5.1	22.0	3.4	23.7	1.7	11.9	1.7	6.8	13.6	27.1	8.5	27.1	39.0	-	11.9	5.1	
	製造業	10	10.0	20.0	-	30.0	-	30.0	-	-	30.0	10.0	-	40.0	40.0	-	30.0	-	
	卸小売業	6	16.7	-	-	50.0	-	33.3	-	-	16.7	33.3	-	16.7	33.3	-	16.7	16.7	
	サービス業	25	4.0	12.0	-	28.0	8.0	20.0	-	-	8.0	28.0	12.0	36.0	44.0	4.0	16.0	12.0	
	その他	23	17.4	13.0	13.0	26.1	13.0	21.7	26.1	21.7	21.7	30.4	17.4	52.2	69.6	26.1	8.7	4.3	
規 模 別	従業員 29人以下	57	8.8	22.8	5.3	31.6	8.8	19.3	8.8	12.3	21.1	35.1	8.8	33.3	35.1	7.0	8.8	8.8	
	30～99人	29	3.4	13.8	-	27.6	-	3.4	-	-	3.4	13.8	10.3	17.2	37.9	-	27.6	10.3	
	100人以上	37	10.8	10.8	5.4	18.9	2.7	27.0	5.4	5.4	16.2	24.3	10.8	48.6	67.6	8.1	10.8	-	
資 本 金 別	資本金なし	10	20.0	10.0	10.0	20.0	10.0	30.0	50.0	40.0	30.0	30.0	10.0	50.0	50.0	20.0	-	20.0	
	1千万円以下	21	9.5	19.0	4.8	28.6	14.3	28.6	4.8	4.8	19.0	38.1	9.5	33.3	28.6	9.5	19.0	9.5	
	5千万円以下	48	-	20.8	2.1	29.2	4.2	12.5	-	4.2	14.6	22.9	6.3	31.3	29.2	-	16.7	8.3	
	1億円以下	15	6.7	6.7	6.7	33.3	-	6.7	-	6.7	6.7	13.3	13.3	13.3	60.0	6.7	20.0	-	
	1億円超	29	17.2	17.2	3.4	20.7	-	20.7	3.4	3.4	13.8	31.0	13.8	44.8	75.9	6.9	6.9	-	
年 数 別	事業継続 10年以下	10	-	20.0	-	30.0	20.0	40.0	20.0	10.0	30.0	50.0	10.0	40.0	30.0	10.0	-	10.0	
	20年以下	12	16.7	25.0	-	25.0	16.7	16.7	8.3	8.3	16.7	25.0	8.3	41.7	41.7	16.7	16.7	8.3	
	30年以下	14	-	-	14.3	21.4	-	28.6	7.1	14.3	14.3	21.4	-	35.7	50.0	7.1	28.6	7.1	
	30年超	87	9.2	18.4	3.4	27.6	2.3	13.8	3.4	5.7	13.8	25.3	11.5	32.2	47.1	3.4	12.6	5.7	

出典：令和6年度生物多様性に係る事業者アンケート調査報告書

(6) 生物多様性の保全及び利用に関する取組を行うにあたっての課題

- 生物多様性の保全及び利用に関する取組を行うにあたり、課題となる事項についてみると、「業務と生物多様性とのつながりが不明確（内部説得材料の不足）」が 40.1%と最も多い。
- 次いで「生物多様性を学ぶ場・機会の確保」（35.5%）、「取組みへの検討または取組みに対する経営的余裕の確保」（34.3%）となっている。

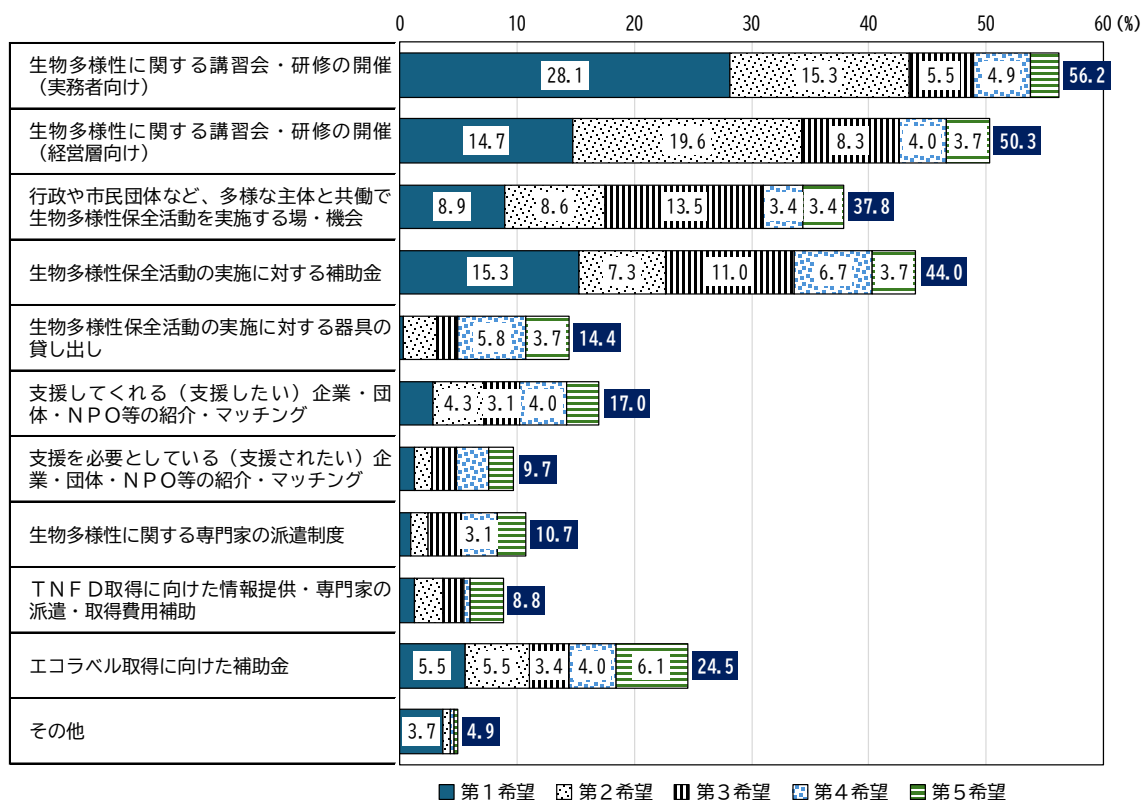


出典：令和 6 年度生物多様性に係る事業者アンケート調査報告書

図 74 生物多様性の保全及び利用に関する取組を行うにあたっての課題

(7) 行政に期待する取組み

- 行政に期待する取組み（あれば利用を検討する取組み）についてみると、第 1 希望から第 5 希望までを合計した割合では、「生物多様性に関する講習会・研修の開催（実務者向け）」が 56.2%と最も多く、次いで「生物多様性に関する講習会・研修の開催（経営層向け）」（50.3%）、「生物多様性保全活動の実施に対する補助金」（44.0%）となっている。



※グラフを見やすくするために、3%未満の数値は表示していない。

出典：令和6年度生物多様性に係る事業者アンケート調査報告書

図 75 行政に期待する取組み

資料4 福岡市の生物多様性を取り巻く国内外の現状

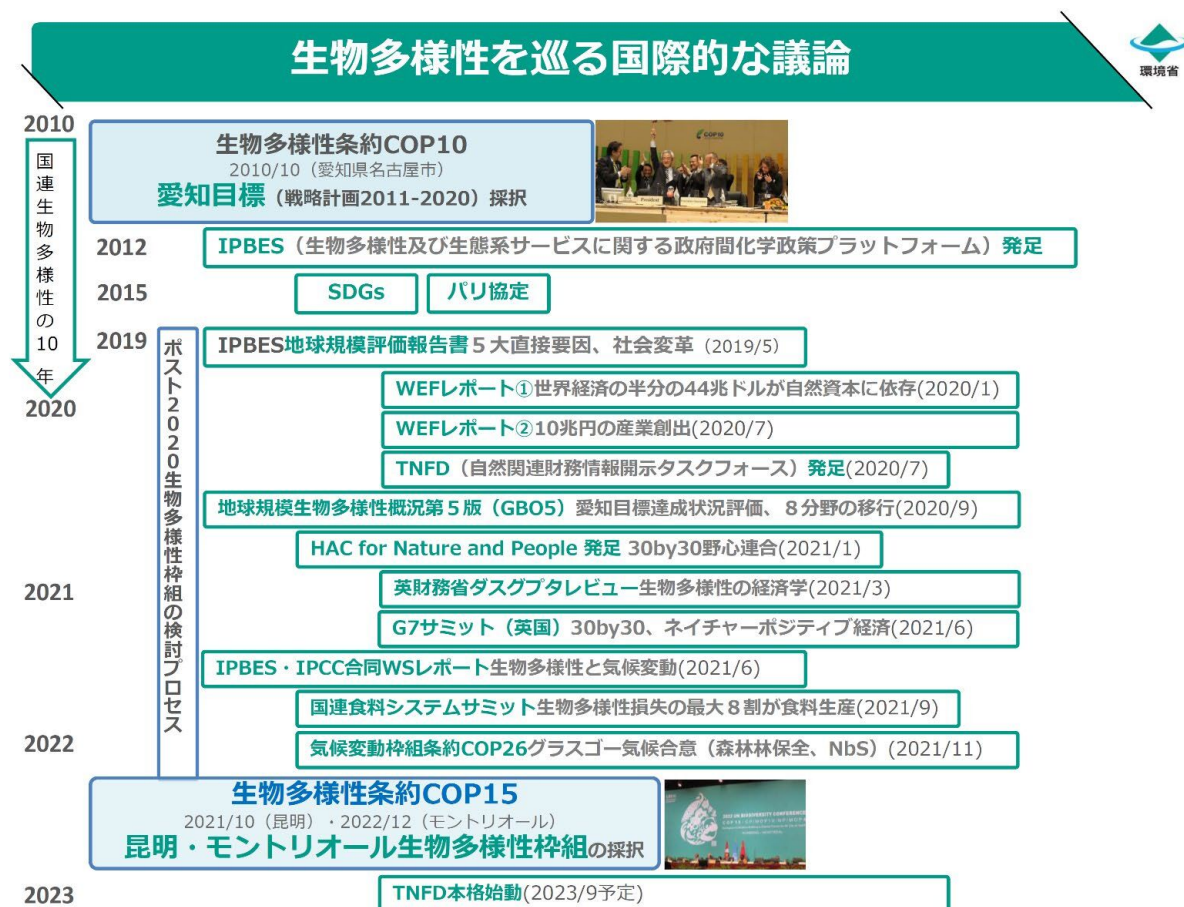
I 国際的な潮流

生物多様性に関する国際的な潮流は、気候変動や持続可能な開発といった地球規模の課題と深く結びつき、科学的根拠に基づきながら統合的な解決策を求める方向に進化しています。

(1) 新たな生物多様性保全の枠組み

前戦略を策定した2012(平成24)年の2年前、2010(平成22)年にはCOP10において愛知目標が採択されました。その後、SDGs(持続可能な開発目標、2015(平成27)年採択)やパリ協定(2015(平成27)年採択)などの持続可能性や気候変動対策に関する国際的な検討が進み、生物多様性においても新たな枠組みが検討されました。

そして2021(令和3)年、2022(令和4)年に開催されたCOP15において、愛知目標の後継として、昆明・モントリオール生物多様性枠組が採択されました。



出典:環境省「環境省における生物多様性に関する取組について-地球観測推進部会(第6回)資料-」

図 76 生物多様性を巡る国際的な議論

(2) 変動対策との連動

「生物多様性条約」と「気候変動枠組条約」は 1992(平成 4)年 6 月にブラジルで開催された地球サミットで同時に採択されたことから「双子の条約」と呼ばれています。当初は別々に議論されることが多かった両課題ですが、近年は統合的に取り組むべきものと認識されるようになりました。

2018(平成 30)年の「IPCC*1.5°C特別報告書」において、生態系の損失が 1.5°Cの気温上昇に伴う主要なリスクの 1 つとして具体的に詳述されました。気温上昇を 1.5°Cに抑えることと、2°Cまで上昇させてしまった場合の影響を比較し、サンゴ礁、北極圏、一般的な生物多様性といった「特有で脅威にさらされているシステム」へのリスクが、2°Cの場合と比べて 1.5°Cの場合では大幅に低減されることが強調されました。この科学的根拠が、パリ協定の「1.5°C目標」の重要性を裏付けるものとなりました。

2020(令和 2)年に開催された、生物多様性と気候変動に関する IPBES*-IPCC 合同ワークショップ*などを経て、「生物多様性の損失」と「気候変動」という二つの危機が相互に密接に関連しており、統合的に解決する必要があるという科学的根拠が明確に示されました。

昆明・モントリオール生物多様性枠組においても、気候変動対策と生物多様性保全は密接に関連しているという認識のもと、生態系の保全や回復が気候変動の緩和策・適応策としても機能する点(自然を基盤とした社会課題の解決、NbS)が強調されています。

(3) 持続可能な開発と社会経済システムの変革

新型コロナウイルス感染症の世界的流行を受けて、2020(令和 2)年に開催された IPBES パンデミックと生物多様性ワークショップでは、この根本原因が土地利用の変化や野生生物の取引といった生物多様性の損失にあることを明らかにしました。原因に対処するための社会変革の必要性を訴え、「ワンヘルス」へのアプローチの重要性が強調され、人間の健康と生態系の健全性が一体であるという認識を広めました。

国連環境計画が 2021(令和 3)年 2 月に発効した統合報告書「Making Peace with Nature(自然との共存)」では、環境悪化が開発利益と将来世代の幸福を脅かしていると指摘し、人と自然の関係の根本的な変革を提言しています。持続可能性の実現には、気候変動対策と生物多様性保全の統合的な推進、経済・金融システムの変革、そして一人ひとりの環境に配慮した行動が不可欠としています。

また、国連が 2025(令和 7)年 7 月に公表した「グローバル持続可能な開発報告書 2023」では、2030 年までの達成目標 169 のうち、48%の進展が不十分であると評価しています。この現状を踏まえ、今後 5 年間で加速すべき変革のポイントの一つとして、気候変動と生物多様性を挙げ、SDGs 全体に波及効果をもたらすものとして位置づけています。

このように、人と自然の関係を再構築し、社会経済システム全体を根本的に変革する必要があるとの認識が主流となり、昆明・モントリオール枠組における「ネイチャーポジティブ」や「ネイチャーポジティブ経済」といった野心的な目標へと繋がっています。

2 国内の潮流

国内では「生物多様性国家戦略 2023-2030」や「環境基本計画」に基づく取組みが進められています。

(1) 生物多様性国家戦略 2023-2030 における 30 by 30 目標

「生物多様性国家戦略 2023-2030」では、2030 年までに陸域・海域の 30%以上を保全地域とする「30by30 目標」が掲げられています。この達成に向けた行程と具体策についてまとめた「30by30 ロードマップ」が、2022（令和 4）年 3 月に環境省の生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議により策定されました。

「OECM（国立公園などの保護地域以外の地域であっても、生物多様性の保全に貢献していると認められる地域）」の役割が重視されており、2023（令和 5）年から日本版の OECM として、企業や市民団体、地方自治体などが自主的に保全活動を行っている区域を「自然共生サイト」として国が認定する仕組みを運用しています。2025（令和 7）年からは地域生物多様性増進法として法制化し、多様な主体による保全活動を推進しています。

また、国立公園や国定公園などの既存の保護地域については、保護管理の質を向上させるとともに、地域間の連携を強化し、エコロジカル・ネットワーク（生態系ネットワーク）の構築を図ることとしています。加えて、保全効果を科学的に検証するため、自然共生サイトなども含めたモニタリング体制を構築・強化します。

(2) 自然を基盤とした社会課題の解決（NbS）

気候変動の緩和・適応、防災・減災、水資源管理といった社会課題の解決に、自然の持つ機能を活用する「自然を基盤とした社会課題の解決（NbS）」が推進されています。具体的には、海岸林の保全による津波・高潮被害の軽減、都市緑化によるヒートアイランド現象の緩和などが含まれます。

「生物多様性国家戦略 2023-2030」では、生物多様性の保全だけでなく、生態系サービスの活用（教育、レクリエーション、産業など）を通じた地域づくりも重視し、関連する行政計画への位置づけを促しています。また、前述した「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」では、NbS をネイチャーポジティブ達成のための重要な手法の一つとして位置づけています。

(3)食料生産と生物多様性

生物多様性は、食料生産を支える不可欠な生態系サービスを提供しています。一方で、現代の食料システムは、土地利用の転換や生物生息地の破壊、単一栽培の普及、化学農薬や化学肥料による汚染、過剰漁獲と海洋生態系の破壊といった、生物多様性の損失の主な原因の一つとなっています。

このような中で、持続可能な食料システムの構築を目的として、2021（令和 3）年 5 月に農林水産省により「みどりの食料システム戦略」が策定されました。この戦略では、調達から生産、加工・流通、消費に至る各段階で、カーボンニュートラル*などの環境負荷軽減イノベーションを推進する内容となっており、生産段階での水産資源の適切な管理や、消費段階での持続可能な消費の拡大などが具体的な取り組みとして盛り込まれています。

また、昆明・モンリオール生物多様性枠組の採択を受け、2023（令和 5）年 3 月に「農林水産省生物多様性戦略」が改定されました。農山漁村における生物多様性と生態系サービスの保全や、農林水産業による地球環境への影響の低減と保全への貢献を基本方針とし、「みどりの食料システム戦略」などと連携して、持続可能な生産体系への移行を目指しています。

(4)第六次環境基本計画におけるウェルビーイングの位置づけ

「第六次環境基本計画」において、同計画が目指す最上位の目的として、環境保全を通じた、現在及び将来の国民一人ひとりの「ウェルビーイング／高い生活の質」が位置づけられています。ウェルビーイングとは、身体的・精神的・社会的に良い状態であることをいい、短期的な幸福だけでなく、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念です。ウェルビーイングの向上には、環境の保全が欠かせません。一人ひとりが地球環境問題について関心を持って、自分たちにできる身近なことから行動することが大切です。

また、現在私たちが直面している気候変動、生物多様性の損失、汚染という地球の 3 つの危機に対し、早急に経済社会システムの変革を図り、環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」の構築を目指すこととされています。

3 ビジネスに関する国内外の潮流

近年の環境危機の顕在化を背景に、経済社会活動は自然資本の基盤の上に成り立っていると認識が世界的に定着し、ESG（環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（企業統治）（Governance））の取り組みを評価して投資を行う ESG 投資が急速な広がりを見せています。

特に、2030（令和 12）年に「ネイチャーポジティブ経済（人間の経済活動が生物多様性に与える損失を止め、回復軌道に乗せることに貢献する経済）」が国際目標として合意されて以降、企業活動が自然環境に及ぼす影響やサプライチェーンにおける原材料の調達などについての情報開示が求められています。

企業における ESG の取り組みは、投資家からの関心はもちろん、消費者が購入製品の選択に際して参考にする傾向も強まっており、経営課題の解決やビジネスチャンスにつながるものとして捉える企業が増えてきています。

国内では、「生物多様性国家戦略 2023-2030」の基本戦略の一つとして「ネイチャーポジティブ経済の実現」が位置付けられ、2024（令和 6）年に環境省、農林水産省、経済産業省、国土交通省により「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」が策定されました。ネイチャーポジティブの取り組みが、企業にとって単なるコストアップではなく新しいビジネスチャンスであるとして、企業による生物多様性への影響の情報開示（TNFD）の推進、持続可能なサプライチェーンの構築、環境配慮型金融商品の普及などを通じ、経済・金融システム全体の変革を図っています。

また、2025（令和 7）年 2 月に「GX*2040 ビジョン」が策定され、脱炭素分野への投資をさらに加速させる方針が示されています。サプライチェーンによっては脱炭素の取り組みが進まない企業がサプライチェーンからはじき出されるリスクが顕在化しつつあり、中小企業を含め、あらゆる企業が対策を講じる必要が出てきています。

環境省は「生物多様性民間参画ガイドライン」（2023（令和 5）年改訂）において、企業が自社の事業活動が生物多様性に与える影響を把握し、生物多様性に配慮した事業活動を行う際の指針を取りまとめています。

資料5 Eco-DRR 情報の整理

Ⅰ Eco-DRR の推進と「生態系保全・再生ポテンシャルマップ」

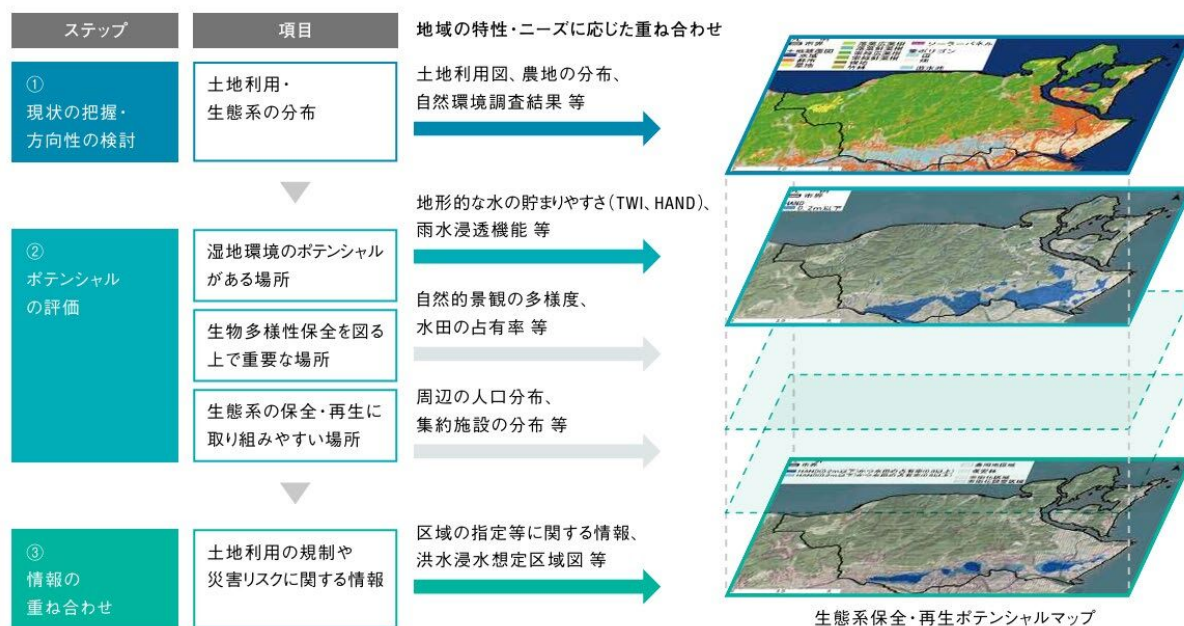
環境省では、Eco-DRR を推進するために、地域の特性の把握や施策の検討に活用できるツールとして「生態系保全・再生ポテンシャルマップ」の作成を推進しています。

Eco-DRR: Ecosystem-based Disaster Risk Reduction) とは

生態系を活用した防災・減災。生態系の保全・再生を通じて防災・減災や生物多様性を含めた地域の課題を複合的に解決しようとする考え方。

生態系保全・再生ポテンシャルマップは、生態系の保全・再生を図ることによって、生物多様性の保全だけではなく、防災・減災にも寄与すると考えられる場所 (Eco-DRR のポテンシャルがある場所) を可視化するためのツールとなるものです。

ポテンシャルマップは、①現状の把握・方向性の検討、②ポテンシャルの評価、③情報の重ね合わせの3つのステップで作成するものとされています。



出典:環境省 生物多様性センターホームページ

図 77 生態系保全・再生ポテンシャルマップの作成手順

そこで、環境省の手引き(「持続可能な地域づくりのための生態系を活用した防災・減災(Eco-DRR)の手引き」)に基づき、特に生態系の保全や防災面で重要な役割を担うと考えられる、農林水産空間における Eco-DRR に関する情報を収集し、整理しました。

2 情報の整理

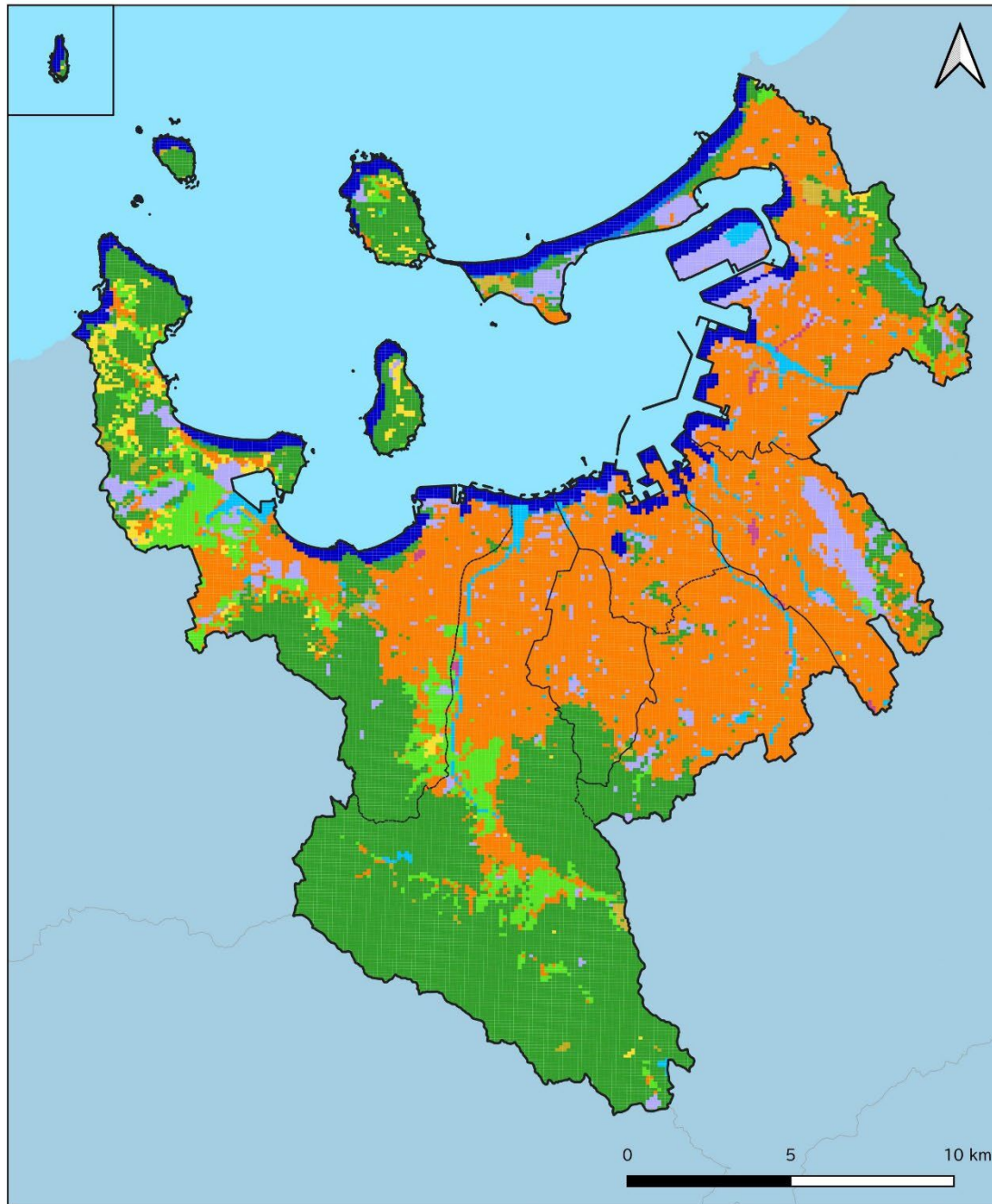
(1) 現状の把握

本市の現状（特に土地利用の状況）を把握するため、土地利用や農地の分布に関するデータを収集・整理しました。

また、Eco-DRR としての機能を有すると考えられる生態系や土地（樹林地、農地、湿地、ため池、草地 等）の分布についての情報も、現状を把握する上で重要であることから、これらの情報を整理しました。

表 22 現状把握のためのデータ

データ	概要	出典
国土数値情報 土地利用細分メッシュ (2021(令和 3)年度作成)	国土の利用区分が示されたメッシュポリゴンデータ。田、畑、果樹園、森林、荒地、湖沼、河川等のデータに区分。	国土交通省「国土数値情報ダウンロードサービス」(土地利用細分メッシュ) https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-L03-b-v3_1.html
高解像度土地利用土地被覆図 (2024(令和 6)年度作成)	日本の土地利用、土地被覆が示されたラスター(画像)データ。メッシュサイズはおよそ10m×10mに相当し、水田、畑地、草地、森林、裸地、竹林等に区分。	地球観測衛星データサイト「高解像度土地利用土地被覆図ホームページ」 https://www.eorc.jaxa.jp/ALOS/jp/dataset/lulc_j.htm
植生図：自然環境調査Web-GIS	第 6-7 回植生調査(1/2.5 万)の結果に基づく植生図のポリゴンデータ。	環境省 webGIS
緑被率	メッシュ単位(およそ 100m×100m)での緑被率が示されたメッシュポリゴンデータ。	福岡市提供 (2024(令和 6)年度業務成果)
農地の区画情報 (筆ポリゴン) (2024(令和 6)年度公開)	農林水産省統計部が標本調査として実施する耕地面積調査等の母集団情報として整備したものを基とするポリゴンデータ。衛星画像等の空中写真データから、目視で判読した筆ごとの形状に沿って作成。	農林水産省「筆ポリゴン公開サイト」 https://open.fude.maff.go.jp/
国土数値情報 農業地域 (2015(平成 27)年作成)	土地利用基本計画に基づき指定された農業地域およびその細区分である農用地区域の区分等が示されたポリゴンデータ。	国土交通省「国土数値情報ダウンロードサービス」(農業地域) https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-L03-b-v3_1.html
国土数値情報 森林地域 (2015(平成 27)年作成)	土地利用基本計画に基づき指定された森林地域およびその細区分である国有林、地域森林計画対象民有林及び保安林の区分等が示されたポリゴンデータ。	国土交通省「国土数値情報ダウンロードサービス」(森林地域) https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-L03-b-v3_1.html
河川・水路と分水界	河川・水路の範囲が示されたポリゴンデータおよび分水界の示されたラインデータ。	福岡市提供 (2010(平成 22)年度業務成果)
自然公園	玄海国定公園(面積 5,870ha)、脊振雷山県立自然公園(面積 8,171ha)の区域を示すポリゴンデータ。	福岡市提供 (2010(平成 22)年度業務成果)



凡 例

土地利用細分メッシュ

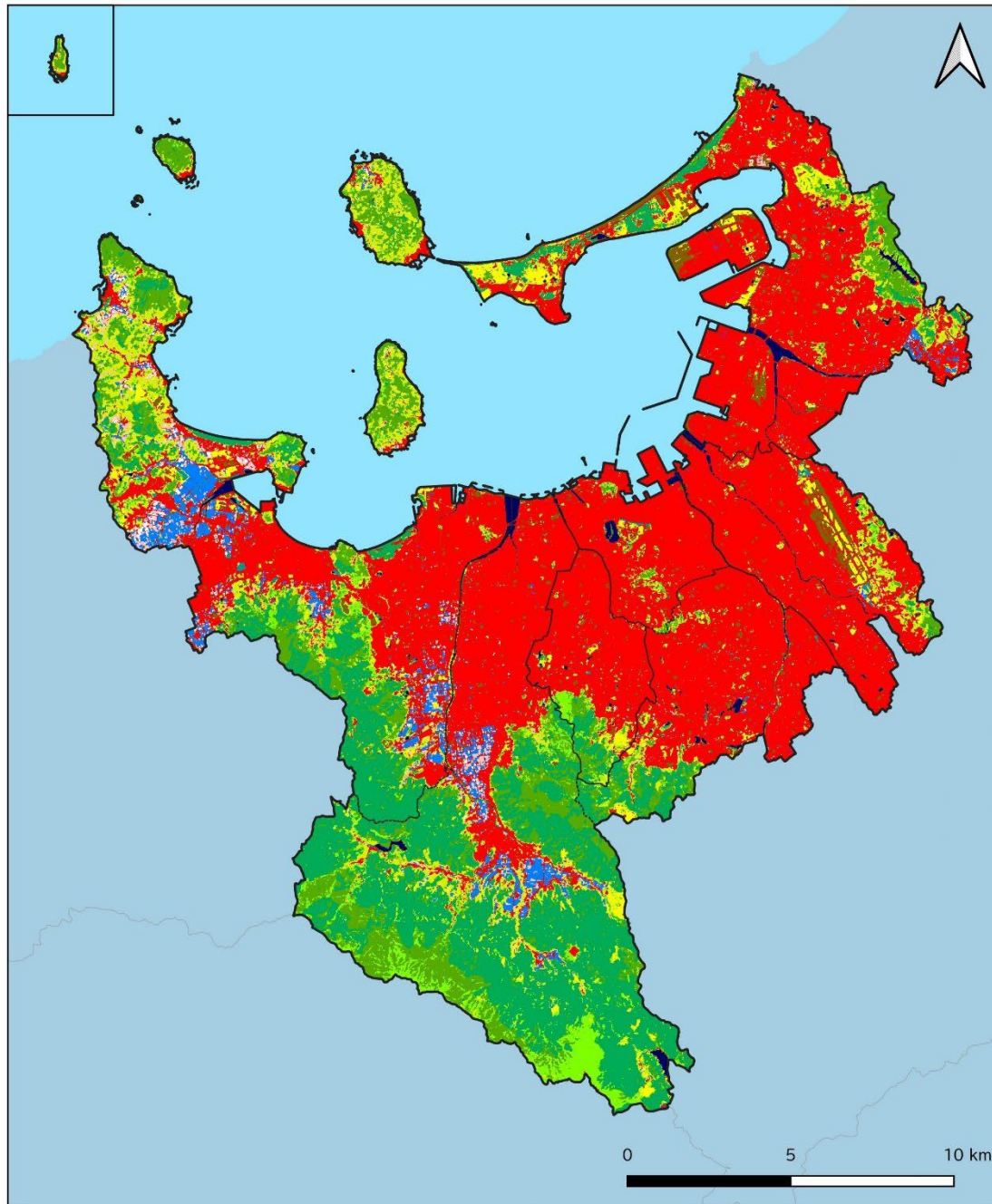
田
その他の農用地
森林
荒地

建物用地
道路
鉄道
その他の用地

河川地及び湖沼
海浜
海水域
ゴルフ場

福岡市域
福岡市行政区域

図 78 土地利用細分メッシュ



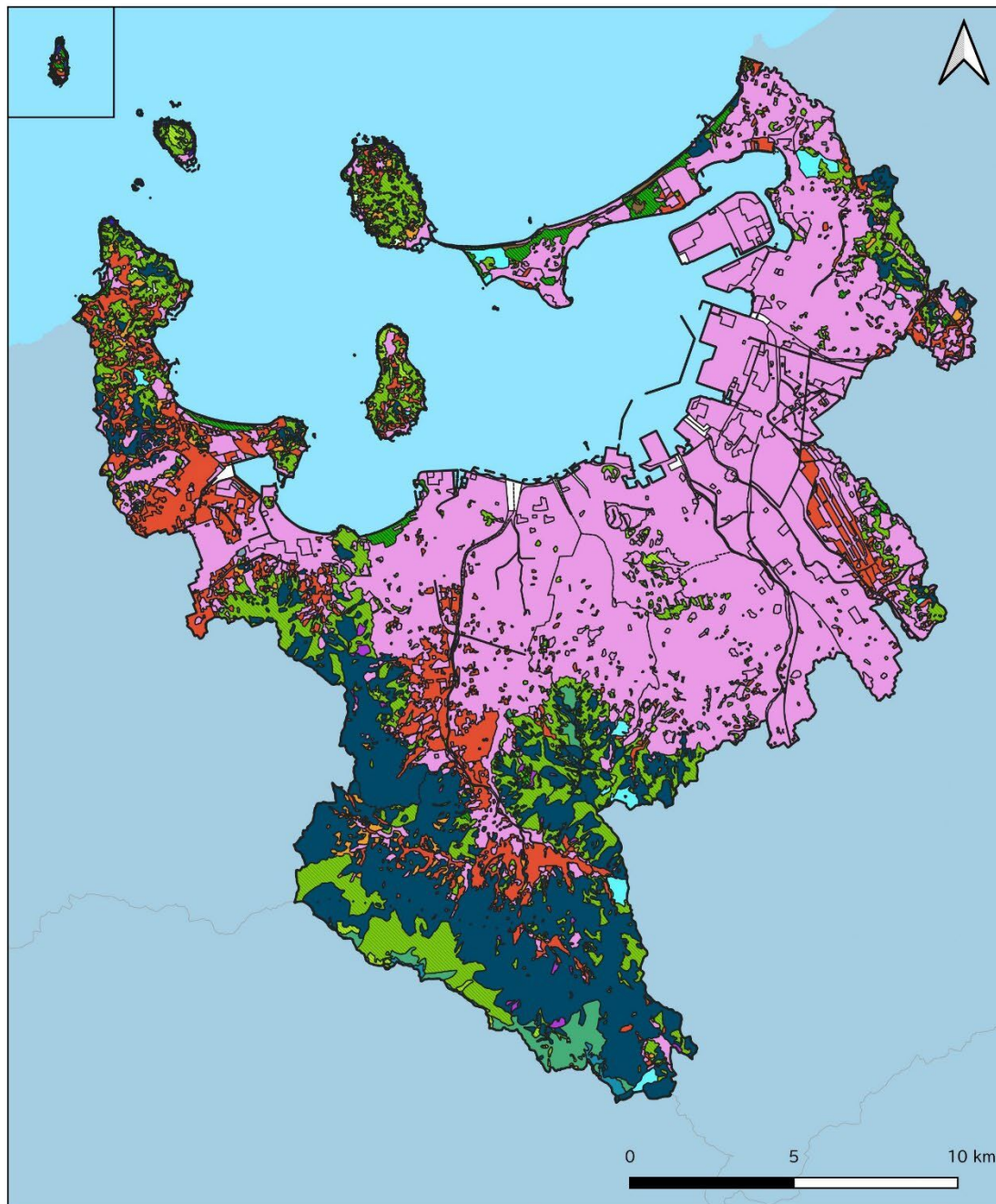
凡 例

高解像度土地利用土地被覆図

- | | | |
|---------|----------|-----------|
| ■ 水域 | ■ 落葉広葉樹林 | ■ 竹林 |
| ■ 人口構造物 | ■ 落葉針葉樹林 | ■ ソーラーパネル |
| ■ 水田 | ■ 常緑広葉樹林 | ■ 湿地 |
| ■ 畑地 | ■ 常緑針葉樹林 | ■ 農業用温室 |
| ■ 草地 | ■ 裸地 | |

- | |
|-----------|
| □ 福岡市域 |
| □ 福岡市行政区域 |

図 79 高解像度土地利用土地被覆図



凡 例

植生図(第6-7回植生調査1/2.5万)

市街地等
耕作地
タケ・ササ群落
竹林
伐採跡地群落
二次草原

牧草地・ゴルフ場・芝地
海岸断崖地植生
海岸風衝低木群落
砂丘植生
湿原・河川・池沼植生
塩沼地植生
沼沢林
低木群落

常緑広葉樹林
常緑広葉樹二次林
常緑針葉樹二次林
落葉広葉樹林
落葉広葉樹二次林
落葉広葉樹林(太平洋型)
植林地

福岡市域
福岡市行政区域

図 80 植生分布

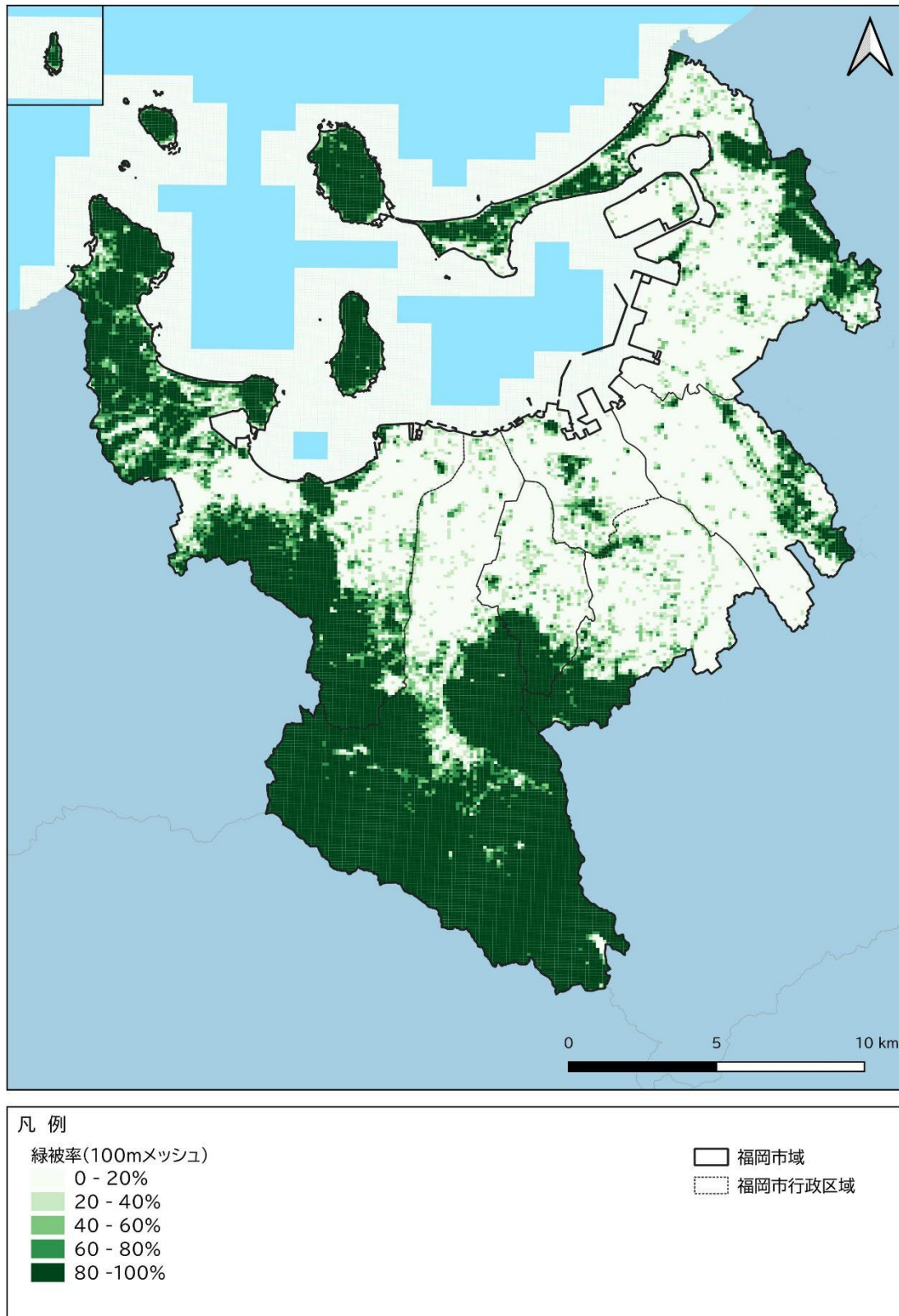


図 81 緑被率

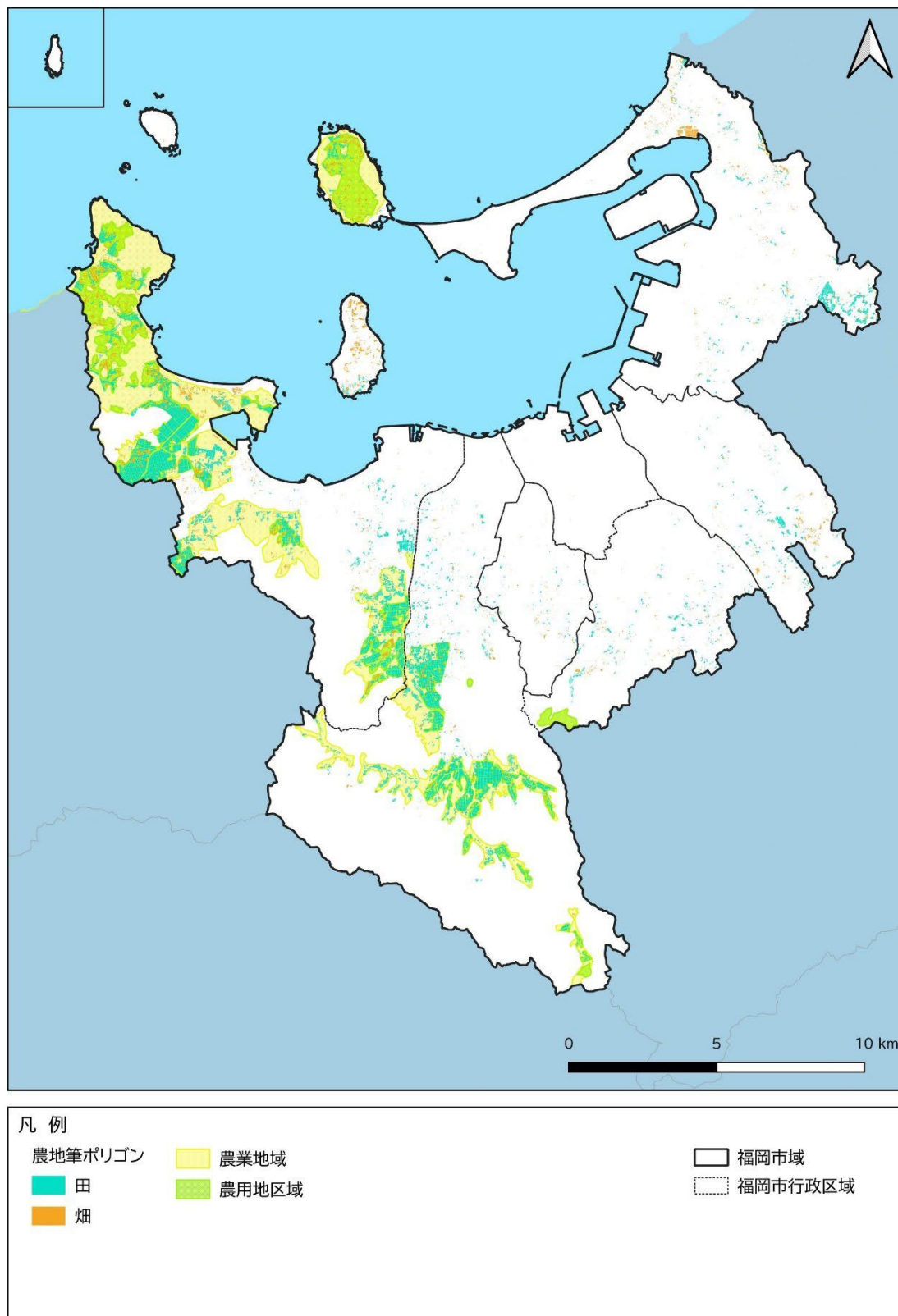


図 82 農地の状況（農地筆ポリゴンと農業地域、農用地区域）

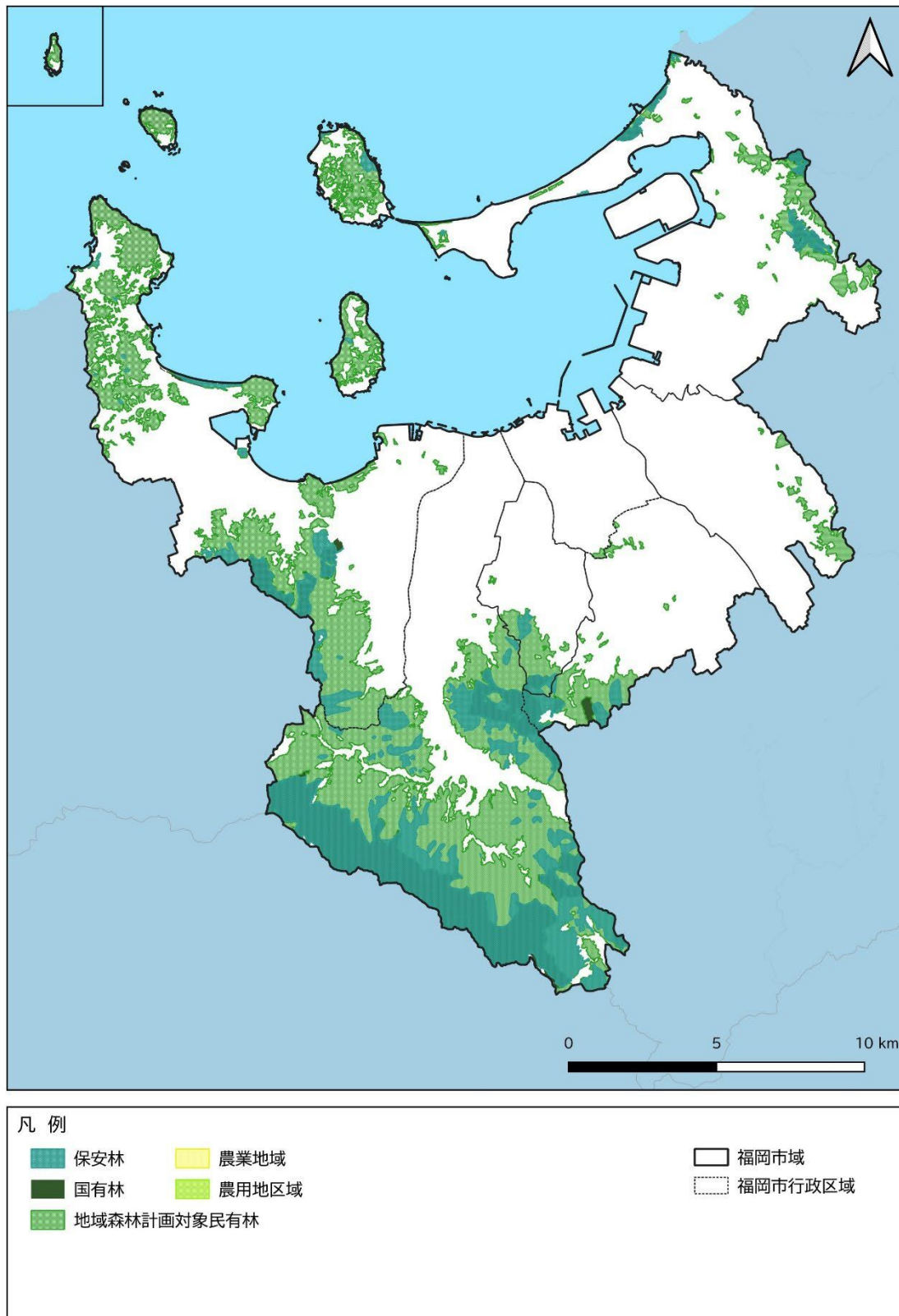


図 83 森林の状況(保安林、国有林、地域森林計画対象民有林)



図 84 河川・水路と分水界

(2) 湿地環境のポテンシャルがある場所

湿地としてのポテンシャルがある場所は、動植物の生息・生育場として重要な場となるだけではなく、一時的に降雨を貯留し、雨水の流出抑制に貢献する可能性があります。このような場所の評価指標として、「TWI（地形的湿潤度指数）」、「HAND（最近接水路鉛直距離）」等が採用されます。

また、降雨時に雨水が浸透する場所においても、一時的な湿地環境の創出が期待できるだけではなく、雨水を浸透させることが山裾や谷津などでの湧水の供給につながり、動植物にとって貴重な水域を保全することにもつながる可能性があります。このような場所の評価指標として、「地形・地質等から期待される雨水浸透機能」が採用されます。

表 23 湿地環境のポテンシャルの指標

データ	概要および原典
地形的湿潤度指数 (TWI)	・ 「基盤地図情報 10m メッシュ数値標高モデル」（国土地理院）を用いて、全国を対象に約 30m メッシュで算出したもの。 ・ 流域スケールで水が貯まりやすい場所を評価する指標であり、ここでは 0-1 の範囲で正規化した値を示す。 ・ 評価対象となるメッシュ上部の集水面積が大きく、傾斜が小さいほど大きな値となる。 ・ 洪水浸水想定区域図において浸水範囲となる低平地などの評価にも用いることができると考えられる。 【原典】 国土地理院「基盤地図情報 10m メッシュ数値標高モデル」をもとに加工。国土交通省「流域界・非集水域データ」の水系統コードの単位で正規化。／国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報 10m メッシュ数値標高モデルを使用して作成（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 485）。
最近接水路鉛直距離 (HAND)	・ 「基盤地図情報 10m メッシュ数値標高モデル」（国土地理院）を用いて、全国を対象に約 30m メッシュで算出したもの。 ・ 局所的に水が貯まりやすい場所（下流に水が抜けにくい場所）を評価する指標であり、ここでは 0.2m 以下の値を表示。 ・ 評価対象となるメッシュに最も近い水路からの高さを示し、値が小さいほど湿地的条件であることを示しているといえる。 ・ 既存研究においては、土壌の水分条件や潜在的な湿地地帯を評価する上で、TWI よりも精度が高いとされている。 【原典】 国土地理院「基盤地図情報 10m メッシュ数値標高モデル」（URL1 参照）をもとに加工。／国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報 10m メッシュ数値標高モデルを使用して作成（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 485）。

データ	概要および原典						
地形・地質等から期待される雨水浸透機能	・ 地形や地質に関するデータ（地形分類図、表層地質図）を用いて、雨水浸透の促進が期待できる場所を評価するためのマップ。 ・ 雨水浸透の促進が期待できる場所を、地形分類データと表層地質データの分類属性の組み合わせにより判定。 ・ 「最適地」、「適地」、「不適地」、「判定不能（地形分類データから判定困難）」、「判定不能（地形分類データなし）」、「判定対象外（山地等）」、「除外区域」の7つの凡例に分けて公表。 <table border="1" data-bbox="472 443 1366 636"> <tr> <td data-bbox="472 443 671 506">最適地</td><td data-bbox="671 443 1366 506">雨水浸透の促進が最も期待される地形・表層地質の組み合わせと考えられるエリア</td></tr> <tr> <td data-bbox="472 506 671 568">適地</td><td data-bbox="671 506 1366 568">雨水浸透の促進が期待される地形・表層地質の組み合わせと考えられるエリア</td></tr> <tr> <td data-bbox="472 568 671 636">不適地</td><td data-bbox="671 568 1366 636">雨水浸透の促進が期待されない地形・表層地質の組み合わせと考えられるエリア</td></tr> </table> ・ 全国規模の地形分類図・表層地質図を用いた概略の評価であり、ベースマップによる評価を踏まえて実際に施策を実施する場合には、現地調査等による確認を行った上で判断する必要がある。特に、地下水位が高い地域では浸透能力が低くなるため、地下水位に関するデータが入手できる場合には、雨水浸透機能の評価指標として考慮することが望まれる。 ・ 地方公共団体が浸透適地マップ等を公表している場合には、現地調査結果を用いるなどより精度の高い手法で作成している場合もあるため、これらのマップを活用することが有効である。 【原典】 国土数値情報 地形分類図および表層地質図をもとに加工。	最適地	雨水浸透の促進が最も期待される地形・表層地質の組み合わせと考えられるエリア	適地	雨水浸透の促進が期待される地形・表層地質の組み合わせと考えられるエリア	不適地	雨水浸透の促進が期待されない地形・表層地質の組み合わせと考えられるエリア
最適地	雨水浸透の促進が最も期待される地形・表層地質の組み合わせと考えられるエリア						
適地	雨水浸透の促進が期待される地形・表層地質の組み合わせと考えられるエリア						
不適地	雨水浸透の促進が期待されない地形・表層地質の組み合わせと考えられるエリア						

環境省 webGIS にてデータを提供 (<https://www.biodic.go.jp/Eco-DRR/download.html>)

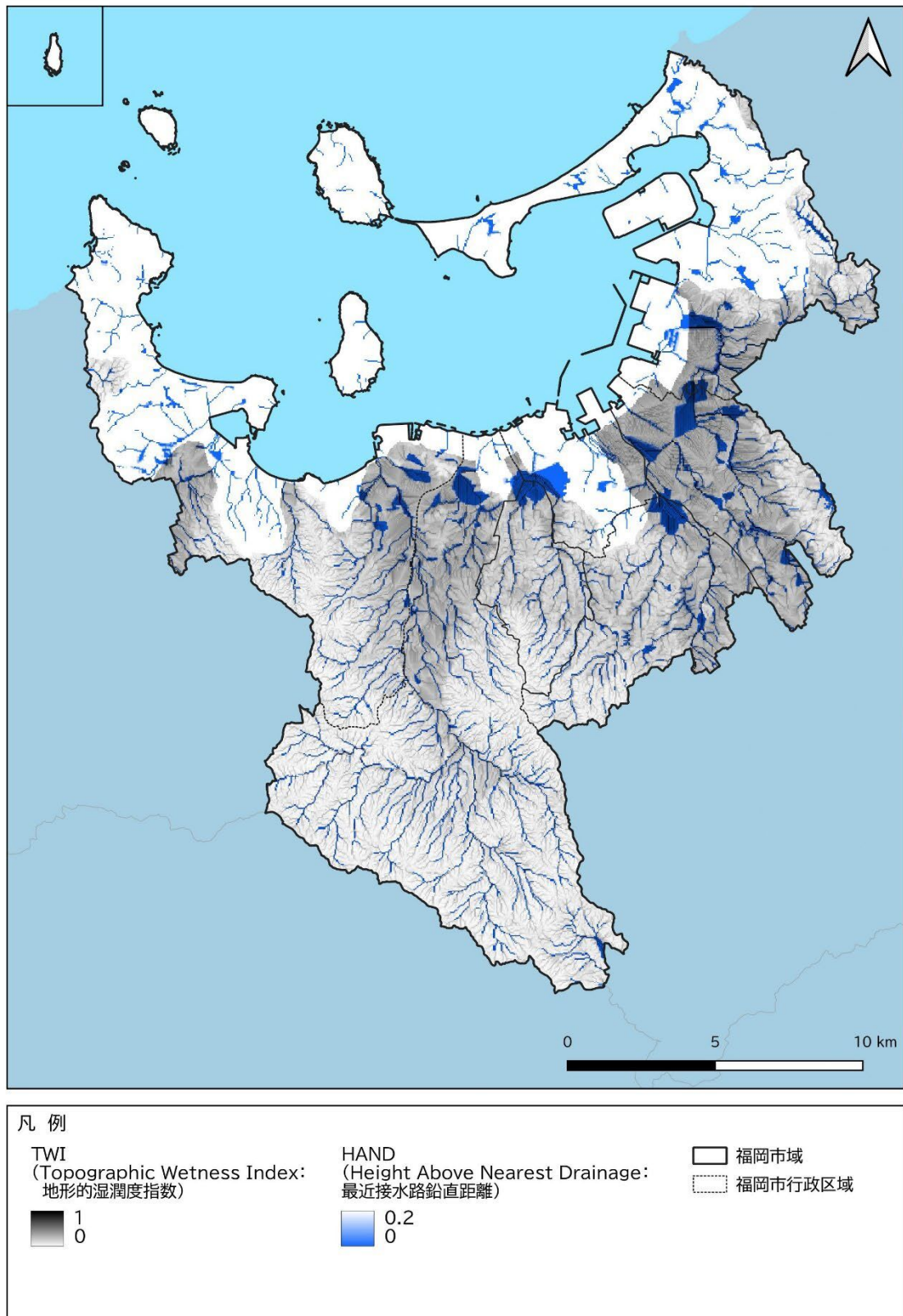


図 85 地形的湿潤度指数 (TWI) と最近接水路鉛直距離 (HAND)

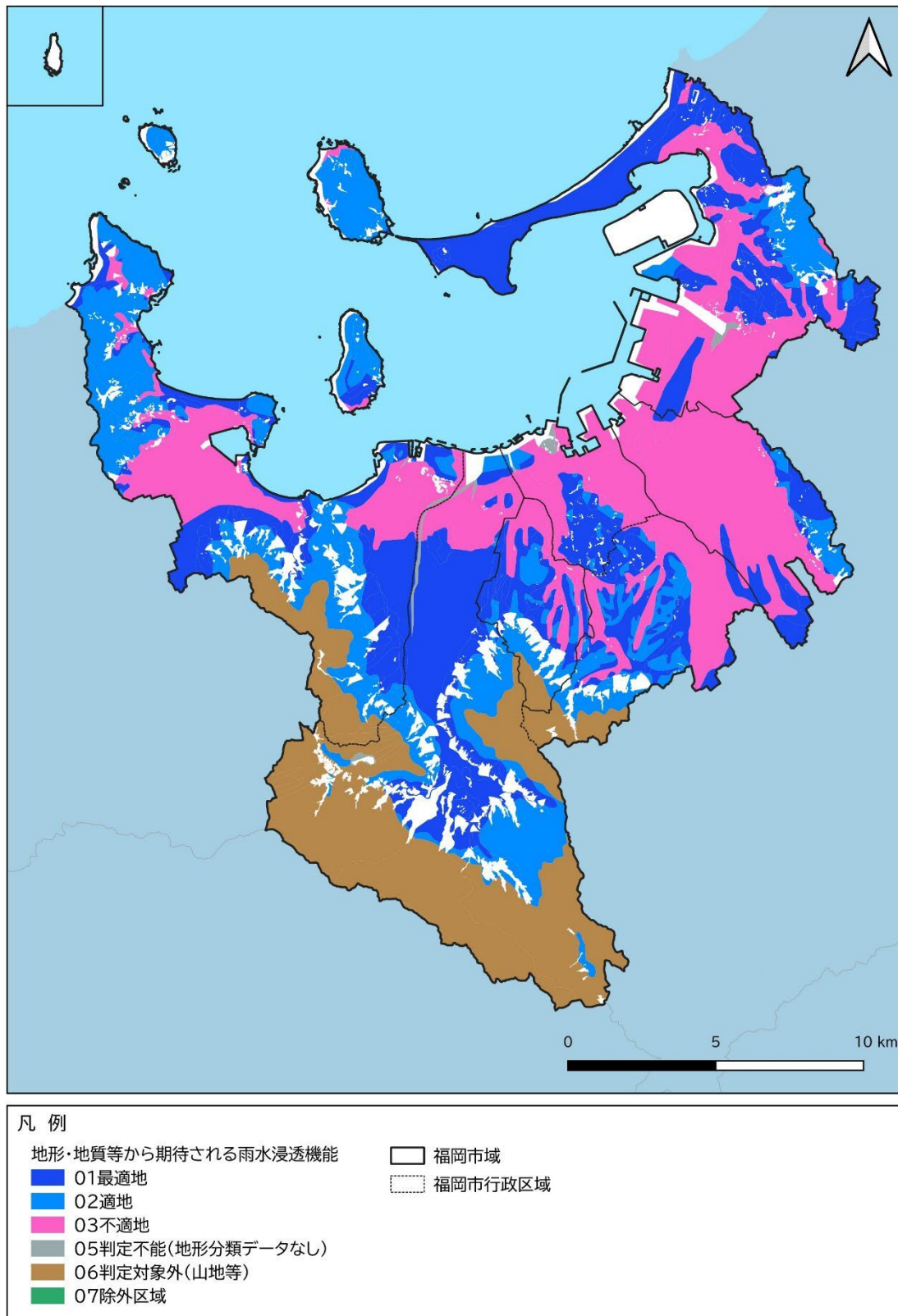


図 86 地形・地質等から期待される雨水浸透機能

(3)生物多様性保全を図る上で重要な場所

Eco-DRR による生物多様性の保全を効果的に図るためには、湿地の創出等によって生物多様性の向上が期待できる場所を把握することが望まれます。樹林や水田、河川等の水域などがモザイク状に分布する場所は生物多様性が高く、その評価指標として植生図を基にした「自然的景観の多様度」が採用されます。

また、大型鳥類の餌場等として重要なまとまった水田を評価する指標として、「水田の占有率」が採用されます。さらに、地域で関心の高い種がある場合など、特定の種を対象とした評価を行いたい場合には、種の分布推定モデルによる評価が有効な場合があります。

表 24 生物多様性保全を図る上で重要な場所の指標

データ	概要および原典
自然的景観の多様度	・ 里山など生態系のモザイク性が高い場所を評価する指標。生態系のモザイク性が高い場所は生物多様性が高いことが明らかになっている。 ・ 樹林、水田、畑地、湿地、ため池、草地など、生態系のモザイク性を構成する要素の分布を「植生図：自然環境調査 Web-GIS」を基に整理し、多様な生態系が周辺に分布している場所を評価。 ・ 第 6・7 回自然環境調査植生図を用いて、評価対象となるメッシュ (50m×50m) を中心として半径 500m の自然的景観の多様度を算出。 【原典】 第 6・7 回自然環境調査植生図をもとに加工。
水田の占有率	・ まとまった水田の分布を評価する指標。 ・ 「自然的景観の多様度」では、まとまった森林や水田などの環境はポテンシャルの高い場所としては評価されないが、生物多様性の保全のためには、生態系のモザイク性の高い場所だけではなく、まとまった森林や水田も重要な要素となる。 ・ 第 6・7 回自然環境調査植生図 (を用いて、評価対象となるメッシュ (50m×50m) を中心として半径 500m 内の水田の占有率を算出。 【原典】 第 6・7 回自然環境調査植生図をもとに加工。

環境省 webGIS にてデータを提供 (<https://www.biodic.go.jp/Eco-DRR/download.html>)

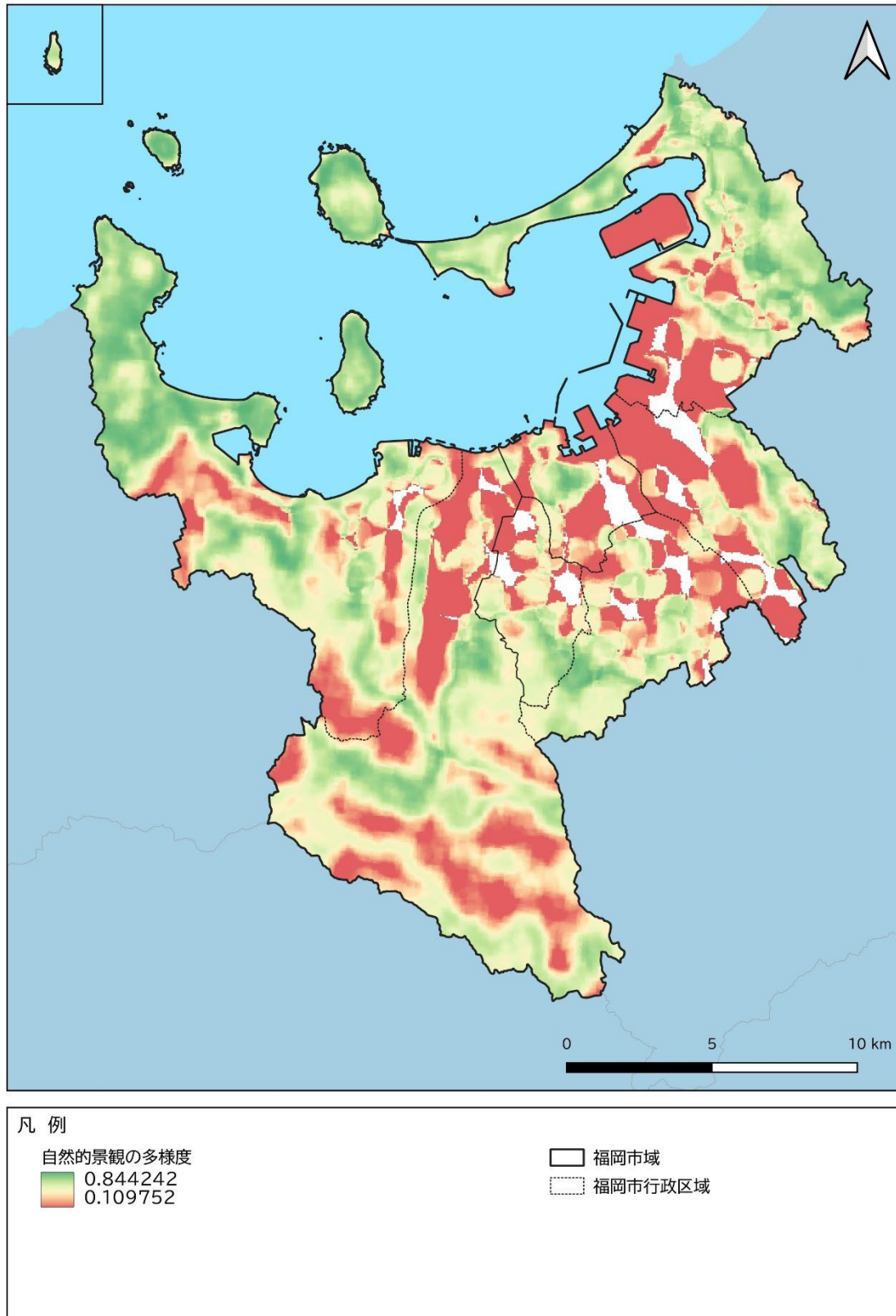


図 87 自然的景観の多様度

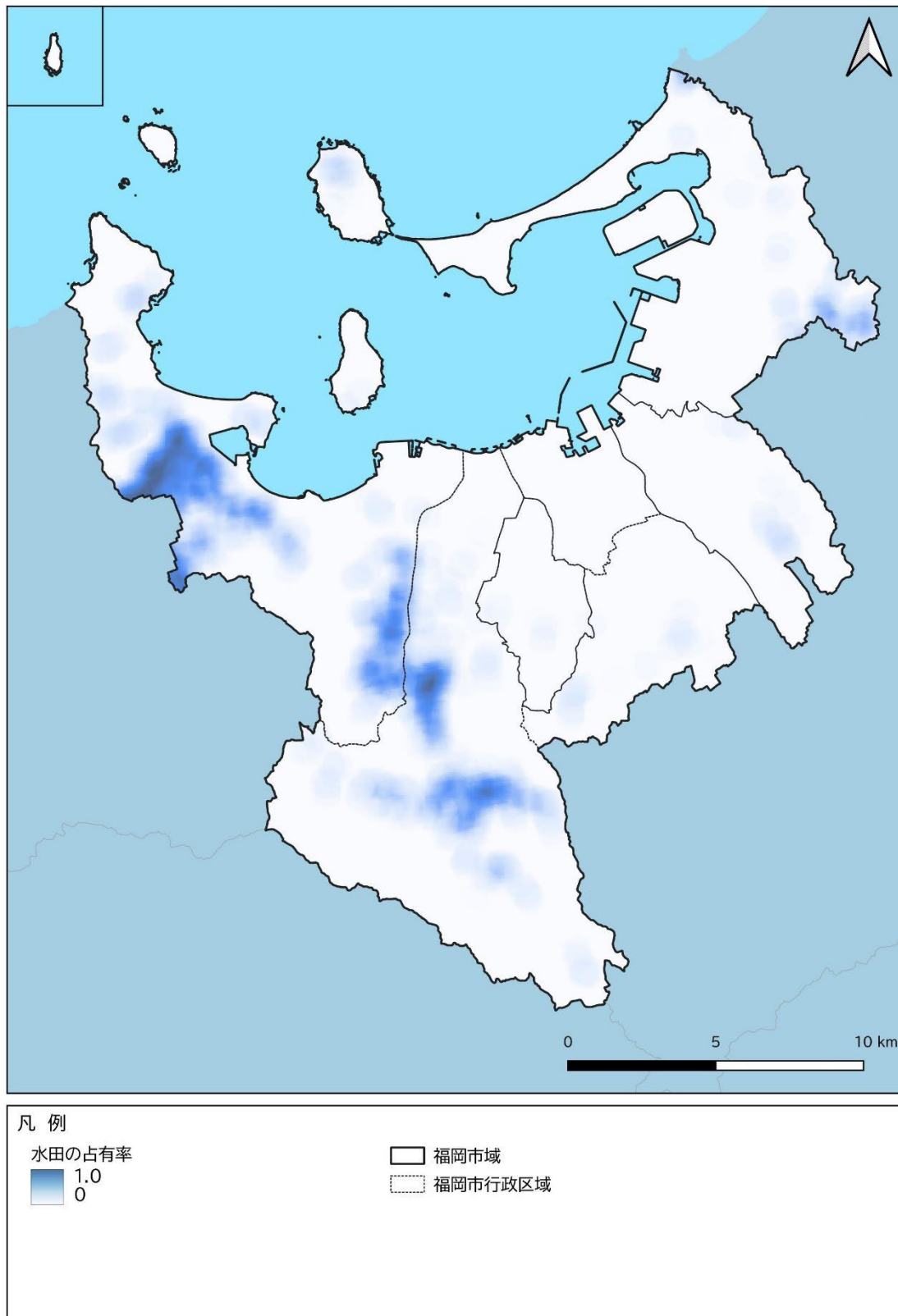


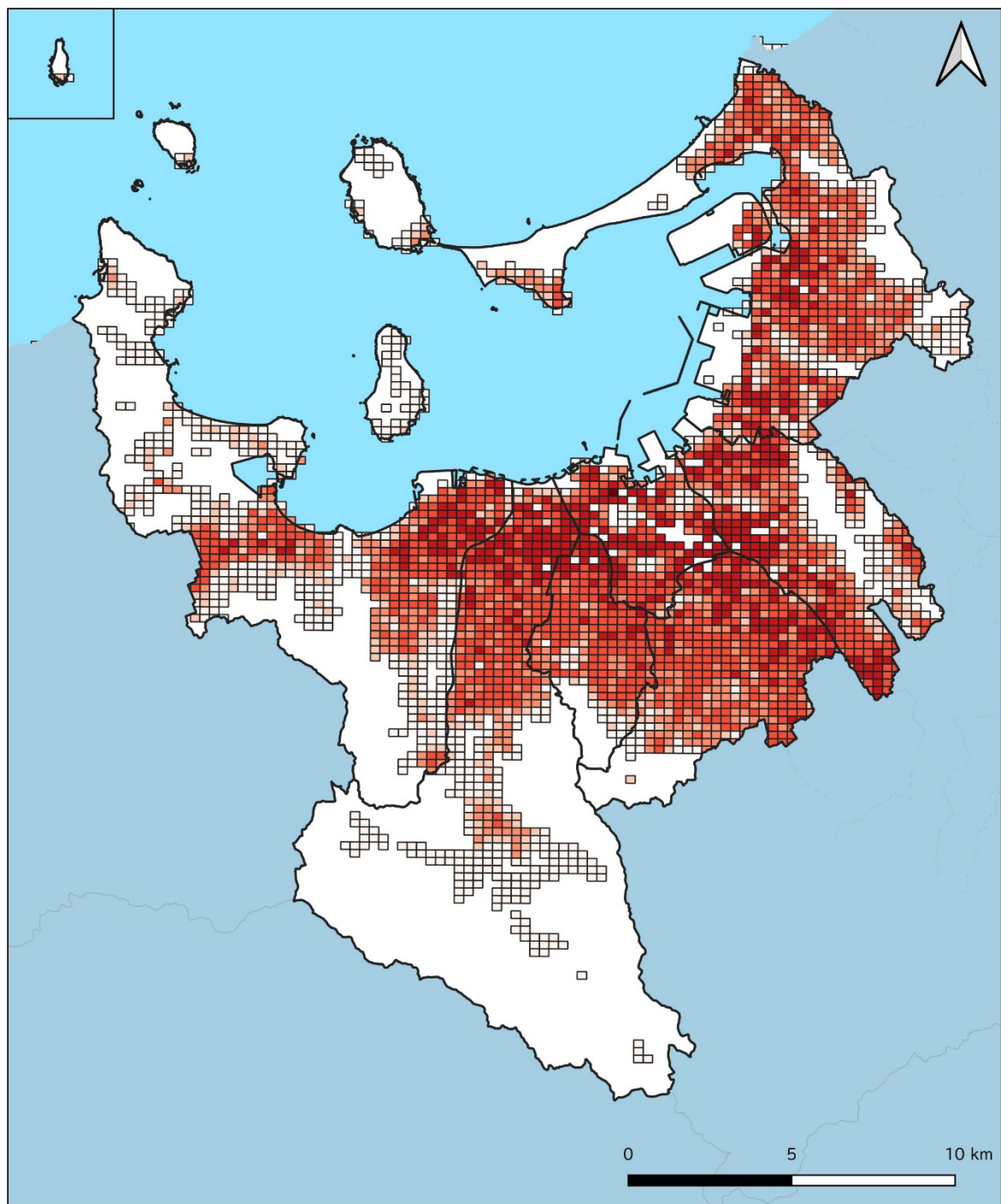
図 88 水田の占有率

(4)生態系の保全・再生の取り組みやすさの参考情報

里山の樹林や水田等を Eco-DRR として保全・再生するためには、継続的な維持管理活動の実施など人が手を加える必要があります。保全・再生の取り組みやすさの観点から、福岡市の人口や拠点施設の分布状況などのデータを整理し、ポテンシャルのある場所を評価する参考としました。

表 25 保全・再生の取り組みやすさの参考となるデータ

データ	概要	出典
国土数値情報 250m メッシュ別 将来推計人口 データ (R6 年国 政局推計)	2020 (令和 2) 年の国勢調査に基づき、2070 (令和 52) 年までの 250m メッシュ別の将来人口について、男女別・年齢 (5 歳階級) 別に推計を行い、250m メッシュ毎に集計したデータ。	国土交通省「国土数値情報ダウンロードサービス」(250m メッシュ別将来推計人口データ (R6 国政局推計)) https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-mesh250r6.html
学校 (2023 (令和 5) 年度作成)	学校教育法に規定する全国の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校、又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する幼保連携型認定こども園の位置を示すポイントデータ。	国土交通省「国土数値情報ダウンロードサービス」(学校データ) https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-P29-2023.html
文化施設 (2013 (平成 25) 年度作成)	全国の文化的に価値のある作品や生きものを収集・保存・展示し、またそれらの文化に関する教育・普及・研究を行う施設の位置を示すポイントデータ。	国土交通省「国土数値情報ダウンロードサービス」(文化施設データ) https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-P27.html
道路	道路中心線を、3m 未満、3m～5.5m 未満、5.5m～13m 未満、13m～19.5m 未満、19.5m 以上の幅員区分別に表示したラインデータ。	国土地理院 数値地図オンラインサービス/数値地図 (国土基本情報 20 万) の 1「道路中心線」 https://www.gsi.go.jp/kibanjoho/kibanjoho40027.html
道路・高速道路	全国的高速道路網の路線及び接続部について、路線名、地点名、供用開始年、供用更新年などの情報を路線形状、接続部位置ごとに時系列的に整理したラインデータおよびポリゴンデータ。	国土交通省「国土数値情報ダウンロードサービス」(高速道路時系列データ) https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-N06-2023.html
鉄道	全国の旅客鉄道・軌道の路線や駅について、形状、鉄道区分、路線名、運営会社等を整備したラインデータおよびポイントデータ。	国土交通省「国土数値情報ダウンロードサービス」(鉄道データ) https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-N02-2023.html



凡 例

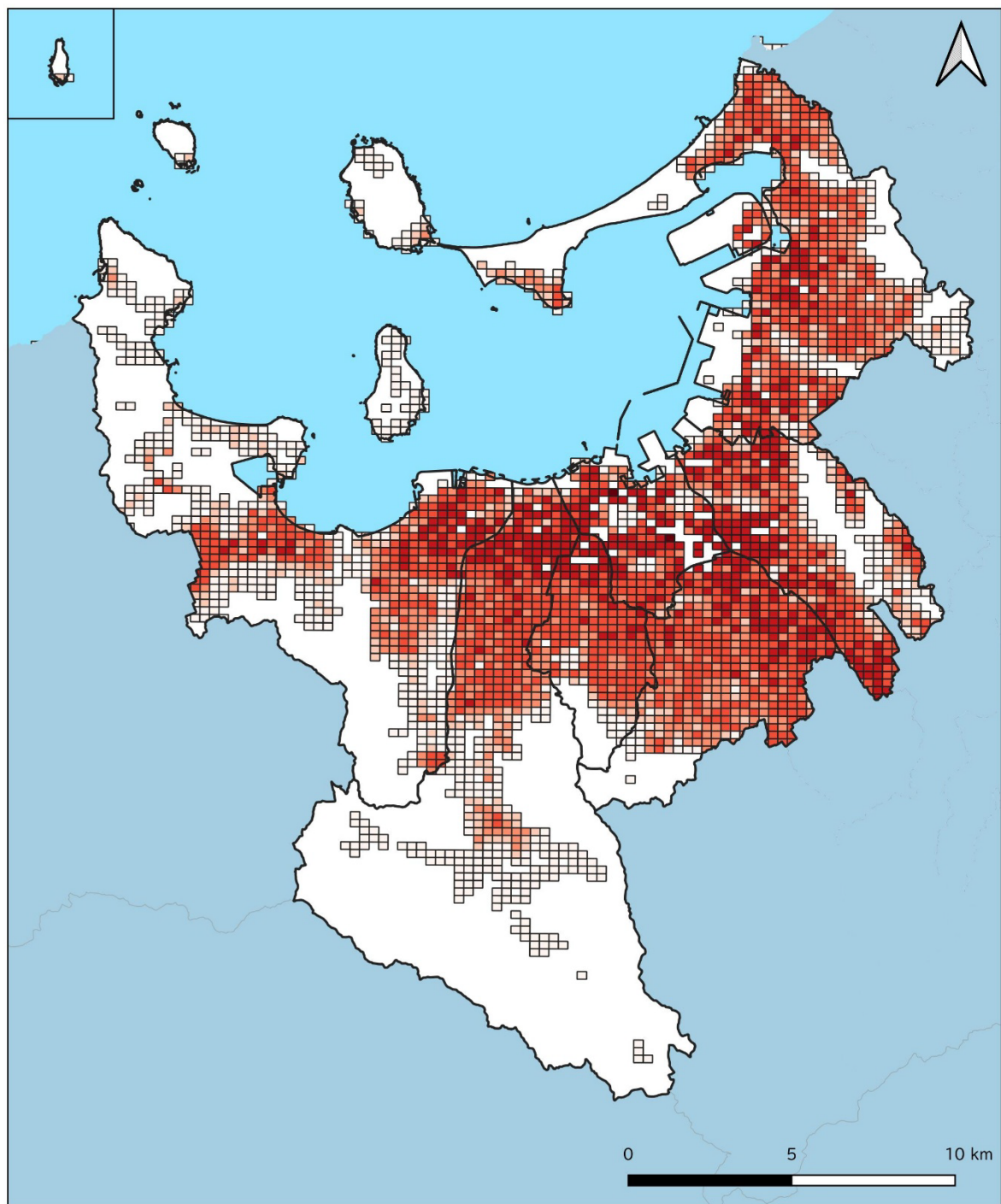
2020(令和2)年人口(総人口)250mメッシュ

- 100人未満
- 100 - 250人
- 250 - 500人
- 500 - 1000人
- 1000 - 2000人
- 3000人以上

福岡市域

福岡市行政区域

図 89 2020(令和2)年の総人口(250mメッシュ)



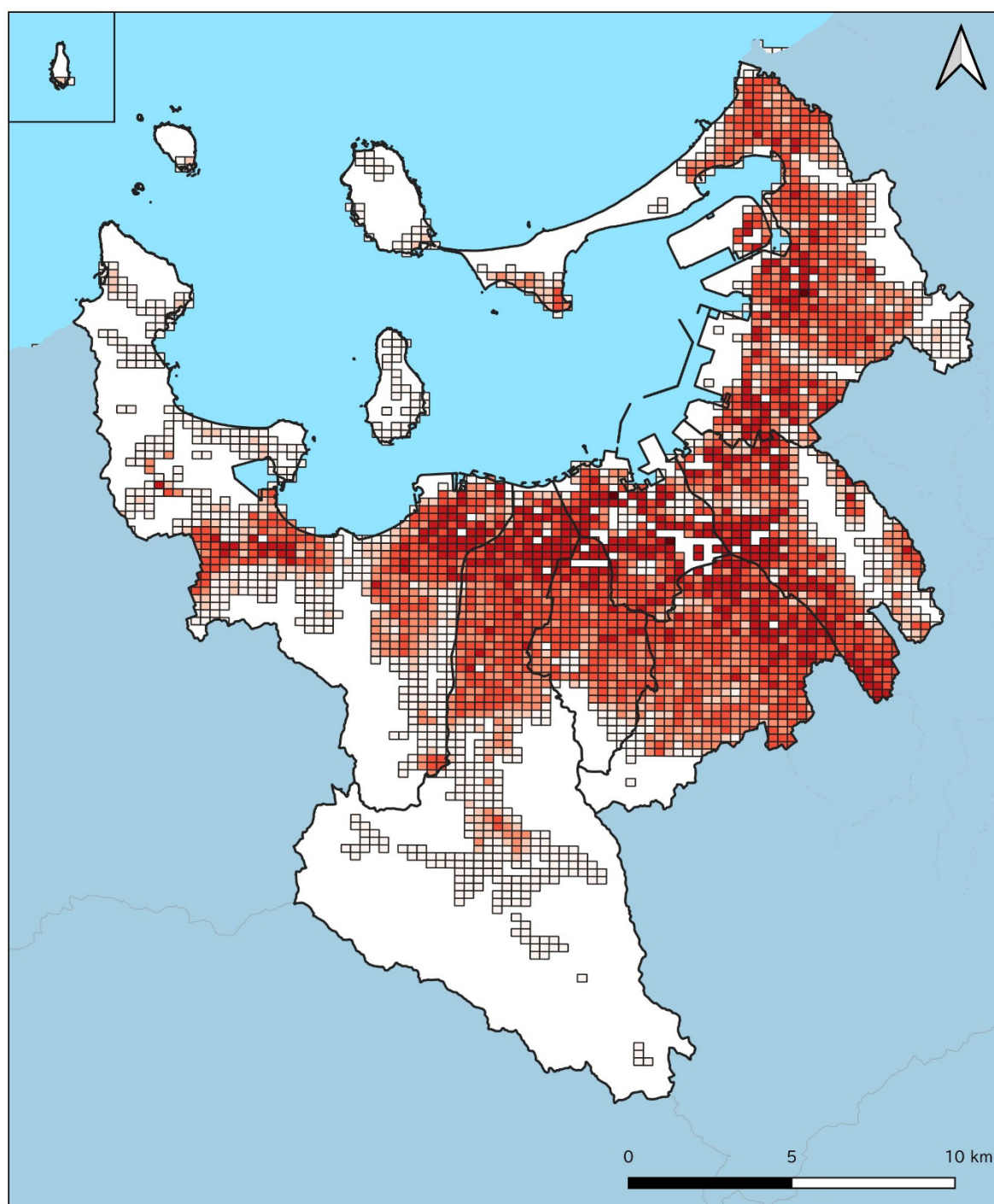
凡 例

2030(令和12)年将来人口推計(総人口)250mメッシュ

- 100人未満
- 100 - 250人
- 250 - 500人
- 500 - 1000人
- 1000 - 2000人
- 3000人以上

- 福岡市域
- 福岡市行政区域

図 90 2030(令和12)年の将来推計人口(250mメッシュ)



凡 例

2050(令和32)年将来人口推計(総人口)250mメッシュ

- 100人未満
- 100 - 250人
- 250 - 500人
- 500 - 1000人
- 1000 - 2000人
- 3000人以上

福岡市域

福岡市行政区域

図 91 2050(令和 32)年の将来推計総人口(250mメッシュ)

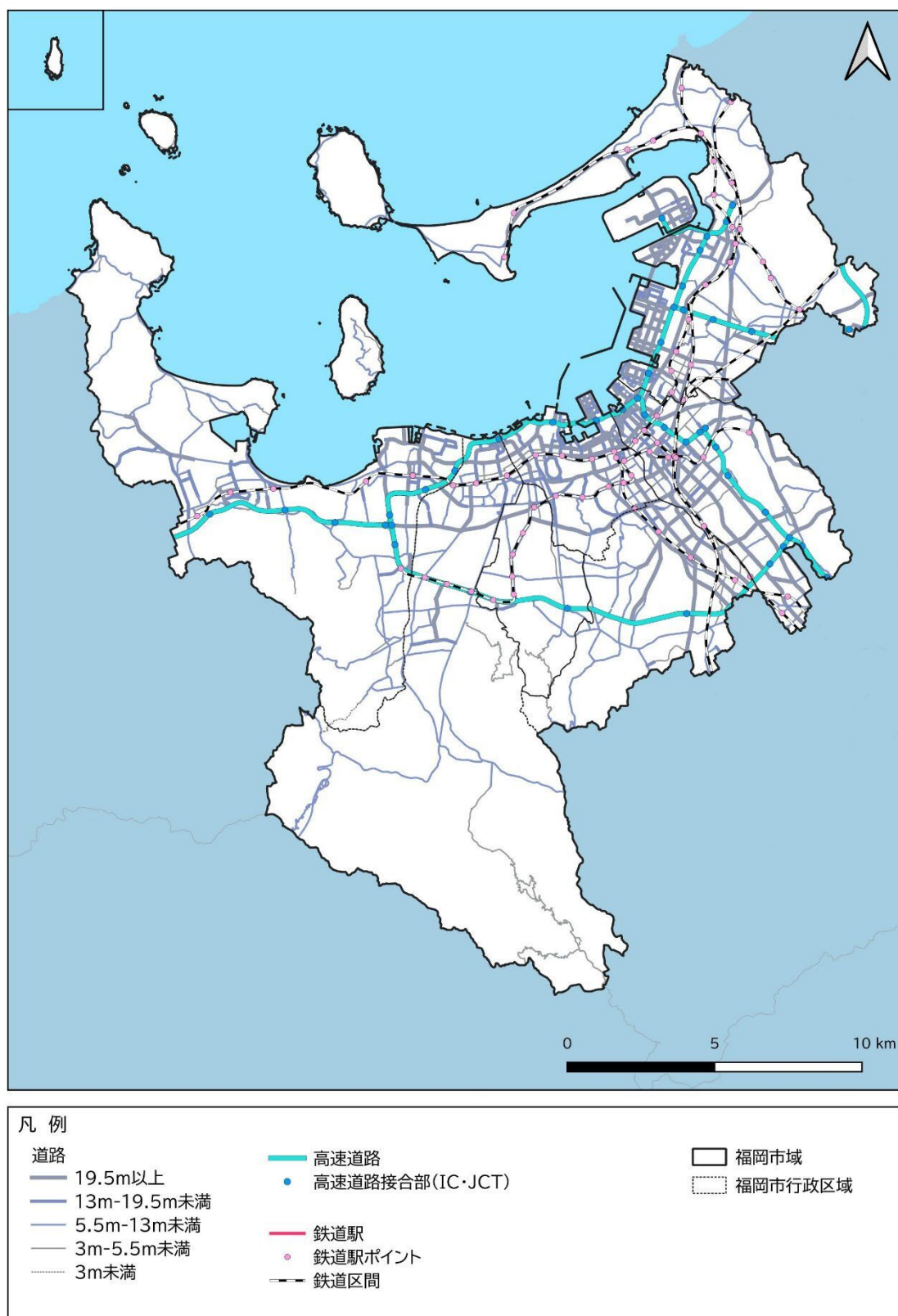


図 92 道路・鉄道の整備状況

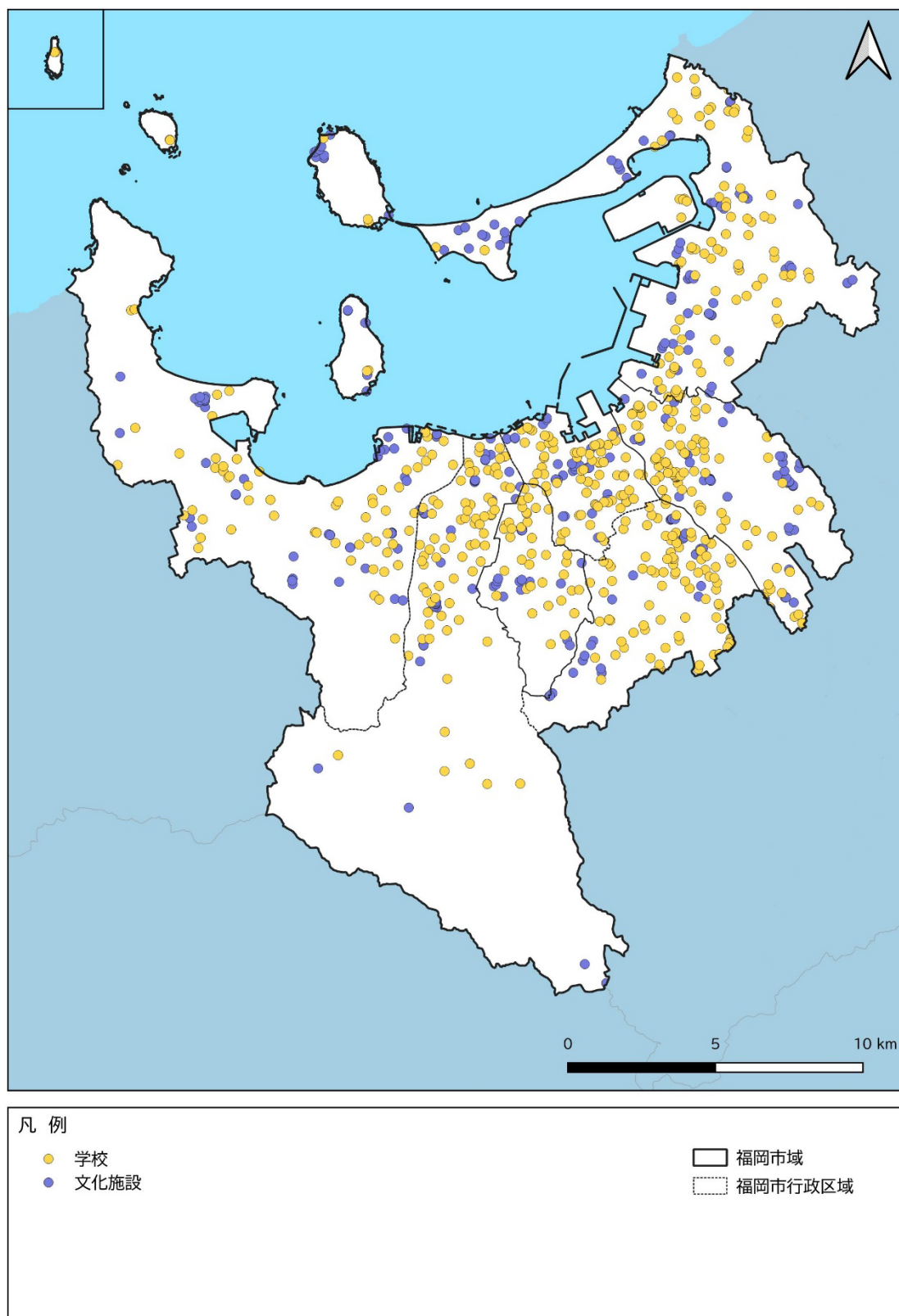


図 93 学校・文化施設の分布状況

(5) データの重ね合わせ例

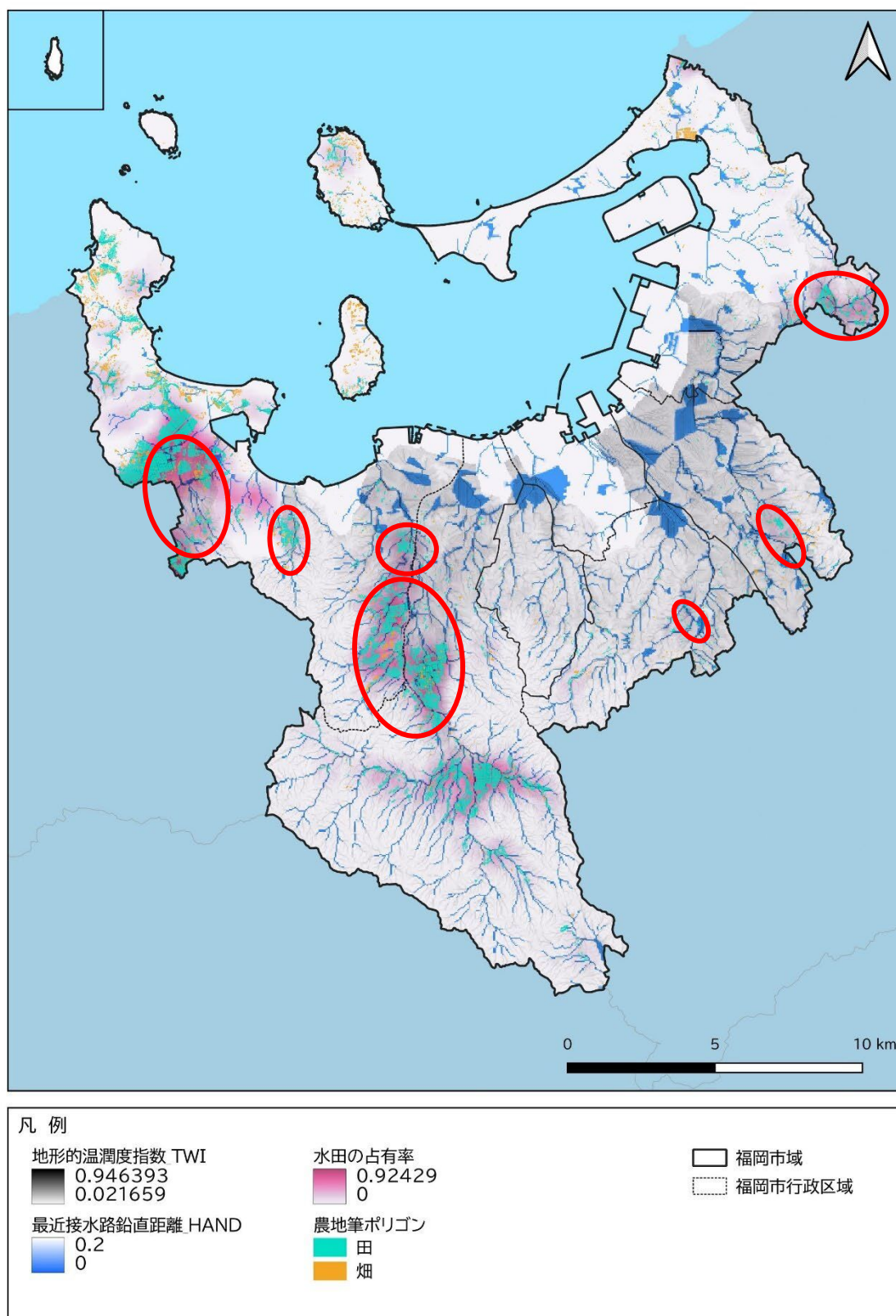
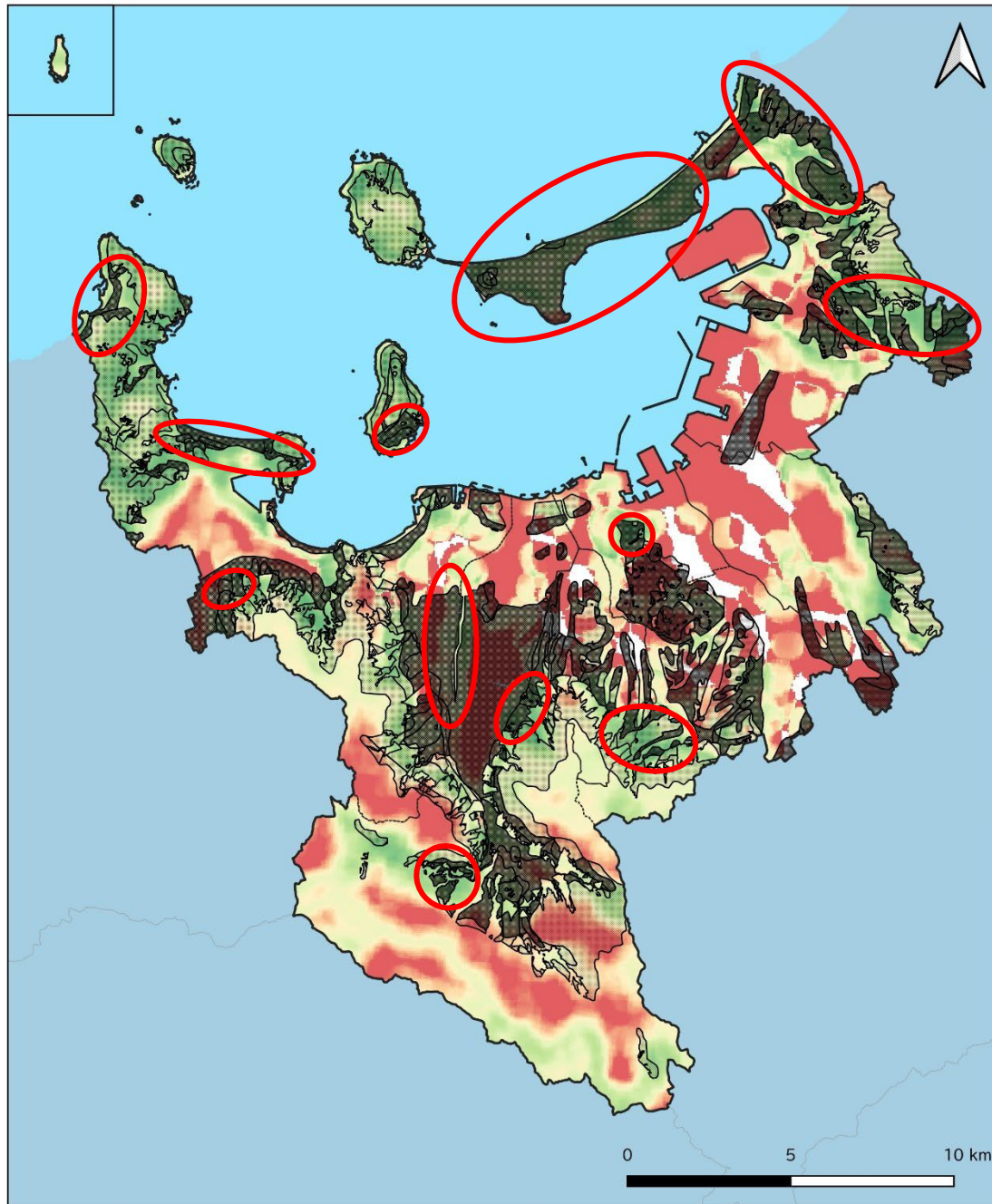


図 94 湿地としてのポテンシャル (TWI HAND) × 水田の占有率 × 農地の分布 (筆ポリゴン)
【雨水の一次的な貯留ができ、生物多様性保全上も重要なまとまりのある水田を評価する場合】



凡 例

自然的景観の多様度
 0.844242
 0.109752

地形・地質等から期待される雨水浸透機能
 01最適地
 02適地

福岡市域
 福岡市行政区域

図 95 自然的景観の多様度×地形・地質等から期待される雨水浸透機能
 【雨水の浸透が期待でき、生物多様性保全上も重要な場所を評価する場合】

資料 6 戦略策定までの流れ

1. 戦略策定に関する審議経過等

年月日	会議等・審議内容
2025(令和7)年 8月18日	令和7年度 第1回 福岡市環境審議会環境保全・創造部会 ・生物多様性ふくおか戦略の改定について
11月5日	令和7年度 第2回 福岡市環境審議会環境保全・創造部会 ・生物多様性ふくおか戦略の骨子案について
2026(令和8)年 2月4日	令和7年度 第3回 福岡市環境審議会環境保全・創造部会 ・生物多様性ふくおか戦略の素案について
5月12日	令和8年度 第1回 福岡市環境審議会環境保全・創造部会 ・生物多様性ふくおか戦略の原案について
9月	改定

2.戦略策定体制

福岡市環境審議会委員(50音順)

氏 名	役 職 等	備考
阿部 真之助	市議会議員	
石橋 勇志	九州大学大学院 農学研究院 教授	○
猪野 猛	福岡商工会議所 理事・事務局長	
今林 ひであき	市議会議員	○
大石 修二	市議会議員	
大森 一馬	市議会議員	
押川 千恵	独立行政法人国立病院機構福岡病院 耳鼻咽喉科 科長	○
包清 博之	九州大学 名誉教授	○
菊水 之恵	日本野鳥の会 福岡支部 幹事	○
小出 秀雄	西南学院大学 学術研究所長	
勢一 智子	西南学院大学 法学部 教授	会長
平 由以子	特定非営利活動法人 循環生活研究所 理事	
高木 勝利	市議会議員	
田中 綾子	福岡大学 工学部 教授	
中山 裕文	九州大学大学院 工学研究院 教授	
西下 尚樹	九州経済産業局 資源エネルギー環境部 次長	
野村 久子	九州大学大学院 農学研究院 准教授	○
萩島 理	九州大学 副学長・総合理工学研究院 教授	
林 灯	九州大学 エネルギー研究教育機構 教授	
原田 昌佳	九州大学大学院 農学研究院 教授	○
久留 百合子	リエゾンオフィス代表／消費生活アドバイザー	
松山 倫也	九州大学大学院 農学研究院 特任教授	○ (部会長)
馬奈木 俊介	九州大学大学院 工学研究院 教授	
森 あやこ	市議会議員	
山内 勝也	九州大学大学院 芸術工学研究院 准教授	○
山田 ゆみこ	市議会議員	○

※1 ○は環境保全・創造部会委員

※2 2025(令和7)年7月末現在

資料 7 前戦略の評価

1 評価方法

前戦略における 5 つの基本的方向に関連する指標等を設定し、個別に評価した上で、平均点をつけて総合評価を行いました。評価にあたっては、市民の意識に関する指標を用いるとともに、参考指標として、自然環境の状態（面積、種数等）や取組みの実施状況（参加者数、開催数等）など、主要施策の進捗状況を把握できる情報を活用しました。

(1) 指標等の達成状況の基準

基準値からの増減でA～Cのランクをつけました。

ランク	基準
A	基準値よりも増加している、または目標値を達成できている
B	基準値からの増減が 10%以内
C	基準値よりも減少している、または目標値を達成できていない

(2) 総合評価の基準

総合評価は、成果指標のランクごとにA=3 点、B=2 点、C=1 点とし、基本的方向 1～5 の項目それぞれの平均点を算出し、星の数で評価しました。

平均点	評価（基準）	
2.5 以上	順調に進捗している	★★★
1.5 以上 2.5 未満	概ね順調に進捗している	★★
1.5 未満	進捗が遅れている	★

2 評価結果

(1) 総合評価結果

総合評価は以下のような結果になりました。

基本的方向	評価 (平均点)
1 生物多様性やその恵みに関する認識の社会への浸透	★★ (2.0)
2 人と自然の環境を改めて考えながら生物多様性の保全	★★ (1.7)
3 生物多様性から享受される恵みの持続可能な利用	★★ (2.0)
4 生物多様性に支えられる文化の継承と創造	★★ (1.7)
5 より広域な視野をもちながら地域の生物多様性を支える多様な主体や地域との連携	★★ (2.0)

(2) 基本的方向ごとの指標等の評価

基本的方向ごとに設定した指標および参考指標と、その評価結果は以下のとおりです。

基本的方向 1 生物多様性やその恵みに関する認識の社会への浸透				
方向① 市民が生物多様性を理解し、その保全の重要性を認識し、行動できるよう生物多様性を広く社会に浸透させます				
方向② ふくおかの魅力が生物多様性の恵みに支えられていることを理解し、重要性を認識できる人や組織の形成を支援します				
指標等 (●：指標、○：参考指標)	指標値			評価
	現状値（基準） （把握年度）	実績値 （把握年度）	目標値 （把握年度）	
●生物多様性を理解し、その保全を意識して行動している市民の割合	14.7% (2012 （平成 24）年度）	17.7% (2024 （令和 6）年度）	35% (2024 年度)	C
○環境関連総合学習の実施校割合	86.9% (2012 （平成 24）年度）	81.9% (2024 （令和 6）年度）	-	B
○「ふくおかレンジャー」受講者数（累計）	10 人 (2015 （平成 27）年度）	219 人 (2024 （令和 6）年度）	-	A

基本的方向 2 人と自然の環境を改めて考えながら生物多様性の保全 方向③ 海洋、島しょ、干潟、平野、丘陵、山地、河川など、ふくおかの多様な生物の生息環境を守るとともに、中心市街地や港湾地域においては、再生・復元を行い、山、川、平野、海のつながりを確保します 方向④ 動物、水生生物、植物などふくおかの貴重な生きものを守り、豊かな生物相の回復を目指します				
指標等 (●：指標、○：参考指標)	指標値			評価
	現状値（基準） （把握年度）	実績値 （把握年度）	目標値 （把握年度）	
○全市域における緑被面積	18,964ha (2012 (平成 24) 年度)	18,984ha (2022 (令和 4) 年度)	-	B
○特定外来生物の確認種数・定着種数	確認種数 11 種 定着種数 9 種 (2012 (平成 24) 年度)	確認種数 19 種 定着種数 14 種 (2024 (令和 6) 年度)	-	C
○貴重・希少生物等の確認種数	246 種 (2018 (平成 30) 年度)	255 種 (2023 (令和 5) 年度)	-	B

基本的方向 3 生物多様性から享受される恵みの持続可能な利用 方向⑤ ふくおかの地理的特性を活かして生物多様性に配慮したまちづくりを推進します 方向⑥ 安心して暮らせるふくおかの都市基盤をつくります 方向⑦ 生物多様性の恵みを活かしてふくおかの魅力を増進します				
指標等 (●：指標、○：参考指標)	指標値			評価
	現状値（基準） （把握年度）	実績値 （把握年度）	目標値 （把握年度）	
○全市域における緑被面積 【再掲】	18,964ha (2012 (平成 24) 年度)	18,984ha (2022 (令和 4) 年度)	-	B
○藻場面積 (今津・能古島・志賀島)	36,000m ² (2012 (平成 24) 年度)	25,500m ² (2020 (令和 2) 年度)	-	C
○直売所数	10 箇所 (2012 (平成 24) 年度)	16 箇所 (2023 (令和 5) 年度)	-	A

基本的方向 4 生物多様性に支えられる文化の継承と創造 方向⑧ 生物多様性に育まれてきたふくおか固有の文化を継承します 方向⑨ 生物多様性の恵みを活かして新たなふくおかの文化を創造します				
指標等 (●：指標、○：参考指標)	指標値			評価
	現状値（基準） （把握年度）	実績値 （把握年度）	目標値 （把握年度）	
○学校給食への市内産農水産物 利用割合	米：21.9% 野菜：31.1% （2015 （平成 27）年度）	米：14.3% 野菜：31.8% （2023 （令和 5）年度）	-	C
○シロウオの遡上状況 （漁獲量）	196kg （2012 （平成 24）年度）	0kg【休漁】 （2023 （令和 5）年度）	-	C
○自然の恵み体験活動申込者数	125 人 （2023 （令和 5）年度）	434 人 （2025 （令和 7）年度）	-	A

基本的方向 5 より広域な視野をもちながら地域の生物多様性を支える多様な主体や地域との連携 方向⑩ ふくおかの生物多様性を支える多様な主体、多様な地域との協力関係を構築し、連携した 取り組みを推進します 方向⑪ ふくおかの生物多様性を支える多様な主体、多様な地域と連携していくための仕組みや ルールを構築します				
指標等 (●：指標、○：参考指標)	指標値			評価
	現状値（基準） （把握年度）	実績値 （把握年度）	目標値 （把握年度）	
○室見川水系一斉清掃への参加 申込者数	4,188 人 （2012 （平成 24）年度）	3,445 人 （2024 （令和 6）年度）	-	C
○水源の森づくり共働事業協定 団体数	2 団体 （2012 （平成 24）年度）	6 団体 （2024 （令和 6）年度）	-	A
○まもる一む等での交流会等イ ベント参加人数	84 人 （2019 （令和元）年度）	85 人 （2024 （令和 6）年度）	-	B



～生物多様性ふくおか戦略～

令和8年9月改定

福岡市環境局

〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1

TEL:092-733-5389 FAX:092-733-5592